東京都地域防災計画

火　山　編

（平成30年修正）

［本冊］

東　京　都　防　災　会　議

用　語　例

本計画で使用する用語等は、次による。

1　地域等の標記

	標　　記	説　　明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3 及び 4 に属する地域をいう。

2　機関名等の標記

	標　　記	機　関　等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都○○局	東京都○○局
5	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
6	関東財務局	財務省関東財務局
7	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
8	東京労働局	厚生労働省東京労働局
9	関東農政局	農林水産省関東農政局
10	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
11	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
12	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
13	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
14	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
15	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所
16	関東地方測量部	国土地理院関東地方測量部
17	東京管区気象台	気象庁東京管区気象台

	標　　記	機　関　等
18	第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部東京海上保安部、同下田海上保安部、同横浜海上保安部
19	関東地方環境事務所	環境省関東地方環境事務所
20	北関東防衛局	防衛省北関東防衛局
21	日本郵便	日本郵便株式会社東京支社
22	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
23	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
24	NTT ドコモ	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
25	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
26	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
27	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
28	首都高速道路	首都高速道路株式会社
29	水資源機構	独立行政法人水資源機構
30	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
31	KDDI	KDDI 株式会社
32	ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
33	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社東京支社
34	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
35	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社関東支社
36	東京ガス	東京ガス株式会社
37	日本通運	日本通運株式会社首都圏支店
38	福山通運	福山通運株式会社
39	佐川急便	佐川急便株式会社
40	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
41	西濃運輸	西濃運輸株式会社
42	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社
		東京電力フュエル&パワー株式会社
		東京電力パワーグリッド株式会社
		東京電力エナジーパートナー株式会社
43	東武鉄道	東武鉄道株式会社
44	東急電鉄	東京急行電鉄株式会社
45	京成電鉄	京成電鉄株式会社
46	京王電鉄	京王電鉄株式会社
47	京急電鉄	京浜急行電鉄株式会社
48	西武鉄道	西武鉄道株式会社
49	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社

	標　　記	機　関　等
50	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
51	東京モノレール	東京モノレール株式会社
52	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
53	北総鉄道	北総鉄道株式会社
54	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
55	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
56	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
57	東海汽船	東海汽船株式会社
58	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
59	都庁輸送組合	東京都庁輸送事業協同組合
60	都医師会	公益社団法人東京都医師会
61	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
62	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
63	献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
64	都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
65	TBS ラジオ	株式会社 TBS ラジオ
66	文化放送	株式会社文化放送
67	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
68	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
69	エフエム東京	株式会社エフエム東京
70	J－WAVE	株式会社 J－WAVE
71	日経ラジオ社	株式会社日経ラジオ社
72	InterFM	株式会社 InterFM897
73	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
74	テレビ東京	株式会社テレビ東京
75	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
76	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
77	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
78	ＴＢＳテレビ	株式会社ＴＢＳテレビ
79	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
80	東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
81	都個人タクシー協会	一般社団法人東京都個人タクシー協会
82	日本エレベーター協会	一般社団法人日本エレベーター協会関東支部

３　法令・条例名等の標記

	標　　記	説　　明
1	防災会議条例	東京都防災会議条例(昭和 37 年都条例第 109 号)
2	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
3	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和38年都規則第 12 号)
4	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱(昭和38年４月８日 38 総行災発第 12 号)

目　　次

用　語　例

目　　次

第１部　　総　　則 1

第１章　計画の方針 3

第１節　計画の目的及び前提 3

第２節　計画の構成 4

第３節　計画の習熟等 4

第４節　計画の修正 4

第２章　島しょの火山の概要 5

第１節　東京都の火山島分布 5

第２節　島しょの人口 6

第３節　島しょの地勢及び火山の概要 6

第４節　島しょの火山活動の概要及び状況 10

第３章　都、区市町村及び防災機関の役割 15

第１節　東京都 15

第２節　区市町村 15

第３節　指定地方行政機関 16

第４節　自衛隊 19

第５節　指定公共機関 19

第６節　指定地方公共機関 22

第２部　　災害予防計画 25

第１章　各防災機関の予防業務及び役割 27

第１節　目的 27

第２節　警戒避難体制の整備 27

第３節　予防業務 30

第２章　火山観測 33

第１節　国の火山観測体制 33

第２節　都等の火山観測体制 34

第３章　施設の整備 35

第１節　港湾施設等 35

第２節　道路 39

第３節　空港 39

第４節　学校 40

第５節　その他の公共施設 40

第４章　訓練及び防災知識の普及 41
第１節　防災訓練の充実 41
第２節　防災知識の普及 43
第５章　住民等の防災行動力の向上 45
第１節　災害に強い社会づくり 45
第２節　ボランティア等との連携 47
第３部　災害応急・復旧対策計画 51
第１章　初動態勢 53
第１節　東京都災害対策本部の組織及び運営 53
第２節　町村の活動体制 71
第３節　防災機関の活動体制 71
第２章　情報の収集及び伝達 72
第１節　噴火警報等の発表及び伝達 72
第２節　情報連絡体制 86
第３節　被害状況等の調査報告 88
第４節　災害時の広報 89
第５節　災害時の放送要請及び報道要請 91
第３章　災害救助法の適用 92
第１節　災害救助法の適用 92
第２節　救助実施体制の整備 95
第３節　救助の実施方法等 95
第４節　従事命令等 96
第５節　災害救助基金の運用 97
第４章　応援協力・派遣要請 99
第１節　応援協力 99
第２節　派遣要請 105
第５章　警備・交通規制 110
第１節　警備 110
第２節　交通規制 112
第６章　避難 115
第１節　避難態勢 115
第２節　避難所の指定、開設及び管理運営 118
第３節　要配慮者の安全確保 122
第４節　島外への避難 124
第７章　救援・救護 127
第１節　救助・救急 127
第２節　医療救護 129
第３節　防疫 133

第４節　飲料水の供給 135
第５節　食料・生活必需品等の供給 136
第６節　輸送船舶・車両の確保 140
第８章　船舶及び航空機の安全確保対策 143
第１節　船舶 143
第２節　航空機 144
第９章　ライフライン施設等の応急・復旧対策 145
第１節　電気施設(東京電力グループ) 145
第２節　水道施設 147
第３節　電話施設等 147
第１０章　公共施設等の応急・復旧対策 156
第１節　公共土木施設等 156
第２節　空港施設 157
第１１章　その他の応急対策 158
第１節　降灰除去等 158
第２節　遺体の捜索、収容等 161
第３節　火葬等 167
第４節　応急住宅対策 168
第５節　応急教育 172
第６節　動物救護 175
第１２章　災害復旧対策 176
第１節　生活安定のための緊急対策 176
第２節　義援金の配分 179
第３節　激甚災害の指定 181
第４部　富士山噴火降灰対策 183
第１章　総　則 185
第１節　富士山の現況等 185
第２章　災害予防計画 190
第１節　各防災機関の予防業務及び役割 190
第２節　火山観測 191
第３節　訓練及び防災知識の普及 191
第４節　住民等の防災行動力の向上 192
第３章　災害応急・復旧対策計画 199
第１節　応急活動体制 199
第２節　情報の収集及び伝達 200
第３節　応援協力・派遣要請 206
第４節　警備・交通規制 206
第５節　避難等 208

第６節　救援・救護 209
第７節　船舶及び航空機の安全確保対策 209
第８節　交通機関の応急・復旧対策 210
第９節　ライフライン等の応急・復旧対策 210
第１０節　宅地等の降灰対策 221
第１１節　火山灰の収集及び処分 222

資　料　編 223

資料第 1　三宅村火山ガス関連資料 225
資料第 2　過去の噴火及び関連する活動 228
資料第 3　観測機器の整備状況 234
資料第 4　東京港の現況 236
資料第 5　東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図 237
資料第 6　島しょ港湾(地方港湾)一覧表 238
資料第 7　伊豆諸島の港湾等位置図 239
資料第 8　小笠原諸島の港湾等位置図 240
資料第 9　島しょ漁港の現況 241
資料第 10　島しょ海岸保全施設の現況 242
資料第 11　東京都防災行政無線多重回線構成図（区部・多摩） 244
資料第 12　東京都防災行政無線移動系回線構成図 246
資料第 13　東京都防災行政無線回線構成図 247
資料第 14　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表 248
資料第 15　区市町村等の通信連絡態勢 249
資料第 16　電報サービスの優先利用 250
資料第 17　支庁を中心とした通信連絡系統 253
資料第 18　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定 255
資料第 19　災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル 259
資料第 20　給与品事前購入分一覧表 260
資料第 21　島しょ町村災害時相互応援に関する協定 261
資料第 22　東京消防庁相互応援協定の締結一覧 263
資料第 23　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) 264
資料第 24　震災時等の相互応援に関する協定・実施細目 267
資料第 25　21 大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 272
資料第 26　九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 276
資料第 27　災害時における応急対策業務に関する協定 281
資料第 28　災害時における応急復旧業務に関する協定 282
資料第 29　災害時における救助・救急業務に関する協定 283
資料第 30　関東旅客船協会との協定・実施細目（都港湾局） 284
資料第 31　日本外航客船協会との協定・実施細目（都港湾局） 286

資料第 32　日本船主協会との協定・実施細目（都港湾局）..... 288
資料第 33　日本内航海運組合総連合会との協定・実施細目（都港湾局）..... 290
資料第 34　災害時における応急対策業務に関する協定（都港湾局）..... 292
資料第 35　ヘリコプターの機種及び性能基準..... 295
資料第 36　東京都関係部署所属船艇一覧表..... 296
資料第 37　避難の勧告及び指示者一覧表..... 298
資料第 38　警視庁の車両及び資器材..... 299
資料第 39　ヘリコプター性能諸元..... 300
資料第 40　島しょ医療機関一覧..... 301
資料第 41　都医師会等との協定..... 302
資料第 42　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書..... 310
資料第 43　災害時における応急救護活動についての協定書..... 311
資料第 44　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書..... 312
資料第 45　災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書..... 313
資料第 46　災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書..... 314
資料第 47　災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書..... 315
資料第 48　災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書..... 316
資料第 49　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定..... 317
資料第 50　都における医薬品及び医療資器材の備蓄状況..... 319
資料第 51　東京都災害拠点病院施設状況一覧..... 320
資料第 52　東京都災害拠点病院設置運営要綱..... 321
資料第 53　東京都災害拠点病院標準整備品目..... 324
資料第 54　災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書..... 325
資料第 55　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）..... 326
資料第 56　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）..... 332
資料第 57　災害時における物資の調達支援協力に関する協定書（都総務局）..... 335
資料第 58　東京都生活協同組合連合会との協定..... 338
資料第 59　都備蓄倉庫一覧..... 344
資料第 60　食料等の備蓄状況..... 345
資料第 61　災害時における食料品調達業務に関する協定..... 346
資料第 62　食塩調達経路図..... 347
資料第 63　調製粉乳等備蓄等一覧..... 348
資料第 64　米穀の調達先一覧表..... 349
資料第 65　米穀等の調達経路..... 350
資料第 66　米穀卸売事業者等名簿一覧表..... 352
資料第 67　副食品及び調味料の調達(予定)一覧表..... 353
資料第 68　東海汽船所有船舶一覧..... 354
資料第 69　船舶の運航基準..... 355
資料第 70　災害時における動物保護体制(48 時間から 72 時間後までの応急体制)..... 356

資料第 71　災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書 357
資料第 72　災害弔慰金等の支給 359
資料第 73　災害援護資金、住宅資金等の貸付 360
資料第 74　被災者生活再建支援金の支給 362
資料第 75　激甚法に定める事業及び関係局 363

用語集・索引 365

用　語　集 367
索　　引 373

第１部
総　　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

○　この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画である。その目的は、火山部会の提言及び過去の火山災害の経験を踏まえ、火山の観測・監視体制の維持、防災訓練の実施等の予防対策、島外避難を含めた避難体制の整備、島外からの救援・救護対策等、外海孤立離島という伊豆諸島及び小笠原諸島の特質に即した応急対策を定め、住民の生命及び財産を火山災害から守ることにある。

　また、第４部では、富士山降灰対策の推進を目的とし、都、区市町村、防災機関等がとるべき方針を定める。

２　計画の前提

○　都の島しょ地域においては、過去にたびたび火山災害を経験している。昭和58年（1983 年）10 月には三宅島が噴火し、阿古集落の大部分が溶岩流により埋没した。昭和61年（1986年）11月には伊豆大島の外輪山外側での大規模な割れ目噴火により、全島民約１万人が島外避難をした。

○　また、平成12年（2000年）６月には三宅島で群発地震が発生した。その後、山頂部で数度噴火し、全島民約3,800人が島外避難する事態となった。大規模噴火が収まった平成12年（2000年）９月以降、二酸化硫黄の大量放出により島外避難が長期化し、平成17年（2005年）２月に島民の帰島が実現した。

○　都防災会議は、昭和61年（1986年）の伊豆大島での噴火の後、火山部会を設置し、伊豆諸島各島の火山に関する地質、噴火の特徴、活動状況等の調査研究を行った。調査研究は昭和 62 年度から平成元年度までの３か年にわたり実施され、各火山の特性、その対応策等について提言をまとめ、報告した。

○　伊豆諸島の火山にはそれぞれに特徴があり、その特徴に従った対策を島しょ町村で検討する必要があるが、万一、大規模な火山噴火が起きた場合には島しょ町村だけでは対応しきれず、都はもとより関係防災機関の緊密かつ迅速な対応が不可欠である。

○　平成12年（2000年）10月から12月まで及び平成13年（2001年）４月から５月までの間に低周波地震が急増した富士山について、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかしながら、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがあり、都の地域においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策

を講じる必要がある。

○　また、平成 21 年(2009 年) ２月に浅間山が噴火し、都にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用する。

第２節　計画の構成

○　この計画は、都及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

○　第１部から第３部までは、島しょ町村の区域を対象としており、第４部は、東京都全域を対象としている。

構　成	主　な　内　容
第１部　総則	東京都の火山の概況、都及び防災機関の役割
第２部 災害予防計画	都及び防災機関が行う予防対策、住民及び事業者が行うべき措置
第３部 災害応急・復旧対策計画	火山災害発生後に都及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用
第４部 富士山噴火降灰対策	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策

第３節　計画の習熟等

○　各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要がある。このため、火山災害等に関する施策及び事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査及び研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育及び訓練の実施等を通して本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高める。

○　男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第４節　計画の修正

○　この計画には、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

○　修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を都防災会議に提出する。

第２章　島しょの火山の概要

○　東京湾から南方の太平洋上には、伊豆諸島及び小笠原諸島が連なっている。
○　これらの地域の大部分は富士火山帯に属しているところから、多くの火山島及び海底火山が存在している。
○　このうち、火山噴火予知連絡会が活火山と定義しているおおむね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山は 21 あり、伊豆大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島(以上住民居住)、ベヨネース列岩、須美寿島、伊豆鳥島、孀婦岩、西之島(以上無人島)及び硫黄島(自衛隊駐屯地)、さらに、海底火山として海形海山、海徳海山、噴火浅根、北福徳堆、福徳岡ノ場、南日吉海山及び日光海山が挙げられる。
○　このように、都の地域における火山は全て島しょ地域に存在することから、本章においては、活動的な火山島を中心に、島しょの人口、地勢と火山の概要及び火山の活動状況を記載する。

第１節　東京都の火山島分布

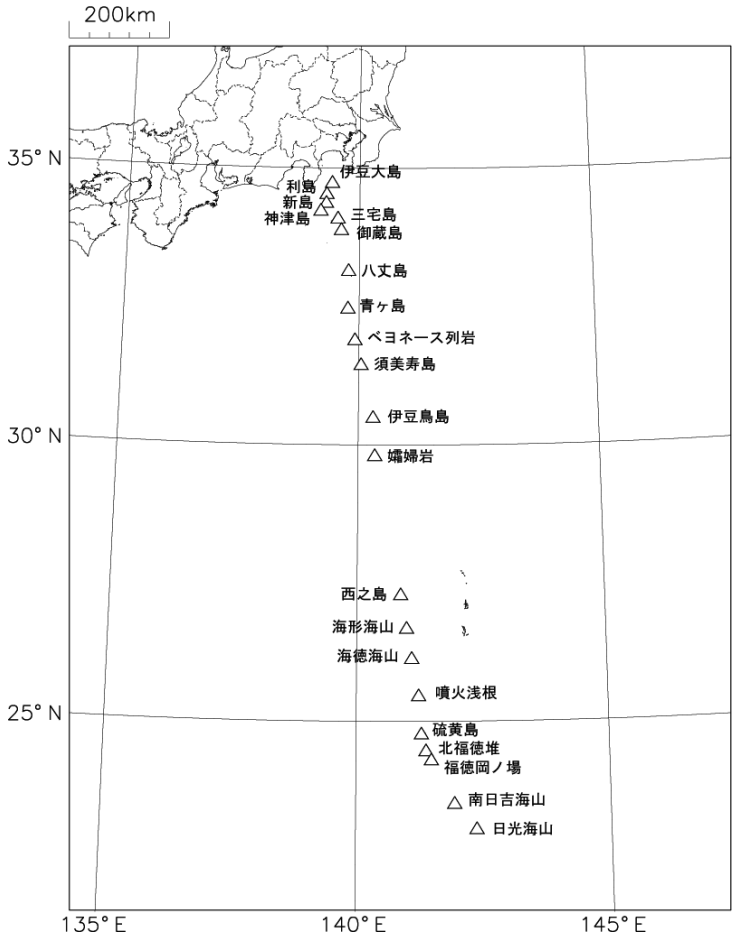

第２節　島しょの人口

○　火山の存在する島の人口、世帯等は次のとおりである。

区分	島名（火山名）	支庁	町村名	人口（人）	世帯（世帯）	面積（㎢）
活動的火山が存在する島	伊豆大島	大島	大島町	8,015	4,752	90.73
	新島		新島村	2,753	1,361	22.97
	神津島		神津島村	1,878	896	18.24
	三宅島	三宅	三宅村	2,583	1,681	55.20
	八丈島	八丈	八丈町	7,706	4,387	69.11
	青ヶ島		青ケ島村	160	108	5.96
その他の火山が存在する島	利島	大島	利島村	315	173	4.12
	式根島		新島村	528	280	3.67
	御蔵島	三宅	御蔵島村	303	168	20.51

（注）１　このほか、住民が居住していない活動的火山が存在する島として硫黄島（自衛隊駐屯地）がある。
２　人口及び世帯は、住民基本台帳人口（平成 29 年１月１日現在）による。
３　面積は、国土地理院「平成 29 年全国都道府県市区町村別面積調」（平成 29 年 10 月１日現在）による。
４　伊豆大島は火山名称

第３節　島しょの地勢及び火山の概要

○　伊豆諸島及び小笠原諸島は、東経 136～154 度、北緯 20～35 度の区域に散在している。その最北端に位置する伊豆大島は東京から南へ約 109 ㎞、最南端に位置する沖の鳥島は東京から南へ約 1,700 ㎞であり、南北約 1,600 ㎞の間に島々が存在する。
○　これら島しょのうち、火山が存在する島の地勢は次のとおりである。

１　活動的な火山が存在する島

(1)　伊豆大島

○　伊豆大島は、北北西～南南東 15 ㎞、東北東～西南西９㎞、周囲約 52 ㎞、面積 90.73 ㎢であり、伊豆諸島中最大の島で、その大部分は玄武岩質で形成されている。島のほぼ中央には、外輪山に囲まれた 10 ㎢ほどの火口原(カルデラ)があり、その中に三原山(中央火口丘 758m)がある。

○　18 世紀以降の噴火活動は三原山の火口で起こっていたが、昭和 61 年(1986 年)11 月の大噴火では、中央火口北側カルデラ内及び外輪山北側斜面に新たな割れ目噴火口が出現した。

○　島の東側は断崖絶壁であるが、西側は勾配が緩やかで、平地が開けている。中央火口原を除き、全島森林に覆われており、島内六つの集落は海岸に沿って発達している。

○　島の地形的特質は、溶岩流の繰り返しのある新火山地帯が露出していることと側火山の多いことである。

(2)　新島及び式根島

○　新島火山は、新島、式根島、早島及び地内島を含む、ひとまとまりの単成火山群と認識されている。

○　新島は、伊豆大島の南南西約 44 ㎞の海上にあり、東西約 2.5 ㎞、南北約 11.5 ㎞、周囲約 28 ㎞、面積 22.97 ㎢の南北に長い島で、大島と異なり、流紋岩で形成されている。

○　島の南部には、建築材に使われる抗火石を産出する向山(234.8m)が隆起し、北部には、本島中最高の宮塚山(432m)及びそれに連なる新島山(234m)がそびえている。

○　向山と宮塚山との中間、島のほぼ中央部は、東西に平地が開け、西側海岸に面して本村の集落が発達し、ここに沿った海岸線は前浜と呼ばれて伊豆七島随一の広い砂浜となっている。

○　島の最北部、新島山麓には、西海岸に面して若郷の集落があり、東海岸の羽伏浦は約７㎞の海岸線が白い砂と白い断崖で形成されている。

○　式根島は、新島の南方約８㎞の海上に浮かぶ新島の属島で、面積 3.67 ㎢、周囲約 12 ㎞、地形はほとんど平盤な台地で、隆起した高地は見られない。海岸線は断崖で囲まれているが、伊豆七島の中で最も出入に富んでおり、数多くの小湾がある。島の東南部海岸には２か所で温泉が湧出している。集落は他島と異なり島内各地に点々と散在している。

○　地質は新島と同じく流紋岩で、島全体が１回の噴火で形成された単成火山と考えられるが、新島の単成火山群より噴出年代が古く、現在は溶岩流及び溶岩円頂丘しか残っていない。

(3)　神津島

○　神津島は、新島の南方約 25 ㎞の海上、伊豆諸島のほぼ中心にある。東西約４㎞、南北約６㎞、周囲約 22 ㎞、面積 18.24 ㎢であり、島の中央には天上山

(571m)がきつ立し、それより南へ高処山及び秩父山が連なっている。

○　天上山に源を発して東西に走る神津沢は、伊豆諸島中最大の沢で、普段は流水がないが、豪雨の際には濁流が氾濫することがある。その下流の海岸線は、断崖で囲まれ、わずかに集落の前の海岸が開けているのみで、ここに岩礁を利用した神津島港がある。

○　地質は、新島と同じく流紋岩で、地形的特色も似ている。

(4)　三宅島

○　三宅島は、東京の南方約 180 kmに位置する、面積 55.20 km、直径約８km、周囲 38.3 kmのほぼ円形の火山島で、中央に雄山がある。玄武岩質から安山岩質の溶岩及び放出物との互層からなる複式火山で、頂上及び山腹に数多くの爆発火口を残している。

○　平成 12 年(2000 年)の噴火以前は、雄山は外輪山及び中央火口丘からなり、外輪山の側面にある側火山は島の中央から放射線上に並ぶ割れ目噴火を起こし、流出した溶岩は流動性に富み、海岸まで達しているという景観を呈していた。しかし、平成 12 年(2000 年) 7 月から８月までに発生した山頂部での大規模な噴火により、直径約 1.6 km、深さ約 450m のカルデラが出現した。

○　島内に河川はなく、各所に清水の湧出を見る。

　また、大久保浜、三池浜及び錆ヶ浜のように 700m に及ぶ砂浜も有するが、海岸沿いは断崖が多く、湾入部に乏しい。

○　集落は島内一円に点在し、大きくは五つの集落から形成されている。

○　なお、三宅村では昭和 58 年(1983 年)の噴火に伴い、翌昭和 59 年(1984 年)５月に、阿古の２か所を建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条の規定に基づき災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建築制限を行っている。

○　また、平成 12 年(2000 年)の噴火以降、山頂火口から火山ガスの噴出が継続していた時期については、安全確保のため、村条例により島内を 10 地区に分けて一部地域への立入りを制限していた。村では常時島内 14 か所において火山ガス濃度を監視しており、濃度レベルに応じて注意報又は警報を発令、防災行政無線等を通じて島民に伝達し、一定濃度以上になれば、当該地区の島民が避難する体制が整えられている。

(資料第１　三宅村火山ガス関連資料　P225)

(5)　八丈島

○　八丈島は、東京の南方約 290 kmに位置し、面積 69.11 ㎢、周囲約 58.91 km、北西～南東 14 km、北東～南西 7.5 kmのマユ形をした火山島で、南東部を占める東山(三原山 701m)、北西部を占める西山(八丈富士 854m)の２火山が接合している。

○　三原山は、直径１kmのカルデラを囲む先カルデラ成層火山で、その内側にある後カルデラ成層火山からなる複式火山である。一方、八丈富士は、典型的な円すい形の成層火山で、中腹に陥没したカルデラが存在し、カルデラ内の中央

火口丘が単一の円すい型火山に見えるまで成長した構造を持ち、南東へ比較的広い裾野を展開している。

○　集落は、島の南東部に位置する三原山を中心とする樫立、中之郷及び末吉で形成される坂上地区と、島の北西部に位置する永郷地区及び八丈富士と三原山との中間にあり、島の経済活動の中心地である、大賀郷及び三根で形成される坂下地区がある。

(6)　青ヶ島

○　青ヶ島は、八丈島の南方約 67 ㎞に位置し、面積 5.96 ㎢、北北西～南南東 3.5 ㎞、西南西～東北東 2.5 ㎞、周囲約９㎞のだ円形をした島である。地形的にはカルデラと呼んでよい大きさの池の沢火口を有する典型的な二重火山である。外輪山の外側斜面は 45 度から 70 度の急な崖をなし海岸線に臨んでいる。

○　また、海岸沿いには高さ 50m から 200m に及ぶ直立する海食崖が形成されている。一方、中央火口丘の丸山は、天明５年(1785 年)の噴火で形成された。

○　集落は、島の北側平坦地である休戸郷及び西郷地区に集中している。

２　その他の火山が存在する島

(1)　利島

○　利島は、大島の南方約 28 ㎞に位置し、面積 4.12 ㎢、周囲約８㎞の小島で、海岸は断崖が続き平地はなく、中腹北西寄りに集落がある。

○　玄武岩質から成り立っているが、表土は伊豆諸島の中で最も地味が肥えており、全島ほとんどが椿に覆われている。

(2)　御蔵島

○　御蔵島は、三宅島の南方 18 ㎞に位置し、面積 20.51 ㎢、周囲約 16 ㎞で、中央に御山(851m)があり、ほぼ円形をなした鐘状の火山島である。

○　御山の周囲には、高峯が重畳し、傾斜が強く、御山に源を発する平清水川及び大島分川の２河川並びに東側に小河川がある。

　また、御山東南の中腹には、最新の火山活動でできたツブネヶ森-ヤスカジヶ森溶岩ドーム群があり、周囲 400m の堰止湖の御代ヶ池がある。

○　地質は、玄武岩質から安山岩質溶岩の互層からなり、海岸沿いには海食による直立した断崖が多い。

○　集落は、島の北側比較的平坦な里地区１か所に集中している。

第４節　島しょの火山活動の概要及び状況

○　都の島しょ地域には、多くの活動的な火山島及び海底火山が存在する。昭和 50 年(1975 年)から平成 29 年(2017 年)までに、伊豆大島、三宅島、海徳海山、硫黄島、福徳岡ノ場及び西之島で噴火があった。

また、ベヨネース列岩(明神礁)、須美寿島、噴火浅根及び福徳岡ノ場では、火山活動に伴うとみられる変色水が認められた。

○　以下に、各火山の活動状況や主な噴火活動を示す。

(資料第２　過去の噴火及び関連する活動　P228)

１　伊豆大島(758m、34°43′N,139°24′E 三原新山)

○　主に玄武岩($SiO_2$51～53%)の複式成層火山で、島の中央部にはカルデラ及び中央火口丘三原山がある。カルデラは約 1700 年前に発生した山頂での水蒸気爆発に際し、陥没によって生じたものである。

○　カルデラの径は３～4.5 ㎞で東方に開く。中央火口丘三原山の火口(径 800m)内の地形は、火山活動の盛衰に応じ絶えず変動している。島の伸長方向(ほぼ富士火山帯の走向)の弱線上での山腹噴火が多かったが、1800 年以降の噴火は三原山火口の中で行われてきており、さらに、昭和 61 年(1986 年)の噴火では三原山火口、カルデラ底及び山腹斜面で起こっている。ストロンボリ式、(サブ)プリニー式及びハワイ式の噴火が特徴である。海岸近くではマグマ水蒸気爆発も起きている(例えば波浮港は爆裂火口の跡である。)。

○　岩石は、マグネタイト、チタノマグネタイト等の磁性鉱物を多量に含むのが特徴で、噴火活動と地磁気の変化の関連が観測されている。火山性微動の消長と火山活動との関連も報告されている。地震は、カルデラ内、島の東側、北～西側に群発することがある。平成 19 年(2007 年)12 月、気象庁は、伊豆大島を対象として噴火警戒レベルを導入し、平成 30 年(2018 年)6 月現在、レベル１(活火山であることに留意)としている。

○　過去の主な噴火活動

684 年 856 年 1112 年	天武 13 年 斉衡３年 天永３年	噴火
1338 年	延元３年	三原山東山腹に噴石丘、北西麓に火口生成、溶岩流(元町溶岩流)
1421 年	応永 28 年	大島南部に火口生成、溶岩流。別にカルデラを越流した溶岩は一部カルデラ北東側に流出
1552 年	天文 21 年	カルデラを越流した溶岩は北東に流れ、海岸に達した。
1684 年	貞享元年	カルデラを越流した溶岩は東部海岸にまで流出
1777	安永６～７年	安永の大噴火といわれ、多量の溶岩を流出。南西方に

～78 年		流れたものは野増、差木地間の赤沢で止まり、北東方への溶岩はカルデラ床を埋め、更に外輪山から東に流下して海に達した。スコリアが全島に降下。噴出物総量約 6 億 5 千万 t。噴火活動は、消長をくり返しながら寛政４年(1792 年)まで続いた。
1912 ～14 年	明治 45～ 大正３年	明治・大正噴火。噴出物総量約 7,460 万 t におよび、安永噴火以来最大の噴火。噴石活動、溶岩流出
1950 ～51 年	昭和 25～26 年	噴石丘形成、溶岩流がカルデラ床に流下。噴出物総量約 5,880 万 t
1986 年	昭和 61 年	７月から火山性微動。11 月 15 日噴火、19 日溶岩流がカルデラ床に流下。21 日カルデラ床で割れ目噴火、溶岩噴泉、溶岩流。外輪山外側で割れ目噴火、溶岩流下。全島民約１万人島外に避難

２　新島(432m、34° 24′ N,139° 16′ E)

○　南部と北部に流紋岩の溶岩円頂丘群があり、北端部には玄武岩($SiO_2$51%)の火山れき層(若郷火山)がわずかに分布している。

○　噴火記録があるのは、島内で最も新しい向山(301m、$SiO_2$76%)だけである。噴火すれば激烈で、火砕流及び泥流が生じやすい。

○　過去の主な噴火活動

886 年	仁和２年	房総半島で黒煙、鳴響及び雷鳴を認めた。地震頻発、降灰砂多く牛馬倒死多数

３　神津島(571m、34° 13′ N,139° 09′ E)

○　流紋岩($SiO_2$72～77%)の溶岩円頂丘群がある。噴火記録があるのは、島の中央部に位置する主峰天上山のみである。噴火すれば激烈で、火砕流及び泥流も発生しやすい。噴気孔はない。

○　過去の主な噴火活動

838 年	承和５年	天上山生成。降灰、溶岩海に流入

４　三宅島(※775m, 34.06´N139.32´E)

○　主に玄武岩($SiO_2$50～56%)の多重式成層火山である。山頂噴火のほか、山腹～付近海底での(放射状)割れ目噴火(ストロンボリ式又はハワイ式噴火)で溶岩を流出しやすい。

○　海岸地域では激しいマグマ水蒸気爆発が起こっている。平成 12 年(2000 年)の噴火前までは、径 1.6 ㎞のカルデラ内の中央火口丘雄山付近と昭和 37 年(1962

年)及び昭和 58 年(1983 年)の山腹噴火地帯で噴気及び地熱があった。

○　噴火前に水蒸気の噴出や地震が発生することがあり、昭和 37 年(1962 年)を始め､過去のいくつかの噴火では噴火直後から有感地震が頻発した｡昭和15年(1940年)、昭和 37 年(1962 年)の噴火に際して発生したこれらの地震の震源は、島の北西部であったにもかかわらず､噴火場所は北東山腹であった｡昭和 58 年(1983 年)の噴火では、約２時間前位から前駆的地震が記録され始め、噴火開始までに５回の有感地震が観測されている。

○　平成 12 年(2000 年)の噴火では、雄山の下部で火山性地震が群発し始め、傾斜計にも異常な動きが観測された。地震の発生域は翌日には西方海域に移動、島内での地震は起こらなくなったが、海底噴火が確認される。その後、再び島内で地震活動が始まり､山頂で噴火した｡噴火は数度におよび､山頂部に直径約 1.6 ㎞、深さ約 450m の陥没孔が出現した。噴煙は高度 14,000m にも達した。

○　山頂火口からは、平成 12 年(2000 年)８月頃から火山ガス(二酸化硫黄)の放出が始まり、平成 12 年(2000 年)秋から平成 13 年(2001 年)春頃には１日当たり数万トンとピークに達し、世界に類を見ない放出となった。その後、火山ガスの放出量は徐々に減少し平成 29 年(2017 年)12 月現在では、１日当たり数十トン以下で推移している。

○　大量の降灰及び噴石があり、溶岩も噴出したほか、低温の火砕流が発生した。

※　三宅島の標高 775m は、平成 16 年(2004 年)に国土地理院が作成した「1:25000 地形」による。

○　平成 20 年(2008 年)３月、気象庁は三宅島を対象として噴火警戒レベルを導入し、平成 30 年(2018 年)６月現在、レベル１(活火山であることに留意)としている。

○　過去の主な噴火活動

1643 年	寛永 20 年	溶岩は海中へ約１㎞流出。阿古村(現在の位置とは異なる。)は全村焼失。旧坪田村は風下のため火山灰、焼石が多数降り、人家、畑を埋めた。
1712 年	正徳元年	山麓で噴火し、溶岩が海中にまで流出。阿古村では泥水の噴出で多くの家屋埋没。牛馬死亡
1763 年	宝暦 13 年	雄山山頂噴火、阿古村薄木でも噴火
1811 年	文化８年	北側山腹噴火
1835 年	天保６年	西山腹の笠地付近で噴火、噴石、溶岩流
1874 年	明治７年	神着村南方の山中で噴火。溶岩は北方に流れ海に約 5,000 ㎡の新しい陸地をつくる。 人家 45 戸が溶岩に埋没。死者１名
1940 年	昭和 15 年	７月 12 日北東山腹より噴火、溶岩流出。14 日から山頂噴火。多量の降灰、火山弾放出。死者 11 名、負傷 20 名、牛の被害 35 頭、全壊、焼失家屋 24 棟、その他被害大

1962 年	昭和 37 年	８月 24 日北東山腹の海抜 200～400m 辺りから噴火。多数の火孔から溶岩を海中にまで流出。噴火は 30 時間で終了したが、終了後から有感地震頻発。焼失家屋５棟、山林耕地等に被害
1983 年	昭和 58 年	10 月３日南西山腹に生じた割れ目から噴火。溶岩噴泉、溶岩流。島の南部でマグマ水蒸気爆発が発生し、多量の岩塊が周辺に落下。溶岩流で阿古地区の住宅の埋没・焼失約 400 棟。山林耕地等にも被害。総噴出量 2000 万ｔ
2000 年	平成 12 年	６月 27 日に西方海域で海底噴火、７月８日、14～15 日、８月 10 日、13～14 日、18 日、29 日、９月９日に雄山山頂で噴火。山頂カルデラ内に直径約 1.6 ㎞、深さ約 450m の陥没孔が出現。大量の降灰、噴石があり８月 18 日には溶岩も噴出した。低温の火砕流発生、降灰多量。火山性ガスの噴出は当初１日当たり数万トンに達した。その後、火山ガスの放出量は徐々に減少し、平成 29 年(2017 年)12 月現在では、１日当たり数 10 トン以下で推移。山麓にごく微量の降灰をもたらす程度のごく小規模な噴火が時々発生。

５　八丈島(854m、33°08′N,139°46′E)

○　東山は噴火記録がなく、浸食が進んでいる。西山は玄武岩($SiO_2$50～55%)の成層・円錐火山で、八丈富士とも呼ばれ、山頂噴火のほか、山腹及び付近海底から噴火したという記録もある。

○　平成 14 年(2002 年)８月には、西山直下にマグマの貫入を示唆する群発地震と地殻変動が発生した。

○　過去の主な噴火活動

長亨元年(1487 年)～慶長 10 年(1605 年)に５回の噴火記録がある。噴火規模等は不明である。

６　青ヶ島(423m、32°27′N,139°46′E)

○　外輪山は玄武岩($SiO_2$51～52%)、二つの中央火口丘は安山岩($SiO_2$60～62%)、カルデラは径 1.5 km。過去の噴火は爆発型であるが、溶岩を流出したこともある。島の北端部及びカルデラ内の数か所に噴気孔がある。

○　過去の主な噴火活動

1783 年	天明３年	３月 26 日砂を噴出、４月 10 日地震の後火口原に火孔生成、赤熱噴石を噴き上げ最大約２m 噴石島中に降り 61 戸焼失、死者７人。翌 11 日砂や泥土を噴出、15 日火炎、黒煙、噴石は火口原を埋め更に高さ 100m 余りの二つの噴石丘を形成
1785 年	天明５年	４月 18 日火口原から噴火を始め噴煙、赤熱噴石、泥土噴出、５月頃まで続く。当時 327 人の居住者のうち 130～140 人が死亡と推定され、残りは八丈島に避難し、以後 50 余年無人島となる。

第３章　都、区市町村及び防災機関の役割

第１節　東京都

1　東京都防災会議に関すること。
2　防災に係る組織及び施設に関すること。
3　災害情報の収集及び伝達に関すること。
4　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
5　政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
6　警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
7　緊急輸送の確保に関すること。
8　被災者の救出及び避難誘導に関すること。
9　人命の救助及び救急に関すること。
10　消防及び水防に関すること。
11　医療、防疫及び保健衛生に関すること。
12　外出者の支援に関すること。
13　応急給水に関すること。
14　救助物資の備蓄及び調達に関すること。
15　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
16　区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
17　公共施設の応急復旧に関すること。
18　災害復興に関すること。
19　区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
20　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
21　事業所防災に関すること。
22　防災教育及び防災訓練に関すること。
23　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第２節　区市町村

1　区市町村防災会議に関すること。
2　防災に係る組織及び施設に関すること。
3　災害情報の収集及び伝達に関すること。
4　緊急輸送の確保に関すること。
5　避難の勧告誘導等に関すること。

6　消防(特別区を除く。)及び水防に関すること。
7　医療、防疫及び保健衛生に関すること。
8　外出者の支援に関すること。
9　応急給水に関すること。
10　救助物資の備蓄及び調達に関すること。
11　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
12　ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
13　公共施設の応急復旧に関すること。
14　災害復興に関すること。
15　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
16　防災市民組織の育成に関すること。
17　事業所防災に関すること。
18　防災教育及び防災訓練に関すること。
19　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第３節　指定地方行政機関

名　　称	内　　容
関東総合通信局	1　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 3　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 4　電気通信事業者及び放送局の被災、復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	1　地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること。 2　国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	1　被害情報の収集及び伝達に関すること。 2　関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	1　産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 2　雇用対策に関すること。

名　　称	内　　容
関東農政局	1　農業関係、卸売市場、食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2　応急用食料・物資の支援に関すること。 3　食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5　飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。 7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10　被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	1　国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 2　災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2　鉱山における保安に関すること。
関東地方整備局	1　防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2　通信施設等の整備に関すること。 3　公共施設等の整備に関すること。 4　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　豪雪害の予防に関すること。 7　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達並びに災害対策の指導及び協力に関すること。 8　水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等に関すること。 9　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10　緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11　災害時における復旧資材の確保に関すること。 12　災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関東運輸局	1　船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。

名　　称	内　　容
	2　災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3　鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4　災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局 （東京空港事務所） （大島空港出張所）	1　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備及び提供 2　復旧及び復興のための公共測量に関する指導及び助言 3　地殻変動の監視
東京管区気象台 （気象庁）	1　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2　気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。 3　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4　区市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル、ハザードマップ等の作成に関する技術的な支援及び協力に関すること。 5　災害の発生が予想されるとき又は災害発生時における都道府県及び区市町村に対する気象状況の推移、その予想の解説等に関すること。 6　都道府県、区市町村及びその他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進並びに防災知識の普及啓発活動に関すること。
第三管区 海上保安本部	1　警戒宣言、津波情報等の伝達に関すること。 2　火山災害に関する情報の収集に関すること。 3　海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4　排出油の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関すること。 5　海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6　海上における治安の維持に関すること。

名　　称	内　　容
	7　緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。 8　その他、火山災害応急対策に必要な事項
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3　行政機関等との連絡調整及び被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第４節　自衛隊

名　　称	内　　容
陸上自衛隊(第１師団)	1　災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1)　防災関係資料の基礎調査 (2)　災害派遣計画の作成 (3)　東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施に関すること。 (1)　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2)　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海上自衛隊(横須賀地方総監部)	
航空自衛隊(作戦システム運用隊本部)	

第５節　指定公共機関

名　　称	内　　容
日本郵便	1　郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2　郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

名　　称	内　　容
ＮＴＴ　東日本	１　電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 ２　災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
ＮＴＴ　コミュニケーションズ	１　国内電話、国際電話等の通信の確保に関すること。 ２　災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
ＮＴＴ　ドコモ	１　携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 ２　災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日本銀行	１　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ２　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ３　金融機関の業務運営の確保に係る措置 ４　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日赤東京都支部	１　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む。）の実施に関すること。 ２　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 ３　赤十字ボランティアの活動に関すること。 ４　輸血用血液の確保及び供給に関すること。 ５　義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援品については受け付けない。）。 ６　災害救援物資の支給に関すること。 ７　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 ８　外国人安否調査に関すること。 ９　遺体の検案協力に関すること。 10　東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	１　報道番組（気象予警報、被害状況等を含む。）に関すること。 ２　広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること。 ３　放送施設の保全に関すること。
東日本高速道路 中日本高速道路	１　道路、施設の建設及び維持管理に関すること。 ２　災害時の輸送路の確保に関すること。 ３　道路及び施設の災害復旧工事に関すること。
首都高速道路	１　首都高速道路等の建設及び保全に関すること。 ２　首都高速道路等の災害復旧に関すること。

名　称	内　容
	３　災害時における緊急交通路の確保に関すること。
水資源機構	１　水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)又は改築の実施に関すること。 ２　水資源開発施設の保全(施設の管理)に関すること。
国立病院機構	１　国立病院機構の医療の提供に関すること。 ２　災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
KDDI	１　災害時における重要通信の確保及び優先的取扱いに関すること。 ２　固定電話、携帯電話、IP 通信等の疎通の確保及び被災通信設備の復旧に関すること。
ソフトバンク	１　重要通信の確保に関すること。 ２　災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関すること。
JR東日本	１　鉄道施設等の工事計画、これらの施設等の保全に関すること。 ２　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 ３　利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。
JR東海	
JR貨物	１　災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東京ガス	１　ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。 ２　ガスの供給に関すること。
日本通運	１　災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資及び避難者等の輸送に関すること。
福山通運	
佐川急便	
ヤマト運輸	
西濃運輸	
東京電力グループ	１　電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 ２　電力需給に関すること。

第６節　指定地方公共機関

名　称	内　容
東武鉄道	1　鉄道施設等の安全保安に関すること。 2　利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 3　災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東急電鉄	
京成電鉄	
京王電鉄	
京急電鉄	
西武鉄道	
小田急電鉄	
東京地下鉄	
東京モノレール	
ゆりかもめ	
北総鉄道	
多摩都市モノレール	
東京臨海高速鉄道	
首都圏新都市鉄道	
東海汽船	1　船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2　災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都トラック協会	1　災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都庁輸送組合	
都医師会	1　医療に関すること。 2　防疫の協力に関すること。
都歯科医師会	1　歯科医療活動に関すること。
都薬剤師会	1　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	1　血液製剤の供給に関すること。
都獣医師会	1　動物の医療保護活動に関すること。
ＴＢＳテレビ	1　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2　放送施設の保全に関すること。
文化放送	
ニッポン放送	
ラジオ日本	
エフエム東京	
Ｊ－ＷＡＶＥ	
日経ラジオ社	
ＩｎｔｅｒＦＭ	

名　称	内　容
ＴＢＳラジオ	
日本テレビ	
テレビ東京	
フジテレビジョン	
テレビ朝日	
ＴＯＫＹＯ　ＭＸ	
東京バス協会	１　バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・タクシー協会	１　タクシー及びハイヤーによる輸送の確保に関すること。 ２　発災時の災害情報の収集及び伝達に関すること。
都個人タクシー協会	１　タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター協会関東支部	１　エレベーターの応急復旧に関すること。

第２部
災害予防計画

第１章　各防災機関の予防業務及び役割

第１節　目的

○　噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。

○　また、それとともに、発災時には適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制をあらかじめ定め、立上げを準備しておくことが必要となる。そのためには、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練と合わせて、災害を想定した体制を組んでおくことが必要である。

○　予防計画の実行に当たっては住民、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などのつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。

第２節　警戒避難体制の整備

１　火山災害警戒地域の指定

○　火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とした、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）が制定されている。

○　活火山法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域は、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定される。

○　都に関係する火山で、警戒地域に指定されているのは、以下の地域である。

火山名	都道府県	区市町村
伊豆大島	東京都	大島町
新島	東京都	新島村
神津島	東京都	神津島村
三宅島	東京都	三宅村
八丈島	東京都	八丈町
青ヶ島	東京都	青ヶ島村

２ 火山防災協議会の設置

○　警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会(以下「火山防災協議会」という。)を火山ごとに組織するものとされている。

○　都では、平成 30 年６月現在、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島について火山防災協議会を設置している。

○　火山防災協議会は、都、町村、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家、観光関係団体等により構成する。

　また、必要に応じて、検討事項に応じた部会を設置する等、円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。

〈火山防災協議会の設置状況〉

火山防災協議会名	設置年月日	構成町村(※)
伊豆大島火山防災協議会	平成28年４月22日	大島町
新島火山防災協議会	平成28年４月22日	新島村、神津島、利島村
神津島火山防災協議会	平成28年４月22日	神津島村、新島村
三宅島火山防災協議会	平成28年４月22日	三宅村
八丈島火山防災協議会	平成28年４月22日	八丈町
青ヶ島火山防災協議会	平成28年４月22日	青ヶ島村、八丈町

※ 構成町村のみ記載。国、都及びその他構成機関は省略

３　火山防災協議会における協議事項等

○　火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、以下の項目等について協議等を行う。

(1)　警戒避難体制の整備に関すること。

(2)　避難施設の整備等に関すること。

(3)　防災訓練の実施に関すること。

(4)　避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び島しょ町村への助言に関すること。

(5)　活火山法第５条第２項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関すること。

(6)　活火山法第６条第３項の規定に基づく島しょ町村防災会議からの意見聴取に関すること。

４　住民等の避難誘導体制

○　警戒地域においては、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。

○　避難計画の作成に当たって、内閣府(防災担当)が取りまとめた「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」(平成 28 年 12 月)(以下「避難計画策定の手引き」という。)を参考にする。

(1)　火山活動の状況に応じた避難

○　避難は、気象庁が発表する「噴火警報・噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース(山頂噴火、山腹噴火、マグマ噴火及びマグマ水蒸気噴火)」等に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

・　火山活動は、噴火の規模、場所及び噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。

・　山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短く、迅速な避難が必要である。

・　火山活動の状況によっては、事前に噴火警報の発表がなく、噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。

・　突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕、退避舎、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

・　島しょ部においては、島内避難のほか、船舶等を利用した島外避難が必要になることや、台風等の荒天等も考慮する必要がある。

(2)　避難対象者に応じた避難

○　避難対応を検討する際は、配慮等が必要な避難対象者を区分し、それぞれの区分に応じた避難支援、避難時期等について検討を行う。

・　要配慮者について、避難対応、避難生活等において十分配慮を行う。

・　避難行動要支援者について、町村、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから早い段階での避難準備又は避難を検討する。

・　登山者、観光客等(以下「来島者」という。)については、住民よりも早い段階で避難を呼びかける等、住民と区分して対応を検討する。

(3)　町村が定める避難場所、避難所及び避難経路

ア　避難場所及び避難所

○　町村は、過去の災害の状況、新たな知見等を踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

・　避難場所は、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の影響を受けず、住民等が短時間で避難が可能な場所とする。

・　避難所は、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の影響を受けない場所とする。

イ　避難経路

○　町村は、過去の災害の状況、新たな知見等を踏まえ、以下の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定する。

・　住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の危険性等を考慮して、できる限り影響を受ける部分を通過しない道路を避難経路として指定する。

・　都及び町村の長は、交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第３節　予防業務

１　避難施設緊急整備

(1)　避難施設緊急整備地域の指定

○　内閣総理大臣は、火山災害による被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、関係都道府県知事の意見を聴いて、避難施設緊急整備地域として指定することができる(活火山法第 13 条第１項)。

(2)　避難施設緊急整備計画の作成

○　知事は避難施設緊急整備計画として、次に掲げる事項について定める(活火山法第 15 条)。

ア　道路又は港湾の整備に関する事項

イ　広場の整備に関する事項

ウ　退避壕その他の退避施設の整備に関する事項

エ　学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

○　避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するとされているものを除き、町村が実施する(活火山法第 16 条)。

(3)　補助金の交付及び起債の特例

ア　補助金の交付

○　国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 16 条(補助金の交付)の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置を講ずることができることとなっている(活火山法第 17 条第２項)。

イ　起債の特例

○　避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき、必要とする経費については、地方財政法第５条(地方債の制限)各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとなっている(活火山法第 18 条第１項)。

２　防災営農施設整備等

(1)　計画の作成(活火山法第 19 条)

○　知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画を作成する。

○　作成される計画は「防災営農施設整備計画」、「防災林業経営施設整備計画」及び「防災漁業経営施設整備計画」(以下「防災営農施設整備計画等」という。)である。

(2)　補助等(活火山法第 20 条)

○　国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

３　各機関の予防業務

○　各機関の主な予防業務は次のとおりである。

機関名	予　防　業　務
町　村　、各防災機関等	1　災害対策本部体制の整備に関すること。 2　防災情報の収集体制の整備に関すること。 3　防災訓練に関すること。 4　避難体制(島外避難)の整備に関すること。
都　総　務　局	1　災害予防計画の調整、統括に関すること。 2　動員体制の整備に関すること。 3　災害通信体制の整備に関すること。 4　災害広報体制の整備に関すること。 5　避難体制(島外避難)の整備に関すること。
都　財　務　局	1　緊急輸送体制の整備に関すること。
都生活文化局	1　災害広報体制の整備に関すること。 2　区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 3　災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。
都　環　境　局	1　火山性ガスの観測体制の整備に関すること。 2　ごみ等の処理体制の調整に関すること。

機関名	予　防　業　務
都福祉保健局	1　避難所管理運営体制の整備に関すること。 2　食料供給体制の整備に関すること。 3　生活必需品の供給体制の整備に関すること。 4　要配慮者対策に関すること。 5　医療救護体制に関すること。 6　防疫・保健衛生体制の整備に関すること。 7　給水体制の調整に関すること。
都産業労働局	1　食料供給体制に関すること。 2　事業資金の融資等に関すること。 3　労務供給体制の整備に関すること。
都中央卸売市場	1　食料供給体制の整備に関すること。
都都市整備局	1　応急仮設住宅等の提供体制に関すること。 2　被災住宅の応急修理体制に関すること。
都建設局	1　都市施設等の防災構造化及び復旧に関すること。 2　緊急輸送路確保のための体制の整備に関すること。 3　砂防事業に関すること。
都港湾局	1　海上輸送体制の整備に関すること。 2　都市施設等の防災構造化及び復旧に関すること。
都水道局	1　給水体制の調整に関すること。
都教育庁	1　避難活動体制の整備に関すること。 2　防災教育に関すること。
報道各社	1　災害報道体制に関すること。
NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ	1　通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
KDDI	1　固定電話、携帯電話、IP 通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソフトバンク	1　通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東京電力グループ	1　電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

第２章　火山観測

○　伊豆諸島の火山は、海中から続く火山体の山頂部分に住民が居住していることになり、火山が噴火した場合には、内陸の火山に比べ住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。
○　このため、観測機器を設置し、火山の活動状況を常時把握することにより、噴火時における災害発生の防止、被害の軽減、住民の避難対策等の火山噴火対策を推進する必要がある。
○　本章では、国及び都の火山観測体制について記載する。

第１節　国の火山観測体制

○　国の伊豆諸島における火山観測は、火山活動の監視、噴火警報・予報の発表・伝達の責務を持つ気象庁を始め、国土地理院、国立研究開発法人防災科学技術研究所、東京大学地震研究所等の研究機関等が行っている。
○　気象庁は、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島及び硫黄島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で、震動観測、地殻変動観測、遠望観測を行うほか、随時現地調査を行って火山活動の推移を24時間体制で監視している。
　また、伊豆諸島には伊豆大島火山防災連絡事務所を、三宅島には三宅島火山防災連絡事務所をそれぞれ設置し、火山観測等を実施している。
○　気象庁は、全国の火山活動の早期検知、噴火警報・予報の迅速な発表及び火山活動状況の解説を分かりやすく行うため、「火山監視・警報センター」を気象庁本庁など全国４か所に整備し、平成14年(2002年)から新たに業務を開始した。
○　火山活動に変化があった場合の異常時には、ヘリコプターによる上空からの観測を関係機関の協力の下行うこととしている。
　また、平常時においても、火口内の熱異常域の変化等、活動の基礎データ収集のため、気象庁及び火山専門家の協力の下定期的に観測を行うこととする。
○　気象庁の実施する火山観測

区　　分	内　　容
震　動　観　測	○　地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地殻変動観測	○　GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	○　監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 ○　空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。

区　　分	内　　容
その他の観測	○　磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 ○　温度計及び赤外熱映像装置により、噴気地帯の噴気温度及び地熱地帯の地表面温度分布を定期的に観測する。 ○　火山ガスの放出量を定期的に観測する。

第２節　都等の火山観測体制

１　火山活動

○　都防災会議火山部会は、平成４年(1992 年)11 月、「伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究」をまとめ、都防災会議に報告した。この報告の中で、火山による噴火の形態が異なることから、それぞれの火山の活動様式に適した観測、監視を行う必要があると提言した。

○　この提言を受け、都は、火山噴火の予知研究及び火山噴火につながる異常現象を捉えることを目的に、島しょの関係町村の協力を得て、国の観測体制が整備されている伊豆大島を除く利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島に地震計、傾斜計等の観測機器を設置し、観測・監視体制の整備を図った。

○　また、噴火の予知が困難といわれる三宅島については、ほぼ隔年で水準測量を行い、長期的な視点での火山活動の把握に努めている。

○　なお、得られた観測データは、都防災専門員及び防災顧問が解析及び検討を行うほか、東京大学地震研究所に解析委託を行うとともに、気象庁及び防災技術科学研究所にも提供している。

（資料第３　観測機器の整備状況　P234）

２　火山ガス

○　平成 12 年(2000 年)に噴火した三宅島の火山ガスについて、都環境局は同年８月から島内５か所で測定を開始し、平成 17 年(2005 年) ９月 28 日に測定地点８地点の自動測定機器を三宅村に譲渡した。
その後、三宅村による 14 地点の観測が実施されている。

第３章　施設の整備

○　港湾、道路、空港等の公共施設は、住民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが被災した場合、日常生活はもとより、救急救助、救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことになる。
○　このため、これらの施設の整備を図るとともに、これらの施設を災害から守る砂防施設を整備することが重要である。
○　本章においては、港湾、道路、空港、学校及びその他の公共施設の整備について、それぞれの施策を定める。

第１節　港湾施設等

○　災害発生時において、港湾施設は、島民の生命を守る緊急避難、応急物資・復旧用資機材の輸送等に重要な役割を担っており、大離島は一島二港方式、小離島は一港二突堤方式で港湾整備を行っている。
○　また、噴火により流れ出た溶岩、その後の降雨による泥流及び土石流から生命及び財産を守るため、溶岩導流施設及び砂防施設を整備して、火山災害の防止に努めている。
○　本節においては、港湾、漁港、海岸及び火山砂防の各施設について、それぞれの施策を定める。
※　一島二港方式：就航率を上げるため、一つの島に２か所の港湾（漁港）を整備する（大島、神津島、三宅島、八丈島等）。
※　一港二突堤方式：岸壁自体が互いに防波堤の役割を果たすように、一つの港に平行して２か所の突堤式の岸壁を整備する（利島、御蔵島及び青ヶ島）。

１　港湾

○　火山が噴火した場合、居住地への被害、溶岩等の流出等により外周道路の分断が想定されるため、島外避難に備え、現在建設中の施設の完成を図るとともに、港湾施設の整備を促進する。
○　伊豆諸島では、船舶で島外へ避難することを対策の基本とし、伊豆大島及び三宅島において噴火避難用岸壁の確保及び同岸壁の静穏度向上のための施設整備の推進を図る。
＜火山噴火時避難用岸壁等（港湾）＞（「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針」（平成 26 年１月港湾局離島港湾部計画課）より）
○　伊豆大島：元町港（岸壁（-7.5m）、防波堤（西））、岡田港（岸壁（-7.5m））、波浮港（岸壁（-6.5m）、防波堤（東））
○　三宅島：三池港（岸壁（-7.5m）、防波堤）

(1)　施設の現況

○　都の地域における港湾は、東京港及び島しょの港湾 16 港(漁港を除く。)である。

(資料第４　東京港の現況　P236)
(資料第５　東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図　P237)
(資料第６　島しょ港湾(地方港湾)一覧表　P238)
(資料第７　伊豆諸島の港湾等位置図　P239)
(資料第８　小笠原諸島の港湾等位置図　P240)

(2)　予防対策

○　各機関が実施する港湾施設の整備及び船舶安全対策は、次のとおりである。

機関名	内　　容
都　港　湾　局	○　船舶の安全確保 港内の静穏を図るための防波堤の整備、航行及び停泊のための航路、泊地、小型船だまりの整備、航路標識、無線等による船舶の避難誘導体制の整備を図る。 ○　公共上屋への浸水防止 用地造成の際に高潮及び風波を考慮するとともに上屋の出入口に防波扉を設置する。 ○　ふ頭施設の損壊防止 各施設の設計時に風波を十分に検討し、特に岸壁クレーン等の倒壊又は逸走の予想されるものについては、固定用の器具及びストッパーを設置する。 ○　事業計画 １　東京港 ○　ふ頭の整備に併せて航路、航路・泊地、泊地等を整備するほか、定期的に維持しゅんせつを行う。 ２　島しょ港湾 (資料第６　島しょ港湾(地方港湾)一覧表　P238)
関東地方整備局	○　東京湾中央航路(開発保全航路)の保全・管理 東京湾中央航路の航路管理者として、同航路内の異常を把握するための監視パトロール、航路水深の確認等の保全・管理業務を実施する。 ○　東京湾内の海洋環境整備 東京湾内一般海域の浮遊ごみ及び浮遊油を回収し、船舶航行の安全を確保する。
第三管区海上保安本部	○　台風、異常気象その他により、港内における海難等の災害の発生が予想される場合、これを防止する対策を策定するため、台風等対策委員会を設ける。

機関名	内　　容
	○　東京港の安全等に関する事項を協議し、その対策を実施するため、東京港安全汚染防止対策協議会を設けている。 ○　流出油事故防止や対策のために、東京港排出油防除協議会を設けている。 ○　港内における危険物安全対策として、関係事業所の管理者、船舶所有者、代理店等に対して、災害を防止するため、次の措置を講ずるよう指導するほか、危険物積載船舶には、必要に応じ直接移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。 １　危険物専用岸壁における荷役の制限又は禁止 ２　危険物の海上への流出防止措置及び応急対策

２　漁港

○　都管内の漁港は、都営が 21 港、町営が２港あり、これらの整備及び維持管理は各々の管理主体である都又は町が実施している。

○　火山が噴火した場合、居住地への被害の恐れや、溶岩等の流出等により外周道路の分断が想定されるため、漁船等の利用を確保するため漁港の岸壁、防波堤等の施設整備を行う。

（資料第 9　島しょ漁港の現況　P241）

○　伊豆諸島では、船舶で島外へ避難することを対策の基本とし、伊豆大島及び三宅島において噴火避難用岸壁の確保や同岸壁の静穏度向上のための施設整備の推進を図る。

＜火山噴火時避難用岸壁等（漁港）＞「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針」（平成 26 年１月港湾局離島港湾部計画課）より

○　三宅島：阿古漁港（-7.5m岸壁）、伊ヶ谷漁港（-7.5m岸壁、防波堤）

３　海岸

○　島しょ海岸においては、島民の生命及び財産を守るため、海岸保全施設の整備を進める。

(1)　島しょの海岸保全事業

○　伊豆諸島は、台風、冬季の風浪等の厳しい自然条件にさらされている。

また、島しょ海岸は、個性的な自然環境を有するとともに、レジャー活動、研究、教育等に利用されている。このため、「防護」、「環境」及び「利用」の調和のとれた海岸保全施設（護岸、離岸堤等）の整備を推進していく。

ア　都港湾局所管の海岸保全施設の現況

（資料第 10　島しょ海岸保全施設の現況　P242）

イ　都建設局所管の海岸保全施設の現況

（資料第 10　島しょ海岸保全施設の現況　P242）

４　火山砂防

○　伊豆諸島の地形は急しゅんで、地質も降雨により崩れやすい火山噴出物から成っている。火山活動の活発化により噴出した溶岩及び降灰並びに火山性地震による傾斜崩壊により、降雨時に発生する泥流及び土石流から人命及び財産を守るため、砂防堰堤、流路、導流堤等の砂防施設を整備して、火山災害の防止に努める必要がある。

○　予測が困難な火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、迅速かつ効果的に被害を軽減するための「伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画」及び「三宅島火山噴火緊急減災対策砂防計画」を、学識経験者、国土交通省、気象庁、警視庁等の関係機関及び関係町村より構成される検討委員会の中で策定している。

　また、新島、神津島、八丈島及び青ヶ島においても、順次、火山噴火緊急減災対策砂防計画を砂防部局及び防災部局が連携して策定していく予定である。

○　火山砂防事業を実施するに当たり、砂防指定地として渓流を指定している。各島における砂防指定渓流数は下表のとおりである。

各島における砂防指定渓流数（平成 30 年 3 月末現在）

市町村名	指定渓流数
大島町	10
新島村	4
神津島村	8
三宅村	46
八丈町	9

第２節　道路

○　島しょの道路は、円すい形の急しゅんな地形上を通っているため、火山噴火災害等により、斜面崩壊、落石、降灰等による災害を受けやすい。これらの道路が一度被災した場合、災害時の緊急避難や応急物資の輸送に支障を来すことになる。

○　このため、予防対策として、コンクリート擁壁、ブロック積、法面防護工等を行い、被害の防止に努める。

１　施設の現況

（平成 28 年４月現在）

区分		延長(m)	内訳	
			都道(m)	町村道(m)
大島支庁管内	伊豆大島	499,048	60,326	438,722
	利島	28,029	8,803	19,226
	新島	140,717	16,408	124,309
	神津島	83,733	12,669	71,064
（小計）		751,527	98,206	653,321
三宅支庁管内	三宅島	135,146	35,006	100,140
	御蔵島	21,353	14,993	6,360
（小計）		156,499	49,999	106,500
八丈支庁管内	八丈島	493,094	58,259	434,835
	青ヶ島	37,120	6,347	30,773
（小計）		530,214	64,606	465,608
小笠原支庁管内		50,121	35,362	14,759
合計		1,488,361	248,173	1,240,188

第３節　空港

○　災害発生時、空港は、住民の生命を守る緊急避難、応急物資輸送等のための拠点として、重要な役割を担っている。

○　このため、空港整備計画の一環として、空港施設の整備を行うことにより、災害時における緊急空輸等の活用を図る。

１　施設の現況

（平成 29 年 12 月現在）

施設名	基本施設	付帯施設	供用開始
八丈島空港	滑走路　2,000m×45m 誘導路　85m×23m エプロン　15,300 ㎡	ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ　１棟(3,975 ㎡) 航空局庁舎　１棟(1,500 ㎡) 夜間照明施設　一式 駐車場　(20,300 ㎡、274 台)	供用開始 昭和 37 年５月１日
大島空港	滑走路　1,800m×45m 誘導路　95m×23m エプロン　20,525 ㎡	ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ　１棟(2,643 ㎡) 航空局庁舎　１棟(218 ㎡) 夜間照明施設　一式 駐車場　(2,340 ㎡、233 台)	供用開始 昭和 39 年６月 15 日
三宅島空港	滑走路　1,200m×30m 誘導路　80m×18m エプロン　10,312 ㎡	暫定ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ　１棟(491 ㎡) 夜間照明施設　一式 駐車場　(2,236 ㎡、53 台)	供用開始 昭和 41 年３月１日
新島空港	滑走路　800m×25m 誘導路　30m×9m エプロン　3,000 ㎡	ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ　１棟(611 ㎡) 照明施設(進入角指示灯滑走路末端識別灯)一式 駐車場　(1,185 ㎡、62 台)	供用開始 昭和 62 年７月２日
神津島空港	滑走路　800m×25m 誘導路　30m×9m エプロン　3,000 ㎡	ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ　１棟(586 ㎡) 照明施設(進入角指示灯滑走路末端識別灯)一式 道路及び駐車場　(840 ㎡、44 台)	供用開始 平成４年７月１日

第４節　学校

○　災害発生時における児童、生徒等の安全確保を図るとともに、被災者の一時収容施設ともなるので、校舎等の耐震化を進める。

第５節　その他の公共施設

○　公民館、診療所、福祉施設等の公共施設を今後建設する場合には、できる限り耐震・耐火構造とするとともに、現在、木造の施設については、逐次、耐震・耐火構造化への促進を図る。

第４章　訓練及び防災知識の普及

○　火山活動に対応できるよう、都及び防災機関はそれぞれの火山の特徴及び各島の状況を考慮して、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

○　防災知識の普及及び訓練を実施する際に、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、防災市民組織の育成及び強化を図る際には女性参画の促進に努める。

第１節　防災訓練の充実

○　災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練及び各個別訓練の実施方法等について、次のとおり定める。

１　総合防災訓練

機関名	内　　容
都	○　火山噴火により被害が発生したことを想定し、都、町村及び関係防災機関が住民と一体となって総合防災訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災技術の習熟及び住民の防災意識の高揚を図る。 １　参加機関 (1)　都　(2)　町村　(3)　防災機関等　(4)　住民 ２　訓練項目 (1)　非常招集訓練　　(2)　通信情報訓練 (3)　本部運営訓練　　(4)　現地実働訓練

２　支庁の訓練

機関名	内　　容
支　　庁 (大島・三宅・八丈)	１　無線訓練 ○　災害時において有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における無線通信系による通信の円滑な遂行を図るため、通信手続・無線機の操作等、無線通信に関する訓練を実施する。 (1)　参加機関 ア　支庁　イ　町村　ウ　関係防災機関

機関名	内　　容
	(2)　実施方法 ○　関係機関と協議し、計画を定め訓練を実施する。 ２　避難訓練 ○　噴火災害において、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要である。そのためには、あらかじめ災害規模に応じての避難場所の確保、避難の方法、避難経路等を策定し、それに基づいて訓練を計画し実施するよう町村と調整を図る。

３　町村の訓練

機関名	内　　容
町　　村	○　町村は、その地域における第一次防災機関として、防災活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え、訓練実施に努める。

○　都と町村との合同訓練の実施状況

訓練名	年月日	訓練内容	規模
東京都･大島町合同噴火災害総合防災訓練	平成 14 年 11 月 21 日	避難、給水、給食	6,300 名
東京都･大島町合同総合防災訓練	平成 18 年 11 月 21 日	火山噴火及び津波対策訓練	4,900 名
東京都・八丈町・青ヶ島村・合同総合防災訓練	平成 20 年 10 月 21 日	火山噴火及び津波対策訓練	4,000 名
東京都･新島村合同総合防災訓練	平成 22 年 10 月 16 日	地震及び津波対策訓練	2,637 名
東京都･神津島村合同総合防災訓練	平成 24 年 11 月 1 日	地震及び津波対策訓練	1,450 名
東京都･新島村合同総合防災訓練	平成 25 年 10 月 19 日	地震及び津波対策訓練	1,748 名
東京都・三宅村・御蔵島村合同総合防災訓練	平成 27 年 10 月 28 日	火山噴火、地震及び津波対策訓練	1,800 名
東京都・大島町・利島村合同総合防災訓練	平成 28 年 11 月 21 日	火山噴火、地震及び津波対策訓練	3,546 名
東京都・八丈町・青ヶ島村合同総合防災訓練	平成 29 年 11 月 5 日	火山噴火、地震及び津波対策訓練	3,487 名

第２節　防災知識の普及

１　防災広報

○　平素から地域住民、各事業所及び学校の児童生徒を対象にそれぞれに適した方法により、火山に関する知識の普及活動を行う。

(1)　各防災機関が行う広報内容の基準は、次のとおりとする。

ア　噴火警報、噴火警戒レベル等についての普及啓発

イ　各防災機関の火山対策

ウ　火山活動の異常現象時の対応措置

エ　噴火時の対応措置

オ　降灰等に対する農作物の処置

(2)　火山災害警戒地域に指定されている各町村は、火山避難計画及びそれぞれの火山の特色を記した火山防災マップの配布等を通じ、噴火時の避難方法等の周知徹底を図る。

(3)　博物館、資料館等における展示等を通じて、火山に関する知識及び情報を広く来島者等に提供する。

(4)　「広報東京都」をはじめ都及び各防災機関の各種広告印刷物等により防災知識の普及を図る。

(5)　火山活動に関するパンフレットの配布、インターネット等を通じて広く防災知識の普及に努める。

２　防災教育

○　広報誌、パンフレット等により行うほか講習会、研修会等を実施する。

○　また、学校教育及び社会教育を通じて、防災知識等の普及を図る。特に、学校教育においては、小・中学校の理科・社会、高等学校の地学等の学習内容と防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」の内容との関連を図りながら指導し、防災の基礎的事項についての理解を深める。

○　児童生徒、防災活動に携わる住民、事業所の防災担当者等を対象に、学校教育の場、講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発及び実践的な防災行動力の向上に努めていく。

○　防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における火山対策、降灰対策等の防災知識の普及を図る。

○　災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施する。

３　来島者に対する防災情報の提供

○　来島者には事前の普及啓発活動が困難であり、住民と比較して火山に関する知識が少ない。そのため、宿泊施設に来島者向けの「火山活動の異常現象時の対応措置」及び「噴火時の対応措置」を示した広報ポスター等を掲示するなどの対応

が必要である。

また、来島者向けのチラシの配布、人が集まる場所への掲示板の表示等の措置も有効である。

なお、外国人の来島者が増加していることから、外国人に対しても情報提供を行う必要がある。

○　大島町では、伊豆大島火山博物館における展示、ジオパーク活動等、三宅村では、三宅島郷土資料館を通じて火山に関する正確な情報を広く来島者に提供し、それによって、適切な避難行動に結び付けるなどの広報活動が観光資源の開発とともに行われている。

第５章　住民等の防災行動力の向上

第１節　災害に強い社会づくり

○　住民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、住民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

１　住民等の役割

○　日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報、降灰予報等を理解しておく。

○　町村が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。

○　水、食料、衣料品、携帯ラジオ等非常持出用品の準備をしておく。

○　マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。

○　降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

○　降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット等で配信する。降灰注意報などの情報を確認する。

○　降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。

○　あらかじめ家族で災害時の連絡方法、避難場所及び避難経路の確認を行う。

○　都又は町村が行う防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。

○　町会、自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。

○　要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報提供する。

２　防災市民組織等の強化

(1)　防災市民組織等の役割

○　地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割及びとるべき措置は、次のとおりである。

ア　防災に関する知識の普及

イ　情報伝達、救出、救助、応急救護、避難等の各種訓練を実施

ウ　避難、救助、炊き出し資器材等の整備及び保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄

エ　地域内の危険箇所を点検及び把握し、地域住民に周知

オ　地域内の要配慮者及び避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制の整備
カ　地域内の企業及び事業所との連携・協力体制の整備
キ　行政との連携・協力体制の整備

(2)　防災市民組織の充実

○　防災市民組織の結成促進

ア　町村は、住民への積極的な指導及び助言により、防災市民組織の組織化を進める。

イ　都は、町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導及び助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう町村に働きかけていく。

○　防災市民組織の活動環境の整備

ア　町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。

イ　都は、町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。

○　防災市民組織の訓練用資器材整備

都は、町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導、実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備していく。

○　防災市民組織への支援

都は、町村と連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等の各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

３　事業所防災体制の強化

(1)　事業所の役割

○　事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

ア　社屋内外の安全確保及び防災資器材、食料等の備蓄等の従業員及び来客の安全確保に努める。

イ　事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定及び早期復旧につながる。そのため、防災計画、事業継続計画(BCP)及び非常用マニュアルの整備等の事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。

ウ　事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災市民組織等との協力等、地域社会の安全性の向上に努める。

４　行政・事業所・住民等の連携

(1)　相互に連携した社会づくり

○　行政、事業所、住民、地域コミュニティ、ボランティア等が、平常時から相

互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

○　都は、相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

ア　自治体間の相互支援体制の強化

イ　地域及び事業所と行政とが連携していく意識の醸成

ウ　火山災害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウム、講演会等の開催

(2)　地域における防災連携体制の確立

○　町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。

ア　連携・協力体制

○　地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置、情報連絡体制の確保等の協力体制の確立に努める。

イ　地域コミュニティの活性化

○　町会、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。

ウ　合同防災訓練の充実

○　地域住民、地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

(3)　地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

○　火山災害時の助け合いを推進するために、住民、町会、自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティア等の地域で活動している様々な団体等が従来の垣根を越えて連携及び協力することが求められている。

○　そこで、都は、町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策を講じていく。

○　災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成を図る。

(4)　地域と事業所との連携強化

○　都は、東京商工会議所等の協力により、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、町村を介して、事業者と地域との連携が図られるよう努める。

○　都は、地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなどにより連携強化を図る。

第２節　ボランティア等との連携

○　大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボランティア、NPO 及び町村等関係機関との連携を図る。

１　一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携

大規模災害における被災者のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

各　機　関	対　策　内　容
都生活文化局	○　東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○　平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○　区市町村災害ボランティアセンターの代替施設、資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施
東京ボランティア・市民活動センター	○　都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施 ○　平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
区　市　町　村	○　区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施 ○　平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

２　登録ボランティア

(1)　東京都防災ボランティア等との連携

○　都は、平成７年(1995 年) ５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習又は訓練を実施する登録制度を採用している。

ア　東京都防災ボランティア(語学ボランティア)

所管	資格	業務内容
都生活文化局	○　防災（語学）ボランティア ※　一定以上の語学能力を有する者(満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	○　大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援

イ　被災宅地危険度判定士

所管	資格	業務内容
都都市整備局	○　宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	○　災害対策本部が設置される規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

(2)　赤十字ボランティア

○　赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む。）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体等により構成される。

○　活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援及び被災地の復興支援を目的に行う。

○　日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくり及びボランティア養成計画等の整備を図る。

所　管	活　動　内　容
日赤東京都支部	1　赤十字災害救護ボランティア ○　災害時にボランティアとして活動するために必要な知識及び技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティアである。 ○　平常時には、災害救護に関する研修会、訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動、赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等、災害救護に必要な諸活動を行う。 2　地域赤十字奉仕団 ○　地域において組織された奉仕団で、災害時には町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を行う。 3　特別赤十字奉仕団 ○　学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 4　赤十字個人ボランティア ○　日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力、技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。

第３部
災害応急・復旧対策計画

第１章　初動態勢

○　伊豆諸島は、太平洋上に南北に長く連なる島々であり、大島をはじめとして富士火山帯に属する火山島となっている。

○　これらの諸島で、噴火が発生した場合、東京都災害対策本部等を設置するとともに都、町村及びその他の防災機関は、島民の生命及び財産を守り、来島者の安全を確保するため、迅速な初動態勢により、応急活動を開始する。

第１節　東京都災害対策本部の組織及び運営

１　東京都災害対策本部の設置及び廃止

○　知事は、伊豆諸島において火山による災害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関、他府県等の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行うための東京都災害対策本部(以下「都本部」という。)を設置する。

(1)　都本部の設置

○　知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため都本部を設置する。

○　本部長は、知事をもって充てる。

○　都本部を構成する局の局長(以下「局長」という。)又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。

○　危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

(2)　都本部設置の通知

○　本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長、地方隊長及び国(総務省消防庁)に通知する。

　また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。

ア　区市町村長

イ　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

ウ　陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊司令

エ　厚生労働大臣及び国土交通大臣

オ　隣接県知事

○　政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発

表する。

○　各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。

○　都本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。

(3)　都本部の廃止

○　本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。

○　都本部の廃止の通知は、都本部の設置の通知に準じて処理する。

２　都本部の組織

○　都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。

○　本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

○　本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

３　本部長等の職務

○　本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。

○　副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

○　本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

○　局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。

○　危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。

ア　被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。

イ　本部の職員の動員に関すること。

ウ　本部における通信施設の保全に関すること。

エ　自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。

オ　都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。

カ　各局にまたがる事務及び各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。

○　地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

４　本部長室の所掌事務

○　本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。

ア　都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

イ　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ　避難の勧告又は指示に関すること。
エ　災害救助法の適用に関すること。
オ　区市町村の相互応援に関すること。
カ　局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
キ　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
ク　政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること。
ケ　公用令書による公用負担に関すること。
コ　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
サ　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

５　本部派遣員

○　本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
ア　指定地方行政機関
イ　東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
ウ　区市町村
エ　指定公共機関又は指定地方公共機関

○　本部長は、本部派遣員に対し、資料及び情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

６　本部連絡員

○　本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整にあたる。

○　本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

７　本部員代理

○　本部員代理は、局長が局に所属する者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示及び計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、本部員の職務を代理する。

８　各局等の分掌事務

局　　名	分　掌　事　務
都　総　務　局	1　本部長室の庶務に関すること。 2　自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 3　区市町村の指導連絡に関すること。 4　被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5　本部の職員の動員及び給与に関すること。 6　本部における通信施設の保全に関すること。

局　　名	分　掌　事　務
	7　災害時における他の局の応援に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか災害対策の連絡調整に関すること。
都政策企画局	1　報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 2　大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3　復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 4　災害時における他の局の応援に関すること。 5　その他特命に関すること。
都青少年・治安対策本部	1　本部長の特命に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都オリンピック・パラリンピック準備局	1　スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都財務局	1　災害対策関係予算に関すること。 2　車両の調達に関すること。 3　緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 4　本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5　野外収用施設の建設工事に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。 7　前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都主税局	1　被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都生活文化局	1　災害に関する広報及び広聴（被災者等からの相談業務に関する事項を含む。）に関すること。 2　写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3　区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 4　災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 5　生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6　私立学校との連絡調整に関すること。 7　文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8　災害時における他の局の応援に関すること。 9　男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。

局　　名	分　掌　事　務
都都市整備局	1　都市の復興計画の策定に関すること。 2　被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3　被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 4　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 5　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都環境局	1　高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2　ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3　し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
警視庁	1　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること（他の局に属するものを除く。)。 2　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 3　行方不明者の調査に関すること。 4　遺体の調査(検視)に関すること。 5　災害時における交通の規制に関すること。 6　前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
東京消防庁	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　救急及び救助に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
都福祉保健局	1　医療及び防疫に関すること。 2　高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3　救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4　避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5　遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 6　義援金の募集、受付及び配分並びに義援物資の取扱いに関すること。 7　災害時における他の局の応援に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。)。
都病院経営本部	1　所管する病院の医療救護活動に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。

局　　名	分　掌　事　務
都産業労働局	1　救助物資の確保及び調達に関すること。 2　中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都中央卸売市場	1　生鮮食料品の確保に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都建設局	1　河川及び海岸堤の保全に関すること。 2　砂防、高潮防御及び排水場施設の保全及び復旧に関すること。 3　道路及び橋梁の保全に関すること。 4　水防に関すること。 5　河川における流木対策に関すること。 6　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7　都市公園の保全及び災害時の利用に関すること。 8　災害時における他の局の応援に関すること
都港湾局	1　港湾施設及び海岸保全施設の整備、保全及び復旧に関すること。 2　輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3　輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4　輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5　港湾における流出油の防御に関すること。 6　災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7　災害時における他の局の応援に関すること。
都会計管理局	1　災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2　災害救助基金の出納に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都交通局	1　都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都水道局	1　応急給水に関すること。 2　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
都下水道局	1　下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。

局　　名	分　掌　事　務
	２　災害時における他の局の応援に関すること。
都　教　育　庁	１　被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 ２　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 ３　文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ４　避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 ５　災害時における他の局の応援に関すること。
都選挙管理委員会事務局 都人事委員会事務局 都労働委員会事務局 都監査事務局 都収用委員会事務局	１　災害時における他の局の応援に関すること。

９　現地災害対策本部の分掌事務等

名　　称	分　掌　事　務　等
現地災害対策本部	１　構成員 ア　現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 イ　同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ウ　現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 エ　現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ２　分掌事務 ア　被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 イ　区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ウ　現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 エ　自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 オ　本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 カ　各種相談業務の実施に関すること。 キ　その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 ３　設置場所 災害現場、区市町村庁舎等

１０　地方隊の分掌事務

名　　称	管　轄　区　域	分掌事務
大 島 地 方 隊	○　大島支庁の管轄区域(大島町、利島村、新島村及び神津島村)	○　地方隊は本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	○　三宅支庁の管轄区域(三宅村及び御蔵島村)	
八 丈 地 方 隊	○　八丈支庁の管轄区域(八丈町及び青ヶ島村)	
小笠原地方隊	○　小笠原支庁の管轄区域(小笠原村)	

１１　現地派遣所の分掌事務等

名　　称	分　掌　事　務　等
現地派遣所	１　構成 ア　現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。 イ　現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。 ２　分掌事務 ア　地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。 イ　本部長室及び局との連絡調整に関すること。 ３　設置場所 災害現地、支庁庁舎等

＜都本部の組織図＞

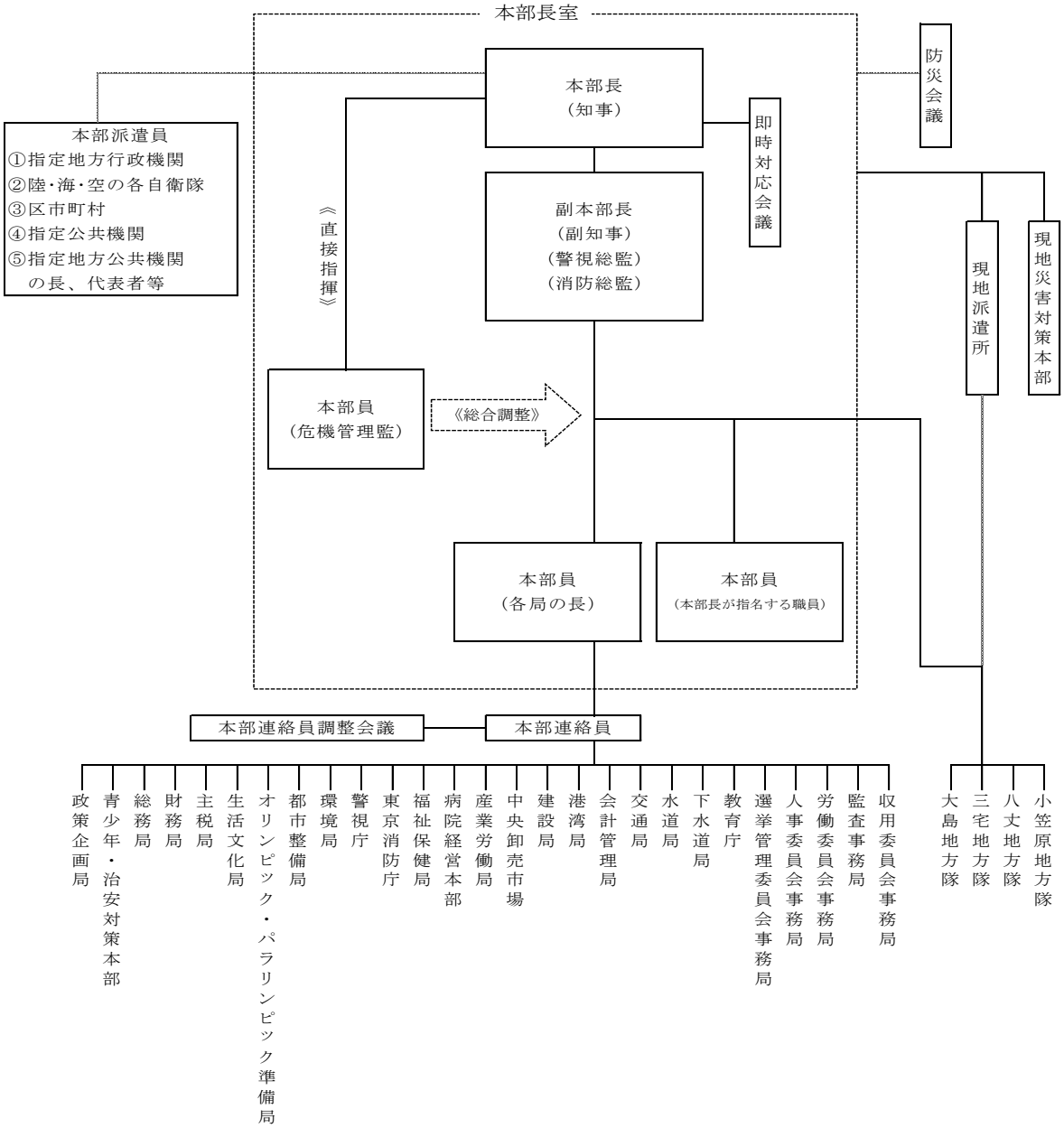

１２　都本部の運営

(1)　本部長室の運営

○　危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センターに直ちに本部長室を開設する。

○　危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。

○　本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。

○　本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。

○　局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(2)　本部連絡員調整会議

○　危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

(3)　即時対応会議

○　本部長は、人命の救助、首都機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長、関係する本部員及び本部派遣員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。

○　即時対応会議は、本部長が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長に対して当該会議の開催を求めることができる。

○　総務局長及び危機管理監は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長の判断を仰ぐ。

(4)　国の現地対策本部との連携

○　都は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部又は火山災害現地連絡調整室を設置する場合、都本部は、現地対策本部との連携を密にし、協力して円滑な応急対策等の推進を図る。

(5)　都本部と報道機関との連絡

○　都本部の報道機関に対する発表は、政策企画局が都庁記者クラブ又は臨時記者室において行う。

(6)　都本部の通信

○　都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。

○　局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

(7)　本部長への措置状況等の報告

○　局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

ア　調査把握した被害状況等
イ　実施した応急措置の概要
ウ　今後実施しようとする応急措置の内容
エ　本部長から特に指示された事項
オ　その他必要と認められる事項

(8)　本部長室の庶務

○　本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

１３　都本部の運営を確保する施設

(1)　東京都防災センター

○　東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定及び指示を行う中枢の施設である。

○　東京都防災センターは、次の機能を有する。

ア　情報収集、蓄積、処理及び伝達機能
イ　審議、決定及び調整機能
ウ　指揮、命令及び連絡機能

○　総務局総合防災部は、防災センターの機能及び設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

(2)　立川地域防災センター

○　立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮の下に行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集、連絡調整等の機能を有している。

○　災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。

○　多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めたときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。

○　立川市には、国の立川広域防災基地が設置され、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊、海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村、防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図るとともに、多摩地域の防災拠点としての立川地域防災センターの機能を高めていく。

１４　地方隊

○　地方隊(支庁)は、管轄区域内に火山災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、若しくは総合調整し、又は災害援助事務の補助執行を指導する。

(1)　組織及び運営

ア　　地方隊の組織(基本図)

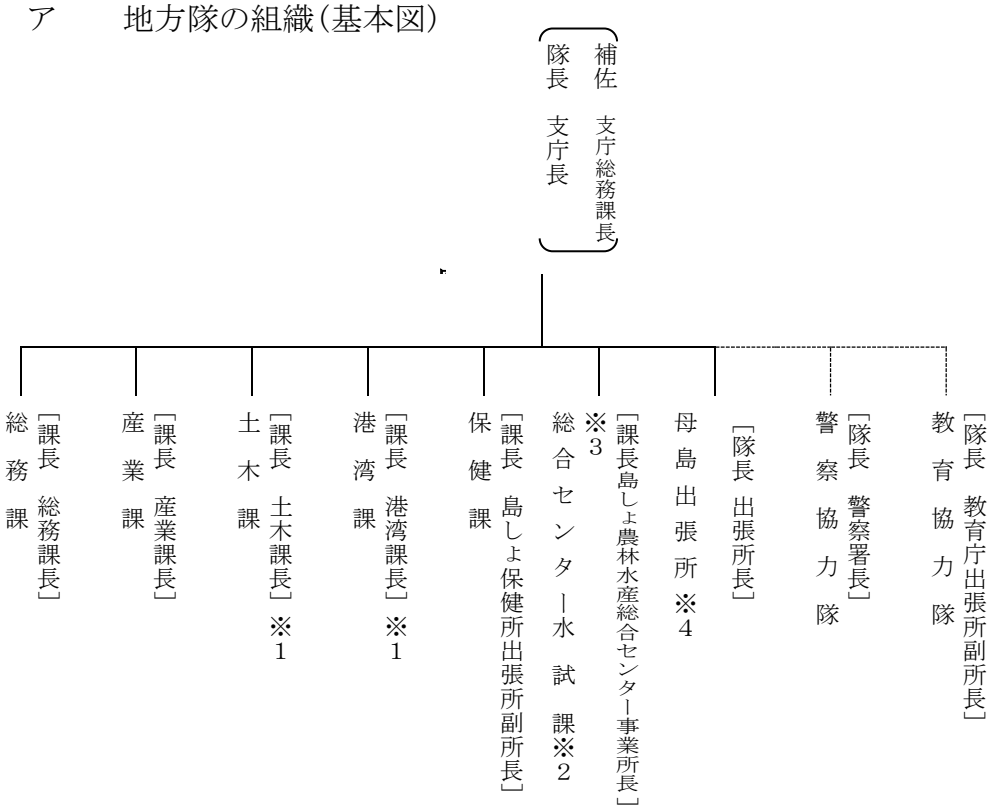

※1　三宅地方隊においては土木港湾課長

※2　大島・八丈地方隊のみ

※3　小笠原地方隊においては小笠原水産センター所長

※4　小笠原地方隊のみ

イ　　所掌事務

(ｱ)　都本部、町村及び防災機関との連絡及び調整

(ｲ)　被害状況及び対応状況の把握並びに被災住民への広報

(ｳ)　救助物資の確保、輸送及び配分

(ｴ)　被災者の救助及び避難

(ｵ)　医療及び防疫

(ｶ)　その他災害対策に必要な事項

(2)　設置及び廃止

ア　地方隊長は、地方隊が設置された時は、直ちに管轄区域内の町村長及び地方隊協力機関の長に通知する。

イ　地方隊長は、現地対策本部を設置する必要があると認めた時は、都本部(知事)に現地対策本部の設置を要請する。

ウ　都本部(知事)は、現地対策本部を設置した時は、直ちに地方隊長(支庁長)に通知する。

エ　地方隊長は、必要に応じ、管轄区域内の町村から職員の出席を求める。

オ　地方隊は、当該災害に対する応急救助等の措置が終了し、都本部が廃止されたときは、廃止する。

(3)　動員態勢

○　地方隊別の配備人員は、次のとおりである。

○　なお、本部長は、地方隊に対し、種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

（平成29年12月１日現在）

支　庁	非常配備態勢（人）				
	第１	第２	第３	第４	第５
大　　島	46	81	104	142	183
三　　宅	18	35	74	84	84
八　　丈	48	93	117	117	117
小　笠　原	23	35	55	99	99

１５　現地派遣所及び現地災害対策本部

(1)　現地派遣所

○　都は、災害の状況により、地方隊の支援及び現地調整を行うため職員を派遣し、現地派遣所（本部設置前は現地連絡調整所）を設置する。現地派遣所は、都本部又は総務局総合防災部と常に連絡を取り、総合調整の事務を補完する。

(2)　現地災害対策本部

○　知事は、本部設置後、被災の状況から応急対策の規模が増大する場合等必要に応じて、現地災害対策本部を設置し、副本部長の職にあるものを現地災害対策本部長に指名するとともに、関係局及び関係機関に派遣員の派遣を指示又は要請する。

○　現地災害対策本部は、地方隊を支援するとともに、被災現地における応急対策（地方隊の事務を除く。）の全ての事務を分掌する。

１６　危機管理対策会議の開催

○　災害情報が発表され、応急対策を講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合には、都は、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

１７　災害即応対策本部の設置

○　突発的又は局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間又は災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

○　災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が

必要と認めたときに設置する。

(1)　集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。

(2)　大規模事故、テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。

(3)　局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。

○　災害即応対策本部の組織

本部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	○　危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○　時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○　集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。 ○　大規模事故、テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。 ○　局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。	○　危機に対処するための対応策の策定 ○　対応局役割分担の総合調整 ○　災害情報の共有 ○　他局又は区市町村の設置する本部等との連携 ○　その他必要な応急対策に関すること。

１８　都本部(各局)の活動態勢

○　都は、噴火災害発生又はそのおそれがある場合に噴火警戒レベル等に応じて態勢表のとおり態勢をとり、迅速な応急対策の準備又は実施を図る。

○　また、都本部設置前における応急対策の実施については、危機管理対策会議の合議に基づき、関係各局の判断で実施し、都本部設置後は、都本部が災害救助法、災害対策基本法、その他の関係法令に基づく必要な応急対策を実施する。

１９　応急対策本部の組織・運営

○　知事は、都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは、応急対策本部（以下「応対本部」という。）を設置することができる。

○　応対本部の組織及び運営は、東京都応急対策本部運営要綱に定めるところによる。

1　応急対策本部の設置

(1) 応対本部の設置

○　応対本部は、次の各号に該当する場合で知事が必要と認めたときに設置する。

ア　暴風、大雨、津波、高潮又は洪水のいずれかの警報が発せられたとき。

イ　利根川、荒川又は多摩川に洪水予報が発せられたとき。

ウ　水防警報が発せられたとき。

エ　大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生

のおそれがあるとき。

オ　局地的災害が発生したとき。

(2) 応対本部設置の通知

○　応対本部設置の通知は、本章第１節１(2)「都本部設置の通知」(P53)に準じて処理する。

○　応対本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都応急対策本部」の標示を掲出する。

(3) 応対本部の廃止

○　応対本部は、都本部が設置された場合及び災害に係る応急対策が終了したとき、又は災害の発生するおそれがなくなったときに廃止する。

○　応対本部の廃止の通知等は、本章第１節１(3)「都本部の廃止」(P54)に準じて処理する。

２　応急対策本部の組織

○ 応対本部には、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

(1)　本部長は、知事をもって充てる。

(2)　副本部長は、副知事をもって充てる。

(3)　本部員は、次の職にある者をもって充てる。

ア 総務局長、財務局長、福祉保健局長、病院経営本部長、建設局長、港湾局長、環境局長、水道局長、下水道局長、消防総監及び総務局総合防災部長並びに知事が指定する局長

イ 警視総監又は教育長が指定する職にある者

ウ 危機管理監

＜応急対策本部の組織図＞

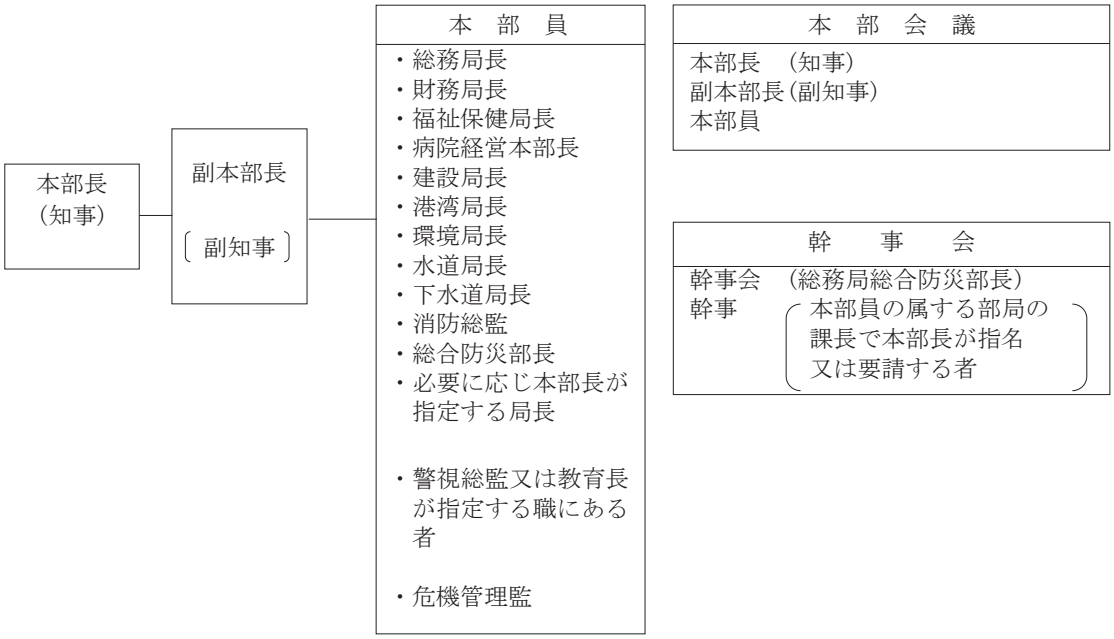

（所掌事務）

○ 応対本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　災害情報の収集及び伝達に関すること。

(2)　災害応急対策の実施に関すること。

(3)　区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。

(4)　災害救助法の適用に関すること。

（本部長の職務）

○ 本部長の職務は、本部会議を主宰するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　災害救助法の適用を決定すること。

(2)　都各局及び東京消防庁に対し必要な措置をとるべきことを指示すること。

(3)　警視庁及び都教育庁に対し、必要に応じ応急措置を求めること。

（応対本部の運営）

(1)　本部会議の運営

ア　本部会議は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及び本部員（知事が指名又は要請する局長等）をもって構成する。

イ　本部長は、災害対策上重要な事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。

(2)　幹事会の運営

ア　幹事会は、都総務局総合防災部長及び関係都各局の課長級職員で構成する。

イ　幹事会は、応対本部等において収集した情報に基づき、所掌事務に関する災害対策を審議する。

（応対本部の職員配備態勢）

○ 各局の態勢は次のとおりとし、事態の進展に応じて適宜措置する。

(1)　情報連絡態勢

各局若干名とする。

(2)　応急配備態勢

局ごとに定める。

２０　噴火警戒レベル対応態勢表（平成30年６月現在）

＜噴火警戒レベル導入火山＞

<table>
<tr><th rowspan="2">対象火山名</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">噴火警戒レベル</th><th colspan="2">総務局</th><th rowspan="2">関係局</th></tr>
<tr><th>総合防災部</th><th>総合防災部以外</th></tr>
<tr><td rowspan="5">伊豆大島
三宅島
八丈島
青ヶ島</td><td rowspan="2">特別警報</td><td rowspan="2">噴火警報（居住地域）</td><td>レベル５（避難）</td><td colspan="3">災害対策本部設置～応急対策本部</td></tr>
<tr><td>レベル４（避難準備）</td><td rowspan="2">応急対策本部
～
災害即応対策本部
～
情報連絡態勢</td><td>各所管の支援態勢の確立</td><td>各所管の支援態勢の確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警報</td><td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）</td><td>レベル３（入山規制）</td><td>必要により総務・人事・行政各部の担当者の待機</td><td>必要により事業所との情報連絡及び支援担当者の待機</td></tr>
<tr><td>レベル２（火口周辺規制）</td><td>情報連絡態勢
～
情報監視態勢</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>レベル１（活火山であることに留意）</td><td>情報監視態勢</td></tr>
</table>

＜噴火警戒レベル未導入火山＞

<table>
<tr><th rowspan="2">対象火山名</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">総務局</th><th rowspan="2">関係局</th></tr>
<tr><th>総合防災部</th><th>総合防災部以外</th></tr>
<tr><td rowspan="5">利島
新島
神津島
御蔵島
伊豆鳥島
西之島
硫黄島</td><td rowspan="2">特別警報</td><td rowspan="2">噴火警報（居住地域）</td><td colspan="3">災害対策本部設置</td></tr>
<tr><td>災害即応対策本部
～
情報連絡態勢</td><td>各所管の支援態勢の確立</td><td>各所管の支援態勢の確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警報</td><td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）</td><td>情報連絡態勢</td><td>必要により総務・人事・行政各部の担当者の待機</td><td>必要により事業所との情報連絡及び支援担当者の待機</td></tr>
<tr><td>情報監視態勢</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>予報</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

＜海底火山＞

<table>
<tr><th rowspan="2">対象火山名</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">総務局</th><th rowspan="2">関係局</th></tr>
<tr><th>総合防災部</th><th>総合防災部以外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ベヨネース列岩
須美寿島
孀婦岩
海形海山
海徳海山
噴火浅寝
北福徳堆
福徳岡ノ場
南日吉海山
日光海山</td><td>警報</td><td>噴火警報（周辺海域）</td><td>情報連絡態勢</td><td>必要により総務・行政部門の担当者の待機</td><td>必要により支援担当者の待機</td></tr>
<tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>情報監視態勢</td><td></td><td></td></tr>
</table>

第２節　町村の活動体制

１　役割

○　町村は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

２　活動体制

(1)　町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

(2)　町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。

(3)　町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止並びに非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置、服務等に関する基準を定めておかなければならない。

(4)　町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報しなければならない。

(5)　町村の地域に災害救助法が適用されたときは、町村長（町村本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

(6)　夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制の確保に努める。

(7)　災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長、警察署長、気象庁火山防災連絡所長等からなる四者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。

第３節　防災機関の活動体制

１　責務

○　火山災害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

２　活動体制

○　指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

第２章　情報の収集及び伝達

○　火山災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、火山災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
○　本章では、噴火警報等の伝達、火山災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

第１節　噴火警報等の発表及び伝達

１　噴火警報等の種類と発表

○　平成 19 年(2007 年)12 月に気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)が改正され、５段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報が発表されることとなった。

(1)　噴火警報、噴火予報及び噴火警戒レベル

ア　噴火警報及び噴火予報

(ｱ)　噴火警報

○　気象業務法第 13 条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域又は火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

活動火山対策特別措置法第 12 条第１項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(ｲ)　噴火予報

○　気象業務法第 13 条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表する。

噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。

イ　噴火警戒レベル

○　火山活動の状況を噴火時等の危険範囲及び住民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したものであり、噴火警報及び噴火予報に含めて発表する。

ウ　噴火警戒レベル表

(ｱ)　噴火警戒レベル導入火山

警　報	対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル（警戒事項等）	火山活動の状況
噴　火警　報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。
	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴　火予　報	噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。

(ｲ)　噴火警戒レベル未導入火山

予　報 警　報	対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴　火 警　報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒 (居住地域厳重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴　火 予　報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)。

（ｳ）　海底火山

予報警報	対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報（周辺海域）	周辺海域	海底火山及びその周辺海域で警戒（周辺海域警戒）	海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	噴火予報	直上	活火山であることに留意	火山活動は静穏 活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

(2)　降灰予報

○　気象庁は平成 20 年から降灰予報の発表を開始した。

○　平成 27 年３月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。

　また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

○　気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

ア　降灰予報（定時）

○　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表

○　噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

○　18 時間先（３時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ　降灰予報（速報）

○　噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

○　発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供

ウ　降灰予報（詳細）

○　噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

○　降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表

○　噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を区市町村を明示して提供

降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	１㎜以上
やや多量	0.1㎜ 以上　１㎜ 未満
少量	0.1㎜ 未満

(3)　火山ガス予報

○　居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(4)　火山現象に関する情報等

情報等の種類	概要及び発表の時期
噴火速報	○　登山者等、火山の周辺に立ち入る者に対して、噴火の発生を知らせる情報
火山の状況に関する解説情報	○　火山性地震及び微動の回数、噴火等の状況並びに警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報
火山活動解説資料	○　地図及び図表を用いて、火山の活動の状況及び警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料
月間火山概況	○　前月１か月間の火山活動の状況及び警戒事項を取りまとめた資料
噴火に関する火山観測報	○　噴火が発生したときに、発生時刻、噴煙高度等をお知らせする情報

(5)　情報の収集・伝達

○　火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁、気象庁、島しょ所在の火山防災連絡事務所等に通報する。 ○　火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、支庁、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	○　支庁 支庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、管内町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに都総務局、管内町村、関係機関等に通報する。 ○　都総務局 都総務局は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁及び支庁その他関係機関から通報を受けたときは、直ちに関係する都各局、支庁、防災機関等に通報する。 ○　都各局 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに

機関名	内　　容
	関係する所属機関等に通報するとともに、当該火山活動地域に所在する局施設は、収集した情報を支庁に通報する。
警　視　庁	○　警察署長は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに地元町村長に通報するとともに、支庁長との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○　警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。
第三管区海上保安本部	○　火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちにその旨を地元町村に通報するとともに、関係機関に連絡し、船艇及び航空機により確認調査を実施する。 ○　気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の周辺海域を航行中の船舶に航行警報を発し関係機関に通報する。
東京航空局	○　気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

(6)　噴火警報等の伝達

○　噴火警報及び噴火予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

＜噴火警報及び噴火予報の伝達系統図＞

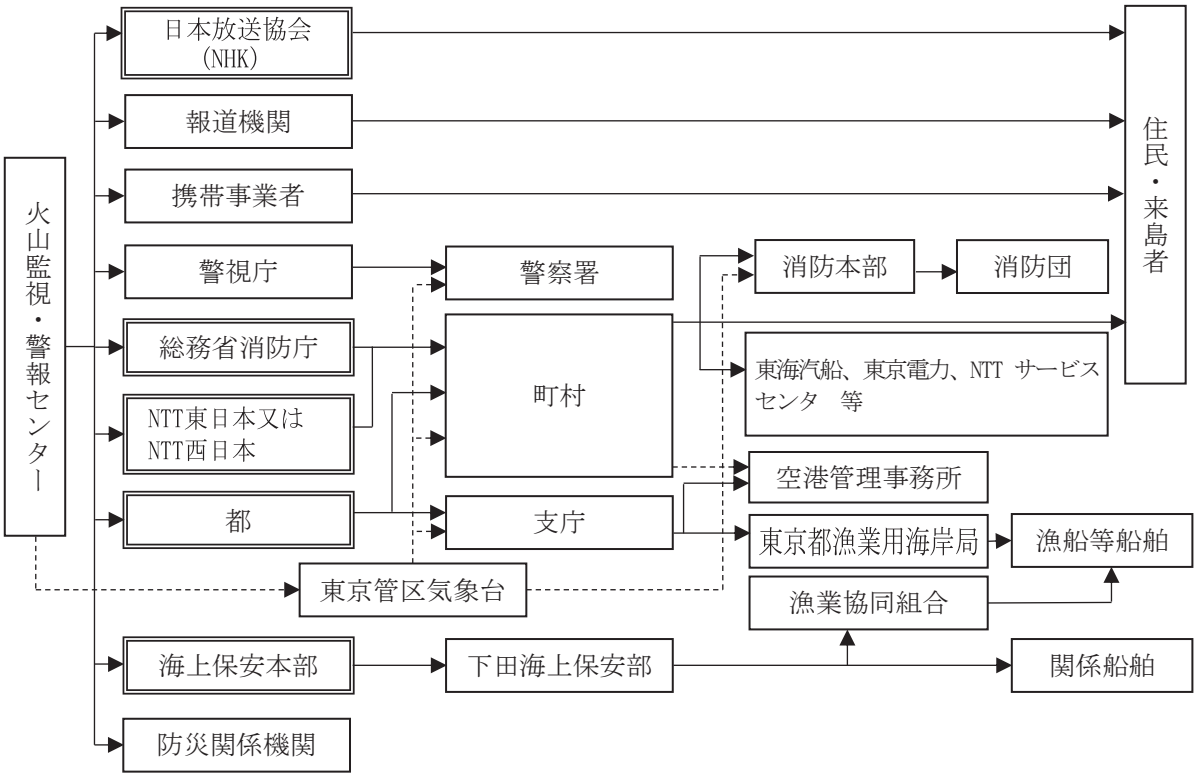

※　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

※　「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

※　NTT 東日本又は NTT 西日本の関係区市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

※　降灰予報、火山ガス予報及び火山現象に関する情報等は、この伝達系統図に準じて伝達される。

→　主伝達系統
⇢　副伝達系統

伊豆大島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○　溶岩流が居住地域に接近 【安永大噴火（1778 年）の事例】 11 月 14 日又は 15 日：北東海岸に達する溶岩流下 ○　カルデラ外で噴火が発生し、居住地域に重大な被害が切迫している。 【1986 年噴火の事例】 11 月 21 日 17 時 47 分：C 火口列噴火開始 ○　居住地域に近い場所での噴火の可能性 【1986 年噴火の事例】 11 月 21 日 19 時頃以降：島南東部で地震多発 同日 22 時頃：島南東部で亀裂 ○　大規模噴火の発生 【過去事例】 約 1700 年前のカルデラ形成噴火、安永大噴火等
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○　カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地域に到達する可能性が高まる。 【安永大噴火（1778 年）の事例】 11 月 6 日：間伏方面へ溶岩流下 ○　カルデラ内で割れ目噴火が開始し、噴火がカルデラ外に拡大する可能性がある。 【1986 年噴火の事例】 11 月 21 日 16 時 15 分頃：B 火口列噴火開始 ○　カルデラ外の居住地域から遠い場所での噴火の可能性 ○　大規模噴火の発生若しくはその可能性 【1986 年噴火の事例】 11 月 21 日：割れ目噴火により噴煙が海抜１万ｍ以上に上昇

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	○　外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、大きな噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生若しくはその可能性が予想される。 【1986 年噴火の事例】 11 月 21 日 14 時頃：カルデラ北部で地震多発 ○　カルデラ外に流出した溶岩が居住地域のない方向に流下 ○　カルデラ内に流下した溶岩が火口からおおむね１km の範囲を超す、又は大きな噴石が頻繁に火口からおおむね１km の範囲を超す。 【1950～1951 年噴火の事例】 1951 年：カルデラ底北西縁にまで溶岩原を形成 ○　影響がカルデラ内にとどまるカルデラ内の噴火（三原山は除く。）
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○　三原山山頂火口で小規模の噴火が予想される。 【1986～1990 年噴火の事例】 1986 年 9 月：微動の振幅増大 同年 10 月下旬：火山性微動の連続化 同年 11 月 12 日：中央火孔内に新噴気出現 1987 年 11 月 13 日：三原山直下で地震多発等 ○　三原山山頂火口から噴火が発生し、おおむね１km 以内に噴石飛散 【1986～1990 年噴火の事例】 1986 年 11 月 15 日～12 月、1987 年 11 月、1988 年１月、1990 年 10 月の三原山の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)。	状況に応じて火口内への立入規制等	○　火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり。

注)ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○　地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫 【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～:島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～:島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～:火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月12日の噴火の数日前から地震発生 ○　噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫、又は多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続 【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日:低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性（その後の調査でレベル４に下げる） 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火 16時30分頃、新澪池、新鼻付近で噴火 17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○　山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性 【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立ち入り規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備が必要 住民は通常の生活	○　山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性 【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火 ○　山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生 【過去事例】 明確な記録なし

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○　山頂火口で小噴火が発生する可能性 【過去事例】 2006 年 8 月 23 日：ごく小規模噴火、流下火砕物あり ○　山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生 【過去事例】 1940 年 7 月 14 日朝～：噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	○　火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

八丈島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○　山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ○　山腹又は浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1605 年：西山南東斜面で噴火、溶岩流
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○　山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし ○　山腹又は浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等、危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	○　山頂火口からおおむね１km付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし ○　山頂火口からおおむね１km付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○　火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし ○　火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等	○　火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

青ヶ島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○　山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1783～1785 年：マグマ噴火、大きな噴石が飛散 ○　山腹又は浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○　山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし ○　山腹又は浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等、危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	○　カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○　カルデラ縁内に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等	○　火山活動は静穏

注 1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石のことをいう。
注 2）ここでいう山頂とは、丸山山頂も含めたカルデラ床のことをいう。

第２節　情報連絡体制

○　島しょの地域において、噴火等の火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

１　連絡系統

○　火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、原則として次の情報連絡体制により迅速かつ的確に情報の連絡を行う。

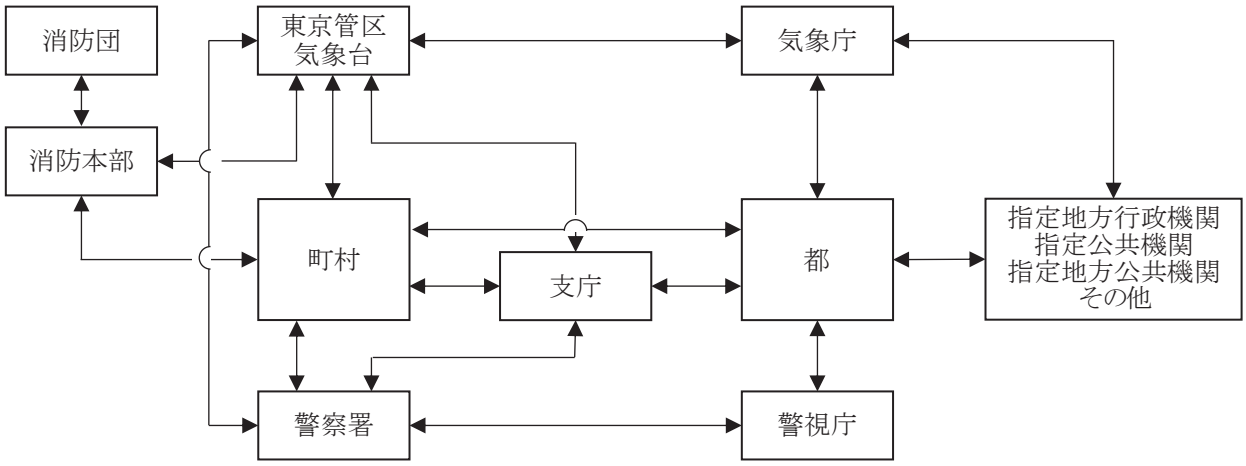

（資料第 11　東京都防災行政無線多重回線構成図　P244）
（資料第 12　東京都防災行政無線移動系回線構成図　P246）
（資料第 13　東京都防災行政無線回線構成図　P247）
（資料第 14　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表　P248）
（資料第 15　区市町村等の通信連絡態勢　P249）

２　通信連絡体制

機関名	内　　容
町　　村	○　町村は、都防災行政無線を活用して、都と情報連絡を行う。なお、併せて支庁にも連絡する。 ○　町村は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、町村の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体並びにその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○　災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署等の協力を確保しておく。 ○　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するた

機関名	内　　容
	め、非常(緊急)通話又は非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 (資料第 16　電報サービスの優先利用　P250) ○　町村は、災害発生とともに、いつでも支庁等関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。
都	1　支庁 ○　都防災行政無線、電気通信設備等の活用により、都総務局、管内町村、都各局の出先機関、警察署及び防災機関と情報連絡を行う。 (資料第 17　支庁を中心とした通信連絡系統　P253) (1)　地方隊が設置されるまでの間、支庁の通信連絡は、特に定める場合を除き、総務課が担当する。 (2)　地方隊が設置された場合は、原則として総務課に情報を集約し、一元的に処理する。 (3)　情報は、町村、警察、都各局出先機関及び各防災関係機関を中心として収集する。 (4)　総務課は、状況に応じ、職員を直接現地に派遣して、情報を収集する。 (5)　収集した情報で重要な事項は、直ちに都総務局に報告する。 2　都総務局 ○　都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により町村、支庁、都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。 ○　都総務局は、支庁及び気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
警　視　庁	○　無線、警察電話、防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。

第３節　被害状況等の調査報告

○　被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

○　町村をはじめ防災関係機関は、火山災害の発生に際して、速やかに、管内の被害状況及び所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村は、火山活動による災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を、都に報告する。 　なお、家屋の倒壊及び火災が多発する災害が発生した場合並びに災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。
支　　庁	○　支庁は、所管施設及び所管業務に関する被害状況並びに災害活動状況を、都総務局に報告する。 ○　支庁は、状況により必要がある場合は調査班を編成し、災害現地の実態を調査する。
都	○　都総務局は、町村、支庁、都関係局、警視庁及び関係防災機関からの報告に基づき、被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条及び災害対策基本法第 53 条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか､他関係防災機関等に被害状況等を通報する。
警　視　庁	○　各方面本部及び警察署からの報告を集約し、都に通報するとともに、関係機関と情報交換を図る。 　なお、主な情報収集事項は、次のとおりとする。 １　被害状況、治安状況、救助及び部隊活動の状況 ２　交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ３　犯罪の防止に関する事項 ４　その他必要な事項
東京消防庁	○　東京消防庁は、発電施設及び船舶、航空機、車両等の給油施設等の石油類の危険物施設を有する事業所より、当該危険物施設の被害状況等を把握するとともに、災害規模等により必要に応じて技術職員を派遣し、危険物施設について次の事項を調査する。 １　被害状況 ２　火災、危険物流出等二次災害発生危険の有無

機関名	内　　容
	３　点検及び応急措置の実施状況 ４　施設再開時の点検及び改修状況
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機の使用又は関係機関との緊密な連絡により、次の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報する。 １　船舶、海洋施設及び港湾施設の状況 ２　水路及び航路標識の異常の有無 ３　航路障害物の状況 ４　危険物施設の状況 ５　沿岸付近における火災等の状況 ６　海上における遭難者の状況及び海浜地区における避難者等の状況 ７　被災地周辺海域における船舶交通の状況 ８　関係機関等の対応状況
東海汽船	○　火山活動により、船舶に被害を受けたとき又は必要な措置を講じたときは、船長は、直ちに運航管理者等に通報する。 ○　通報を受けた運航管理者は、直ちにその旨を海上保安部等関係機関に通報するとともに、当該船舶に対し必要な指示を行う。

第４節　災害時の広報

○　火山災害時においては、当該火山地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し、適切な行動がとれるようにすることが必要である。
○　このため、町村、支庁、都各局及び関係防災機関が一体となって、災害時の広報を実施する。

機関名	内　　容
町村	○　町村は、その区域内に火山活動にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、支庁、警察署及びその他現地の関係機関と密接な連携の下、必要な広報を行う。 １　火山噴火時の広報 (1)　噴火の規模及び状況　(2)　避難場所の所在地 (3)　避難誘導路の周知　(4)　その他必要な事項 ２　被災者に対する広報 (1)　被害情報　(2)　食料及び物資の配給状況 (3)　医療機関の診療状況　(4)　デマ情報の防止 (5)　通信及び交通機関の復旧状況　(6)　その他必要な事項

機関名	内　　容
支　　庁	○　支庁は、管内の町村に火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町村、警察署及びその他関係機関と協力し、保有する広報媒体を最大限に活用して、必要な事項を広報する。 ○　支庁は、状況により広報活動が十分でないと認めるときは、都本部に対し、必要な事項の要請を行う。
都	○　都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ○　都政策企画局は、都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○　都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ（災害情報提供システム）により、住民に対して、被害情報、鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○　都生活文化局は、都総務局からの指示又はその他の状況により必要と認めるときは、都生活文化局の広報媒体を最大限に活用して、広報活動を実施する。 ○　都生活文化局は、災害発生時における被害地の状況を撮影し、広報活動等の資料として活用する。
警　視　庁	○　災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 １　火山の活動状況 ２　被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 ３　交通規制の状況 ４　犯罪の防止に関する事項 ５　その他必要な事項
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、船舶交通の安全のため火山災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送及び巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について広報を行う。 １　船舶、海洋施設及び港湾施設の状況 ２　水路及び航路標識の異常の状況 ３　航路障害物の状況 ４　海上交通、海上交通規制等の状況 ５　その他必要な事項

東京空港事務所	○　火山活動により、空港閉鎖、航行援助施設の運用停止等を行ったときは、航空会社等関係機関に対し情報提供を行う。
東海汽船	○　旅客等への正確な運航情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導を講ずる。 ○　各種情報を収集及び整理し、関係機関へ情報を伝達する。
気象庁	○　気象庁は、火山活動を監視し、噴火警報等の発表のほか、適時適切な情報提供に努める。

第５節　災害時の放送要請及び報道要請

１　放送要請

○　都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。

○　放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及び FAX)にて伝達する。

なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。

(資料第18　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定　P255)
(資料第19　災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル　P259)

２　報道要請

○　都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。

○　報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。

なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。

(資料第 18　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定　P255)

第３章　災害救助法の適用

○　災害が発生し、町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

○　災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「救助法施行令」という。)第１条第１項第１号から第３号までが適用される災害については、住家に被害を生じた場合を想定して設けられている。火山災害時に同項第４号が適用されるのは、火山噴火により人的及び住家の被害が僅少であっても、離島であることから災害が拡大し、多数の者の生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合である。

○　火山災害については、救助法施行令第１条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第１節　災害救助法の適用

１　災害救助の実施機関

○　都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第２条の規定に基づき、被災者の保護及び社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

○　町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

　また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を町村長に委任する。

○　なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受ける。

２　救助法の適用基準

○　救助法の適用基準は、救助法施行令第１条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

(1)　町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第１に定める数以上であること。

(2)　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第２に定める数以上あって、町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が救助法施行令別表第３に定める数以上であること。

(3)　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第４に定める数

以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

３　被災世帯の算定基準

(1)　被災世帯の算定

○　住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

(2)　住家の滅失等の認定

ア　住家が滅失したもの

○　住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

イ　住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

○　住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

ウ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

○　ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3)　世帯及び住家の単位

○　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

○　住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

４　救助法の適用手続

○　災害に際し、町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該町村長は、支庁長を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

○　知事は、町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該町村及び都各局に指示

するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

○　救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法により救助を実施する。
平成○年○月○日

東京都知事　　○○○○

○　知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡する。

○　都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

５　救助の種類

○　救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

(1)　避難所及び応急仮設住宅の供与
(2)　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(3)　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
(4)　医療及び助産
(5)　被災者の救出
(6)　被災した住宅の応急修理
(7)　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8)　学用品の給与
(9)　埋葬
(10)　死体の捜索及び処理
(11)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

○　救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

○　救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、町村ほか関係機関に通知する。

第２節　救助実施体制の整備

１　救助実施体制の整備

○　救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

○　そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

２　被害状況調査体制の整備

○　救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査体制及び報告体制の整備に努める。

３　救助の実施に必要な関係帳票の整備

○　救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。

○　災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第３節　救助の実施方法等

１　災害報告

○　救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告及び決定報告の３段階がある。

○　これらの報告は、救助用物資及び義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

２　救助実施状況の報告

○　災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

３　救助の程度・方法及び期間

○　基準額については、災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則第 136 号）により適宜改定を行う。

第４節　従事命令等

１　従事命令等の種類

○　迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

(1)　従事命令

○　一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限

（例）　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等

(2)　協力命令

○　被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限

（例）　被災者を炊き出しに協力させる等

(3)　管理、使用、保管命令及び収用

○　特定の施設を管理し、土地、家屋及び物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

ア　管理

○　救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ　使用

○　家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋及び物資を物的に利用する権限

ウ　保管

○　災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ　収用

○　災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

２　従事命令を受けた者の実費弁償

区	範　囲	平成30年度費用(日当)の限度額	期　間	備　考
実費弁償	救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師･････････････････21,200円以内 歯科医師･････････････････20,400円以内 薬剤師･････････････････17,600円以内 保健師、助産師及び看護師･16,500円以内 准看護師･････････････････13,100円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士･････････････････14,400円以内 歯科衛生士･････････････14,000円以内 救急救命士･････････････16,800円以内 土木技術者及び建築技術者･･15,900円以内 大工･････････････････24,300円以内 左官･････････････････26,200円以内 とび職･････････････････25,900円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第５節　災害救助基金の運用

１　災害救助基金の積立

○　災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(災害救助法第22条)。

○　平成30年(2018年)４月１日における積立額は、182億2,028万6,469円であり、123億7,020万5,363円の現金と、58億5,008万1,106円相当の給与品で構成されている。

(注)　１　法定積立最小額は、当該年度の前年度前３か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五相当額である。
　　２　平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円である。

２　災害救助基金の運用

○　災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品等の給与品の事前購入に充てている。

（平成 30 年４月１日現在）

区　　分		金　　額	備　　考
積　　立　　金		18,220,286,469 円	
内訳	公　社　債　等	12,370,205,363 円	定期預金、割引債券等
	給　　与　　品	5,850,081,106 円	（資料第 20　給与品事前購入分一覧表　P260）

第４章　応援協力・派遣要請

○　火山の噴火、その他の火山現象により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は一致協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
○　本章では、これら各防災機関等の行う応援協力及び自衛隊災害派遣計画について、必要な事項を定める。

第１節　応援協力

１　町村の応援協力

○　被災町村長は、知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期する。
○　知事は、災害を受けた町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。
○　町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
(1)　災害の状況及び応援を求める理由(災害の情況及びあっせんを求める場合はその理由)
(2)　応援を希望する機関名
(3)　応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
(4)　応援を必要とする場所、期間
(5)　応援を必要とする活動内容
(6)　その他必要な事項

項　目	内　　容
島しょ町村の相互応援に関する協定	○　島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に応援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。 (資料第 21　島しょ町村災害時相互応援に関する協定　P261)
東京消防庁による消防応援協定	○　消防組織法第 39 条に基づき、東京消防庁と島しょ町村(大島町、新島村、八丈町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村及び青ヶ島村)との間において、噴火、風水害等の大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的に消防応援協定を締結している。 (資料第 22　東京消防庁相互応援協定の締結一覧　P263)

２　防災機関等の応援協力

(1)　防災機関の応援要請

○　防災機関の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村、他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭、電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア　災害の状況及び応援を求める理由(災害の情況及びあっせんを求める場合はその理由)

イ　応援を希望する機関名

ウ　応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ　応援を必要とする場所及び期間

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要な事項

(2)　都と防災機関との応援協力

○　災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、又は事前協議を整え、協力態勢を確立している。

(資料第 23　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)P264)

(3)　防災機関相互間の応援協力

ア　応援協力の実施

(ｱ)　各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(ｲ)　各機関の協力業務の内容は、第１部第３章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

(ｳ)　各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

(ｴ)　都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあっせんをする。

イ　東京海上保安部と日赤東京都支部との応援協力

○　東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和 41 年(1966 年)10 月、救護班の派遣、り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結している。

ウ　電力会社相互間における応援協力

(ｱ)　非常災害対策用資機材の広域運営

東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を

整えている。

(ｲ)　災害時における電力の融通

東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。

３　地方公共団体との広域的な応援協力

○　災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結し、協力体勢を確立している。

（資料第 23　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）P264）

（資料第 24　震災時等の相互応援に関する協定・実施細目　P267）

（資料第 25　21 大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目　P272）

（資料第 26　九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目　P276）

４　民間団体との応援協力

○　都、区市町村及び関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）のとおり民間団体と協定を結び災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

（資料第 27　災害時における応急対策業務に関する協定　P281）

（資料第 28　災害時における応急復旧業務に関する協定　P282）

（資料第 29　災害時における救助・救急業務に関する協定　P283）

（資料第 30　関東旅客船協会との協定・実施細目（都港湾局）　P284）

（資料第 31　日本外航客船協会との協定・実施細目（都港湾局）　P286）

（資料第 32　日本船主協会との協定・実施細目（都港湾局）　P288）

（資料第 33　日本内航海運組合総連合会との協定・実施細目（都港湾局）　P290）

（資料第 34　災害時における応急対策業務に関する協定（都港湾局）　P292）

５　公共的団体等との応援協力体制の確立

○　区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

○　区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実及び連帯協力の強化を図る。

これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

○　これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(1)　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること。
(2)　災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
(3)　災害時における広報広聴活動に協力すること。
(4)　避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に協力すること。
(5)　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
(6)　被災状況の調査に協力すること。
(7)　被災区域内の秩序維持に協力すること。
(8)　り災証明書交付事務に協力すること。
(9)　その他の災害応急対策業務に協力すること。

（注１）　公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

（注２）　防災組織とは、町会、自治会等を主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

６　各機関の経費負担

○　国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県又は他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第18条）。

７　外国人の情報収集等に係る支援

(1)対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集及び提供を円滑に行う。

機　関　名	対　策　内　容
都政策企画局	○　大使館等との連絡調整
都生活文化局	○　外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ・　外国人が必要とする情報の収集及び提供 ・　区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・　東京都防災（語学）ボランティアの派遣 ○　被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応
都産業労働局	○　外国人旅行者に対する情報提供への協力

機　関　名	対　策　内　容
区　市　町　村	○　在住外国人への情報提供 ○　外国人災害時情報センターとの情報交換
観　光　関　連 事　業　者　等	○　外国人旅行者の案内、誘導及び情報提供

(2) 業務手順

【外国人災害時情報センター】

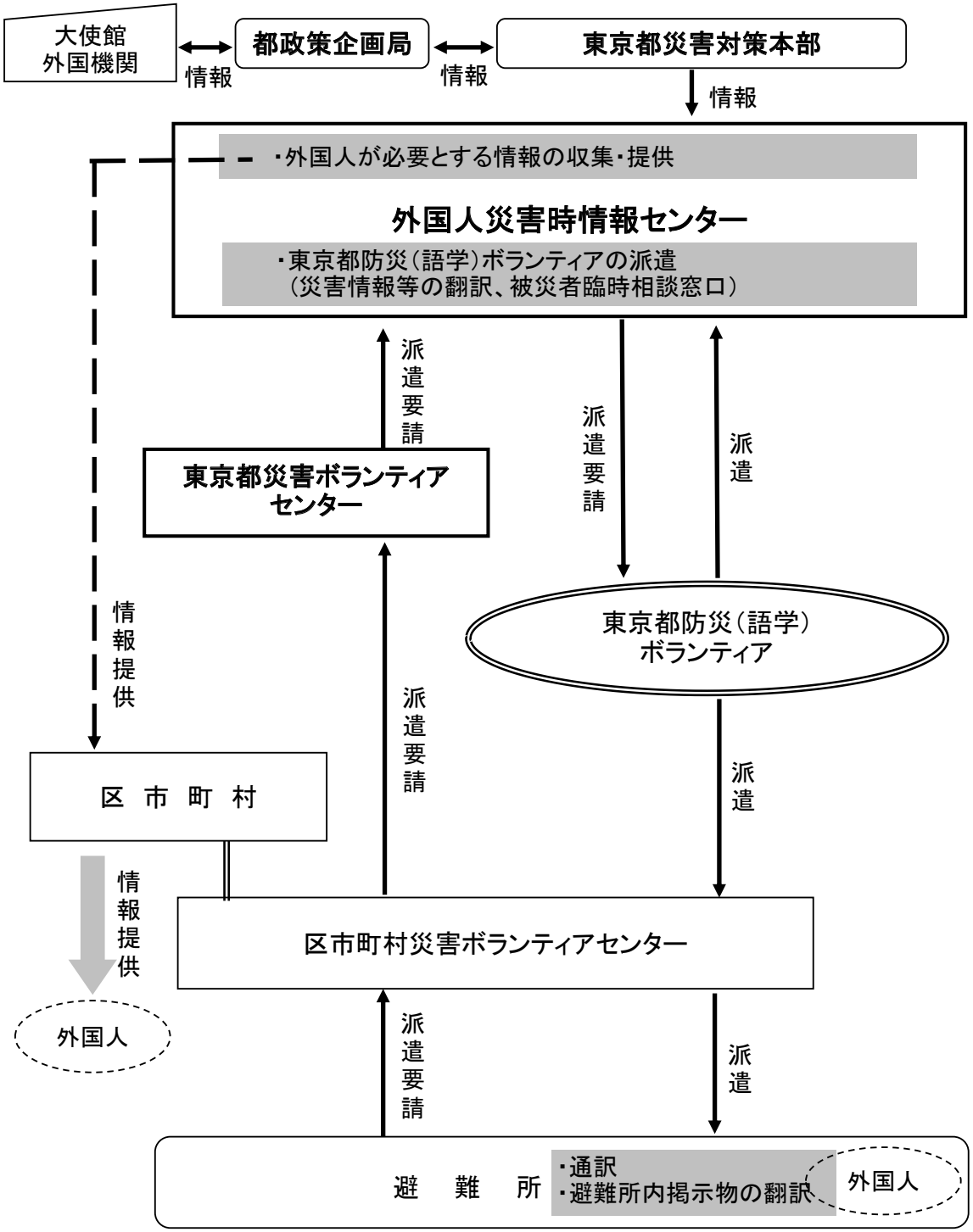

第２節　派遣要請

○　知事は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、若しくは町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
○　事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

１　災害派遣の範囲

○　自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1)　知事の要請による災害派遣

ア　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　災害に際し、被害が正に発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

ウ　災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2)　知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ　災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

オ　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

カ　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続等

(1)　要請者

知事

(2)　要請手続

ア　都が行う要請手続

○　知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ｱ)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(ｲ)　派遣を希望する期間

(ｳ)　派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ)　その他参考となるべき事項

イ　町村長の通報

○　町村長は、当該町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

ウ　防災機関が行う要請手続

○　災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、(2)アに掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。

○　緊急避難又は人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

エ　自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

○　知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名及びその他必要事項を通知する。

(3)　自衛隊との連絡

ア　情報の交換

○　都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ　連絡班の相互派遣

○　都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第１師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。

○　都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班(員)を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

ウ　連絡所の設置

○　都総務局は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るため、東京都防災センター内に自衛隊連絡所を設置する。

(4)　災害派遣部隊の受入体制

ア　他の災害救助復旧機関との競合重複の調整

○　知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう調整する。

イ　作業計画及び資器材の準備

○　各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、又は施設の使用に際して管理者の了解を得る。

○　救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は建設業者等の協力を得て、確保に努める。

ウ　活動拠点及びヘリポート等使用の通報

○　知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等の必要な施設について、地元町村及び関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

(5)　災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

○　知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長と協議を行う。

(6)　経費の負担

○　自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第１師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊司令等と協定を締結する。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ　天幕等の管理換に伴う修理費

オ　島しょ部に係る民間航空機及び船舶を使用した場合の輸送料等

カ　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

３　災害派遣部隊の活動内容

区　分	活　動　内　容
被害状況の把握	○　車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○　避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○　行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○　堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○　火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	○　道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○　被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	○　緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○　被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○　「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第１号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○　能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○　災害対策基本法第 63 条第３項、第 64 条第８項から第 10 項まで及び第 65 条第３項に基づき、町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

４　災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊第１師団）

都担当	地区担任部隊		担　当　地　域
第１師団長（練　馬）	島しょ部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村

第５章　警備・交通規制

○　火山災害発生時には、様々な社会的混乱、交通の混乱等の発生が予測される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持に万全を期することが必要である。
○　本章では、これら警備、交通規制等についての施策を定める。

第１節　警備

○　本節においては、警備態勢及び警備活動について定める。

１　警備態勢

機関名	内　　容
警　視　庁	○　大規模な災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○　なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、火山災害発生場所付近の海域に巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

２　警備活動

機関名	内　　容
警　視　庁	○　災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○　警察活動は、おおむね次のとおりとする。 １　被害実態の把握及び各種情報の収集 ２　交通規制 ３　被災者の救出救助

機関名	内　　容
	４　被災者の避難誘導 ５　行方不明者の捜索及び調査 ６　遺体の調査等及び検視 ７　公共の安全及び秩序の維持
第三管区海上保安本部	○　海上における船舶交通の安全確保及び治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 １　水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。 ２　特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 ３　必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防及び取締りを行う。 ４　警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

３　その他

機関名	内　　容
警視庁	１　警戒区域の設定 ○　災害現場において、町村長若しくはその職権を行う町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を町村長に通知する。 ２　町村に対する協力 ○　町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 　なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ○　町村の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ○　被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 ３　装備資機材の調達及び備蓄 ○　警視庁本部や各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 （資料第 35　ヘリコプターの機種及び性能基準　P295）

機関名	内　　容
	○　災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。
第三管区海上保安本部	○　装備の保有 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。 （資料第 36　東京都関係部署所属船艇一覧表　P296）

第２節　交通規制

○　火山災害時における道路交通の確保は、救援活動及び救護活動のため、極めて重要である。
○　本節においては、警視庁が実施する交通規制について定める。

１　交通情報の収集と交通統制

○　交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

２　交通規制

○　被災地を管轄する警察署長は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第５条第１項に基づき、被災地及びその周辺道路における危険防止、交通の安全及び交通の円滑を図るため、通行禁止、一方通行等の交通規制を実施する。
○　都公安委員会は、必要により災害対策基本法第76条第１項に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

３　車両検問

○　住民の緊急避難及び応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

４　緊急通行車両の確認

○　災害対策基本法第 76 条第１項に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第 32 条の 2 に定める緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。
○　緊急通行車両等の確認は、警察署長、交通機動隊長等が警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに車両検問場所で行う。都においては、緊急通行車両等の確認事務処理要領、緊急通行車両等の確認事務及び交

通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要領のとおり行う。

(1)　緊急通行車両等の種類

ア　警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警戒の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの

イ　消防、水防その他応急措置に使用されるもの

ウ　応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの

オ　施設及び設備の点検並びに応急復旧に使用されるもの

カ　清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

ク　緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ　警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

コ　その他に災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

(2)　確認機関

ア　知事

(ｱ)　都財務局

都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両(以下「関係車両」という。)のうち(ｲ)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。

(ｲ)　交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁

所管関係車両の確認を行う。

イ　都公安委員会(警視庁)

アを除いた車両について、確認を行う。

(3)　確認手続等

ア　事前届出

災害時に緊急通行車両等として使用される計画がある車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)を申請者に交付する。

イ　緊急通行車両等の確認

(ｱ)　届出済証の交付を受けている車両の確認手続

届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」(以下「確認申請書」という。)を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通

行車両確認証明書(以下「標章等」という。)を交付する。

(ｲ)　届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

確認申請書を作成させるとともに、疎明資料(契約書、協定書、伝票等)により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。

(4)　規制除外車両

○　緊急通行車両のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、都公安委員会が決定するものについては、通行禁止の対象から除外する。

第６章　避難

○　火山災害時には、噴石、火山礫の落下、溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。
○　したがって、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。
○　本章においては、避難の勧告・指示、避難誘導、避難所の指定・開設・管理運営及び他地区への移送について、必要な事項を定める。

第１節　避難態勢

１　立入り規制等、避難の勧告・指示

○　火山の噴火時には、噴石、火山礫の飛散、溶岩の流出、降灰による泥流、火山ガスの放出等のおそれがあるため、迅速な避難の勧告、指示等が必要となる。
○　このため、立入り規制等、避難の勧告・指示について必要な事項を定める。

(1)　立入り規制等

ア　町村長は、気象庁発表の噴火警報、火山ガス予報等により、火口周辺への立入りに注意が必要なときは、火口周辺、登山道等での注意看板の掲示、放送等により、登山者及び付近住民に注意を喚起する。

イ　町村長は、噴火警報・予報若しくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、又は火山専門家の助言等により、火口周辺への立入り規制を行う必要があると認めるときは、支庁長、警察署長等と協議の上、立入り規制及び登山規制を行う。

ウ　町村長は、前項の措置をとった場合、直ちに支庁長を経由の上都総務局(総合防災部防災対策課)に報告するとともに、関係防災機関に通知する。

(2)　避難の勧告・指示

機関名	内　　容
町　　村	○　気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、登山者、地域住民等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、町村長は、地元警察署長等と協議の上、避難対象地域の登山者、地域住民等に対して、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」若しくは「避難指示（緊急)」を発令する。 　なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急)」を発令する場合において、必要があると認めるときは、避難のための立退き先を定

機関名	内　　容
	めて発令する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での退避等の安全確保措置の指示を発令する。この場合、町村長は、速やかに支庁長を経由の上、都総務局(総合防災部防災対策課)に報告する。 ○　気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、登山者、地域住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町村長は、支庁長、警察署長等と協議の上、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定する。この場合、町村長は、直ちに支庁長を経由の上、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。 　また、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。さらに、支庁と連携し、船客待合所、空港等に表示板を設置する。 　また、防災行政無線、エリアメール、ホームページ等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。
都	○　知事は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該町村長に代わって実施する。
警　視　庁	○　危険が切迫した場合において、町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官は、直ちに町村長に通知する。

(3)　発令基準

ア　「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

○　「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル４が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

○　なお、噴火警戒レベル３が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生又は発生する可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、「避難準備」を伝達する。

イ「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

○　「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル５が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生若しくは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

○　島外避難は、「島内全域における生命・身体への危険」及び「島内避難が困難・島外避難への影響」の観点から総合的に判断する。

(4)　火山専門家等からの意見聴取

○　避難勧告・指示等の火山活動への対応をより一層適切に行うため、気象庁のほか、火山専門家等からの意見を聴取する。

ア　都防災専門員及び都防災顧問

○　都防災専門員及び都防災顧問から助言を受ける。

イ　東京大学地震研究所

○　都が伊豆諸島に設置している火山観測機器から得られるデータの解析を委託している東京大学地震研究所から意見を聴取する。

ウ　火山防災協議会（伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島）

○　火山防災協議会委員である火山専門家から意見を聴取する。

２　避難誘導

機関名	内　　容
町　　村	○　避難の勧告又は指示をした場合は、住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の危険性等を考慮して、できる限り影響を受ける部分を通過しない道路を避難経路として指定し、地元警察署、消防本部等の協力を得て、なるべく地域又は町会・自治会単位に、避難所に誘導する。 ○　避難経路途中に危険な箇所があるときは、標示を行うとともに、特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。 ○　避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にし、避難所開設を円滑に行えるようにする。 ○　島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等について具体的な情報提供を行う。 （資料第 37　避難の勧告及び指示者一覧表　P298）
都　教　育　庁	○　町村から避難勧告又は指示が出された場合、校長は、地域の防災機関と連絡をとり、計画に従い避難誘導を行い、児童及び生徒の安全を図る。 ○　校長は、学校が避難所となった場合、災害対策に協力する。

警　視　庁	○　避難の勧告又は指示が出された場合には、町村に協力し、指定された避難所等へ避難誘導する。 ○　避難経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○　避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。 　また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○　避難の勧告、指示に従わないものについては、極力説得して避難するよう指導する。

第２節　避難所の指定、開設及び管理運営

○　避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を行った際には、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要がある。
○　本節においては、避難所の指定、開設及び管理運営について必要な事項を定める。

１　避難所の指定、開設及び管理運営

(1)　避難所の指定

○　各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	１　各町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所及び福祉避難所を指定し、住民に周知する。 ２　指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、都福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。 　また、併せて東京都災害情報システム(DIS)への入力により、情報の登録、更新等を行う。 ３　避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 (1)　避難所は、原則として町会、自治会又は学区を単位として指定する。 (2)　避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。 (3)　避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり二人とする。 ４　避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、又は消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性の確認及び確保を行うとともに、性別を含めた避難者のプライバシーの確保及び

機関名	内　　容
	生活環境を良好に保つよう努める。 5　避難所に指定した建物については、食料の備蓄、必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 6　避難所に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物、備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。 7　自宅又は避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療、介護等の必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 8　福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を指定する。 9　指定した福祉避難所の所在地等については、様式に基づき支庁を経由して都福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。 　また、併せて東京都災害情報システム(DIS)への入力により、情報の登録、更新等を行う。 10　避難所が不足する場合等に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。 11　避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関へ周知する。
支　　庁	○　避難所の選定について、管内町村を指導する。 　なお、島しょ保健所は、避難住民の健康管理、避難所の食品衛生及び環境衛生等の監視点検を行い、必要に応じて助言を行う。
都　総　務　局	○　避難所等を住民等に周知する。
都福祉保健局	○　東京都災害情報システム(DIS)又は町村からの報告に基づき、避難所及び福祉避難所の所在地等を把握する。 ○　社会福祉施設等の福祉避難所への指定について条件整備に努める。 ○　町村が避難所を管理運営する際の指針として、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を平成30年３月に改定している。今後は、町村がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかけていく。
都　教　育　庁	○　都立学校に小規模応急給水槽、ろ水器及び救急箱を設置し、避難所機能を強化する。 ○　都教育庁は平成８年(1996 年)に都立学校の避難所指定に関する要綱を策定し、避難所指定に当たり必要な事項を明確にしている。

機関名	内　　容
	○　避難所に指定されている学校の校長は、町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。

(2)　避難所の開設及び管理運営

○　各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　避難所及び福祉避難所を開設したときは、速やかに警察署等関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者数、開設予定期間等について都福祉保健局(少子社会対策部計画課)に報告する。 　なお、東京都災害情報システム(DIS)への入力も行う。 　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とし、状況により期間を延長する必要がある場合には､知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。 ○　避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数、被害状況、要配慮者の状況、必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○　可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受入れる。 ○　避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。 ○　避難所の運営において管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い、プライバシーの確保等に配慮する。 　特に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置並びに生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ○　避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○　可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○　被災者に対する炊き出しその他食品、生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に応援を要請する。 ○　避難者に対する健康相談を実施する。

機関名	内　　容
	○　避難所におけるトイレ機能を確保する。 ○　都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備を行う。 ○　福祉避難所の運営については、障害特性に応じて支援を行う。また、避難所から福祉避難所への移送手段の確保に努める。
支　　庁	○　避難所の開設運営について、町村から応援要請があったときは、速やかに協力し、更に応援を必要とするときは、都福祉保健局に要請する。
都福祉保健局	○　東京都災害情報システム(DIS)又は町村からの報告に基づき、避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。 ○　避難所管理運営に関する支援 ○　町村の避難住民に対する健康相談支援 ○　飲料水の安全等環境衛生の確保 ○　食品の安全確保 ○　避難住民に対する食品の衛生的な取扱いについての指導 ○　町村の衛生管理対策支援 ○　生活必需品等の配分について町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都本部に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。
都　教　育　庁	○　都福祉保健局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、町村教育委員会と連絡をとり、開設に協力する。 ○　都立学校は、避難所の管理運営について、協力及び援助を行う。

２　衛生管理対策の支援

(1)　飲料水の安全等環境衛生の確保

ア　都は、避難所の過密状況、衛生状態等に関する情報を集約し、町村に提供することにより、避難所間及び各町村間において適切な受入体制等が確保できるよう支援する。

イ　都は、「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保及び避難所の環境整備に対応する。

　また、水の消毒薬及び消毒効果を確認するための器材を備蓄し、町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。

　環境衛生指導班は、以下の活動を行う。

・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
・ 住民（避難所管理者等）への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布
・ 住民（避難所管理者等）への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

・ 避難所の過密状況及び衛生状態について調査及び確認
・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言及び指導
・ トイレ及びごみ保管場所の適正管理、ハエ及び蚊の防除方法についての助言及び指導

ウ　町村は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

(2)　公衆浴場の確保

ア　町村は、都と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場及びシャワー施設の設置状況を把握する。

イ　都は、避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

第３節　要配慮者の安全確保

○　要配慮者の安全確保については、都及び町村の防災担当部門と福祉担当部門とが連携し、防災知識の普及及び啓発、地域の協力及び連携体制の充実等に努める。

○　都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。

○　町村は、要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速かつ確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。

１　地域における安全体制の確保

(1)　「要配慮者対策に係る指針」等の普及

○　町村は、都と連携して、災害時における要配慮者の安全確保に努めるとともに、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

(2)　避難支援の取組の強化

○　都は、要配慮者対策に係る指針を改定し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備、避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働きかけるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。

(3)　防災行動力の向上

○　都は、町村等と共同して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(4)　緊急通報システムの整備

○　都は、65 歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者及び 18 歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。

○　また、近隣又は地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

２　社会福祉施設等の安全対策

○　社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者及び障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差及び傾斜の解消等に努めてきた。

○　今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上及び地域との連携を図る。

(1)　社会福祉施設等と地域の連携

○　都は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。

(2)　避難行動の習得

○　都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

３　要配慮者の安全対策

(1)　「要配慮者対策班」等の設置

○　町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握、サービスの提供等に取り組む。

　また、町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

○　都は、町村における要配慮者対策班の活動状況の把握及び町村への支援を行うため、「要配慮者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、町村の要配慮者対策担当部門、近隣県市等と連絡調整を図る。

(2)　福祉避難所の活用

○　町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅及び避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療、介護等の必要なサービスを提供する。

(3)　医療等の体制

○　透析患者及び在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集及び提供を行い、町村、関係機関、近県等との連携による医療体制の強化に努める。

○　町村の編成する保健活動班による避難所、仮設住宅等への巡回健康相談体制

の確保の支援、災害派遣精神医療チーム（東京ＤＰＡＴ）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応、支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持及び在宅療養者等への対応を行う。

(4)　食料等の確保

○　都は、主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥、調製粉乳等の要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。

（第３部第７章第５節　食料・生活必需品等の供給　P136）

(5)　福祉機器等の確保

○　町村は、要配慮者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。

○　都は、福祉機器の調達先、輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

(6)　仮設住宅

○　都は、仮設住宅を建設するに当たり、必要に応じ高齢者世帯及び障害者世帯に配慮した設備及び構造の住宅とする。

○　町村は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

（第３部第 11 章第４節　応急住宅対策　P168）

第４節　島外への避難

○　都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。

○　本節においては、避難者の島外への移送及び受入れについて、必要な事項を定める。

機関名	内　　容
被　災　町　村	○　被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないとき、又は被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 ○　避難者の島外への移送を要請した町村長は、支庁、消防団等の協力を得て船舶に誘導するとともに、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 ○　移送された避難者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の町村は運営に積極的に協力する。 ○　その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。

機関名	内　　容
区　市　町　村	○　都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。
支　　庁	○　支庁長は、町村から避難者の移送の要請があり、かつ、住民が在島することが危険であると判断した場合は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。
都　総　務　局	○　被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、受入港からの距離、避難者数等を踏まえ、都各局等と調整し、避難者の移送先を決定し、都福祉保健局に連絡する。 ○　避難者の海上移送に当たり、都本部は、都港湾局に対し、使用可能な民間船舶の把握を要請する。 　なお、状況がひっ迫している場合は、海上保安本部及び海上自衛隊に対し、海上移送を要請する。 ○　都本部（都総務局）は、都港湾局からの使用可能な民間船舶の報告、海上保安庁等による海上移送の協力の内容を踏まえ使用する船舶を決定し、都港湾局に使用船舶を連絡するとともに東京港内の係留可能場所を照会する。
都福祉保健局	○　知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 ○　陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁及び東京消防庁の協力を得て実施する。 ○　避難行動要支援者の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、関係機関に移送を要請する。 ○　高齢者、障害者等の要配慮者については、福祉タクシー等を利用して移送する。 　なお、付添人が必要な要配慮者のうち、家族、かかりつけの医師等の付き添いが困難な者に対しては、必要に応じて都医療救護班を派遣する。 ○　東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力を得ながら、社会福祉施設及び福祉避難所における福祉専門職の確保に努める。
都　港　湾　局	○　東海汽船及び協定締結団体から使用可能な民間船舶を把握し、都本部（都総務局）へ報告するとともに、いつでも調達できるよう確保する。 ○　東海汽船及び協定締結団体から船舶を調達するとともに、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんを要請し、所要数を調達するよう努める。 ○　東京港内の係留可能場所について都本部（都総務局）に報告す

機関名	内　　容
	る。 (資料第 30　関東旅客船協会との協定･実施細目(都港湾局)　P284) (資料第 31　日本外航客船協会との協定・実施細目（都港湾局）P286)
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。
東海汽船	○　東海汽船は、港湾局長から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。

第７章　救援・救護

○　災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。
○　火山等により災害が起こった場合、災害を最小限に防御し、人命の安全を図るためには、救援・救護活動を迅速かつ円滑に実施することが肝要である。
○　本章では、発災後の被災者に対する救助、医療救護、水、食料等の供給等について定める。

第１節　救助・救急

○　火山災害時には、局地的に多数の救助・救急を必要とする事象の発生が予想される。
○　このため、初動態勢を確立するとともに関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な対応により救助・救急活動の万全を期する必要がある。各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	1　町村長は、救助・救急業務の実施に当たり、関係機関と情報の交換その他緊密な連携を図る。 2　町村長は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、支庁を経由して都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。 3　災害事故現場における救助・救急活動の内容は、次のとおりである。 (1)　傷病者の救出作業 (2)　傷病者に対する応急措置 (3)　傷病者の担架搬送及び輸送 (4)　緊急医療品、資器材、医療班(医師及び看護師)等の緊急輸送 (5)　救護所等より常設医療機関への輸送 (6)　重症者等の緊急避難、輸送 4　救助・救急の実施要領は、次のとおりである。 (1)　障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体の安全を確保する。 (2)　傷病者に対して止血、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸等の応急処置を実施する。 (3)　救出された傷病者及び応急処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送を行う。

機関名	内　　容
	５　消防職員、団員は警察官と相互に連絡及び協力し、又住民の協力を得て被災者の救出に努める。 ６　町村長は、必要に応じ、職員による救出班を編成し救出活動にあたる。
支　　庁	○　救助又は救急に関し町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼する。
警　視　庁	１　救出救助は、他の活動に優先して行う。 ２　救出した負傷者は、応急措置を施した後、現場救護所又は医療機関に引き継ぐ。 ３　救出救助活動は、保有する資器材を有効に活用する。 ４　関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出救助の万全を期する。(資料第 38　警視庁の車両及び資器材　P299)
東京消防庁	○　町村との消防応援協定等に基づき出動した場合、次の活動を行う。 １　災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な救助・救急活動を行う。 ２　救助・救急活動に当たっては、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ３　傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用し、重症者を最優先として迅速に行う。 (資料第 39　ヘリコプター性能諸元　P300)
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、火山災害等により発生した遭難船舶、遭難者、海上への避難者等の捜索及び救助にあたる。
都産業労働局	○　火山災害等による操業漁船の遭難事故対策については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動によるが、都としては島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することにより対処する。

第２節　医療救護

○　火山の噴火、その他の火山現象による災害では、噴出物による家屋の倒壊、火災、地割れ、土砂崩れ等により、人的被害が発生することが考えられる。また、昭和 58 年(1983 年)、平成 12 年(2000 年)の三宅島、昭和 61 年(1986 年)の大島の火山噴火災害に見られるように、被災者が相当の期間にわたり避難生活となる場合には、多数の被災者が適切な医療が受けられないおそれがある。

○　このため、都、町村及び防災機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することが重要である。

○　本節では、医療救護班の編成及び活動、重症患者等の取扱い、医薬品等の調達について必要な事項を定める。

１　医療救護班等の編成

○　災害時における医療救護は、医療救護班等の編成により、一次的に町村が実施する。

○　都は、町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合に、町村が設置する医療救護所等へ都医療救護班等を派遣し、医療活動を実施する。

○　都は、都立病院のほか、都医師会、日赤東京都支部及び災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。

(1)　都医療救護班　(計 217 班)

ア　都立・公社病院　　26 班(医師１名、看護師１名、事務その他１名)
イ　都医師会　　94 班(医師１名、看護師１名、事務その他１名)
ウ　日赤東京都支部　　32 班(医師１名、看護師３名、事務その他２名)
エ　災害拠点病院　　65 班(医師１名、看護師１名、事務その他１名)

(2)　都歯科医療救護班

都歯科医師会　　110 班(歯科医師１名、歯科衛生士又は歯科技工士１名、事務その他１名)

(3)　都薬剤師班

都薬剤師会　　200 班(薬剤師３名で１班)

○　都は、災害時における迅速な医療活動を確保するため、都医師会の都医療救護班等に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

２　医療救護活動

○　町村長及び都は、医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

(資料第 40　島しょ医療機関一覧　P301)

(1)　機関別活動内容

機関名	活　動　内　容
町　　村	○　医療救護の必要を認めたときは、管内で開業又は勤務する医師等の協力を得て医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。 ○　被災町村の能力では医療救護活動が十分でないと認められるときは、支庁を経由して都に応援を要請する。
支　　庁	○　支庁は、町村長から医療救護に関する要請があったときは、都に連絡する。
都福祉保健局	○　島しょ保健所出張所長(大島、八丈、三宅及び小笠原)は、その所在する町村区域内で災害が発生したときは、都福祉保健局長の指示を受け、災害発生直後から町村長と協力して、医療救護活動を実施する。
日　　赤 東京都支部	○　都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○　医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○　血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施する。 ○　dERU(国内型緊急対応ユニット)とは、緊急仮設診療所設備とそれを輸送する車両及び訓練された要員で、被災地域へ迅速に搬入及び開設し、積極的に医療救護活動を行う。
都　医　師　会	○　都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請する。 ○　災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施する。
都歯科医師会	○　都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請する。
都薬剤師会	○　都から「災害時の救護活動に関する協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、各地区に対し、都薬剤師班としての活動等を要請する。
都看護協会	○　都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等における看護業務を行う。

機関名	活　動　内　容
都柔道整復師会	○　都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があったときは、応急救護の実施、衛生材料の提供等の医療救護活動等に協力する。 ○　救護所において行う応急処置は、医師の指示により実施する。
献血供給事業団	○　指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○　都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部等と協力して行う。

（資料第 41　都医師会等との協定　P302）
（資料第 42　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書　P310）
（資料第 43　災害時における応急救護活動についての協定書　P311）
（資料第 44　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書　P312）
（資料第 45　災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書　P313）
（資料第 46　災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書　P314）
（資料第 47　災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書　P315）
（資料第 48　災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書　P316）
（資料第 49　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定　P317）
（資料第 50　都における医薬品及び医療資器材の備蓄状況　P319）

(2)　医療救護班等の活動場所

○　医療救護班等は、町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。

(3)　島外避難先での医療救護活動

○　被災者が、都内又は近県の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。

(4)　医療救護班等の活動内容

○　医療救護班

ア　傷病者に対するトリアージ
イ　傷病者に対する応急処置及び医療
ウ　傷病者の収容機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
エ　死亡の確認及び遺体の検案への協力
オ　助産救護

○　歯科医療救護班

ア　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
イ　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
ウ　避難所内における転送困難な患者及び軽症患者に対する歯科治療及び衛

生指導
エ　検視及び検案に際しての法歯学上の協力
○　薬剤師班
ア　医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
イ　医療救護所、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
ウ　一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
エ　避難所の衛生管理及び防疫対策への協力

(5)　総合的な指揮命令及び連絡調整

○　都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

３　重症患者等の取扱い

○　島しょの火山災害時に、島内の医療機関において対応困難な重症患者等が発生した場合、都は、町村及び関係防災機関との密接な連携により、患者を島外の医療機関に搬送する。

(1)　機関別活動内容

機関名	内　　容
町　　村	○　被災地の町村長は、医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、支庁を経由して都本部に患者の島外への搬送を要請する。
支　　庁	○　支庁は、町村長から患者の島外への搬送を要請されたときは、搬送手段及び収容施設の確保等について、都本部に要請する。
都福祉保健局 都総務局	○　都は、被災地から島外医療機関までの患者の搬送及び収容を担当する。都福祉保健局及び都総務局は、支庁から被災町村の患者搬送等に関する要請を受けた場合、次のように対応する。 １　航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施する。 ２　必要に応じて添乗医師を確保する。 ３　収容先医療機関を確保する。 (資料第 51　東京都災害拠点病院施設状況一覧　P320) (資料第 52　東京都災害拠点病院設置運営要綱　P321) (資料第 53　東京都災害拠点病院標準整備品目　P324)

４　医薬品及び医療資器材の備蓄及び供給体制

○　医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材は、都及び町村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。

○　町村長は、医薬品及び医療資器材の不足により医療救護活動に支障を来すと認めた場合は、支庁を通じ都本部に補給を要請する。

○　都は、医薬品及び医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関

係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送体制及び供給体制を確保する。

（資料第 54　災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書　P325）

第３節　防疫

１　防疫活動

○　防疫班、隔離消毒班、防疫検水班(区)及び環境衛生指導班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1)　役割分担

機関名	内　　容
町　　村	○　災害の種類及び程度に即応した防疫活動として､飲料水の消毒、避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族・昆虫駆除等を行う。 ○　災害により防疫活動を必要とする場合は、防疫班、消毒班及び防疫検水班（区）を編成し、出動させる。 ○　被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○　防疫活動の実施に当たって町村の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は地区医師会に協力を要請する。 ○　都が活動支援、指導又は町村調整を行う場合に協力する。 ○　被災地及び避難所における感染症発生状況の把握
都福祉保健局	○　町村の防疫活動の支援及び指導 ○　都医師会、都薬剤師会等に町村の防疫活動に対する協力を要請 ○　他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請及び連絡調整を実施 ○　被災地及び避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○　町村の衛生管理対策の支援及び指導 ○　町村における保健活動班の活動の支援
都　医　師　会	○　都福祉保健局長(都が設置する保健所の長)から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力する。 ○　防疫活動の業務内容については、保健所長に協議の上行う。

(2)　防疫班等の編成

○　区市町村は、状況に応じて防疫班及び消毒班を編成する。

○　都は、状況に応じて防疫に関する区市町村の活動に対する支援や指導及び調整を行う。

(3)　防疫業務の実施基準

ア　健康調査、健康相談等

○　防疫班は、医療救護班、保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療、感染拡大防止等を行う。

イ　消毒

○　消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒の実施及び指導並びに避難所の消毒の実施及び指導を行う。

ウ　避難所の防疫措置

○　町村は、避難所開設後トイレ、ごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を適宜実施する。

○　防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班、保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

○　防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

○　都は、区市町村が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

○　都は、インフルエンザ、麻しん等の流行状況を踏まえ、町村に対し予防接種の実施に関する指導及び調整を行う。

○　避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

エ　消毒とその確認

○　区は、井戸が汚染された場合は、直ちに消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するか、又は消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

○　多摩地域においては、環境衛生指導班が、飲用に供しようとする水等が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

オ　感染症予防のための広報及び健康指導

○　防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員、環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

○　実施に当たっては、区市町村と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

○　都は、被災地及び避難所における感染症の発生状況を把握し、評価及び分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染症拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

２　防疫用資器材の備蓄及び調達

○　区市町村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。

○　区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。

○　都福祉保健局は、施設倒壊等により薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他県市等からの受入・調達計画を策定する。

第４節　飲料水の供給

○　町村は、災害時の応急給水のため給水計画を策定し、住民の飲料水の確保に努めるものとする。
○　都は、都災害対策本部の下に、物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。
○　本節においては、給水体制及び被災者への給水について、必要な事項を定める。

１　応急給水活動

(1)　給水体制等

○　飲料水の確保のための機関別対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　災害時の給水は、原則として町村が実施する。このため、給水計画を策定し、飲料水の確保を図る。 ○　都に給水、資器材等の応援を要請する場合は、支庁を経由する。
支　　庁	○　町村の要請に応じ、町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整を行う。 ○　被害状況に応じ、資器材等の輸送を行う。
都　水　道　局	○　災害発生に伴い支庁を経由の上、都総務局からの応援要請があった場合は、必要量の飲料水を確保するとともに、都水道局が保有する資器材等により応援態勢をとる。

(2)　被災者への給水

ア　給水は、次のとおり行う。

(ｱ)　町村が被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。

(ｲ)　給水拠点は、町村役場又は各出張所とする。

(ｳ)　給水の基準は、生命維持に必要な最小量の飲料水(一人１日３リットル)とする。

イ　水の輸送は、給水車、ポリタンク等により行う。

ウ　支庁は、町村より給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、都水道局へ連絡し、水の確保に万全を期する。

２　検水体制の整備

○　検水のための機関対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
都福祉保健局	○　都福祉保健局長は、状況に応じて、環境衛生指導班を編成する。 ○　環境衛生指導班は、島しょ保健所長の指揮の下に、飲料水の消毒の確認等を行い、使用の適否を判定するとともに、飲料水の安全確保につき、町村長に助言する。

第５節　食料・生活必需品等の供給

○　火山の噴火等による災害により、避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料・生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料・生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料・生活必需品等を調達し得る措置を講じておき、食料・生活必需品等の確保に努める必要がある。
○　都は、物資の調達、保管、搬送等の物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、町村の要請に対し、必要な食料・生活必需品等を調達する。
○　本節においては、これら食料の供給について必要な事項を定める。

１　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制

○　機関別の食料・生活必需品等の備蓄・調達体制は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村は、災害時において町村が実施する被災者に対する食品の給与、生活必需品等の給（貸）与のための調達（備蓄を含む。）計画を策定する。 ○　調達計画は、食料・生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○　町村長は、災害救助法の適用後、食料の給与、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により食料及び物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町村長が現地調達する。 ○　都に対する要請は、支庁を経由して行う。
支　　庁	○　町村長からの要請により、支庁に保管してある備蓄食料・生活必需品等を放出する場合は、都福祉保健局長の承認を得る。 ○　地域内輸送拠点への移送については、町村及び輸送関係機関と密接な連絡をとり対処する。 ○　町村からの都本部への要請は、支庁を経由して行う。

機関名	内　　容
都　総　務　局	○　都総務局長は、都福祉保健局長から食料・生活必需品等の調達の依頼があった場合は、直ちに、あらかじめ協力を依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。 （資料第 55、56　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）　P326、332） （資料第 57　災害時における物資の調達支援協力に関する協定書（都総務局）　P335）
都 生 活 文 化 局	○　都生活文化局長は、都福祉保健局長から食料・生活必需品等についての調達の依頼があった場合は、直ちに東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。 （資料第 58　東京都生活協同組合連合会との協定　P338）
都 福 祉 保 健 局	○　災害救助法の適用後、町村長から支庁を経由して調達の要請があった場合又は都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都備蓄倉庫及び協定に基づき確保している食料・生活必需品等を放出する。（資料第 59　都備蓄倉庫一覧　P344） （資料第 60　食料等の備蓄状況　P345） （資料第 61　災害時における食料品調達業務に関する協定 P346） ○　食料が不足する場合は、直ちに所要量を調達し、放出する。 　なお、食料については、都総務局及び都生活文化局に調達を依頼する。 　また、米穀、乾パン、副食品（漬物及びつくだ煮類）及び調味料（味噌及び醤油）の調達については都産業労働局に依頼する。 ○　生鮮食料品については、中央卸売市場に調達を要請する。 ○　食塩については、財団法人塩事業センターに調達を要請する。　（資料第 62　食塩調達経路図　P347） ○　都福祉保健局長は、町村長から調製粉乳等の調達依頼があったときは、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳等を放出する。 （資料第 63　調製粉乳等備蓄等一覧　P348）
都 産 業 労 働 局	○　都福祉保健局長から食料（米穀及び乾パンを除く。）及び調味料についての調達依頼があったときは、副食品（漬物及びつくだ煮類）及び調味料（味噌及び醤油）を調達する。 ○　上記で不足する場合は、業界等との協定及び他府県からの応援により必要量を調達する。 （資料第 64　米穀の調達先一覧表　P349） （資料第 65　米穀等の調達経路　P350） （資料第 66　米穀卸売事業者等名簿一覧表　P352） （資料第 67　副食品及び調味料の調達（予定）一覧表　P353）

機関名	内　　容
都中央卸売市場	○　都福祉保健局長から生鮮食料品の調達について依頼があった場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を買い上げる。
農林水産省政策統括官付貿易業務課	○　都産業労働局長から、米穀の放出要請を受けたときは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に定める災害救助法又は国民保護法（平成 16 年法律第 112 号）が発動された場合の特例により処理する。
関東農政局	○　都から調達困難な生鮮食料品、米麦加工食品（精米、小麦粉、乾・生めん、即席めん、パン及びビスケット）、加工食品（缶詰、レトルト食品及び漬物）及び調味料（味噌及び醤油）等の出荷要請を受けたときは、速やかに管内の需給動向を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

２　食料・生活必需品等の配布

(1)　輸　送

○　機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村長は、町村の備蓄・調達(都の事前配置分を含む。)する食料・生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。 ○　都福祉保健局が町村に事前配備している備蓄物資で、都福祉保健局長の承認を得て、町村が使用するものについては、当該町村が輸送する。 ○　交通及び連絡に便利な避難(場)所、公共施設、公園広場等を災害時における食料・生活必需品等の地域内輸送拠点として選定し、支庁に報告する。 ○　島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達、あっせんを要請する。
支　　庁	○　町村の選定した地域内輸送拠点を把握する。 ○　町村から食料・生活必需品等の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用する。 ○　運搬に必要な車両、船舶等を調達する。 ○　町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請する。
都総務局	○　各局の用途別必要船舶数を把握する。 ○　輸送に必要な船舶、ヘリコプター等について関係各局及び関

機関名	内　　容
	係機関に要請する。
都福祉保健局 都港湾局	○　都総務局からの指示に基づき、食料・生活必需品等の輸送に関し関係団体及び協定団体に要請する。 ○　受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体及び協定団体に要請する。
都生活文化局 都中央卸売市場	○　都生活文化局が東京都生活協同組合連合会に要請した応急生活物資は、当該連合会から要請を受けた各生協が、都福祉保健局が指定する場所に輸送し、引き渡す。都中央卸売市場は、調達した食品を、調達業者等の協力を得て、支庁倉庫又は町村の集積地まで輸送し、引き渡す。
都産業労働局	○　都産業労働局は、米穀卸売業者から給食用米穀を調達し、とう精及び輸送を依頼し、町村に引き渡す。
関東地方整備局	○　緊急輸送に必要な船舶の情報を収集する。
関東運輸局	○　災害時における輸送用船舶のあっせんを行う。

(2)　被災者への給与

○　機関別の実施計画及び対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村長は、被災者に食料の給与、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、その配分方法等について定めておく。 ○　町村長は、災害時における被災者への食料の給与、生活必需品等の給（貸）与を実施する。 ○　被災した町村において、食料の給与、生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合は、当該町村長は、支庁を経て知事に応援要請する。 ○　備蓄食料又は備蓄物資として町村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。
支　　庁	○　町村長から被災者に対する食料の給与、生活必需品等の給（貸）与の応援要請があったときは速やかに協力する。
都福祉保健局	○　被災地区の町村長から支庁を経て炊出しの要請があり、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都協力局等に対して応援を依頼し、日赤に対して日赤奉仕団、赤十字災害救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。 ○　被災地以外の避難所に避難した被災者に対する炊き出しは、避難先区市町村において救援に協力するよう連絡する。 ○　被災乳幼児に対する調製粉乳等の給与に関する調整は、少子社会対策部家庭支援課が行う。

第６節　輸送船舶・車両の確保

○　災害時に救援、救護等の応急対策活動を実施するために必要な人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹であり、車両、船舶等を迅速かつ円滑に確保し、運用しなければならない。
○　特に火山災害の場合は、島の特殊事情から、船舶の確保が大切である。
○　本節においては、これらの輸送活動の確保に必要な車両等の調達、配車、緊急車両の確認等について定める。

１　船舶、航空機及び車両の調達

(1)　調達

○　機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村は、調達先及び調達予定数を地域防災計画において明確にしておくとともに、災害時において町村の所要車両が調達できない場合は、支庁に対し、調達あっせんを要請する。
支　　庁	○　支庁において、車両等については、原則として支庁保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、町村の調達計画に競合しないように独自の調達計画を策定する。 ○　被災者の島外避難、物資の輸送等に必要な漁船については、島内漁業協同組合所属の漁船を調達する。 ○　被災者の島外避難及び物資輸送に必要な船舶は、都本部に要請する。 ○　町村から要請があった車両の確保については、必要に応じ都本部に要請する。
都	車　両 ○　都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。 １　乗用車 都各局の不足分は、都財務局所管車両等を使用する。 ２　貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合及び日本通運から調達する。 ３　乗合自動車 東京バス協会から調達する。 ４　四輪駆動車 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。

機関名	内　　容
	○　他府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。 ○　さらに、車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議の上、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。 船　舶 ○　都各局は、物資の輸送及び人員の搬送等のため、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、必要船舶を請求する。 ○　都港湾局は、東海汽船及び協定締結団体における使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。 （資料第 68　東海汽船所有船舶一覧　P354） ○　都本部は、他府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。 　また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。 ○　都港湾局は、これらの船舶を把握し、いつでも調達できるよう確保する。 ○　都港湾局は、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議の上、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な船舶を確保する。
その他の防災機関	○　独自に調達計画を策定する。都財務局は、調達計画を総合調整するとともに、調達が円滑に行われるよう協力する。
関東運輸局	○　都財務局の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。 ○　都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

(2)　配車等

機関名	実　施　内　容
都	車　両 ○　都財務局は用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。 ○　都財務局は他府県及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜、配分する。 ○　災害復旧計画に必要な車両は、都財務局において緊急計画を

機関名	実　施　内　容
	立て、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○　配分手続 １　都各局において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所及び日時を明示の上、都財務局に請求する。 ２　都財務局は所要車両を調達し、請求局に引き渡す。 船　舶 ○　都本部は、調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。 ○　他府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。 ○　配分手続 １　都各局が船舶を必要とするときは、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示の上、都本部へ要請する。 ２　都本部は都各局の要請に基づく船舶必要数を調整した上で、都港湾局に対し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答させる。

(3)　本船荷役の確保

機関名	実　施　内　容
都　港　湾　局	○　都港湾局は、救援物資受け入れのため必要な本船荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。 ○　依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、本船荷役に必要な態勢を整える。 ○　都港湾局は、本船荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置及び運営について、関係団体に協力する。

２　緊急通行車両の確認

○　緊急車両の確認については、第３部第５章第２節４　緊急通行車両の確認(P112)に定めるところによる。

第８章　船舶及び航空機の安全確保対策

○　船舶及び航空機は、島しょと都内を結ぶ交通手段であり、島しょの生活上重要な役割を果たしている。
○　また、災害時における救援物資及び人員の輸送のため、欠かせないものである。
○　このため、火山災害時において被害を防止し、船舶及び航空機の安全の確保を図る必要がある。
○　本章においては、船舶及び航空機の安全確保対策について必要な事項を定める。

第１節　船舶

○　船舶は、一度に大量の人員及び貨物を輸送しており、火山(海底火山を含む。)の噴火により被害を受けた場合、人命に多大な危険が生じるのみならず、島しょ住民の生活に大きな影響を与えるおそれがある。
○　このため、本節においては、各機関の船舶(漁船を含む。)の安全確保対策について定める。

機関名	内　　容
町　　村	○　港湾又は漁港において、災害が発生するおそれがある場合は、停泊中の船舶に対して、港外への退避等の措置をとる。
支　　庁	○　火山の異常変化(地震、噴気、湧水、地温上昇等)が認められ、災害の発生が予想される場合及び噴火警報等が出された場合、警察署、町村、漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用し、火山情報の伝達、港外への退避等の措置をとる。 ○　また、海底火山の噴火が予想される場合は、危険区域からの早期避難を勧告する。
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、船舶の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講ずる。 １　火山活動により、災害の発生が予想される場合は、港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等の安全な海域への避難を勧告する。 ２　火山島の周辺海域の船舶交通の規制を行う。 ３　船舶の入港を制限する。

機関名	内　　容
東　海　汽　船	○　海上保安部及び都、支庁等から勧告があった場合、それに従って対処する。 ○　事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保及び損害の極限防止を図る。 （資料第 69　船舶の運航基準　P355）

第２節　航空機

○　航空機は、高速で多数の人々を輸送しており、万一災害が発生した場合、直接人命にかかわる被害を生ずるおそれがある。
○　このため、航空機の安全確保に関し、各機関がとるべき措置を定める。

機関名	内　　容
支　　庁	○　支庁長は、噴火等による危険が切迫していると判断したときは、飛行場の使用の一時停止措置をとるとともに、関係者に対し、早急に避難するよう勧告する。 ○　空港管理者として、都本部又は気象庁発表の噴火警報等に基づき、速やかに航空情報（ノータム）を提供し、航空機に注意を呼びかける。
東京空港事務所	○　気象庁等から噴火に関する通報を入手したときは、速やかに当該火山の上空及び周辺を航行中の航空機に対し情報を提供し、必要に応じ安全確保のための指示を行う。 ○　また、火山活動に伴い、空港の閉鎖、航行援助施設の運用停止等の事態が発生したときは、飛行中の航空機及び関係機関に対し、情報の周知徹底を図るとともに、航空機の航行の安全のため、必要な措置をとる。

第９章　ライフライン施設等の応急・復旧対策

○　電気、水道、電話等の施設は、日常生活の根幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
○　本章においては、これらの施設の応急・復旧対策について定める。
○　なお、島しょ部に都市ガス施設はない。

第１節　電気施設(東京電力グループ)

１　活動態勢

(1)　非常災害対策本(支)部の設置

○　災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
○　本部は、本社、総支社、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。
　また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
○　夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(2)　要員の確保

○　災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
○　非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。
○　その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
○　非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

(3)　情報連絡活動

○　本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。
○　被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

２　応急対策

(1)　資材の調達・輸送

ア　資材の調達

○　第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達

を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ｱ)　第一線機関等相互の流用

(ｲ)　本社本部に対する応急資材の請求

イ　資機材の輸送

○　非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

○　輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(2)　災害時における危険予防措置

○　円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3)　災害時における応援の組織・運営

○　本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害及び復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(4)　応急工事

○　応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中枢となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(5)　災害時における電力の融通

○　東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した全国融通契約及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(6)　その他

○　災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお、応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。

なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

３　復旧対策

○　災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

第２節　水道施設

○　災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、町村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断の下に、緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急・復旧対策を実施する。
○　各機関の対策は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　水道の施設を災害から防護し、又災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持する。
支　　庁	○　町村の要請に応じ、町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。 ○　被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都福祉保健局	○　必要に応じ、技術職員を派遣し、水道の応急復旧工事に関する技術的支援、指導にあたる。 ○　状況に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

第３節　電話施設等

１　活動態勢

○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
○　各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。
　また、都本部、国等の関係防災機関との連絡及び調整を行う。
○　各機関の災害時の活動態勢は、次のとおりである。

機関名	内　　容
ＮＴＴ東日本 ＮＴＴコミュニケーションズ	１　災害対策本部の設置 ○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部又はこれに準ずる機関を設置する。 ○　災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに災害時用公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

機関名	内　　容
N　T　T ド　コ　モ	2　社員の動員計画 ○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1)　社員の非常配置 (2)　社員の非常招集方法 (3)　初動時の駆けつけ要員の確保 (4)　グループ各社間相互の応援要請方法 3　情報連絡活動 ○　災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。 ○　なお、気象業務法に基づき、気象庁から FAX による伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。
K　D　D　I	1　災害対策本部の設置及び運営 (1)　災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。 (2)　同本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3)　社内外の連絡及び調整を行う。 2　災害対策要員の招集と任務 (1)　実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所定要員を非常招集する。 (2)　招集された要員は、災害対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3　情報連絡活動 (1)　被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2)　社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等の公衆回線を使用するが、併せて都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線等も利用する。
ソフトバンク	1　対策本部の設置及び運営 (1)　災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、被害状況に応じた対策本部を設置する。 (2)　対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3)　社内外の連絡及び調整を行う。

機関名	内　　容
	2　対策要員の招集と任務 (1)　実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定められた所定要員を非常招集する。 (2)　招集された要員は、対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3　情報連絡活動 (1)　被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2)　社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用いて行う。
日本郵便	1　非常災害対策本部等の設置及び活動 (1)　業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。 (2)　非常災害対策本部等においては、関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。 2　災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。 3　通信手段の確保 災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。 4　施設及び設備の応急復旧活動 災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。 5　災害時における広報活動 災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況、事業の運営状況、その見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。 6　その他の活動 災害が発生した場合は、速やかに社員の非常参集、情報収集連絡

機関名	内　　容
	体制の確立等必要な体制をとる。 　また、総務省、内閣府その他の関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。

２　応急対策

○　非常召集された対策要員が、災害対策本部の指示の下災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保、通信の途絶防止等の応急対策を行う。

○　各機関の応急対策は、次のとおりである。

機関名	内　　容
ＮＴＴ　東日本 NTT コミュニケーションズ ＮＴＴ　ドコモ	１　通報及び連絡、各対策組織相互の通報及び連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 ２　情報の収集及び報告 　災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡及び周知を行う。 (1)　気象状況、災害予報等 (2)　電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3)　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4)　被災設備、回線等の復旧状況 (5)　復旧要員の稼動状況 (6)　その他必要な情報 ３　警戒措置 　災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に揚げる事項について警戒の措置をとる。 (1)　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2)　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3)　重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等を行うこと。 (4)　災害対策用機器の点検、出動準備、非常配置及び電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5)　防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6)　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

機関名	内　　容
	(7)　その他、安全上必要な措置を講ずること。 4　重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1)　応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2)　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3)　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は電気通信事業法第８条第１項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。 (4)　警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5)　電気通信事業者、防災行政無線等との連携をとること。 5　災害時用公衆電話の設置 被災救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。 6　携帯電話の貸出し 災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努める。 7　災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

機関名	内　　容
ＫＤＤＩ	○　災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 １　通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのう回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施する。 ２　災害用伝言板の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行う。 ３　災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、緊急連絡用設備、災害対策用車両、車載型無線基地局及び移動電源車を配備しているほか、緊急輸送用ヘリコプターの準備、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを使用して対応する。 ４　通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 ５　携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話、衛星携帯電話等の貸出しに努める。
ソフトバンク	○　災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 １　通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのう回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施する。 ２　災害用伝言板等の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 ３　災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、移動基地局車、移動電源車、可搬型移動基地局等のほか、対策要員の活動のための装備品等を使用して対応する。 ４　通信サービスの利用制限

機関名	内　　容
	災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 ５　携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話、衛星携帯電話等の貸出しに努める。
日　本　郵　便	１　郵便物の送達の確保 郵便の送達を確保するため、次の措置を講ずる。 (1)　被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。 (2)　郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行う。 (3)　重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。 また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。 ２　窓口業務の維持 被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間、取扱日の変更等の措置を講ずる。 ３　その他 郵便業務の確保を図るため、社員の非常服務体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達、緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

３　復旧対策

○　各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事及び本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

○　各機関の復旧対策は、次のとおりである。

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>NTT 東日本

NTT コミュニケーションズ

NTT ドコモ</td><td>○　NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧について、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。
１　被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
２　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
３　復旧に当たっては、行政機関及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。
４　災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。
<table>
<tr><th>順位</th><th>修理又は復旧する電気通信設備</th></tr>
<tr><td>1</td><td>○　気象機関との電話サービス契約に関わるもの
○　水防機関との電話サービス契約に関わるもの
○　消防機関との電話サービス契約に関わるもの
○　災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの
○　警察機関との電話サービス契約に関わるもの
○　防衛機関との電話サービス契約に関わるもの
○　輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの</td></tr>
<tr><td>2</td><td>○　ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの
○　１に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの
○　預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>関わるもの
○　国又は地方公共団体の機関との電話サービス契約に関わるもの（第１順位となるものを除く。）</td></tr>
<tr><td>３</td><td>○　第１順位及び第２順位に該当しないもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ＫＤＤＩ</td><td>○　災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。
１　復旧工事の計画
(1)　応急復旧工事
被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。
(2)　原状復旧工事
被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。
(3)　本復旧工事
被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施する。
２　復旧の順位
復旧工事に際しては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。</td></tr>
<tr><td>ソフトバンク</td><td>○　災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。
１　復旧工事の計画及び設計
(1)　応急復旧工事
被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。
(2)　本復旧工事
被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧工事を実施するほか、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な本復旧工事を実施する。</td></tr>
<tr><td>日本郵便</td><td>○　物資及び資材の調達計画、人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を実施する。
なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を実施する。</td></tr>
</table>

第１０章　公共施設等の応急・復旧対策

○　道路、港湾、空港、砂防等の公共施設は、島民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが被災した場合、救急救助及び救援救護活動に支障を来す。
○　このため、災害が発生した場合、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。
○　本章においては、道路、港湾、空港、砂防等の公共施設の応急・復旧対策について定める。

第１節　公共土木施設等

１　道路

○　災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害状況を調査し、道路状況の広報活動を迅速に行う。
○　噴火活動の終息及び安全を確認した後は、道路交通の確保を図るため、次のような応急活動を実施し、被害箇所を復旧する。
(1)　降灰、山腹斜面の崩土、落石等の道路上の障害物除去
(2)　路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷、溶岩流及び泥流による道路埋没の復旧

２　港湾

○　災害により、港湾施設が被害を受けた場合、港湾管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
○　特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
(1)　係留施設の被害で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
(2)　臨港交通施設の被害でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
(3)　港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
(4)　外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

３　漁港

○　災害により、漁港施設が被害を受けた場合、漁港管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
○　特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。

(1)　係留施設の被害で漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
(2)　輸送施設の被害でこれによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
(3)　漁港の埋塞で漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの
(4)　外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

４　海岸

○　海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、火山噴火に伴う溶岩流及び火山泥流の発生により被災した海岸保全施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
(1)　海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがあるもの
(2)　溶岩流及び火山泥流により、護岸前面が埋塞又は洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により護岸背後地の保全施設に著しい被害を与えるおそれがあるもの
(3)　その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの

５　火山砂防

○　砂防施設管理者は、火山噴火に伴う溶岩流及び火山泥流の発生により被災した溶岩導流施設及び砂防施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
(1)　被災した流路及び砂防ダムのうち、施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがあるもの
(2)　溶岩流及び火山泥流に伴う流木により埋塞した流路又は砂防ダムのうち、放置すると下流家屋等に著しい被害を与えるおそれがあるもの
(3)　その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの

第２節　空港施設

○　災害により、滑走路、エプロン及びその他の空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、公共の安全を確保するため、速やかに復旧を図る。

第１１章　その他の応急対策

○　本章においては、降灰の除去、遺体の捜索及び検案並びに応急仮設住宅及び応急教育について必要な事項を定める。

第１節　降灰除去等

○　火山噴火は、多くの場合、溶岩、火山砕屑物、降灰、有毒ガス等を噴出する。
○　このうち、降灰は、広範囲かつ長期間続き、島しょの産業に少なからぬ影響を与えるため、その対策が重要となってくる。

１　農水産施設

○　火山活動が活発化し、大噴火を起した場合、これらの島々は、降灰により、農作物、温室、パイプハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。
○　農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図る等当面の対策を取る一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となる。
○　一方、水産施設においては、降灰の除去等により、機能の回復を図る。
○　各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 ○　土壌改良の指導及び代替作物の選定 ○　除灰作業の指導 ○　農協及び漁協との連絡
支　　庁	○　町村並びに都産業労働局及び都港湾局との連絡 ○　町村に対する技術的指導
都産業労働局	○　支庁及び島しょ農林水産総合センターを直接現地指導の拠点として、農家及び農業団体の指導を行う。
関東農政局	○　降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策（土壌、農作物、施設等）を指導するとともに、被害の状況を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

２　営農指導

○　火山等による被害（病害虫を含む。）に対する対策については、都産業労働局農業振興事務所の技術総合調整担当及び島しょ農林水産総合センターの普及指導員が中心となって技術指導にあたり、各種農産物生産と農業経営の安定を期する。
○　このため、島しょ農林水産総合センターの普及指導員が直接現地指導の中心的

役割を果たし、当該地区内の農家及び農業団体の指導を行う。

機関名	内　　容
都産業労働局	1　事業計画 (1)　島しょ農林水産総合センターは、常時管内の災害に対する技術指導を行うとともに、各種の災害が発生した場合は、地区内の被害状況等について都産業労働局(農林水産部農業振興課)に速やかに報告するものとする。 　農業振興課は、農業振興事務所へ連絡し、当事務所技術総合調整担当は、この報告に基づき各専門項目について技術対策を講じるとともに、島しょ農林水産総合センターに対し適切な助言指導を行うものとし、必要により直接現地指導を行うものとする。 (2)　農業振興事務所は、常時それぞれの専門項目について、大学、試験研究機関等における災害研究成果を把握し、普及指導員に対し適切な技術援助を行う。 (3)　農業振興課は、気象庁発表の長期、短期予報その他予想される被害(病害虫を含む。)に関する情報、資料等の収集を行う。 　また、農業振興課は、家畜経営指導、家畜衛生技術指導の実施及び災害地域における飼料の確保、それに伴う全国農業協同組合連合会等との情報交換連絡並びに飼料対策を講じるとともに、島しょ農林水産総合センターに対し適切な指示を与える。 2　病害虫予防対策計画 (1)　火山噴火等を原因として病害虫が多発生した場合、病害虫防除所は、関係機関から提供される情報に基づき、東京都病害虫防除指針(各病害虫に対しての防除指針)に沿い、関係機関と密接な連携を図り、関係機関を指導するとともに病害虫の防除等にあたる。 (2)　病害虫防除所は提供された情報を取りまとめ、都産業労働局(農林水産部食料安全課)に報告する。

３　道路

○　火山噴出物を早急に除去し、道路の機能を維持するため、降灰等の除去を行う。このため、資器材及び降灰集積場の確保が必要となる。

○　機関別の対策は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　町村道の降灰除去を行う。
支　　庁	○　道路被害状況の調査及び緊急物資等の輸送路の確保に努める。 ○　機械等により迅速に都道の降灰除去を行う。このため、地理条件を勘案し、降灰の集積場所を確保する。 　なお、泥灰が泥流となって道路に流入しないよう関係機関に対策を申し入れる。 ○　各関係機関との連絡を図る。
都建設局	○　道路被害の状況を把握するとともに、支庁に対し助言指導を行うものとし、必要に応じ直接現地指導を行う。 ○　各関係機関との連絡を図る。

４　宅地の降灰除去等

○　火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

○　このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

○　各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
町　　村	○　降灰予報及びその他火山情報の把握 ○　測定機器の設置及び測定 ○　被害額の算定及び報告 ○　降灰の運搬
都都市整備局	○　降灰予報及びその他火山情報の把握、測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	○　都及び町村からの降灰による宅地の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第２節　遺体の捜索、収容等

○　災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬等の各段階において、都各局、町村、関係機関等の相互の連絡を密にし、これを遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

○　遺体の捜索、処理、埋葬等の実施は町村が行うが、災害救助法が適用された場合は、町村は知事の補助機関として実施する。都は、各町村が実施する諸活動を調整し、援助するとともに、災害救助法が適用された場合は、関係機関の協力を得て実施していく。

○　本節においては、遺体の捜索、収容等について、必要な事項を定める。

１　遺体の取扱いの流れ

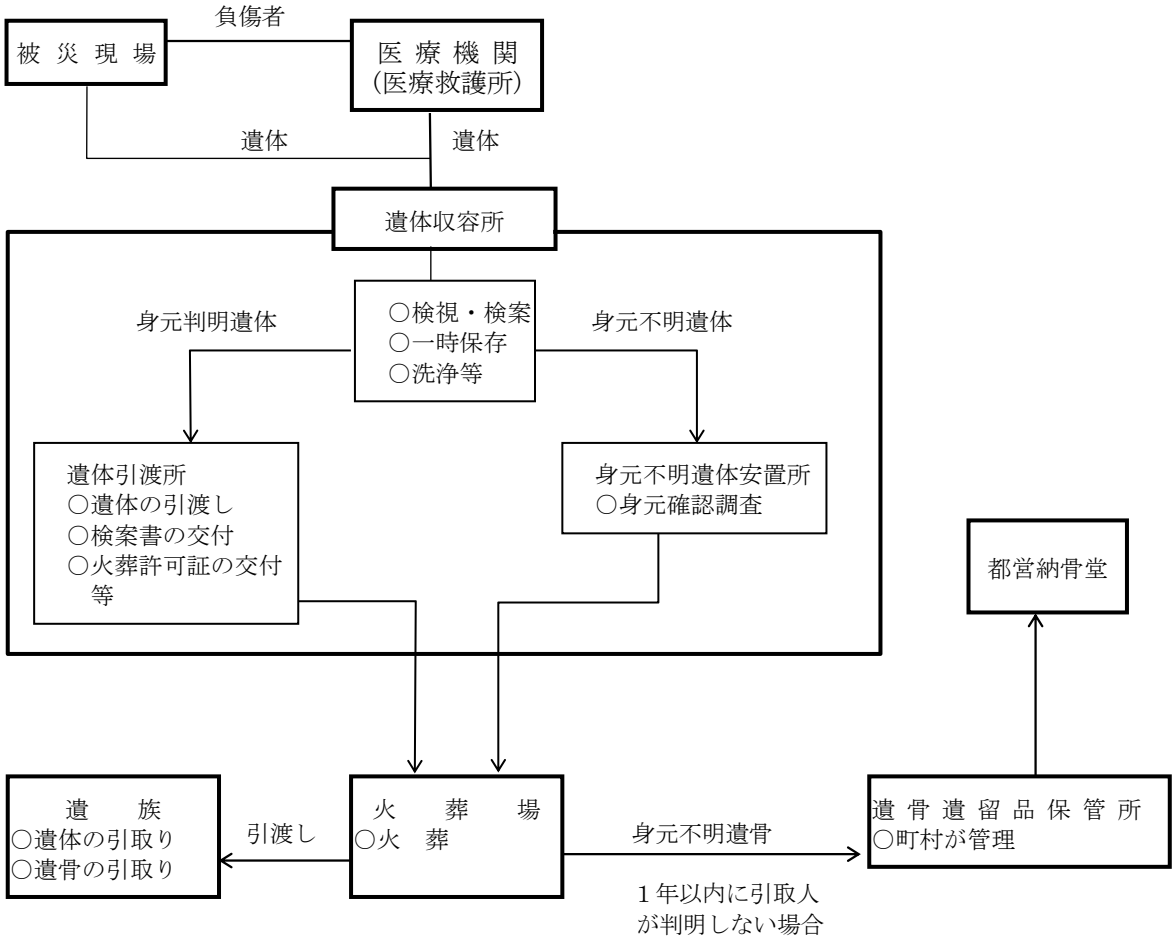

２　捜索、収容等

(1)　遺体の捜索

ア　機関別活動内容

機関名	活　動　内　容
都　総　務　局	○　関係機関との連絡調整にあたる。
警　視　庁	○　救助・救出活動に伴い発見及び収容した遺体を適切に取り扱う。 ○　町村が実施する遺体の捜索及び収容に協力する。 ○　各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○　身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等の写真撮影及び指紋・DNA 型鑑定資料を採取するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
町　村	○　関係機関と連携し、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、関係機関から要請があった場合は、状況に応じ遺体の捜索を行い、発見及び収容した遺体は検視(見分)後、町村に処理を引き継ぐ。

※　行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

イ　捜索の期間等

区　分		内　　容
捜索の期間		○　災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○　災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(町村長の場合は知事)に申請する。 ア　延長の期間 イ　期間の延長を要する地域 ウ　期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) エ　その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○　船舶その他捜索に必要な機械器具等の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○　捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○　機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等

区　分		内　　容
	費用の限度額	○　金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○　捜索に要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○　いずれも経理上、捜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

(2)　遺体の搬送(遺体収容所まで)

機関名	活　動　内　容
都総務局	○　町村、関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第１師団に対して遺体の搬送要請を行う。
町村	○　遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○　状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼を行う。 ○　遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について確認する。

(3)　遺体収容所の設置とその活動

ア　遺体収容所の設置に関する事前準備

機関名	活　動　内　容
町村	○　遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア　遺体収容所の管理者の指定等の管理全般に関する事項 イ　遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ウ　検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ　遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○　遺体収容所は、死者への尊厳、遺族感情及び効率的な検視、検案及び身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。 ア　屋内施設とする。 イ　町村ごとに、１か所から４か所程度に限定する(少ない箇所数が望ましい。)。 ウ　避難所、医療救護所等、他の用途と競合しない施設とする。 エ　想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。 オ　身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。 カ　水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

イ　遺体収容所の設置

機関名	活　動　内　容
都	○　町村長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
町　　村	○　災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁(各所轄警察署)に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○　状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。

ウ　遺体収容所での活動

機関名	活　動　内　容
町　　村	○　遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○　都及び警視庁(各所轄警察署)と連携の上、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○　遺体の腐敗防止に努める。

エ　遺体処理の期間等

区　分	内　　容
遺体処理の期間	○　災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長(特別基準)	○　災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に内閣総理大臣(町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	○　遺体の一時保存のための経費 ア　既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ　既存建物を利用できない場合 一体あたり 5,000 円以内 ○　遺体の洗浄、縫合及び消毒の処理等のための費用 一体あたり 3,400 円以内(平成 26 年度基準)

３　検視、検案、身元確認等

○　検視及び検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、町村及び警視庁は、必要な体制を確立する。

(1)　検案医の養成

○　都福祉保健局は、東京都医師会、公的医療機関等と連携し、検案医養成のための研修体制を整備する。

(2)　検視及び検案に関する機関別活動内容

機関名	活　動　内　容
都福祉保健局	○　監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺

機関名	活　動　内　容
	体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○　検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
監察医務院	○　警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○　検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行及びその他必要な措置を講ずる。 ○　日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○　大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成、派遣等を行う。
警視庁	○　検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○　各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約し調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○　検視班は、検視規則、死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(3)　検視及び検案に関する機関別協力内容

機関名	協　力　内　容
都医師会	○　都の要請により、遺体の検案に協力する。
都歯科医師会	○　都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。
日赤東京都支部	○　都の要請により、遺体の検案に協力する。
国立病院機構	○　都の要請により、遺体の検案に協力する。

○　関係機関が協力する検視・検案活動は、都福祉保健局(監察医務院)の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(4)　検視班等の編成及び出動

○　検視班の指揮者(警察署長等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議及び調整の上、検視活動を進める。

(5)　検案班の編成及び出動

○　都福祉保健局(編成責任者は監察医務院長)は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整の上、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

○　検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務

を行う各関係機関と調整した後、検案活動を進める。

(6)　検視、検案及び身元確認活動の場所

○　検視及び検案は、町村が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視及び検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(7)　住民への情報提供

○　都は、町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(8)　資器材等の備蓄及び調達

○　都及び警視庁は、検視及び検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。

(9)　遺体の身元確認

○　時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活　動　内　容
警　視　庁	○　「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣及び所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○　おおむね２日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を町村長に引き継ぐ。
町　村	○　身元不明者の周知及び身元不明遺体の保管について周知する。
都歯科医師会	○　警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに１班につき歯科医師２名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。身元確認班(歯科医師班)は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(10)　遺体の遺族への引渡し

○　遺体の引渡し業務は、原則として警視庁(各所轄警察署)及び町村が協力して行う。

○　町村職員が遺体の引渡し業務に従事する場合、警視庁「身元引渡班」の指示に従う。

(11)　死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活　動　内　容
都	○　必要な支援措置を講ずる。
町　村	○　遺族等に引き渡された検視及び検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○　死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第３節　火葬等

１　火葬許可の特例

○　町村は、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

２　広域火葬の実施

○　都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部（福祉保健局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。

○　町村は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活　動　内　容
都福祉保健局	○　町村からの応援要請及び協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援及び協力の必要性を含めて通知する。 ○　対応可能な都内の火葬場に対し、応援及び協力を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。 　また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援及び協力を要請する。 ○　各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該区市町村に対し協力を依頼する。 ○　火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村、近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○　遺体の搬送について町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
区　市　町　村	○　平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援及び協力を要請する。 ○　住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 ○　都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ○　遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 　また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

３　身元不明遺体の取扱い等

機関名	活　動　内　容
警　視　庁	○　警視庁は、区市町村と協力して身元不明遺体の遺体引取人を調査する。
町　　村	○　警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね１週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○　身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 ○　また、引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

４　死亡者に関する広報

○　大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を住民に速やかに提供する。

○　町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、庁舎、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供等を行う体制の条件整備に努める。

第４節　応急住宅対策

１　応急仮設住宅等の供給

機関名	内　容
都都市整備局	○　災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。

(1)　供給の実施

○　都は、被害状況に応じて、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

(2)　建設する仮設住宅の供給

○　都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

ア　建設予定地の確保

○　町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。

(ｱ)　接道及び用地の整備状況

(ｲ)　ライフラインの状況

(ｳ)　避難場所等の利用の状況

○　都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求める。

○　都都市整備局は、区市町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。

イ　建設地

(ｱ)　都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

(ｲ)　選定に当たり、各町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。

(ｳ)　都都市整備局は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。

ウ　構造、規模等

(ｱ)　平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者世帯及び障害者世帯に配慮した設備及び構造の住宅とする。

(ｲ)　１戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(ｳ)　１戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

(ｴ)　都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会と協議を行い、防火安全対策を講じる。

エ　建設工事

(ｱ)　災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(ｲ)　都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。

(ｳ)　必要に応じ、他の建設業者にも発注する。

(ｴ)　工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、町村等に委任する。

(ｵ)　都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。

オ　その他

○　町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(3)　民間賃貸住宅の供給

○　都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(4) 公的住宅等の活用

○　都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(5)　入居資格

○　次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア　住家が全焼、全壊又は流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自らの資力では住家を確保できない者

○　使用申込みは１世帯１か所限りとする。

(6)　入居者の募集・選定

○　都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

○　割当てに際しては、原則として当該町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。

○　住宅の割当てを受けた町村は、当該町村の被災者に対し募集を行う。

○　入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき町村が入居者の選定を行う。

(7)　応急仮設住宅の管理及び入居期間

○　応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

○　町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

○　応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。

２　被災住宅の応急修理

機関名	内容
都都市整備局	○　災害救助法が適用された地域において、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

(1)　住宅の応急修理

ア　応急修理の目的

○　災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

○　取り壊しに伴うがれきの発生及び応急仮設住宅の需要の低減を図る。

イ　対象者

○　災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

ウ　対象者の調査及び選定

○　町村による被災者の資力その他生活条件の調査及び町村長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該町村が募集及び選定を行う。

(2)　応急修理の方法

ア　修理

○　都が、一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、町村はリストより業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等の生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

イ　経費

○　１世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

ウ　期間

○　原則として、災害発生の日から１か月以内に完了する。

(3)　応急修理後の事務

○　住宅の応急修理を実施した場合、都及び町村は、必要な帳票を整備する。

３　小笠原住宅の応急修理

機関名	内　容
都都市整備局	○　小笠原住宅について、応急修理に当たる。

○　都は、危険防止等のため、被災した住宅について応急修理に当たる。

４　建設資材の調達

(1)　応急仮設住宅資材等の調達

機関名	内　容
都都市整備局	○　応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行う。

○　資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。

○　必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

○　仮設住宅の早期建設に向け、建設用地及び建設資材の確保等について検討を行う。

(2)　災害復旧用材(国有林材)の供給

○　農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

○　災害復旧用材の供給は、知事、町村長等からの要請により行う。

第５節　応急教育

１　学校危機管理マニュアルの活用

○　都は、学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校危機管理マニュアル」を策定している。

○　各学校において、日頃の防災訓練、安全指導及び防災に関する研修に、各種マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

２　応急教育の実施

(1)　事前準備

＜都立学校及び町村立学校の学校長並びに保育園の園長（以下、本節においては「学校長等」という。）の役割＞

ア　学校（園）等の立地条件などを考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

イ　児童、生徒等の避難訓練を実施するほか、町村が行う防災訓練に教職員、児童、生徒等も参加し、協力する。

ウ　在校中、休日等の部活動等、児童、生徒等が学校の管理下にある場合及びその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を策定し、教育計画に位置付ける。

エ　登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を策定し、周知徹底を図る。

オ　教育委員会、警察署及び消防署（団）への連絡網並びに協力体制を確立する。

カ　勤務時間外における教職員の連絡・参集体制、役割分担等の計画を策定し、教職員に周知する。

キ　児童、生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。

ク　学校医、地域医療機関等との連携を図る。

(2)　災害時の対応

＜学校長等の役割＞

ア　児童、生徒等が在校中、休日等の部活動等、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童、生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童、生徒等を帰宅させる。

イ　保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童、生徒等の安全な引き渡しを図る。

ウ　災害の規模並びに児童、生徒、教職員等及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、当該教育委員会へ報告する。

エ　状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置を

取る。

オ　応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

カ　学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。

キ　応急教育計画を作成したときは、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童、生徒等に周知徹底を図る。

(3)　災害復旧時の対応

＜学校長等の役割＞

ア　教職員を掌握するとともに、児童、生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。

イ　学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を策定し、速やかに復旧する。

ウ　被災学校(園)ごとに担当職員及び指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校(園)の運営について助言及び指導にあたる。

エ　連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ　応急教育計画に基づき、学校(園)に収容可能な児童、生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに、心のケア対策も十分留意する。

カ　教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の安否確認並びに通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

キ　他の地区に避難した児童、生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、（３）オに準じた指導を行うように努める。

ク　避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

ケ　災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業(保育)に戻すよう努める。

また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

＜町村教育委員会の役割＞

ア　教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

イ　連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

＜都の役割＞

ア　都は、都内学校間の教職員の応援体制について、町村教育委員会と必要な調整を行う。

３　学用品の調達及び給与（支給）

(1)　給与（支給）の対象

○　災害により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童及び生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

(2)　給与（支給）の時期

○　教科書については災害発生日から１か月以内、その他については 15 日以内とする。

○　交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3)　給与（支給）の方法

○　学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童及び生徒に対する給与（支給）は、町村が行う。

○　学用品の給与（支給）を迅速に行うために知事が職権を委任した場合は、町村長が当該教育委員会、学校長等の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

(4)　費用の限度

ア　教科書

支給する教科書（教材を含む。）の実費

イ　文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

４　授業料等の免除

機関名	内　　容
都教育庁	○　災害救助法が適用された場合は、都立学校生徒及び学生の被災の程度に応じて、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和 38 年東京都教育委員会規則第 13 号）第４条の措置を、次により考慮する。 １　一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者に対しては、納付期限を延期する。 ２　家庭調査の結果、授業料納付期限を延期してもなお納入困難と認められるときは、免除する。
町　　村	○　被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定しておく。

第６節　動物救護

○　都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、町村等関係機関及び都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

（資料第 70　災害時における動物保護体制（48 時間から 72 時間後までの応急体制）P356）

（資料第 71　災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書　P357）

(1)　被災地域における動物の保護

○　都は、町村、都獣医師会等の関係団体をはじめ、動物救護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

(2)　避難所における動物の適正な飼養

○　町村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都と協力し、動物の所有者に適正飼養を指導する。

○　都は、町村と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼育を指導する。

ア　各地域の被害状況、避難所における動物飼育状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣等

イ　避難所から保護施設への動物の受入れ、譲渡等の調整

ウ　他県市への連絡調整及び要請

(3)　動物救護の活動方針

○　都及び都獣医師会等の関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

○　都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。

○　都は、「動物救援本部」を支援するため、情報の提供、「動物保護班」及び「動物医療班」による応援及び活動拠点の提供を行う。

(4)　「動物保護班」及び「動物医療班」の編成

○　発災直後には、都動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」をそれぞれ２班を配置し、発災後 72 時間を目途に班の充実を図る。

第１２章　災害復旧対策

第１節　生活安定のための緊急対策

１　生活相談

機関名	内　　容
都生活文化局	○　常設の住民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 ○　男女平等参画の視点からの相談支援等を実施する。
警　視　庁	○　警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
町　　村	○　被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

２　災害弔慰金等の支給

○　都福祉保健局及び町村は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、又災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

○　日赤東京都支部では、災害救援物資の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。

（資料第 72　災害弔慰金等の支給　P359）

３　災害援護資金の貸付

○　都福祉保健局及び町村は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には低所得世帯に生活福祉資金を対象に貸し付ける。

○　都福祉保健局及び町村は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

（資料第 73　災害援護資金、住宅資金等の貸付　P360）

４　被災者生活再建支援金の支給

○　自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

（資料第 74　被災者生活再建支援金の支給　P362）

５　り災証明書の交付

○　町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に住家被害認定調査及びり災証明書交付の体制を確立し、被災者

にり災証明書を交付する。

６　職業のあっせん

機関名	内　　容
町　　村	○　被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東京労働局	○　災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17 か所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。 ○　他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○　災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 ア　被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ　公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

７　租税の徴収猶予、減免等

機関名	内　　容
都主税局	○　被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は東京都都税条例（昭和 25 年東京都条令第 56 号）により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
町　　村	○　町村は、被災者に対する町村税の徴収猶予、減免等の納税緩和措置に関する計画を策定する。
東京労働局	○　災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき１年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

８　その他

機関名	内　　容
東京労働局	１　雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○　災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 ２　労働保険料等の徴収の猶予 ○　被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 ア　納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき１年以内の期間に限り、納期限を延長する。 イ　制度の周知徹底 町村、労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	○　知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日本郵便	○　災害の態様並びに被災者及び被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 １　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ２　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ３　被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ４　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
日本放送協会	○　NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団及び防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○　被災者の受信料免除 ○　状況により避難所へ受信機の貸与
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	○　災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所、各社ホームページ、テレビ、ラジオ及び新聞への掲示等の方法により、その旨を周知する。

第２節　義援金の配分

１　義援金の募集の検討

○　都、町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

２　義援金の募集・受付・配分

機関名	内　　容
都福祉保健局 都　総　務　局	１　東京都義援金配分委員会の設置 ○　義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。 ２　義援金の管理 ○　都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○　国又は地方公共団体からの知事宛ての見舞金は、都本部（総務局）において受け付ける。 ３　義援金の配分 ○　都委員会の開催 　義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議及び決定する。 ・被災町村への義援金の配分計画の策定 ・義援金の受付及び配分に係る広報活動 ・その他義援金の受付及び配分に関して必要な事項 ○　義援金の送金 　決定した配分計画に基づき義援金を、町村に送金する。 ４　義援金の広報 ○　都福祉保健局において、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 ○　都福祉保健局が受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
町　　村	１　義援金の募集及び受付 ○　義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○　都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委

機関名	内　　容
	員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 　なお、送金するまでの間は、預り金として銀行口座で一時保管する。 ２　義援金の配分及び受入れ ○　都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 ３　義援金の支給 ○　被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○　被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
日　　赤 東京都支部	○　受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として一時保管する。 ○　義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

３　義援物資の取扱い

平成24年７月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都福祉保健局及び町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容及び生活必需品等の受給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討の上決定し、受付、問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第３節　激甚災害の指定

１　対策内容と役割分担

○　大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

機　関　名	対　策　内　容
都　総　務　局 都　関　係　局	○　激甚災害に関する調査報告 ・　都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示する。 ・　局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施する。 ・　関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額及びその他激甚災害法に定める必要な事項を調査し、都総務局に提出する。 ・　都総務局長は各局の調査を取りまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議する。 ・　知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。 ○　特別財政援助等の申請手続等 ・　都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施する。 ・　激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。
区　市　町　村	○　激甚災害に関する調査報告 区市町村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。 ○　特別財政援助等の申請手続等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

２　業務手順

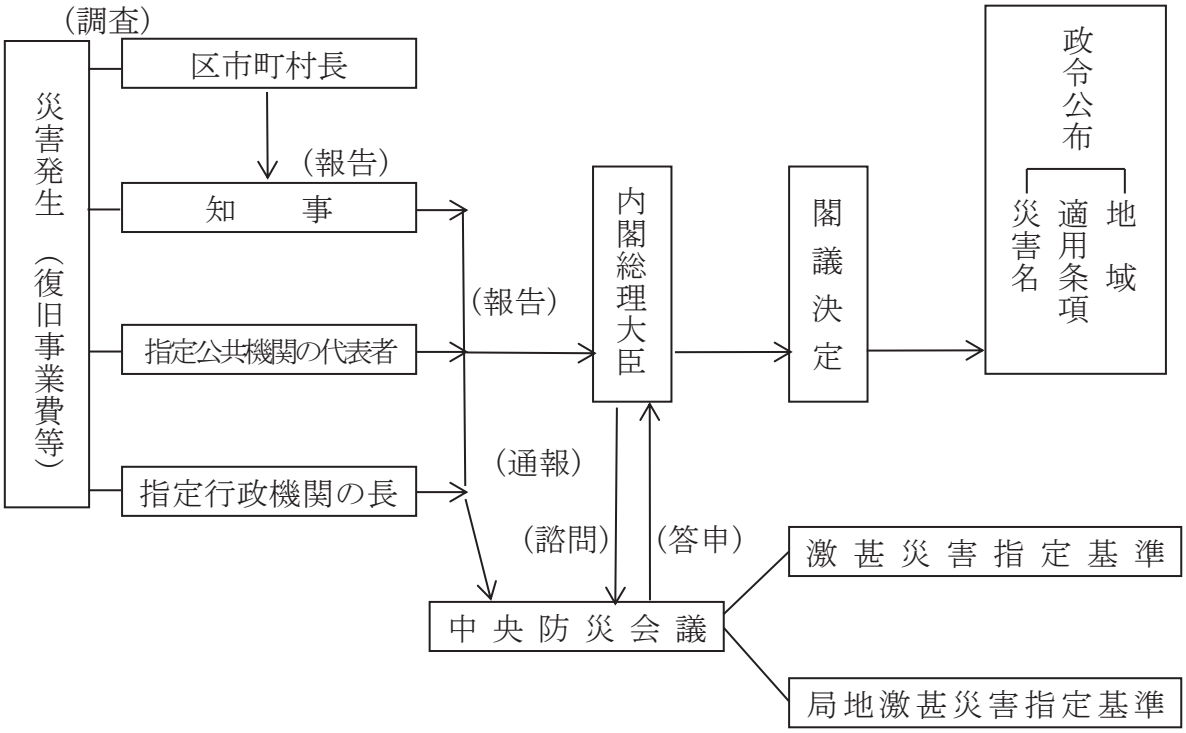

３　詳細な取組内容

○　激甚災害の指定は、昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

○　局地激甚災害の指定は、市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議で定めている。

○　大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

○　中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

４　激甚法に定める事業及び関係局

（資料第75　激甚法に定める事業及び関係局　P363）

第４部
富士山噴火降灰対策

第１章　総　則

第１節　富士山の現況等

１　富士山の概要

○　富士山は、我が国に 111 存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

○　標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 ㎥で我が国の陸域で最大の火山である。

○　山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。

○　都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約 47 ㎞、新宿区の都庁まで約 95 ㎞、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約 115 ㎞となっている。

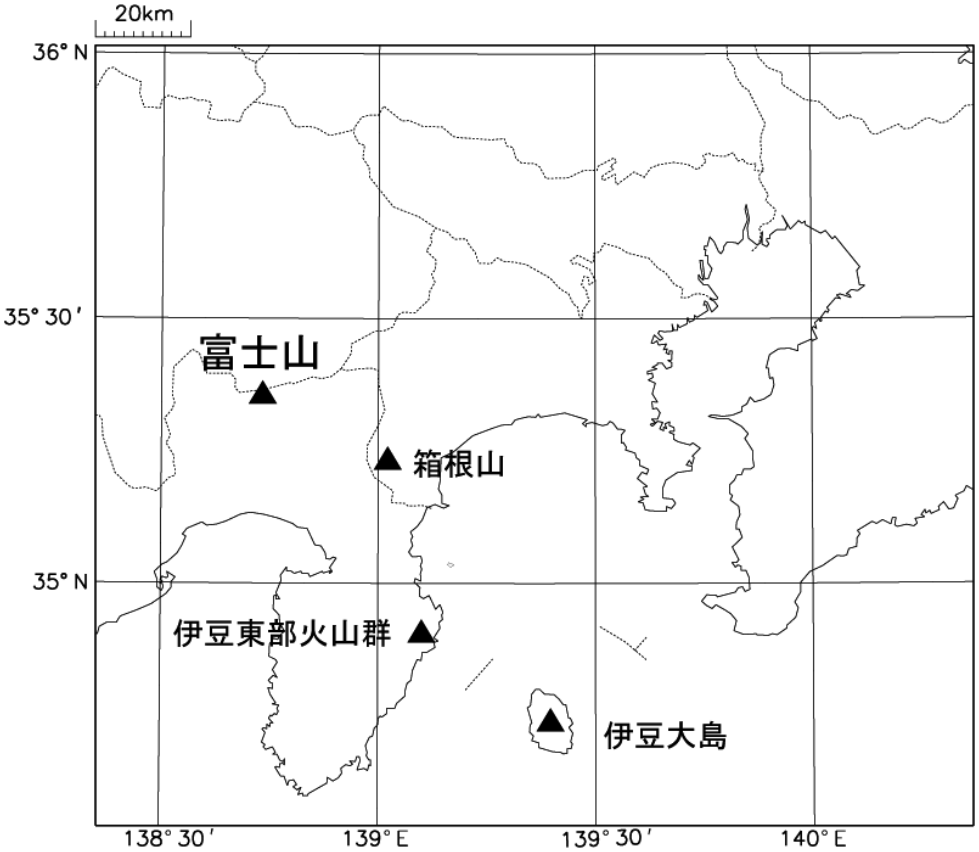

２　富士山の活動史

○　富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約１万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられている。

○　それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1)　富士山の成り立ち

○　富士山は、約 10 万年から１万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。

○　“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

○　“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉※宮地（1988）に基づく

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
Ⅰ	約 11000 年前 ～約 8000 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の８～９割に及ぶ。
Ⅱ	約 8000 年前 ～約 4500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
Ⅲ	約 4500 年前 ～約 3200 年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火
Ⅳ	約 3200 年前 ～約 2200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
Ⅴ	約 2200 年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

(2)　歴史資料上の噴火

○　歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの約 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

年　代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年（天応元年）	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802 年（延暦 19～21 年）	大量の降灰、噴石	延暦（ｴﾝﾘｬｸ）噴火
864～866 年（貞観 6～7 年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩）。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ｼﾞｮｳｶﾞﾝ）噴火
937 年（承平 7 年）	噴火	
999 年（長保元年）	噴火	
1033 年（長元 6 年）	溶岩流が山麓に達した。	

年　代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
1083 年(永保 3 年)	爆発的な噴火	
1511 年(永正 8 年)	噴火	
1560 年(永録 3 年)	噴火	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から２週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ﾎｳｴｲ)噴火

(3)　最近の活動

○　平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年４月から５月までの間にかけて、富士山直下の深さ15㎞付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

３　富士山における噴火の特徴

○　これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。

(1)　噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。

(2)　山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。

(3)　噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。

(4)　古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

４　国による検討

○　平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び翌年４月から５月までには富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成 13 年(2001 年) 7 月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立(後に東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成 16 年(2004 年) 6 月に富士山ハザードマップが作成された。

○　ハザードマップの作成においては、過去 3200 年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

○　富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

○　平成 16 年(2004 年) 6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年(2005 年) 9 月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。

５　噴火による被害想定

(1)　被害想定

○　本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年(2004 年) 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

○　東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

○　なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

○　噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

	内　　容	
噴火の規模等	規　　模	宝永噴火と同程度
	継　続　期　間	16 日間
	時　　期	①梅雨期　　②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部　　10cm 程度 その他の地域　　２～10cm 程度 （具体的範囲は別図のとおり）	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(2)　降灰予想図(降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲)

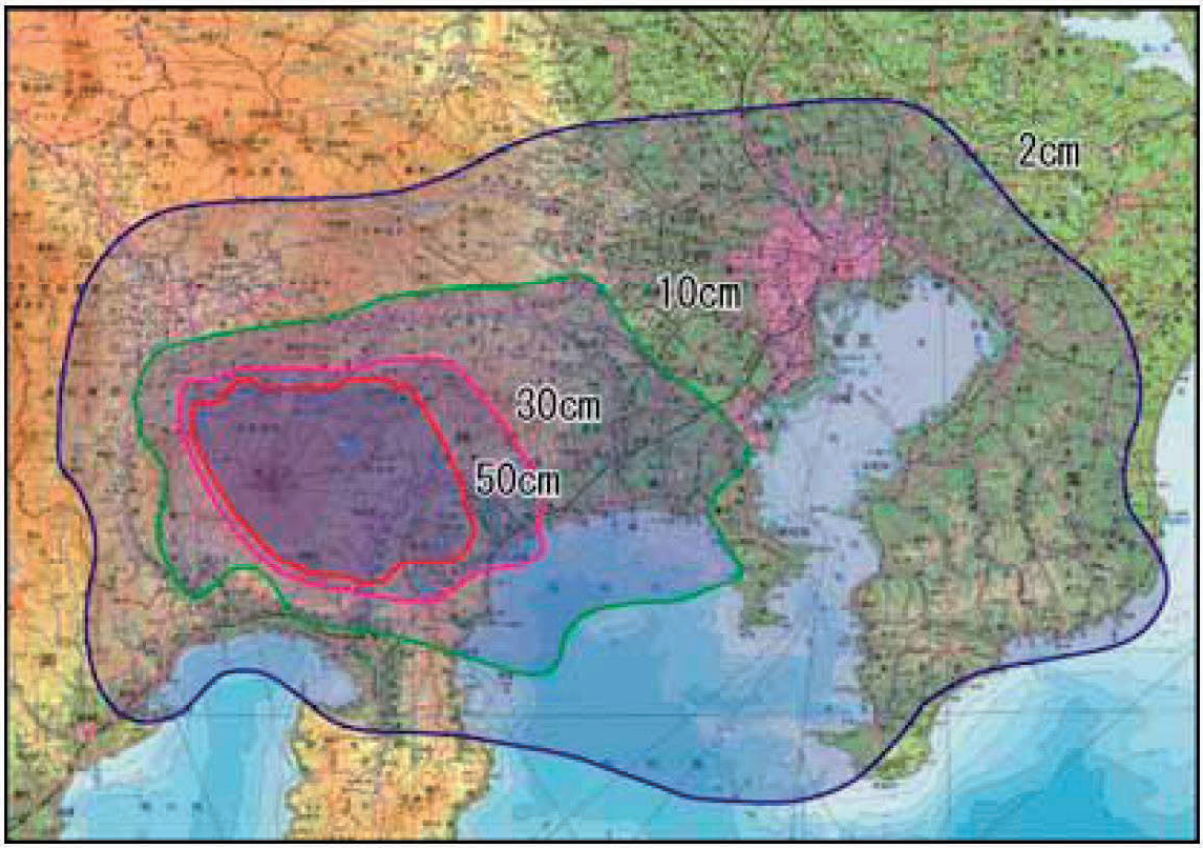

出典　富士山火山広域防災対策基本方針より

第２章　災害予防計画

第１節　各防災機関の予防業務及び役割

１　目的

○　富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。

○　予防計画の実行に当っては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、区市町村とともにこれらの進め方について検討していく。

○　本章において、第２部災害予防計画を参照する際、「町村」とあるものは、その性格上不適当な場合を除き、「区市町村」と読み替えるものとする。この場合において、島しょ町村を除き、「支庁」に関する規定は適用しないものとする。

２　予防業務

○　各機関の第２部１章第３節　予防業務(P30)以外で、降灰被害に関する予防業務は次のとおりである。

機関名	予　防　業　務
道路管理者	○　道路施設の防災構造化及び復旧に関すること。
鉄道各社	○　鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。

第２節　火山観測

１　富士山における国の火山観測体制

○　富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計　6 ・GNSS　3 ・空振計　2 ・傾斜計　2 ・監視カメラ　1	・地震計　8 ・傾斜計　1 ・歪計　1 ・体積温度計　1 ・全磁力　1	・地震計　6 ・傾斜計　6 ・雨量計　4 ・気圧計　4 ・GNSS　6	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。

○　気象庁の実施する火山観測

区　分	内　　容
震　動　観　測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

第３節　訓練及び防災知識の普及

○　都の地域に一度降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、第２部第４章　訓練及び防災知識の普及(P41)によるほか、火山活動に常時対応できるよう、都及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

第４節　住民等の防災行動力の向上

１　災害に強い社会づくり

○　住民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、住民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

(1)　住民等の役割

○　日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。

○　区市町村が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。

○　マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。

○　降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

○　降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。

○　地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。

○　町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。

○　降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。

○　要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

(2)　防災市民組織等の強化

ア　防災市民組織等の役割

○　地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

(ｱ)　降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項の周知等の徹底

(ｲ)　情報伝達、避難等の各種訓練の実施

(ｳ)　非常食の備蓄

(ｴ)　地域内の危険箇所を点検及び把握し、地域住民に周知

(ｵ)　地域内の要配慮者及び避難行動要支援者の把握並びに降灰被害発生時の支援体制の整備

(ｶ)　地域内の企業及び事業所との連携体制及び協力体制の整備

(ｷ)　行政との連携体制及び協力体制の整備

イ　防災市民組織の充実

(ｱ)　防災市民組織の結成促進

○　区市町村は、住民への積極的な指導及び助言により、防災市民組織の組

織化を進める。

○　都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細かな指導及び助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう区市町村に働きかけていく。

(ｲ)　防災市民組織の活動環境の整備

○　区市町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。

○　都は、区市町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。

(ｳ)　防災市民組織の訓練用資器材整備

○　都は、区市町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導、実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備していく。

(ｴ)　防災市民組織への支援

○　都は、区市町村、東京消防庁等と連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会、各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

(3)　事業所防災体制の強化

ア　事業所の役割

○　事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

(ｱ)　社屋内外の安全確保、防災資器材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保に努める。

(ｲ)　事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)、非常用マニュアル等の整備等、事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。

(ｳ)　事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災市民組織等との協力など地域社会の安全性の向上に努める。

イ　事業所の自衛消防隊の活動能力の充実及び強化

○　降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実及び強化を図る。

(ｱ)　自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

○　ホテル、旅館、百貨店等の多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の５により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが規定されており、この規定に基づく自衛消防活動中核要員の活動が有効である。

(ｲ)　自衛消防組織の設置を要する事業所

○　消防法(昭和23年法律第186号)第８条の２の５等により、自衛消防組織の設置、自衛消防訓練の実施等が規定されており、これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の活動が有効である。

(ｳ)　防火管理者の選任を要する事業所

○　消防法第８条及び第８条の２等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成等が規定されており、これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の活動が有効である。

(ｴ)　防火管理者の選任を要しない事業所

○　火災予防条例第 55 条の４により、自衛消防活動の編成等が規定されており、この規定に基づき編成された自衛消防隊の活動が有効である。

(4)　行政、事業所、住民等の連携

ア　相互に連携した社会づくり

○　行政、事業所、住民、地域コミュニティ、ボランティア等が、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、降灰被害に強い地域社会を構築することが必要である。

○　相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

(ｱ)　自治体間の相互支援体制の強化

(ｲ)　地域、事業所及び行政が連携していく意識の醸成

(ｳ)　降灰被害をテーマとしたシンポジウム及び講演会の開催

イ　地域における防災連携体制の確立

○　区市町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。

(ｱ)　連携・協力体制

○　地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置、情報連絡体制の確保等の連携・協力体制の確立に努める。

(ｲ)　地域防災体制の強化

○　町会、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。

(ｳ)　合同防災訓練の充実

○　地域住民及び地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

ウ　地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

○　降灰被害時の助け合いを推進するために、住民、町会、自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティア等の地域で活動している様々な団体等が連携し協力することが必要である。

○　地域で相互に支援しあうネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策を講じていく。

○　災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成を図る。

エ　地域と事業所との連携強化

○　都は、東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により、防災について地

域貢献の意志のある事業者の紹介を受けたときは、区市町村を介して、事業者と地域との連携が図られるよう努める。

○　地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなど連携強化を図る。

２　ボランティア等との連携

○　ボランティア等との連携は、第２部第５章第２節　ボランティア等との連携（P47）　に定めるほか、以下のとおりとする。

(1)　東京消防庁災害時支援ボランティア

○　東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成７年(1995 年) ７月から開始した。

○　平成 17 年(2005 年) １月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へ拡大し、災害対応の強化を図った。

○　災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。

○　また、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	○　原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する 15 歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者 (1)　応急救護に関する知識を有する者 (2)　過去に消防団員又は消防少年団員として１年以上の経験を有する者 (3)　元東京消防庁職員 (4)　復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	○　大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

３　要配慮者の安全確保

○　要配慮者の安全確保については、都及び区市町村の防災担当部門と福祉担当部門とが連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携体制の充実等に努める。

○　都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。

○　区市町村は要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速かつ確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。

(1)　地域における安全体制の確保

ア　「要配慮者対策に係る指針」等の普及

○　区市町村は、都と連携して、災害時における要配慮者の安全確保に努めるとともに、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

イ　避難支援の取組の強化

○　都は、要配慮者対策に係る指針を改定し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備、避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働きかける等、町村における要配慮者対策の強化を支援する。

ウ　防災行動力の向上

○　都は、区市町村等と連携して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

エ　緊急通報システムの整備

○　都は、65 歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者及び 18 歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。

○　また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

オ　要配慮者に関する地域協力体制づくりの推進

○　東京消防庁は、降灰被害発生時において周囲の状況変化に的確な行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

(ｱ)　要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

(ｲ)　社会福祉施設等の被災に備え、町会、自治会、防災市民組織、事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

(2)　社会福祉施設等の安全対策

○　社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで高齢者及び障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差及び傾斜の解消等に努めてきた。

○　今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上及び地域との連携を図る。

ア　社会福祉施設等と地域との連携

○　東京消防庁は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

イ　避難行動の習得

○　都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動等を実施している。今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

(3)　要配慮者の安全対策

ア　「要配慮者対策班」等の設置

○　区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。

また、区市町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集する等の総合調整を図る。

○　都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握及び区市町村への支援を行うため、「要配慮者対策総括部」を都福祉保健局に設置し、区市町村の要配慮者対策担当部門、近隣県市等と連絡調整を図る。

イ　福祉避難所の活用

○　区市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅又は避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療、介護等の必要なサービスを提供する。

ウ　医療等の体制

○　透析患者及び在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関、近県等との連携による医療体制の強化に努める。

○　区市町村の編成する保健活動班による避難所、仮設住宅等への巡回健康相談体制の支援、災害派遣精神医療チーム（東京ＤＰＡＴ）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応、支援者への支援等のメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持及び在宅療養者等への対応を行う。

エ　食料等の確保

○　都は、主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥、調製粉乳等の要配慮者のニーズに対応した食料を確保する。

オ　福祉機器等の確保

○　区市町村は、要配慮者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。

○　都は、福祉機器の調達先、輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

カ　仮設住宅

○　都は、仮設住宅を建設するに当たり、必要に応じ高齢者世帯及び障害者世

帯に配慮した設備及び構造の住宅とする。

○　区市町村は、入居者の選定に当っては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

（第３部第11章第４節　応急住宅対策　P168）

第３章　災害応急・復旧対策計画

第１節　応急活動体制

○　本章では、富士山が噴火し、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。
○　なお、本章において、第３部災害応急・復旧対策計画を参照する際、「町村」とあるものは、その性格上不適当な場合を除き、「区市町村」と読み替えるものとする。この場合において、島しょ町村を除き、「支庁」に関する規定は適用しないものとする。

１　都の活動体制

(1)　都の活動体制

○　知事は、都内に降灰による被害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関、他府県等の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

○　都本部等の設置、廃止等については第３部第１章第１節　東京都災害対策本部の組織及び運営(P53)による。

２　区市町村の活動体制

(1)　役割

○　区市町村は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

○　区市町村の活動体制については、第３部第１章第２節　町村の活動体制(P71)による。

３　防災機関の活動体制

○　防災機関の活動体制は、第３部第１章第３節　防災機関の活動体制(P71)の定めるところによる。

第２節　情報の収集及び伝達

○　降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

○　本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

１　火山(降灰)情報

○　東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

＜降灰の情報連絡＞

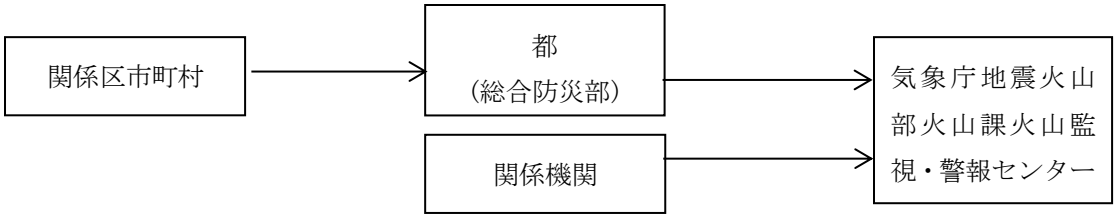

○　降灰調査項目は、以下のとおりとする。

調査項目

(1)　降灰の有無及び堆積の状況
(2)　時刻及び降灰の強さ
(3)　構成粒子の大きさ
(4)　構成粒子の種類、特徴等
(5)　堆積物の採取
(6)　写真撮影
(7)　降灰量及び降灰の厚さ※

(※可能な場合)

降灰の強さ(火山観測指針　気象庁(1999)を一部改変)

階　級	解　説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20 分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見えず、10～20 分で厚さ１㎜以上積もる程度

○　東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、第３部第２章第１節１　噴火警報等の発表及び伝達(P72)により、都、区市町村及び関係防災機関に伝達される。

○　火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	内　　容
区市町村	○　降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	○　都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報する。 ○　当該火山活動地域に所在する事業所は、収集した情報を各局に通報する。
警視庁	○　警視庁は、気象庁との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○　警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。
東京消防庁	○　火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、住民に周知する。 ○　降灰等に関する重要な情報について各消防署等から報告を求め、これを都本部等に通報する。
第三管区海上保安本部	○　第三管区海上保安本部は、富士山に関する噴火情報又は気象情報を入手したときは、船舶に航行警報を発する等により関係機関に通報する。
東京航空局	○　気象庁等から降灰に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

２　降灰予報

○　気象庁は平成 20 年より降灰予報の発表を開始した。

○　平成 27 年３月に 量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。

　また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

○　気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

(1)　降灰予報（定時）

○　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表

○　噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

○　18 時間先（３時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小

さな噴石の落下範囲を提供

(2)　降灰予報(速報)

○　噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

○　発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供

(3)　降灰予報(詳細)

○　噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

○　降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表

○　噴火発生から６時間先まで(1 時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

３　情報連絡体制

○　富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

(1)　連絡系統

○　富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。

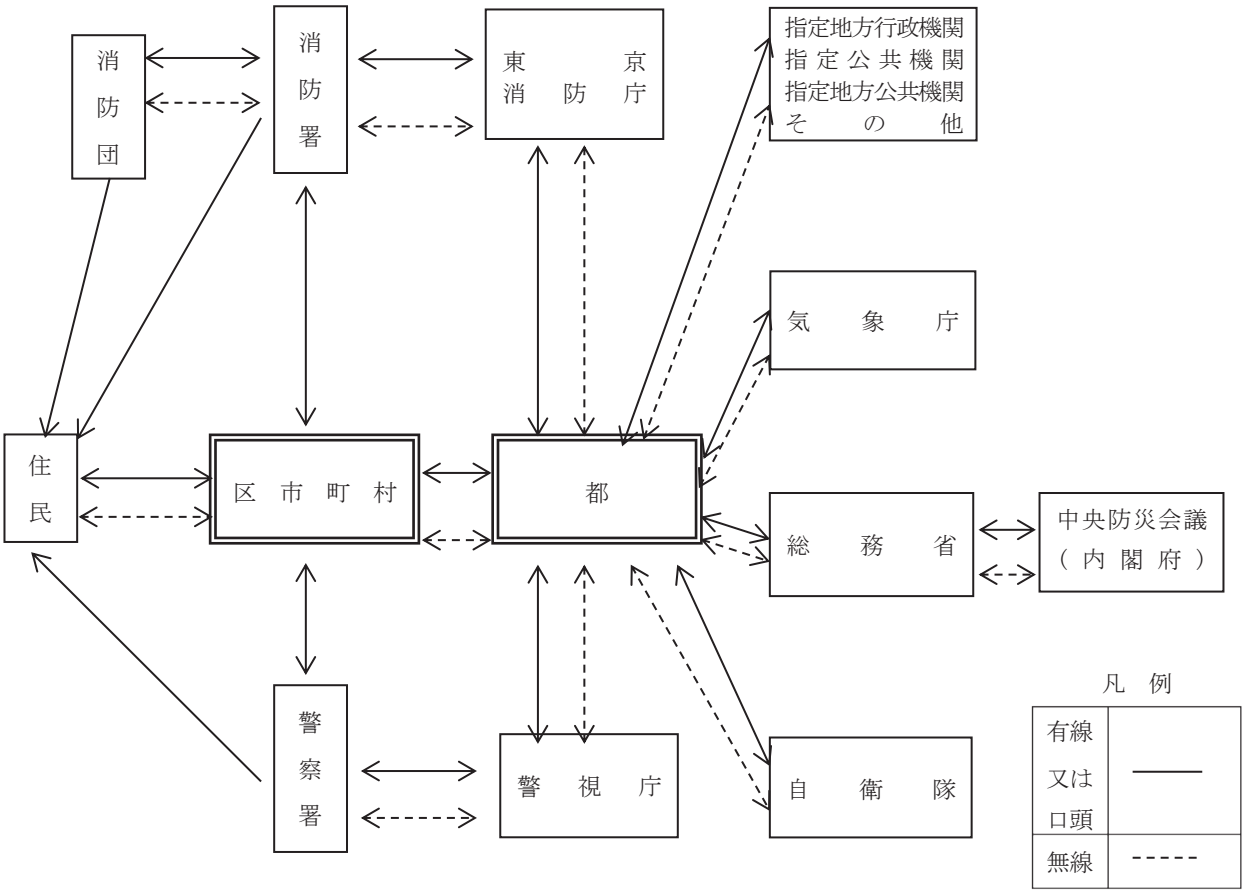

（資料第 11　東京都防災行政無線多重回線構成図　P244）
（資料第 12　東京都防災行政無線移動系回線構成図　P246）
（資料第 13　東京都防災行政無線回線構成図　P247）
（資料第 14　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表　P248）
（資料第 15　区市町村等の通信連絡態勢　P249）

(2)　通信連絡体制

機関名	内　　容
区市町村	○　区市町村は、都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○　区市町村は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、区市町村の各機関、都、管内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○　災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、管内の警察署等の協力を確保しておく。 ○　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話若しくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 (資料第 16　電報サービスの優先利用　P250) ○　区市町村は、災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。
都総務局	○　都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。 ○　気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
警視庁	○　無線、警察電話、防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	○　消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

４　被害状況等の調査報告

○　被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、資器材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

○　区市町村をはじめ防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

○　各機関における報告内容については、第３部２章第３節　被害状況等の調査報告(P88)に定めるほか、次のとおりとする。

機関名	内　　容
都建設局	○　都道の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都水道局	○　水道施設の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都下水道局	○　下水道施設の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
東京消防庁	○　各消防署管内の被害状況、各消防署及び消防団が行っている消防活動の状況等について情報を収集し、都本部に報告する。 ○　主な情報収集事項は、各地の積灰量、災害発生状況及び活動の状況、救急救助発生状況及び活動の状況、避難の必要の有無及び医療機関受入体制、その他消防活動上必要ある事項とする。
第三管区海上保安本部	○　巡視船艇、航空機の使用又は関係機関との緊密な連絡により、港内及び周辺海域における降灰の状況及び降灰による被害の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報する。
防災関係機関	○　自己の施設等に降灰の影響がないかを調査し、被害がある場合は、都本部に報告を行う。

５　災害時の広報

○　災害時の広報は、第３部第２章第４節　災害時の広報(P89)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内　　容
東京消防庁	１　火山活動においては、消防方面本部、消防署から災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。 (1)　出火防止対策 (2)　降灰による健康被害防止 (3)　噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供 (4)　その他必要な事項 ２　広報は、報道機関の活用をはじめ、消防車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ及びＳＮＳを活用して行う。
第三管区海上保安本部	○　降灰が海域に影響すると思われる場合には、視界の悪化等による船舶交通の安全を図るため安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送及び巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。

第３節　応援協力・派遣要請

○　降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
○　本節では、これら各防災機関等の行う応援協力及び自衛隊災害派遣計画について、必要な事項を定める。

１　相互協力

○　相互協力については、第３部第４章第１節　応援協力(P99)に定めるところによる。

２　派遣要請

○　降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。なお、要請手続等については第３部第４章第２節　派遣要請(P105)に定めるところによる。

第４節　警備・交通規制

○　降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。
○　本章では、これらの警備、交通規制等についての施策を定める。

１　警備

○　本項においては、警備態勢及び警備活動について定める。

(1)　警備態勢

○　警備態勢については、第３部第５章第１節１　警備態勢(P110)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内　　容
第三管区海上保安本部	○　降灰による被害が海域に及ぶ場合、必要に応じて第三管区海上保安本部に対策本部、関係海上保安部に現地対策本部を設置し、対策本部指揮の下、被害発生海域に巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

(2)　警備活動

○　警備活動については、第３部第５章第１節２　警備活動(P110)に定めるところによる。

(3)　その他

○　相互協力については、第３部第５章第１節３　その他(P111)に定めるところによる。

２　交通規制

○　降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。

○　本項においては、警視庁が実施する交通規制について定める。

(1)　交通情報の収集と交通統制

○　降灰の範囲、規模等の具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

(2)　交通規制

○　広域的な降灰による被害発生時には、道路交通法第４条第１項に基づく、東京都公安委員会の決定により必要な措置を講ずる。隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、整合性のある速度規制等を実施して、交通秩序の維持に努める。

○　被災地及びその周辺を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長)は、道路交通法第５条第１項に基づき、被災地及びその周辺道路における危険防止、交通の安全及び円滑を図るため、通行禁止、一方通行等の交通規制を実施する。

第５節　避難等

○　本節では、降灰による避難等について、必要な事項を定める。

１　避難所の開設

○　避難所の開設については、第３部第６章第２節　避難所の指定、開設及び管理運営(P118)に定めるところによる。

２　衛生管理

○　衛生管理については、第３部第６章第２節２　衛生管理対策の支援(P121)に定めるところによる。

３　要配慮者の安全確保

○　要配慮者の安全確保については、第３部第６章第３節　要配慮者の安全確保(P122)に定めるところによる。

４　防疫

○　防疫については、第３部７章第３節　防疫(P133)に定めるところによる。

５　動物救護

○　動物救護については、第３部第１１章第６節　動物救護(P175)に定めるところによる。

第６節　救援・救護

○　本節では、降灰による被害発生後の被災者に対する救助及び医療救護について定める。
○　基本的には、通常体制において救援及び救護活動を行うが、必要に応じて第３部第７章第１節　救助・救急(P127)に定めるところにより、活動を行う。

１　救助・救急

○　救助・救急については、第３部第７章第１節　救助・救急(P127)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内　　容
東京消防庁	○　災害に対応した救助・救急資器材等を活用して、消防団等と連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○　救助・救急活動に当たっては、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ○　傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
第三管区海上保安本部	○　降灰の影響により発生した遭難船舶、遭難者の救助にあたる。

２　医療救護

○　医療救護については、必要に応じて第３部第７章第２節　医療救護(P129)に定めるところにより、活動を行う。

第７節　船舶及び航空機の安全確保対策

○　降灰時には、海上及び上空とも視界不良になり、又航空機においては、火山灰をエンジンに吸い込むことにより、重大な事故につながることもある。
○　このため、本章においては、船舶及び航空機の安全確保対策について必要な事項を定める。

１　船舶

○　船舶については、第３部第８章第１節　船舶(P143)に定めるほか、以下のとおりとする。

機関名	内　　容
第三管区海上保安本部	○　船舶の安全を確保するため、船舶の安全運航に必要な情報について、無線等により情報提供するほか、船舶交通の整理及び指導を行い、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

２　航空機

○　航空機については、第３部第８章第２節　航空機(P144)に定めるところによる。

第８節　交通機関の応急・復旧対策

１　道路

○　降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

２　鉄道

○　降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

３　空港施設

○　降灰により、滑走路、エプロン及びその他の空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第９節　ライフライン等の応急・復旧対策

○　電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

○　なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。

○　本節においては、これらの施設の応急・復旧対策について定める。

１　電気施設

(1)　活動態勢

ア　非常災害対策本(支)部の設置

○　災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。

○　本部は、本社、総支社、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。

　また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。

○　夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

イ　要員の確保

○　災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。

○　非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。

○　その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

○　非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

ウ　情報連絡活動

○　本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。

○　被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

(2)　応急対策

ア　資材の調達及び輸送

(ｱ)　資材の調達

○　第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

・　第一線機関等相互の流用

・　本社本部に対する応急資材の請求

(ｲ)　資機材の輸送

○　非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

○　輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

イ　災害時における危険予防措置

○　水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ウ　災害時における応援の組織・運営

○　本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関

支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害状況及び復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

エ　応急工事

○　応急工事の実施に当たっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

オ　災害時における電力の融通

○　東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した全国融通契約及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

カ　その他

○　災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。

なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

(3)　復旧対策

○　災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

２　水道施設(都水道局)

(1)　活動態勢

ア　活動方針

(ｱ)　給水対策本部の設置

○　災害の発生により、水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(ｲ)　情報連絡活動

○　復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集及び伝達する。

○　被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。

○　一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

・　水運用専用電話
・　東京都防災行政無線

・　水道業務用移動無線
・　衛星携帯電話

(ｳ)　復旧活動

○　浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

(ｴ)　広報活動

○　都本部と連携しながら、被害及び復旧の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

イ　職員の活動態勢

○　職員は、発災時には、その所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。

○　夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を確保する。

○　都水道局職員で不足する人員は、他の水道事業体のほか、都本部を通じて都各局等に応援を求める。

(2)　応急対策

ア　貯水施設

○　原水の濁度上昇に対処するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。

イ　浄水施設

○　原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈でん汚泥の堆積、ろ過閉塞等の水処理への不具合が生じないよう薬品の適切注入、沈でん池清掃、ろ過池洗浄等の措置を速やかに行う。

○　浄水場の処理能力低下など被害が発生した場合は、他の比較的被害が少ない浄水場を活用し、水配系統の連携で対応する。

(3)　復旧対策

ア　浄水施設

○　浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

イ　その他

○　都営水道となっていない市町村の復旧活動等については、その市町村の地域防災計画による。

３　下水道施設

○　降灰時においては、汚水及び雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。

(1)　降灰による被害発生時の活動態勢

○　被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の降灰被害に対し、迅速に復旧活動を行う。

○　被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、都下水道局では民間団体等と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

(2)　復旧対策

ア　災害復旧用資機材の整備

○　迅速に復旧活動を実施するため、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体等に対し資機材の備蓄について協力を求める。

イ　管きょ

○　管きょ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きょ内清掃等必要な措置を講じる。

○　工事中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

ウ　水再生センター・ポンプ所

○　降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。

○　停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。

○　非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

○　建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。

(3)　下水道施設の復旧計画

○　被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。

○　復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、桝・取付管の復旧を行う。

(4)　市町村との役割分担

○　単独公共下水道及び流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

４　電話施設等

○　災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

○　各機関の対策は次のとおりである。

機関名	内　　容
ＮＴＴ　東日本 NTT コミュニケーションズ ＮＴＴ　ドコモ	活動体制 １　災害対策本部の設置 ○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部又はこれに準ずる機関を設置する。 ○　災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信

機関名	内　　容
	並びに災害時用公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。 ２　社員の動員計画 ○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1)　社員の非常配置 (2)　社員の非常招集方法 (3)　初動時の駆けつけ要員の確保 (4)　グループ各社間相互の応援要請方法 ３　情報連絡 ○　災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。 ○　なお、気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。 応急対策 １　通報及び連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 ２　情報の収集及び報告 ○　災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1)　気象状況、災害予報等 (2)　電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3)　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4)　被災設備、回線等の復旧状況 (5)　復旧要員の稼動状況 (6)　その他必要な情報 ３　警戒措置 ○　災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に挙げる事項について警戒の措置をとる。 (1)　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2)　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

機関名	内　　容
	(3)　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4)　災害対策用機器の点検及び出動準備又は非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5)　防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6)　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7)　その他、安全上必要な措置を講ずること。 ４　重要通信のそ通確保 ○　災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1)　応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2)　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3)　非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第８条第１項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (4)　警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5)　電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 ５　被災地特設公衆電話の設置 ○　災害発生時においては避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 ６　携帯電話の貸出し ○　災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。 ７　災害用伝言ダイヤル等の提供 ○　地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 復旧対策 ○　NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。 １　被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>２　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
３　復旧に当たっては、行政機関及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。
４　災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。
<table>
<tr><th>順位</th><th>修理又は復旧する電気通信設備</th></tr>
<tr><td>1</td><td>○　気象機関との電話サービス契約に関わるもの
○　水防機関との電話サービス契約に関わるもの
○　消防機関との電話サービス契約に関わるもの
○　災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの
○　警察機関との電話サービス契約に関わるもの
○　防衛機関との電話サービス契約に関わるもの
○　輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの</td></tr>
<tr><td>2</td><td>○　ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの
○　選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの
○　１に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの
○　預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの
○　国又は地方公共団体の機関との電話サービス契約に関わるもの(第１順位となるものを除く。)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>○　第１順位及び第２順位に該当しないもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>K　D　D　I</td><td>活動体制
１　災害対策本部の設置及び運営
(1)　災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。</td></tr>
</table>

機関名	内　　容
	(2)　対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3)　社内外の連絡及び調整を行う。 ２　災害対策要員の招集と任務 (1)　実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所定要員を非常招集する。 (2)　招集された要員は、災害対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 ３　情報連絡活動 (1)　被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2)　社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用いて行う。 応急対策 １　停電 ○　停電が発生した場合、通常通信設備は自動的にバッテリーで給電される。主要設備はさらに非常用発電機を起動して給電する。携帯電話の基地局、無人中継局等で非常用発電機を持たない場合、停電時間が所定の時間を越える場合は非常用電源車を配車し、バッテリーの充電を行うように努める。 ○　停電が長期化し発電機の燃料が不足する場合は、タンクローリーを派遣し給油するが、自社での調達が困難な場合、東京都等に燃料調達を依頼する。 ２　機器故障 ○　多くの機器故障の場合は、自動切替えが行なわれるが、万一切り替わらない場合は遠隔操作による復旧を行う。切替えができず、障害となる場合は至急保守員を現場に急行させ復旧に努める。 ３　ケーブル切断(架空部分など) ○　通常、幹線部分は複数のルートを持ち自動切替・遠隔手動切替を行うが、切替えできない場合は、保守員を派遣し、代替ルートに切り替える。ケーブルが切断し代替ルートがない場合、端末回線の場合等は、臨時ケーブル敷設等により仮復旧させる。 ４　アンテナ等への降灰の影響 ○　携帯電話基地局アンテナへの降灰による電波への影響が発生したり、各施設の空調設備及びその他の設備への降灰被害が発生し、基地局の機能が停止した場合は、可能な限り他の基地

機関名	内　　容
	局でエリアカバーを行う。 復旧対策 １　停電 ○　応急対策を継続し、電力会社による給電の復旧を待つ。 ２　機器故障　ケーブル切断 ○　仮復旧後、本復旧の機材が手配できた時点で正規の機器及びルートによる本復旧をする。 ○　この際、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善が必要な場合は、併せてこれらの対策も実施する。 ３　アンテナ等への降灰 ○　降灰による交通、人体への影響がなくなった時点で、清掃及び修理を行う。 注意事項 ○　応急復旧及び本復旧のため保守員を派遣する場合は、降灰による影響が人体及び交通への危険のない状況下において実施する。
ソフトバンク	活動体制 １　対策本部の設置及び運営 (1)　災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、被害状況に応じた対策本部を設置する。 (2)　対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3)　社内外の連絡及び調整を行う。 ２　対策要員の招集及び任務 (1)　実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定められた所定要員を非常招集する。 (2)　招集された要員は、対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 ３　情報連絡活動 (1)　被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2)　社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用いて行う。 応急対策 １　通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を 24 時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのう回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施する。

機関名	内　　容
	２　災害用伝言板等の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 ３　災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、移動基地局車、移動電源車、可搬型移動基地局等のほか、対策要員の活動のための装備品等を使用して対応する。 ４　通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 ５　携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用携帯電話、衛星携帯電話等の貸出しに努める。 復旧対策 １　復旧工事の計画・設計 (1)　応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2)　本復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧工事を実施するほか、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な本復旧工事を実施する。 注意事項 ○　応急対策又は復旧対策のため対策要員を派遣する場合は、降灰による影響が人体及び交通への危険のない状況下において実施する。

第１０節　宅地等の降灰対策

○　本章においては、宅地等の降灰、農水産施設等について必要な事項を定める。

１　宅地等の降灰除去

○　火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

○　このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

○　そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。

○　宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区市町村が対応する。

○　各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
区市町村	○　宅地の降灰について、以下の対策を行う。 １　降灰予報及びその他火山情報の把握 ２　宅地の降灰運搬 ３　収集した降灰の処分 ４　測定 ５　被害額の算定及び報告
都都市整備局	○　降灰予報及びその他火山情報火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省都市・地域整備局	○　都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

２　農水産施設

○　農水産施設については、第３部第１１章第１節１　農水産施設(P158)に定めるところによる。

３　営農指導

○　営農指導については、第３部第１１章第１節２　営農指導(P158)に定めるところによる。

第１１節　火山灰の収集及び処分

１　火山灰の収集・運搬

○　火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。

○　火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。

○　宅地等に降った火山灰の運搬については、区市町村が行うものとする。

○　宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

２　火山灰の除去・処分

○　国が、平成 25 年(2013 年) 5 月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。

○　また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。

○　都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していく。

資　料　編

資料第1　三宅村火山ガス関連資料

（都総務局、本文 P8）

高濃度地区において村民等が二酸化硫黄からの安全を確保するために必要な行為

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」別表第 1（第 8 条関係）［一部加筆］

区分	必要な行為
条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当する者 ・船舶への乗船及び船舶からの下船 ・航空機（ヘリコプターを含む）への搭乗及び降機 ・郵便物及び宅配便の配送 ・自動車等に乗車しての三宅島の区域内の移動等村民等が三宅島に入島し、及び離島する行為並びにこれに付随する行為のうち必要かつ不可欠なもの並びに村民が生活する上で欠くことのできない行為にあっては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う者	注意報及び警報が発令された場合にあっては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。
条例第 6 条第 1 項第 2 号イに該当する者 ・村民等が行う農地及び樹木の管理 ・住宅の保全及び修繕等の行為（ウに掲げるものを除く。）を 1 日当たり 4 時間以下で必要最小限の時間内で行う場合であって、規則の定めるところにより村長に届け出た者（高感受性者を除く。）	1　戸別受信機を携帯すること。 2　注意報及び警報が発令された場合にあっては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。
条例第 6 条第 1 項第 2 号ウに該当する者 村長が規則で定める二酸化硫黄に対する安全対策を講じた場合において、 ・気象庁等が行う火山活動の監視 ・観測及び学術研究 ・三宅村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達 ・災害復旧及び災害復興に係る工事 ・都道、村道等の維持管理 ・農業協同組合等が組織的に行う農地及び樹木の管理 ・漁業協同組合等が組織的に行う潜水漁業及び漁獲漁業の操業 ・船客待合所において商工組合等が組織的に行う物品の販売等の行為にあっては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う場合であって、規則の定めるところにより村長の許可を受けた者（高感受性者を除く。）	1　二酸化硫黄に対する安全対策に関する知識を有する者を現場に配置すること。 2　避難誘導を確実に実施する体制を構築すること。 3　複数で行動することを徹底すること。 4　ガス検知器を携行し、その測定値によっては直ちに必要な行動をとること。 5　携帯受信機を配備すること。 6　注意報及び警報が発令された場合にあっては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。

備考

この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。

資料編

二酸化硫黄濃度の段階に応じた行動基準

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」別表第２（第 11 条関係）

二酸化硫黄濃度の段階	高感受性者		要援護者		一般	
	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合
レベル1	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	１　せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 ２　体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。 ３　脱硫装置が機能する場所に入る。 ４　避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	１　屋外での運動はできる限り避ける。 ２　室内に入る。	１　せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 ２　避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。		
レベル2	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	１　脱硫装置が機能する場所に入る。 ２　避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	１　屋外での運動はできる限り避ける。 ２　室内に入る。	１　せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 ２　避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	屋外での激しい運動は避ける。	１　せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 ２　体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。
レベル3	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	１　脱硫装置が機能する 場所に入る。 ２　避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	１　せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 ２　避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	１　せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 ２　避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。
レベル4	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又は脱硫装置が機能する場所において、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル４の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又はせきをしたりするなど症状があればガスマスクを装着し、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル４の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	１　ガスマスクを装着する。 ２　室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又はせきをしたりするなど症状があればガスマスクを装着し、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル４の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する

備　考

１　この表において、要援護者とは、単独では迅速な行動が困難で、避難に当たって援護を必要とする者をいう。

２　この表において、屋外とは住宅等の建造物の外部をいい、室内とは住宅等の建造物の内部をいう。

３　この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。

４　村民等は、ガスマスクの装着に備え、ガスマスクを常時携帯しなければならない。

健康影響基準

「長期的健康影響基準」⇒規制区域の範囲決定の基礎

過去一年間の二酸化硫黄濃度の年間平均値がおおむね０．０４ｐｐｍ以下であり、かつ、１時間値０．１ｐｐｍを超える回数が年間１０パーセント以下であるものをいう。

「短期的健康影響基準」⇒注意報・警報の発令の基礎

レベル１	0.2ppm以上 0.6ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者が、二酸化硫黄を吸入すると、健康へ影響を与えるおそれがある。 日頃から自覚症状がないかを確認し、発作などを未然に防ぐため注意が必要である。
レベル２	0.6ppm以上 2.0ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者は、健康又は生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。 二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。
レベル３	2.0ppm以上 5.0ppm未満	健康な者が、せきをしたり、目に違和感が生じたりするおそれがある。 健康な者に対して注意を呼びかけることが必要である。
レベル４	5.0ppm以上	健康な者に重大な影響を及ぼすおそれがある。 二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。

注意報・警報の発令

発令基準

段　階	注意報・警報の種類
レベル１	高感受性者注意報
レベル２	高感受性者警報
レベル３	注意報・高感受性者警報
レベル４	警　　報

発令　二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令基準に達したときには直ちに、発令する。

解除　二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令する段階以下になり、かつ継続して1時間を経過した時点で解除する。なお、レベル3とレベル4及びレベル1とレベル2とを、それぞれ一括で解除する。

規制区域への立入り許可等

立入禁止区域	火山活動の監視、観測、学術研究等	あらかじめ村に登録	申請	許可
危険区域	・火山活動の監視、観測及び学術研究 ・災害復旧等に従事する者		申請	許可

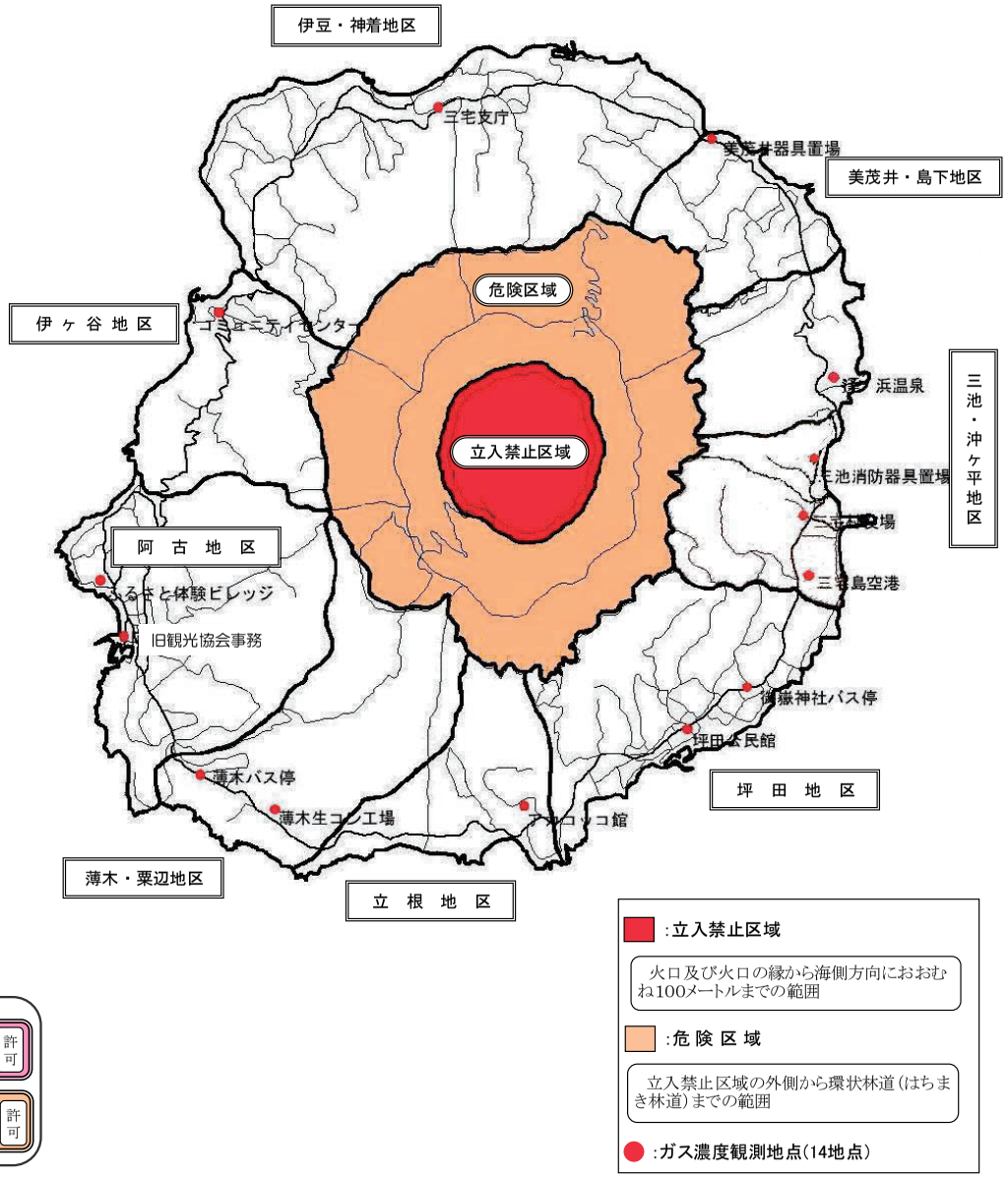

資料第2　過去の噴火及び関連する活動

（都総務局、本文 P10）

伊豆大島

年　　代	噴　　火　　記　　事
684年 （天武天皇13年）	11月29日、大島の西方およそ350㎞の京都で、東方よりの響きが聞かれた。 この噴火により島の西北海岸に土地が増えたといわれる。しかしながらこの記録は、はたして大島に関するものかどうかさだかではない。（日本書記）
1112年 （天永3年）	11月22日より月末まで京都において東方よりの鳴動を聞く。またしばしば地震があった。
1338年 （延元3年）	10月頃大量の降灰、当時三原山は雷鳴のごとき音響と共に火口上に連続的に噴煙柱をあげる活動を続けていたようである。
1415年 （応永22年）	５月21日、雷鳴のような響きを持った噴火、海水が熱くなった。
1421年 （応永28年）	５月14日、伊豆大島焼けその響き雷の如く、海水熱湯の如くにして魚多く死す。（鎌倉大日記）
1442年 （嘉吉2年）	８月より翌年にかけて噴火発生、詳細不明
1600又は1601年 （慶長5又は6年）	小活動
1612又は1613年 （慶長17又は18年）	小活動
1634年 （寛永11年）	小活動
1684～1690年 （貞享元年～元禄3年）	1684年３月29日、新しい火口（現在の三原山火口位置か？）より激しい噴火を開始、４月の半ばまで続く。溶岩流出、東～北東方向に流下、海に達す。震動激しく大島の住家の器財を破損、大島５ヶ村ともに砂が降り積もり、山中は１ｍ以上、海岸近くの住家のあたりでは数10㎝が積もった。 作物は全く実らす、噴火はおよそ7年間続いて終息する。
1695年 （元禄8年）	４月14日噴火
1777～1792年 （安永6年～寛政4年）	噴火活動中最大のものと考えられる。1777年8月31日より噴火開始、鳴動、地震を伴い火山灰、火山毛を噴出、時折は休止することがあるものの、この型の活動が1778年2月末まで続く。 1778年4月19日、三原山の火口または北部山麓火口より溶岩が流出し、北～北東の谷沿いに4㎞流下、その後活動はおさまり時折黒煙が三原火口より昇るのが見られた。10月に噴火再開、11月6日、三原山の南側山麓火口より溶岩流出、西南カルデラ壁を越えて3㎞流下、11月14日または15日、大音響、噴煙とともに他の溶岩流が北東にむかい5㎞離れた海に達した。 12月18日には一番最初に流下した溶岩流の先端近くで爆発があった。 1783年より1786年にかけてしばしば灰が降り1m以上積もった。多くの家屋が損壊した。
1777～1792年 （安永６年～寛政４年）	1792年の秋にいたって噴火はおさまった。
1803年 （亨和３年）	11月14日噴火：翌日大島より北北東 110㎞の東京（江戸）に降灰
1822～1824年 （文政５～７年）	２、３年の間降灰。諸作物が実らなかった。
1837～1838年 （天保８～10年）	地震と雷のような音響を伴い噴火を開始、硫黄臭を伴った噴煙活動がおよそ20年間つづく。
1846年 （弘化３年）	やや顕著な活動
1870年 （明治３年）	４日間活動
1876～1877年 （明治９～10年）	1876年12月末より1877年２月ごろまで噴火、三原山噴火孔底より噴出、スコリア丘（後にナウマン丘と呼ばれるようになった）をつくる。 1887年の春にはスコリア丘の一部火孔内に崩壊する。
1912～1914年 （明治45年～大正３年）	1912年２月23日、噴火孔底に溶岩噴出を開始、６月10日まで噴火、新溶岩は噴火孔底を満たし約90ｍの高さのスコリア丘を溶岩原上につくる。火山微動を伴う。噴火中

年　　代	噴　　火　　記　　事
	断後噴火孔底は徐々に沈降、噴出口があらわれる。 1912年７月27日噴火再開、７月29日まで溶岩片を噴出、同様の活動を1912年９月16日より翌年１月25日の間にも繰り返す。 それらの活動よりさらに爆発的な活動が、1914年５月15日に始まり10日間続く。この活動によって溶岩は噴出口を満たし噴火孔底にあふれる。いくつかのスコリア丘ができる。村落近くまで降灰があった。５月29日には噴火孔底の中央部が階段状に沈降していた。
1915年 （大正４年）	10月10日頃から活動開始、約20日間続く。爆発音及び降灰
1919年 （大正８年）	５～６月にかけて三原山火口内にスコリア丘が形成される。新スコリア丘の南半分は中央火孔出現によって崩壊。この崩壊による爆発活動は11月末に発生
1922～1923年 （大正11～12年）	1922年12月より1923年１月にかけて溶岩噴出活動、三原火口内にスコリア 丘形成、同じ頃溶岩三原火孔底を満たす。スコリア丘は基底よりの高さ42 mに成長
1933年 （昭和８年）	10月初めより小活動開始、溶岩片が三原山火口中央の噴火孔底に噴出
1934年 （昭和９年）	４月15日、全島に微かな地響きを生じた後、三原山火口で爆発が起こり、黒煙が噴出された。この日音響が間欠的に聞こえる。
1935年 （昭和10年）	約１年間の静穏の後、４月26日活動開始、溶けた溶岩片を三原山火口中央噴火孔底に噴出した。
1938年 （昭和13年）	８月10日夜半から11日にかけてよく発泡したスコリアを中央噴火孔より噴出、噴火孔の南側の火口原の一部にスコリア落下、火口毛の報告あり。
1939年 （昭和14年）	１月から２月にかけて小噴火、７月には噴煙量増加、火口付近に降灰 ９月１日、中央火孔底に溶岩プール出現、９月３日まで溶岩片、灰を噴出、その後プール表面は固化した溶岩皮殻に覆われる。９月16日、溶岩プール再び出現、噴出したスコリア噴火孔縁に達する。
1940年 （昭和15年）	８月19日、スコリア、火山弾を中央噴火孔より噴出、三原火口底に最大２m積もる。小スコリア、灰は東方２km以上に達する。
1950～1951年 （昭和25～26年）	1950年７月16日、三原中央噴火孔の南側壁面より静かに溶岩が流失､その後ストロンボリ式噴火を開始する。噴出した火山弾、スコリア、灰は噴石丘をつくる。その間に噴火孔底に溶岩が出現、孔底を埋める。８月14日、溶岩は中央噴火孔より流れだし三原火口原内にひろがる。９月の半ば頃、溶岩は三原火口を満たした後、西及び北側の火口縁を越えて細い流れをつくり三原山中腹に流下する。約70日間の活動後、９月23日にいたって噴火はやむ。三原火口を満たした溶岩の中央部は静穏期間内に徐々に沈降する。 1951年２月４日再び噴火、火口内に噴石丘をつくる。３月にはいってパホエホエ状及びアア状の溶岩が火口縁を越えて西及び北方に流下、カルデラ原にひろがる。４月初めより溶岩の流出はやむが噴火は爆発的になる。時折は黒煙柱を噴き上げ６月末まで活動が続く。噴火が終わると中央火孔が元の位置に生成される。そのため噴石丘の北半分はその中に崩壊する。噴火孔の深さは数日で50mに達する。 1950～1951年の活動によって噴出した噴出物の総量はおよそ2600万㎥程度である。
1951年　　６月 （昭和26年）	27日午後爆発的噴火、18時30分頃最盛、大爆発音が聞こえ、元村に著しい降灰。この爆発は1950年～1951年の爆発活動中最大、火口周辺放出物で覆われる。厚さ２m、西縁。28日以後２～３日のうちに火口中央部の陥没は50mに達す。旧来の中央堅杭状火孔再現、噴石丘北半分は崩壊
1952年 （昭和27年）	12月群発地震
1952年　　１月 （昭和28年）　　９月 10月 11月 12月	群発地震 群発地震 ４日19時頃より大島測候所ウィヘルト地震計に火山性微動記録。５日、８時32分噴火始まる。７日頃もっとも強く、12日19時30分頃急におさまる。９日より13日にかけて噴火、12日の夕刻には溶岩流(長さ72m、幅８m)が認められる。１日より18日まで10・11月の活動と同位置の噴出孔から噴煙、スコリアを打ち上げる。14日06時50分より09時30分の間大島測候所において17gr/ ㎡の降灰、16日22時より17日６時の間32gr/ ㎡の降灰。 28日18時頃より噴火開始、元村でも音が聞こえる。
1954年　　１月 （昭和29年）	この噴火は16日まで続く。１月13～14日には大島の東北東及び50kmの富崎で爆発音が聞かれた。 15日、溶岩噴泉

資料編

年　　代	噴　　火　　記　　事
２月 ４月 ７月 ８月 11月	13時30分より溶岩が噴出孔より流出、５ｍの幅で竪穴状火口に流下する。17時30分頃には竪穴状火口底の床の大部分を覆う。28～31日噴火弱まりつつ継続 １日より８日噴火、８日以降噴火弱まる。この活動の期間中火口の北西及び1.5kmにある観測所(外輪山縁)で火山性微動が連続的に記録される。 ８日大きな微動(脈動) 微動弱まる傾向 1953～54年の噴孔地帯徐々に沈降、火孔壁の崩壊続き火孔底浅くなる。 噴煙多い。
1955年 (昭和30年)	９月７～８日群発地震、12月噴煙活動
1956年 (昭和31年)	１月小爆発、火口付近に降灰、２月弱い噴煙活動、４、５月群発地震、８月小爆発
1957年 (昭和32年)	１月群発地震、５～７月火山性微動、９月小爆発 10月爆発的活動が激しくなる。13日1956年噴出孔の北東に接して新噴出孔を生じた。この爆発的噴火により54名遭難(死者１名、負傷者53名)。12月小爆発
1958年 (昭和33年)	小爆発
1959年 (昭和34年)	小爆発。８、10月群発地震。
1960年 (昭和35年)	群発地震。小爆発多数。
1961年 (昭和36年)	噴煙。５、６、11月山麓に降灰。
1962年 (昭和37年)	噴煙。小爆発。８～９月小噴火。
1963年 (昭和38年)	噴煙。小爆発。７～９月小噴火。
1964年 (昭和39年)	小噴火。12月爆発活発
1965年 (昭和40年)	小噴火。時々火映
1966年 (昭和41年)	時々小爆発
1967年 (昭和42年)	小噴火。連続微動
1968年 (昭和43年)	時々火映
1969年 (昭和44年)	小爆発
1970年 (昭和45年)	１月弱噴火、火山毛噴出、火映
1971年 (昭和46年)	火映、連続微動
1972年 (昭和47年)	火映、連続微動
1973年 (昭和48年)	11月18回の有感地震群発。12月噴煙活動
1974年 (昭和49年)	２月28日～３月１日、小爆発、噴石、降灰、火山毛、空振、火映、噴出物 3,000ﾄﾝ
1975 (昭和50年)	静穏
1976 (昭和51年)	静穏
1977年 (昭和52年)	10月９日、31日及び11月４日、16日を中心に群発地震
1978年 (昭和53年)	１月14日、1978年伊豆大島近海地震、M＝7.0 、この地震によって火孔壁崩れる。
1979年	静穏

年　　代	噴　火　記　事
(昭和54年)	
1980年 (昭和55年)	６月29日伊豆半島東方沖地震、M＝6.7
1981年 (昭和56年)	静穏
1982年 (昭和57年)	８月12日伊豆大島近海地震、M＝5.7
1983年 (昭和58年)	１、12月群発地震
1984年 (昭和59年)	８月30日～９月10日伊豆半島東方沖で地震群発、M＝4.5
1985年 (昭和60年)	10月から伊豆半島東方沖で群発地震、M＝4.8
1986年　７月 (昭和61年)　８月 ９月 10月 11月 12月	下旬より間欠的火山性微動発現、以後発生続く。 11～13日、26～27日地震群発(含有感)、22日の観測で火孔底温度分布に変化認められる。火孔縁でガス臭強い。 間欠的火山性微動続く。 24日、火山性微動連続となる。 12日三原山火口内南側火孔壁の噴気が増大。 15日17時25分頃火口内南壁より噴火開始。 19日新噴出溶岩三原山火口内を埋め火口縁低部よりカルデラ床に流下を始める。 20日朝より噴火は間隔が空くとともに爆発的になり光環現象が見られるようになる。 21日14時30分頃よりカルデラ北部で地震群発次第に激しさを増す。 14時40分頃火口の噴火一時停止する。 16時15分カルデラ床より割れ目噴火開始 16時45分頃火口噴火再開 17時46分頃外輪山外側で割れ目噴火再開 21日20時45分頃火口群活動を停止 22日02時頃カルデラ床の割れ目噴火衰える。 〃02～03時の間にＡ火口活動停止 噴出物量、 8,000万㌧ 12日、山頂Ａ火口で噴火開始、約２時間続く。
1987年　１～４月 (昭和62年)　５月 ６～10月 11月	火山性微動 伊豆半島東方沖で群発地震、M＝5.1 、23日頃より山頂火口下の微小地震発生増加する。 微小地震活動 16日10時47分中央火孔陥没に伴って噴火、爆発音を伴う。噴出物推定量 10.000㌧以下。 18日03時20分頃山頂火口中央火孔内に1986年溶岩崩壊する。深さおよそ 150mの火孔出現、火山性微動火口下の微小地震発生止む。

資料編

新島（及び式根島）

年　　代	噴　　火　　記　　事
866年 (仁和２年)	噴火。安房の国に砂石粉土。京都に雷鳴聞こえる。降灰砂多く、牛馬倒死多数。
1936年 (昭和11年)	12月27～29日、群発地震、島内に被害多数（最大　M =6.3）
1957年 (昭和32年)	11月10～11日、群発地震
1966年 (昭和41年)	５月～６月、群発地震
1968年 (昭和43年)	２月24～27日、群発地震
1983年 (昭和58年)	８月、群発地震
2000年 (平成12年)	７月～９月、群発地震 ７月15日地震、M = 6.3、震度６弱

神津島

年　　代	噴　　火　　記　　事
838年 (承和５年)	噴火。降灰
1965～1967年 (昭和40～42年)	群発地震 1967年４月６日地震、M =5.3
1988～1989年 (昭和63～平元年)	群発地震 1989年１月２日地震、M =5.0
1995年 (平成7年)	10月6～月末、群発地震、島内に被害多数（最大　M =5.9）
2000年 (平成12年)	７月～９月、群発地震（最大　M =5.3） ７月９日地震、M = 6.1、震度６弱

三宅島

年　　代	噴　　火　　記　　事
1085年 (応徳２年)	噴火
1154年 (久寿元年)	11月噴火
1469年 (応仁３年)	12月噴火
1535年 (天文４年)	３月噴火
1595年 (文禄４年)	11月噴火
1643年 (寛永20年)	３月噴火。３週間続く。阿古の村民は住居、農地を失い移住
1712年 (正徳元年)	２月噴火。２週間続く。有感地震が頻発して２時間後の20時に山麓で噴火。溶岩海中まで流出。阿古村で泥水が湧きだし、多くの家屋の埋没
1763～1769年 (宝暦13～明和６年)	８月山頂から噴火。翌日、阿古村薄木より噴火。噴石、降灰、湧水多量
1811年 (文化８年)	１月山頂から噴火。　東北東へ火口移動。１週間続く。
1835年 (天保６年)	11月地震、鳴動頻繁、西山腹で噴火。噴火終了後も地震頻発
1874年 (明治７年)	７月３日噴火。西北山腹より大小の噴石を飛ばす。溶岩流下により東郷部落の30軒余が埋没、焼失
1940年 (昭和15年)	地熱の上昇、噴気の発現、地鳴り等が噴火前に気付かれる。７月12日19時30分頃雄山北東山腹より噴火。13日の夜半よりは、山頂中央火口丘の大穴火口で噴火。多量の降灰。８月15日には終息、死者11人

年　　代	噴　　火　　記　　事
1962年 (昭和37年)	８月24日22時15分噴火。山腹中部火口群(海抜150～200m)から始まり、上方、下方への裂線が拡大。23時頃には火柱が山腹から海岸まで並ぶ。26日に終息。噴火終了後、M = 5.9の地震発生。８月30日には有感地震1,500回以上
1983年 (昭和58年)	10月３日15時20分噴火。噴火前に５回の有感地震観測。南西山麓より始まり、上方、下方に割れ目火口が成長。山腹の火口より谷筋を流下した溶岩は、都道を横切って阿古集落へ流れ込み、400棟を超える住家を埋没、焼き尽くした。粟辺に向かった溶岩は都道を横切り海岸線に達した。 16時40分には南側山麓でマグマ水蒸気爆発。新鼻海岸付近でも火口が開口。これらの火口より噴出した火山砂礫、灰等により、住宅、農地、山林が埋まる。翌４日の６時に終息。噴火開始後約２時間は大振幅の連続微動が続いたが、次第に減衰。22時33分、M = 6.2の地震発生。がけ崩れ等の被害発生
2000年 (平成12年)	６月26日18時30分頃から地震発生。６月28日、西方海域で海底噴火。７月８日18時43分 山頂で噴火。７月14～15日、８月10日、13日、14日、18日、29日、９月９日にも山頂噴火。噴火により山頂カルデラ内に直径1.6km、深さ450mの陥没孔が出現。大量の降灰があり、８月18日には溶岩も噴出した。８月29日の噴火では低温の火砕流発生。 火山性ガスの噴出は当初１日あたり数万トンにおよび、平成17年半ば以降は１日あたり２～３千トンで推移しており、火山活動は継続中

八丈島

年　　代	噴　　火　　記　　事
1487年 (長亨元年)	噴火、このため飢饉になる。
1518年 (永正15年)	２月28日噴火、５年続く。
1522年 (大永２年)	翌年まで噴火、桑園被害大
1605年 (慶長10年)	10月27日噴火、田畑被害
2002年 (平成14年)	８月中旬～下旬、西山直下にマグマの貫入を示唆する群発地震と地殻変動が発生

青ヶ島

年　　代	噴　　火　　記　　事
1652年 (承応元年)	噴煙
1670年 (寛文10年)	火口より細砂噴出、約10年続く。
1780年 (安永９年)	６月18～23日地震。火口に多量の湯湧出。池増大、温度上昇する。
1781年 (天明元年)	５月10～11日地震。降灰、湯水湧出
1783年 (天明３年)	４月10日地震の後、火口原に火孔生成。赤熱噴石により人家61軒焼失、砂や泥３、４尺降り積もる。死者７人
1785年 (天明５年)	４月18日頃噴火、灰や土砂が降る。５月頃まで続く。八丈島に避難できなかった140名程死亡。以後50年余無人島になる。
2001年 (平成13年)	６月29日から地震活動が始まる。７月４日から５日にかけ、断続的にマグニチュード5.0を超える規模の地震が４回発生

資料第3　観測機器の整備状況

（都総務局、気象庁、本文 P34）

平成30年9月1日現在

島　名	都	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国土地理院	他の国の機関	町又は村
伊豆大島		・地震計　4 ・地震計（検知網）　1 ・震度計　1 ・傾斜計　3 ・GNSS　3 ・空振計　4 ・光波測距計　2 （器械点・反射点） ・監視カメラ　3 ・体積ひずみ計　1	・地震計　26 ・傾斜計　3 ・全磁力計　10 ・GNSS　12 ・電磁気観測　5 ・地中温度計　2 ・CO2土壌ガス　1 ・磁力計　2	・地震計　6 ・傾斜計　4 ・地磁気計　3 ・歪計　1 ・温度計　4 ・雨量計　4 ・気圧計　4	・GNSS　4	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。	・震度計　1
利　島	・地震計　1 ・震度計　1	・地震計（検知網）　1			・GNSS　1		
新　島	・地震計　3 ・震度計　1	・地震計　2 ・地震計（検知網）※2 ・空振計　1 ・GNSS　1 ・傾斜計　1 ・監視カメラ　1		・地震計　2	・GNSS　1		・震度計　1
式根島	・地震計　1 ・震度計　1	・地震計（検知網）※1			・GNSS　1		
神津島	・地震計　3 ・震度計　1	・地震計　2 ・地震計（検知網）　1 ・空振計　1 ・傾斜計　1 ・GNSS　1 ・監視カメラ　1	・地震計　1	・地震計　3 ・傾斜計　2 ・歪計　1	・GNSS　2		

島　名	都	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国土地理院	他の国の機関	町又は村
三宅島	・地震計　4 ・震度計　1 ・傾斜計　2 ・水位・水温計　3	・地震計　4 ・地震計（検知網）　1 ・空振計　4 ・傾斜計　2 ・GNSS　5 ・震度計　1 ・遠望カメラ　4 ・全磁力計　3		・地震計　6 ・傾斜計　5 ・GNSS　4 ・雨量計　2 ・気圧計　2 ・磁力計　2	・GNSS　4		・震度計　1
御蔵島	・地震計　1 ・震度計　1	・地震計（検知網）　1			・GNSS　1		
八丈島	・地震計　5 ・震度計　1 ・傾斜計　1	・地震計　3 ・地震計（検知網）　1 ・震度計　1 ・傾斜計　2 ・GNSS　1 ・監視カメラ　1 ・空振計　1		・地震計　3	・GNSS　1		・震度計　1
青ヶ島	・地震計　4 ・震度計　1 ・地熱計　3	・地震計　2 ・地震計（検知網）　1 ・傾斜計　1 ・空振計　1 ・GNSS　1 ・監視カメラ　2		・地震計　1	・GNSS　1		

(注)1　数字は設置機器数
　　2　火山観測機器及び地震観測機器を区別せず掲載した。
　　3　臨時に設置した観測機器を除く。
　　4　気象庁の「地震計（検知網）」（津波地震早期検知網）は、地震計と震度計の機能を備えている。
　　※式根島に設置している地震計（検知網）は、新島の地震観測と式根島の震度観測を行っているため、新島及び式根島それぞれに計上した。

資料第4　東京港の現況

（都港湾局、本文 P36）

1　外郭施設　（平成29年12月現在）

名　称	延 長(m)	名　称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	13号地小型船だまり波除堤	127.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	13号地小型船だまり防波堤	106.9
12号地貯木場東側波除堤	431.4		
12号地貯木場西側波除堤	844.0		
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計			8,140.0

2　水域施設　（平成29年12月現在）

区　　分	幅員又は面積	水　　深
第１航路	幅　員　６００～７４０ｍ	Ａ．Ｐ．　－１５ｍ～－１６．５ｍ
第２航路	幅　員　３００ｍ	Ａ．Ｐ．　－１０ｍ～－１２ｍ
第３航路	幅　員　３００～５５０ｍ	Ａ．Ｐ．　－１２ｍ
芝浦はしけだまり	面　積　７７，０００㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
西芝浦はしけだまり	面　積　７，２５２㎡	Ａ．Ｐ．　－３．０ｍ
13号地その2(はしけだまり)	面　積　６２，０００㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
7号地　船だまり	面　積　１０７，００㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ
城南島小型油槽船だまり	面　積　１８，６５０㎡	Ａ．Ｐ．　－４．０ｍ

3　係留施設　（平成29年12月現在）

係留施設＼施設規模			大型船 水深 計	大型船 水深 9.0m以上	大型船 水深 7.5m以上 9.0m未満	大型船 水深 4.5m以上 7.5m未満	小型船 水深 4.5m未満	合　計
係船岸	公共	延長(m)	15,768	6,846	4,833	4,089	2,833	18,601
		バース数	112	28	34	50		112
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8	4	41
	計	延長(m)	22,067	11,170	6,148	4,749	3,080	25,147
		バース数	149	45	46	58	4	153
係船浮標	公共		3		3			3
	専用							
	計		3		3			3

(注) 1　公共の大型船係留施設には、客船バースは含むが、官庁船バースは除いている。
　　小型船係留施設には、現在貨物が取り扱われていない施設は除いている。
(注) 2　専用施設には、港内にある係留施設全てを含む。

資料第5　東京港港湾区域図及び京浜港（東京区）港域図

（都港湾局、本文 P36）

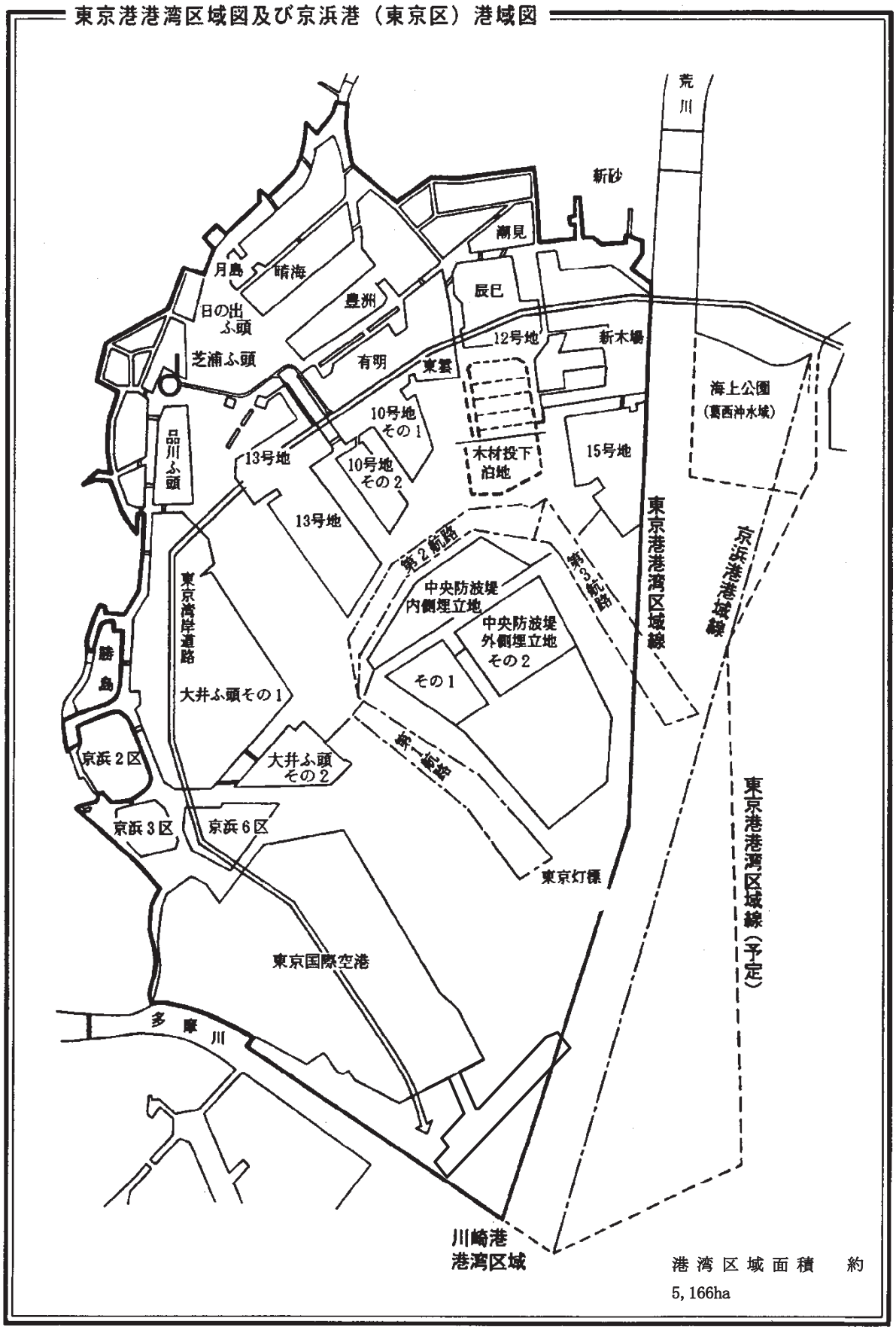

資料編

資料第6　島しょ港湾(地方港湾)一覧表

(都港湾局、本文 P36)

施設の現況　　平成 29 年 12 月 1 日

島　名	港　名	施設名	規模(m)
大島	元町港	岸　壁	460
	岡田港	岸　壁	430
	波浮港	岸　壁	135
利島	利島港	岸　壁	530
新島	新島港	岸　壁	380
式根島	式根島港	岸　壁	150
神津島	神津島港	岸　壁	440
三宅島	三池港	岸　壁	230
御蔵島	御蔵島港	岸　壁	300
八丈島	神湊港	岸　壁	310
	八重根港	岸　壁	230
青ヶ島	青ヶ島港	物揚場	54
父島	二見港	岸　壁	360
母島	沖港	岸　壁	180

資料第7　伊豆諸島の港湾等位置図

（都港湾局、本文 P36）

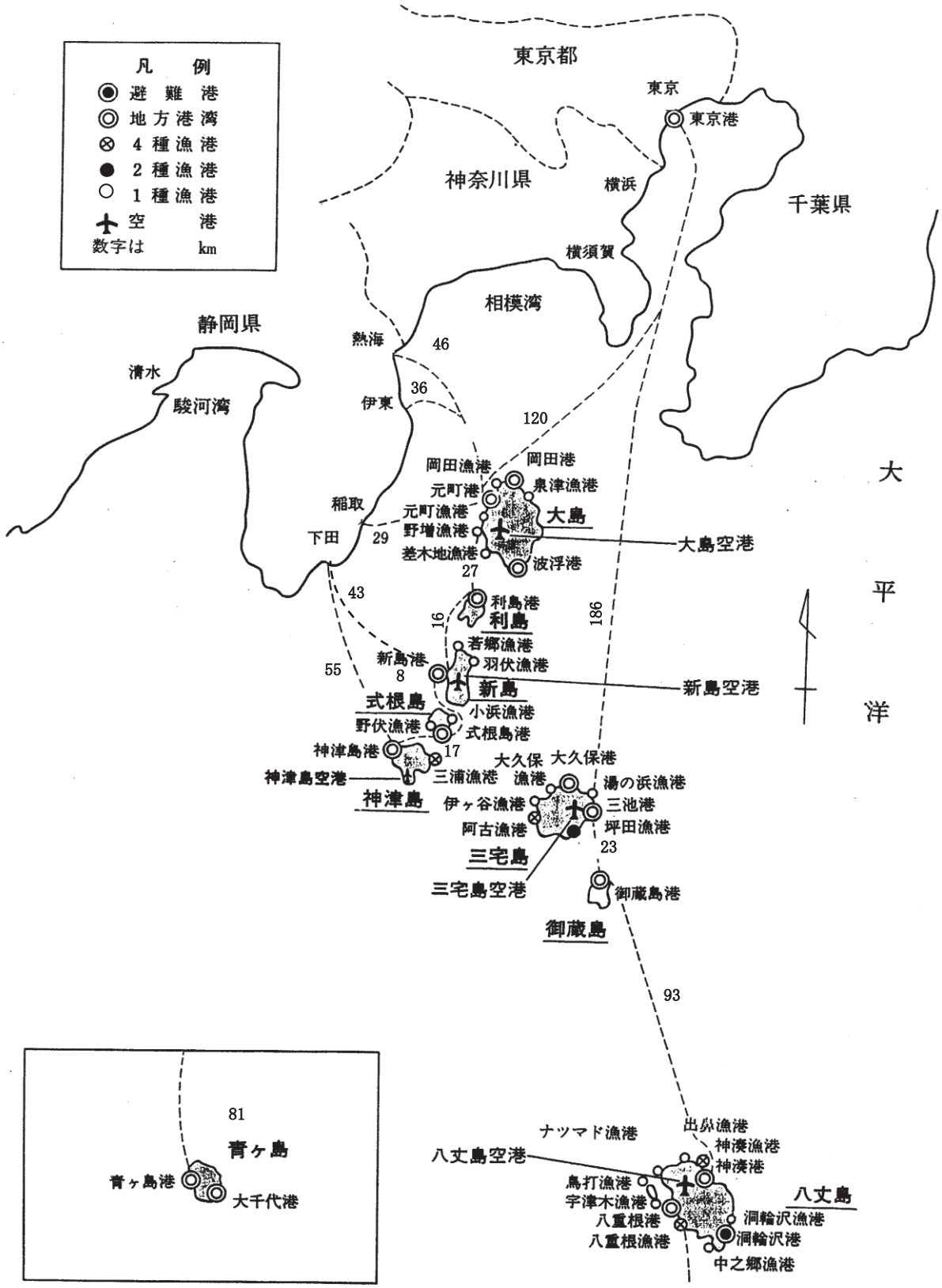

資料編

資料第8　小笠原諸島の港湾等位置図

（都港湾局、本文 P36）

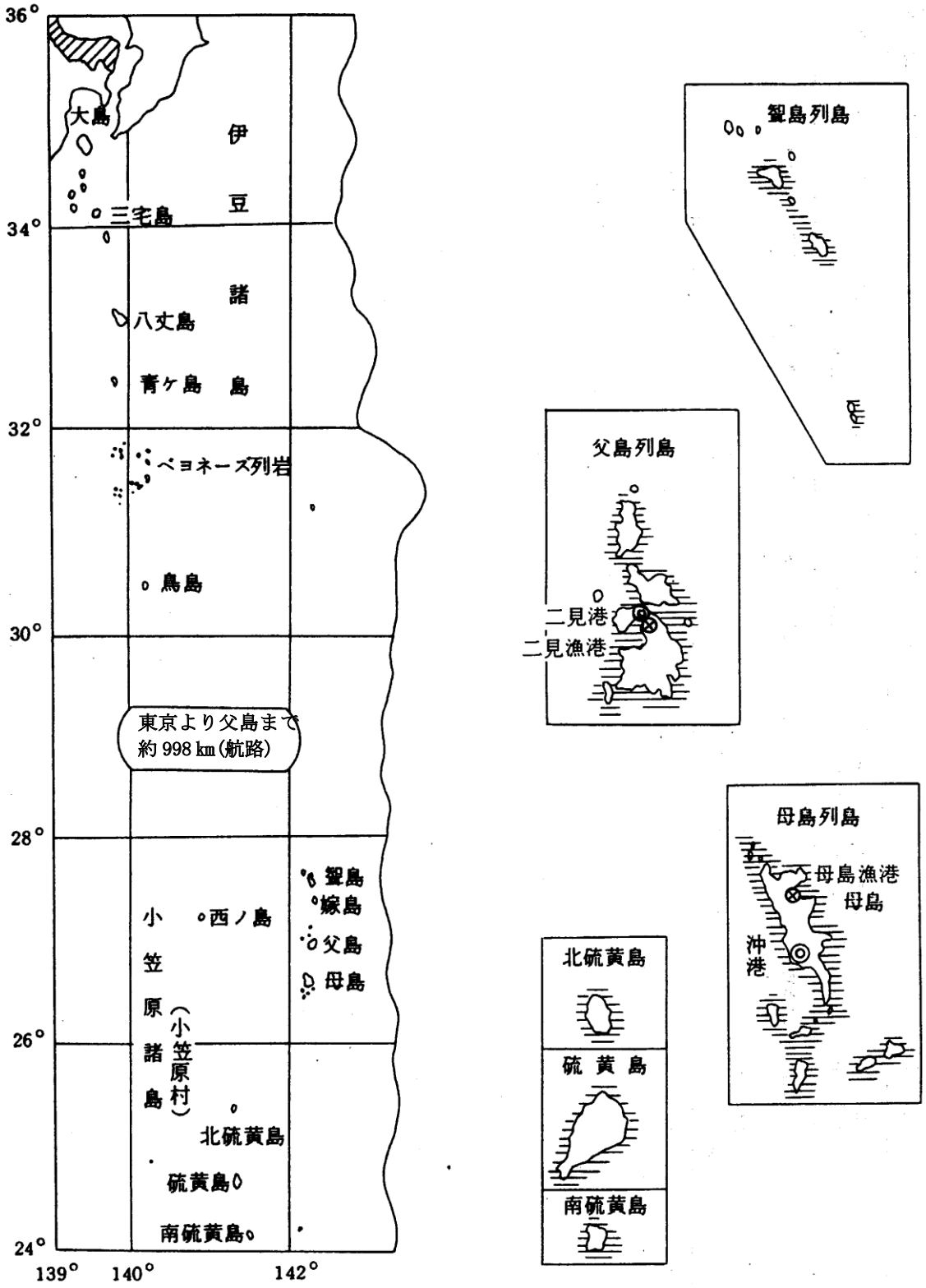

資料9　島しょ漁港の現況

（都港湾局、本文 P37）

伊豆諸島　　平成 29 年 12 月 1 日現在

島 名	漁港名	種 類	施設名	規模(m)
大島	元町	1	防波堤 岸壁	568 187
	岡田	1	防波堤 岸壁	330 284
	野増	1	防波堤 岸壁	349 140
	差木地	1	防波堤 岸壁	255 111
	泉津	1	防波堤 岸壁	174 90
新島	若郷	1	防波堤 岸壁	860 544
	羽伏	1	防波堤 岸壁	407 450
式根島	野伏	1	防波堤 岸壁	215 575
	小浜	1	防波堤 岸壁・物揚場	149 203
神津島	三浦	4	防波堤 岸壁	843 1,071
三宅島	湯の浜	1	防波堤 岸壁	576 210
	伊ヶ谷	1	防波堤 岸壁・物揚場	345 298
	大久保	1	防波堤 物揚場	357 101
	坪田	2	防波堤 岸壁・物揚場	938 435
	阿古	4	防波堤 岸壁	674 1,060
八丈島	洞輪沢	1	防波堤 岸壁	523 229
	中之郷	1	防波堤 岸壁	251 105
	神湊	4	防波堤 岸壁	901 1,028
	八重根	4	防波堤 岸壁	886 752

※防波堤には、突堤及び防波護岸の延長を含む。

小笠原諸島

父島	二見	4	防波堤 岸壁・物揚場	423 717
母島	母島	4	防波堤	293

資料編

資料第10　島しょ海岸保全施設の現況

（都港湾局、都建設局、本文 P37）

①　都港湾局所管分　　平成29年12月１日現在

島 別	港湾別内訳	
	港湾名	施設延長
大　島	元町港	護岸　920m
	岡田港	護岸　327m
		突堤　50m
		離岸堤　230m
	波浮港	護岸　941m
	野増漁港	護岸　615m
		離岸堤　315m
	泉津漁港	離岸堤　95m
利　島	利島港	護岸　387m
		突堤　59m
		護岸提　240m
新　島	新島港	護岸　1512m
		突堤　414m
		離岸堤　1,191m
	若郷漁港	突堤　168m
		離岸堤　797m
		潜堤　47m
神津島	神津島港	護岸　725m
		潜堤　510m
三宅島	三池港	防潮堤　559m
		護岸　369m
		護岸提(潜提)　130m
	大久保港	護岸　595m
		消波堤　442m
	阿古漁港	護岸　355m
		離岸堤　247m
		消波堤　182m
御蔵島	御蔵島港	護岸　46m
八丈島	神湊港	護岸　255m
		突堤　400m
		離岸堤　495m
		消波堤　70m
	神湊漁港	護岸　43m
	八重根漁港	防潮堤　308m
	洞輪沢漁港	護岸　259m
		離岸堤　212m
青ヶ島	青ヶ島港海岸	護岸　50m

② 都建設局所管分

島 別	建設海岸別内訳	
	海岸名	施設延長
大　島	泉津	護岸　12m
	行者	護岸　410m
	筆島	護岸　169m 人工リーフ　293m 波消工　110m
	砂浜	護岸　444m
	湯の浜	護岸　927m 人工リーフ　340m
	泉浜	護岸　2633m 波消工　92m
利　島	前浜	護岸　160m
新　島	羽伏浦	護岸　826m 波消工　2965m
	間々下	護岸　1490m 波消工　383m
	和田浜	護岸　32m 人工リーフ　124m
	若郷	護岸　1279m 波消工　225m
式根島	釜の下	護岸　488m
神津島	多幸浜	護岸　1557m
	沢尻長浜	護岸　1512m 人工リーフ　376m
三宅島	横まま	護岸　549m
	ナゴラ	護岸　326m 人工リーフ　200m
	阿古	護岸　595m 波消工　451m
御蔵島	御蔵	護岸　461m
八丈島	垂戸	護岸　190m
	洞輪沢	護岸　118m
	汐間	護岸　311m
	乙千代ヶ浜	護岸　137m
	横間々ヶ浦	護岸　654m

資料編

資料第11　東京都防災行政無線多重回線構成図（区部・多摩）

（都総務局、本文 P86、203）

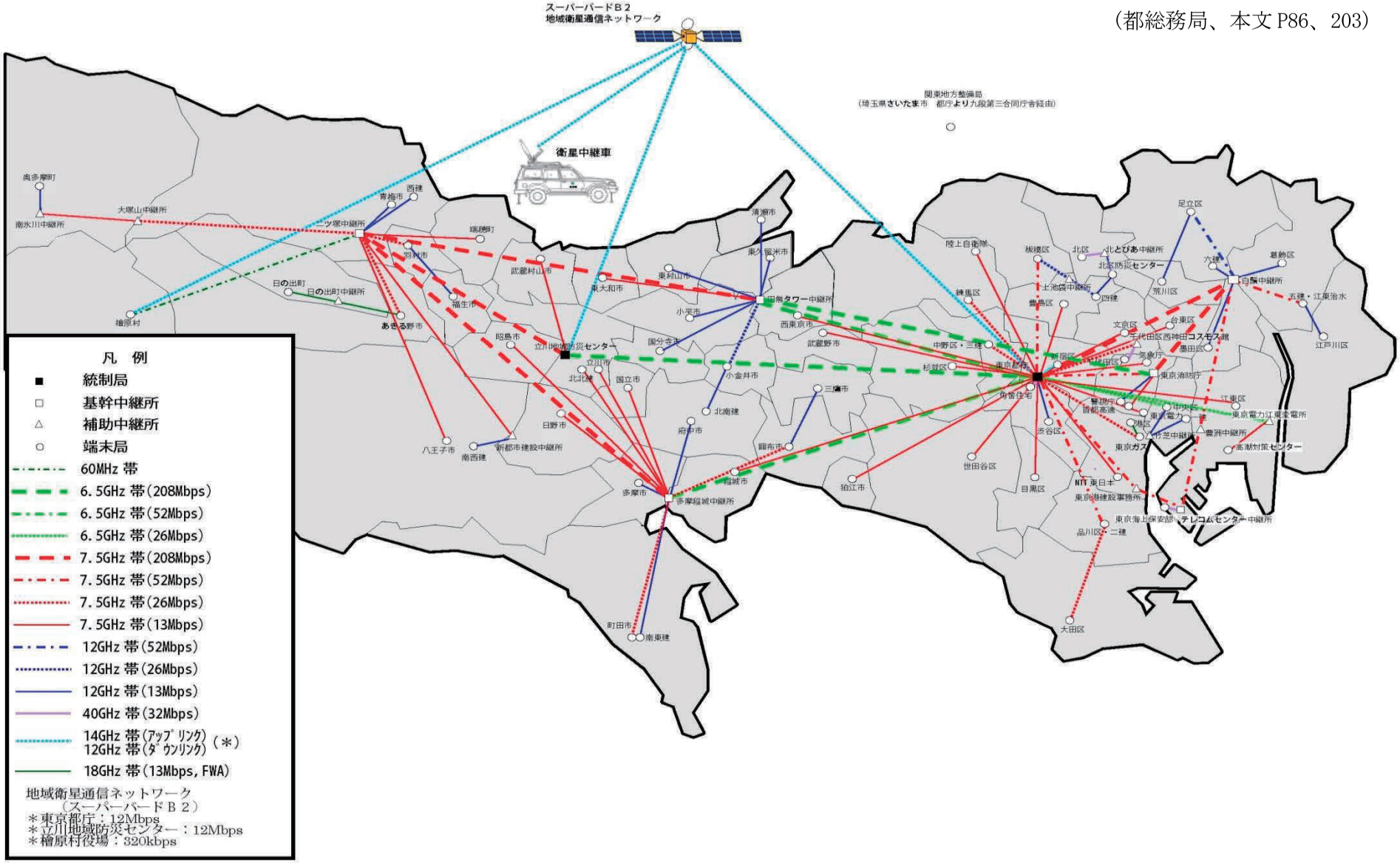

凡　例

- ■ 統制局
- □ 基幹中継所
- △ 補助中継所
- ○ 端末局
- 60MHz 帯
- 6.5GHz 帯（208Mbps）
- 6.5GHz 帯（52Mbps）
- 6.5GHz 帯（26Mbps）
- 7.5GHz 帯（208Mbps）
- 7.5GHz 帯（52Mbps）
- 7.5GHz 帯（26Mbps）
- 7.5GHz 帯（13Mbps）
- 12GHz 帯（52Mbps）
- 12GHz 帯（26Mbps）
- 12GHz 帯（13Mbps）
- 40GHz 帯（32Mbps）
- 14GHz 帯（ｱｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ）12GHz 帯（ﾀﾞｳﾝﾘﾝｸﾞ）（＊）
- 18GHz 帯（13Mbps，FWA）

地域衛星通信ネットワーク
（スーパーバードＢ２）
＊東京都庁：12Mbps
＊立川地域防災センター：12Mbps
＊檜原村役場：320kbps

東京都防災行政無線多重回線構成図（島しょ部）

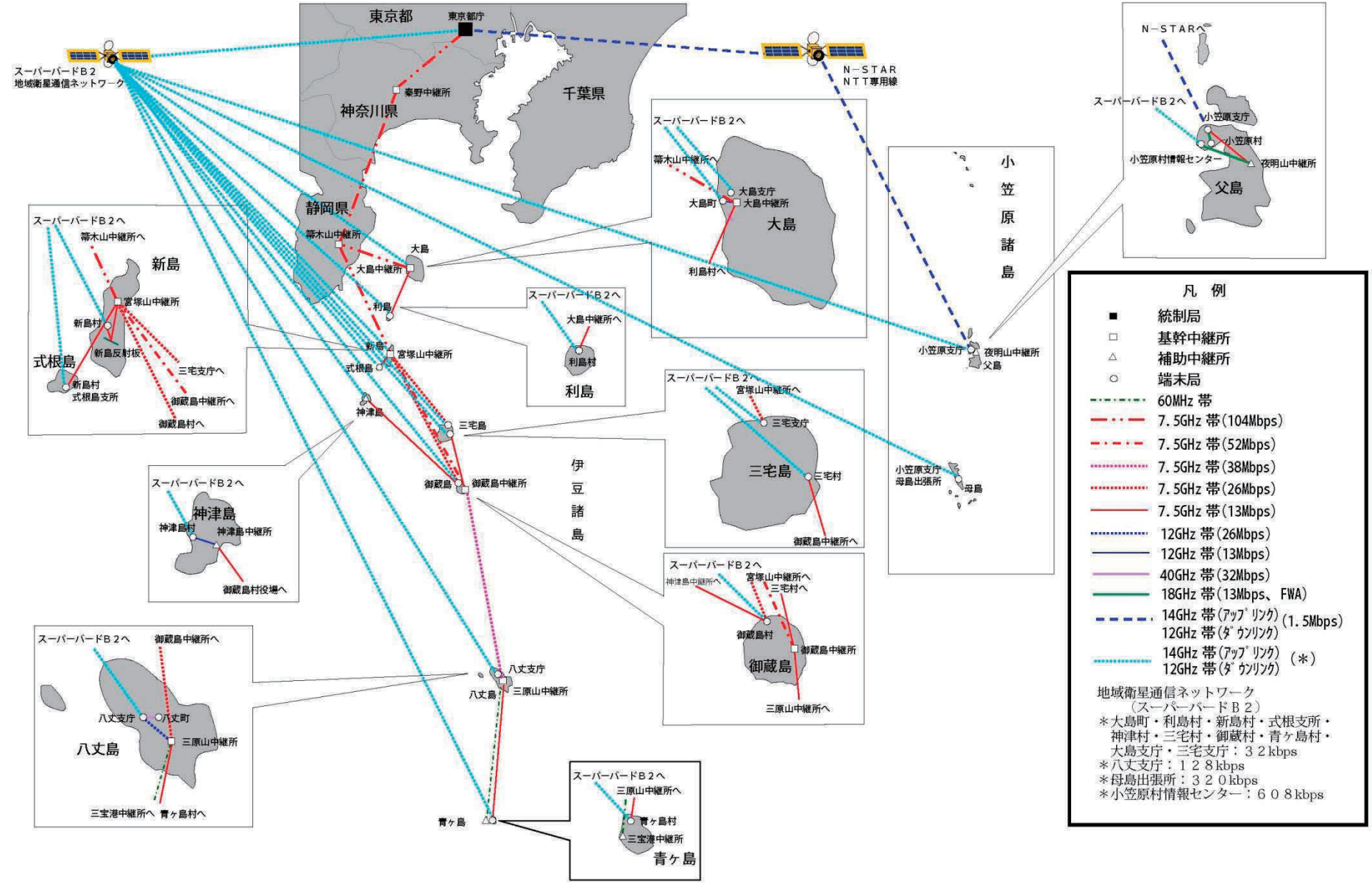

資料第12　東京都防災行政無線移動系回線構成図

（都総務局、本文 P86、203）

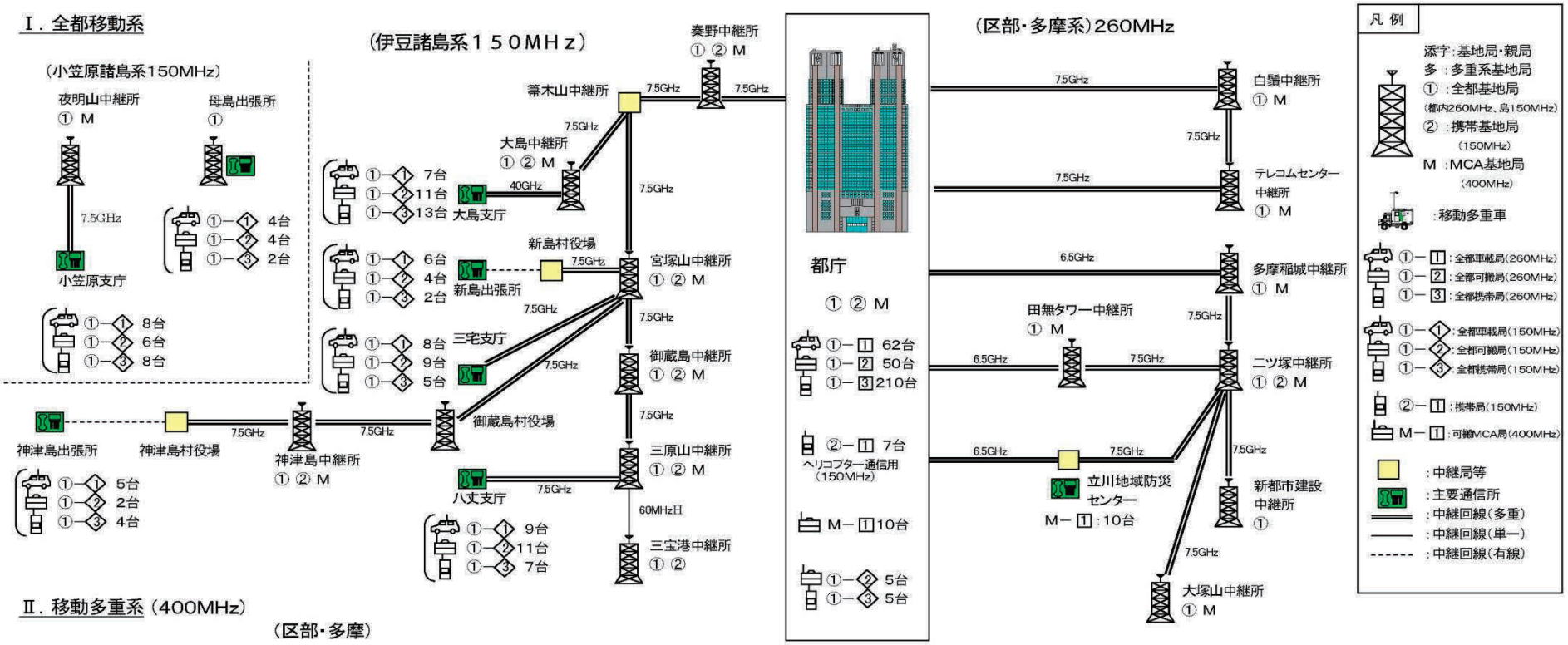

Ⅱ．移動多重系（400MHz）

（区部・多摩）

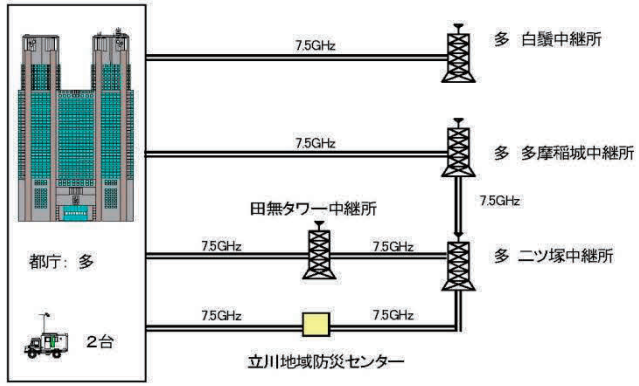

移動系無線局数内訳

種　別	全都移動島しょ系（150MHz）				全都移動都内系（260MHz）		携帯局	可搬MCA	移動多重
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計			
基地局	7	2	—	9	8	8	9	14	4
車載	35	12	—	47	62	62	—	—	2
可搬	37	10	5	52	50	50	—	76	—
携帯	31	10	5	46	210	210	7	—	—
小計	103	32	10	145	322	322	7	76	2
計 ※	110	34	10	154	330	330	16	76	6

※1　島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備　※2　可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

資料第13　東京都防災行政無線回線構成図

（都総務局、本文 P86、203）

平成２１年４月１日

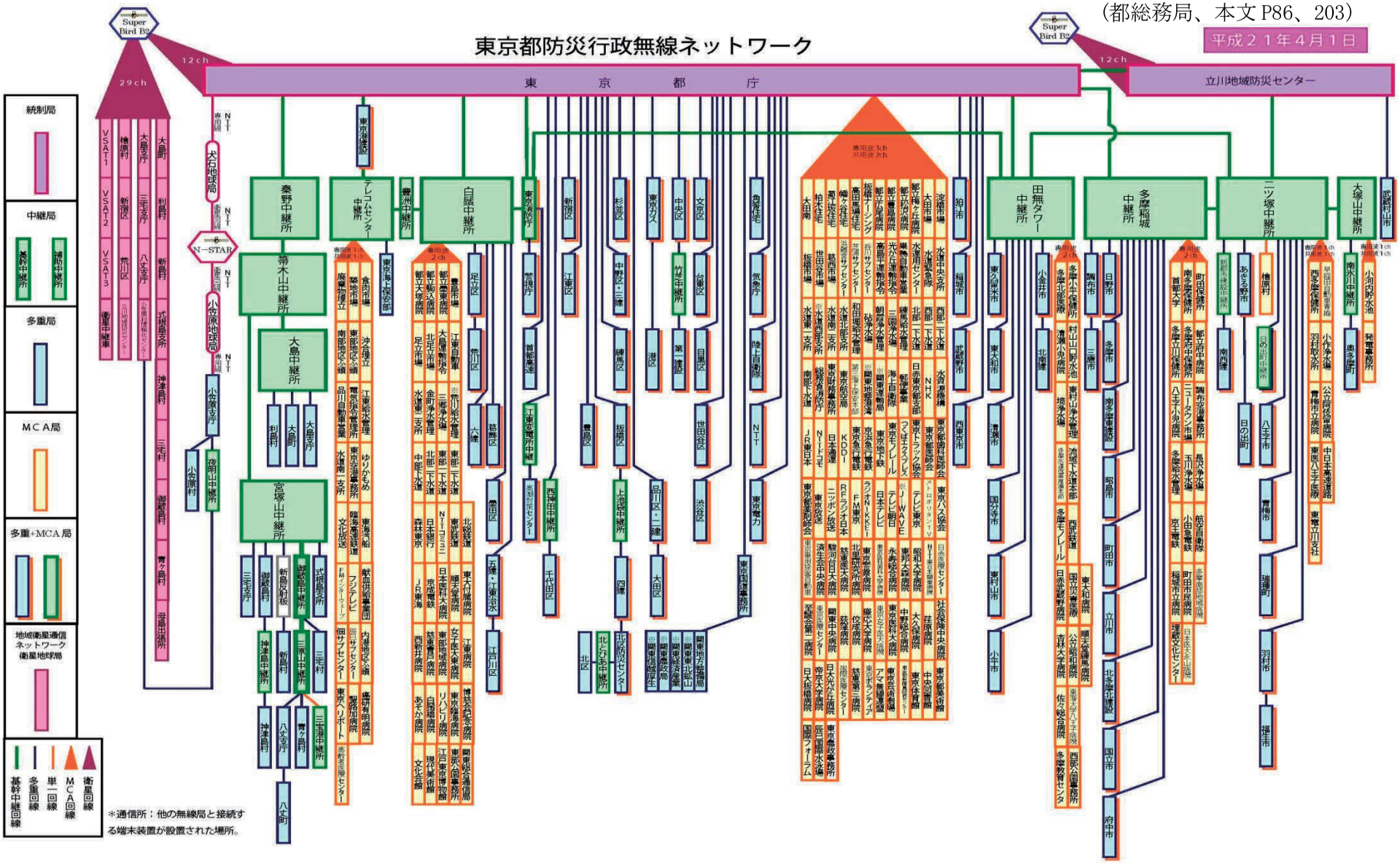

資料第14　区市町村の保有する防災行政無線等一覧表

（都総務局、本文 P86、203）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1)　特　別　区

種別／団体名	区市町村防災行政無線 固定局 屋外	区市町村防災行政無線 固定局 戸別	区市町村防災行政無線 移動局	地域防災無線
千代田	局 85	局 215	局 —	局 356
中央	83	86	—	293
港	126	213	210	—
新宿	103	423	68	196
文京	96	435	130	62
台東	75	-	48	104
墨田	65	169	—	197
江東	159	1	261	—
品川	136	280	—	206
目黒	65	148	266	—
大田	250	614	—	404
世田谷	189	310	35	439
渋谷	84	149	167	—
中野	113	588	203	—
杉並	126	720	—	225
豊島	76	650	176	—
北	109	1,018	406	—
荒川	104	250	—	262
板橋	165	80	187	—
練馬	207	1,604	—	141
足立	186	393	—	351
葛飾	131	200	—	229
江戸川	290	365	325	—
区計	3,023	8,911	2,482	3,465

(2)　市

種別／団体名	区市町村防災行政無線 固定局 屋外	区市町村防災行政無線 固定局 戸別	区市町村防災行政無線 移動局	地域防災無線
八王子	局 421	局 414	局 —	局 318
立川	81	—	13	199
武蔵野	47	81	189	—
三鷹	54	279	—	188
青梅	126	100	74	—
府中	131	48	160	—
昭島	64	50	83	—
調布	115	135	147	—
町田	262	176	191	—
小金井	58	—	—	119
小平	65	—	18	110
日野	123	142	136	162
東村山	63	130	59	—
国分寺	41	—	2	—
国立	32	—	—	98
福生	54	150	58	—
狛江	27	12	91	—
東大和	52	—	18	—
清瀬	39	—	90	—
東久留米	49	38	5	143
武蔵村山	59	—	—	141
多摩	114	98	78	112
稲城	58	—	78	—
羽村	53	—	60	—
あきる野	109	782	136	—
西東京	75	—	15	140
市計	2,372	2,635	1,701	1,730

(3)　町　村

瑞穂町	局 49	局 56	局 41	局
日の出町	38	900	71	—
桧原村	32	1,150	54	—
奥多摩町	5	2,881	39	—
多摩町村計	124	4,987	205	0
大島町	82	—	55	—
利島村	4	171	—	—
新島村	30	1,800	53	—
神津島村	22	950	8	—
三宅村	46	1,712	45	—
御蔵島村	—	—	—	—
八丈町	41	4,385	15	—
青ヶ島村	12	—	11	—
小笠原村	20	1,603	—	—
島しょ町村計	257	10,621	187	0

総計	5,776	27,154	4,575	5,195

資料第15　区市町村等の通信連絡態勢

（都総務局、本文 P86、203）

機関名	内　　容
区市町村及び防災機関	1　連絡態勢の確保 夜間及び休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。 2　通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。
都	1　通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。 2　通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。 3　即応本部を設置した場合の通信連絡態勢 (1) 即応本部が設置された場合には、原則として即応本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び即応本部との連絡、非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者及び若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を即応本部に派遣する。 4　都本部設置後の通信連絡態勢 (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。 5　通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。

資料第16　電報サービスの優先利用

（NTT 東日本、NTT ドコモ、本文 P87、204）

（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の伝送及び配達の順序）

(1) 非常扱いの電報の配達の順序

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」という。）は、他の電報に先立って伝送及び配達する。

(2) 非常扱いの電報の内容

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

通 話 の 内 容	機　関　等
1 気象、水象、地象若しくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの電報の内容

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。（NTTドコモ除く。）

電 報 の 内 容	機 関 等
1　気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3　治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記１の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6　船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間

電 報 の 内 容	機 関 等
7　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の１欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

資料編

別記1(新聞社等の基準)(NTT東日本)

区　　分	基　　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が１の題号について、8,000部以上であること
2　放送事業者	電波法(昭和25年法律第 131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

別記2　医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院(NTT東日本)

名　　称	位　　置	あ　て　名
小樽掖済会病院	小樽市色内１の１０の１７	ｵﾀﾙｴｷｻｲ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂５１	ﾐﾔｷﾞﾘﾌｴｷｻｲ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町１の２	ﾖｺﾊﾏｴｷｻｲ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町４の66	ﾅｺﾞﾔｴｷｻｲ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	ｵｵｻｶｴｷｻｲ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	ｺｳﾍﾞｴｷｻｲ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	ﾓｼﾞｴｷｻｲ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ﾅｶﾞｻｷｴｷｻｲ
せんぽ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	ﾄｳｷｮｳｾﾝｲﾝﾎｹﾝ
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町 43 の１ 横浜船員保険病院内	ｾﾝﾎﾟﾑｾﾝｲﾘｮｳｾﾝﾀｰ又は ﾖｺﾊﾏｾﾝｲﾝﾎｹﾝ
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	ｵｵｻｶｾﾝｲﾝﾎｹﾝ

(非常・緊急電報の申し込み)

区　　分	内　　容
非常扱い及び緊急扱い電報	1　加入電話から、市外局番なし「115番」へダイヤルし、申し込む。※ 受付時間：8：00～19:00 ※NTT東日本の加入電話、ひかり電話、NTTドコモの携帯電話、その他一部事業者から利用できる。契約の利用回線によってNTT東日本以外の事業者の電報受付センタに接続される場合がある。その際はNTT東日本の電報を希望と伝える。 2　非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときは、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

(非常・緊急電報の配達順位)

区　　分	内　　容
非常扱い電報	非常扱い電報は、他の電報に先立って配達する。
緊急扱い電報	緊急扱い電報は、他の電報(非常扱い電報を除く。)に先立って配達する。

(非常・緊急電報の料金)

区　　分	内　　容
非常及び緊急扱い電報	料金は普通電報と同額とする。

資料第17　支庁を中心とした通信連絡系統

（都総務局、本文 P87）

1　大島支庁通信連絡系統

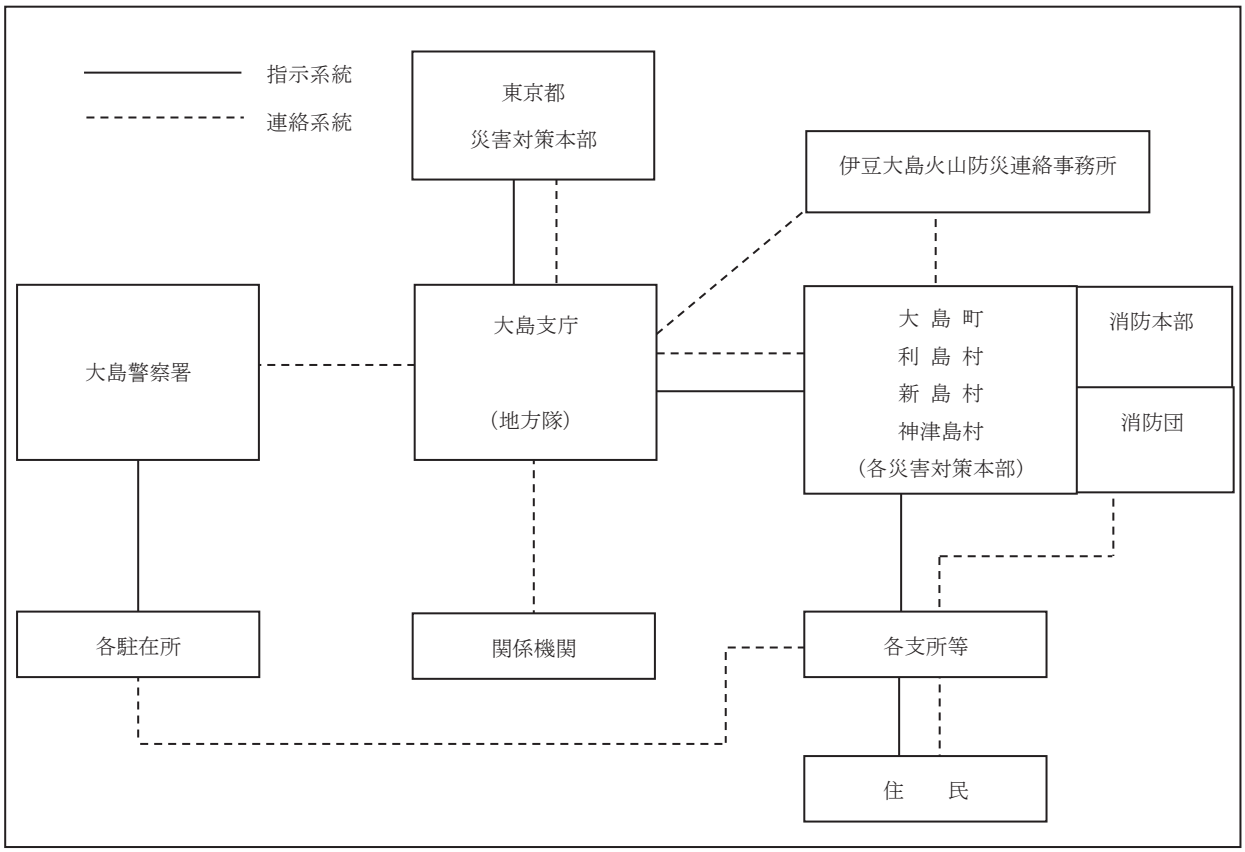

2　三宅支庁通信連絡系統

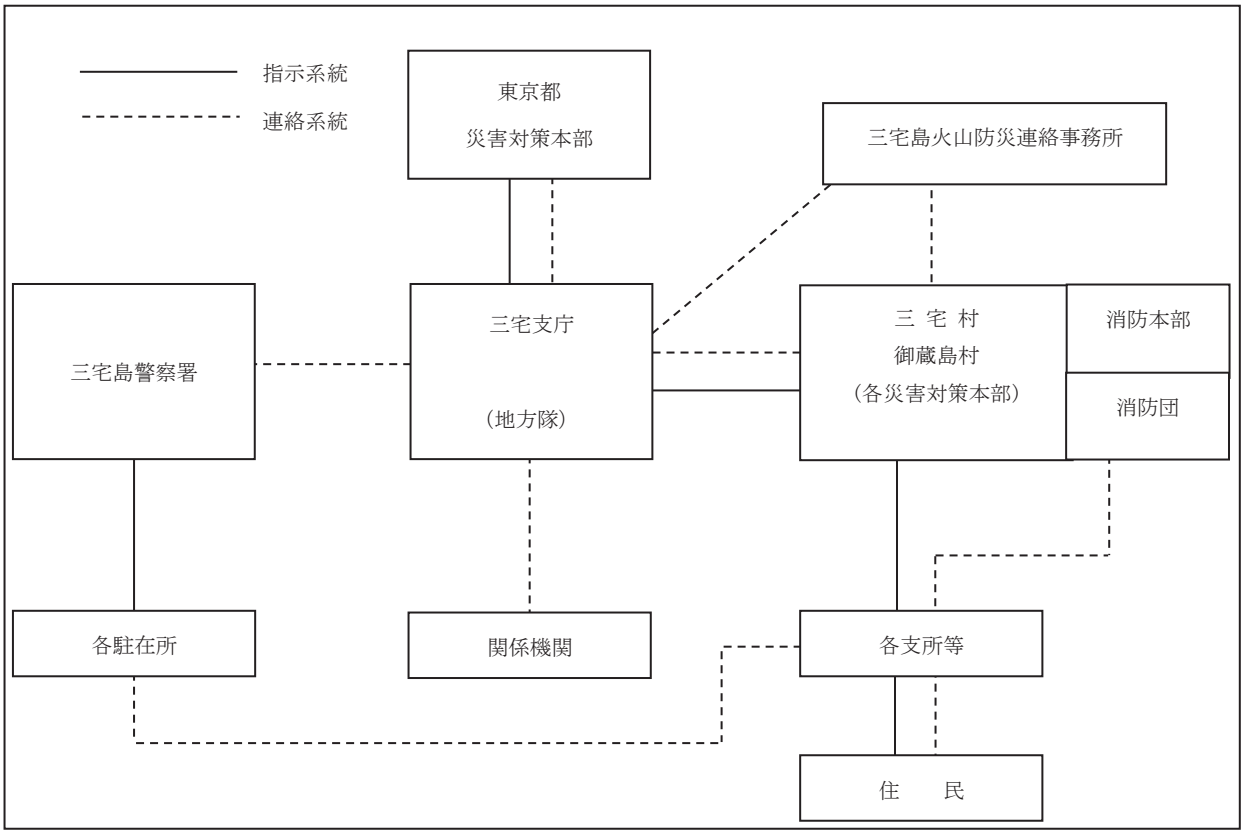

資料編

3　八丈支庁通信連絡系統

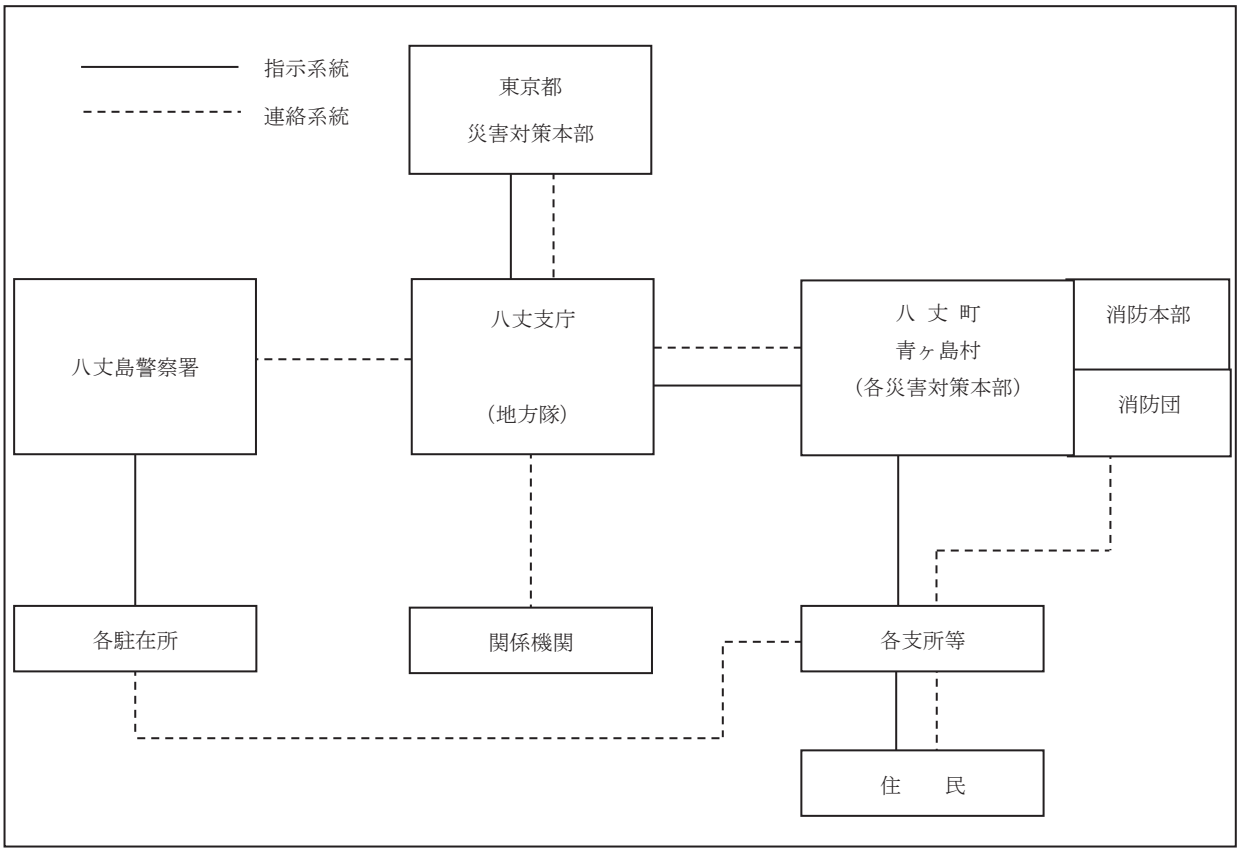

4　小笠原支庁通信連絡系統図（総務局）

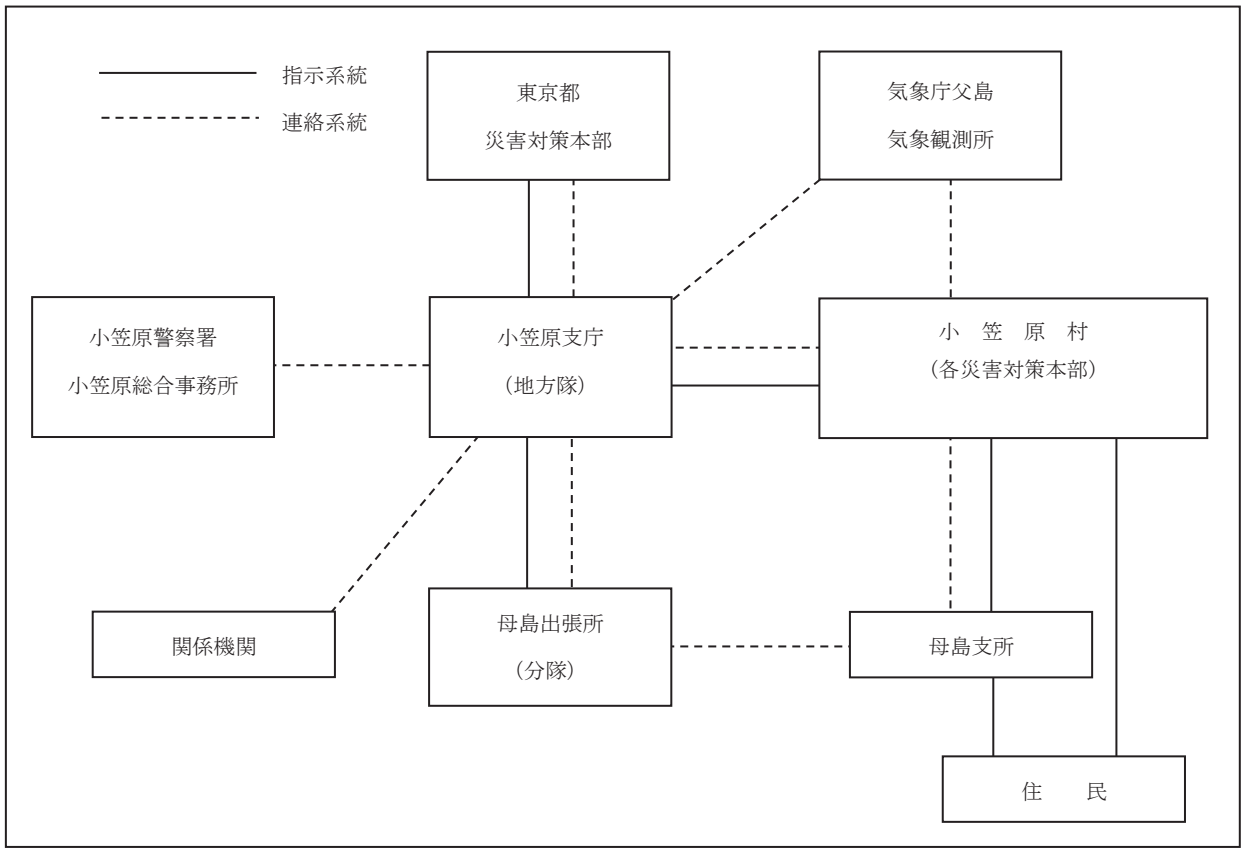

資料第18　災害時等における放送要請・報道要請に関する協定

（都政策企画局、本文 P91）

①日本放送協会及び民間放送各社との協定「災害時等における放送要請に関する協定」

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

（要請の手続）

第３条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

１　放送要請の理由

２　放送事項

３　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

（雑　　則）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、昭和55年12月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和55年12月 1日		
	甲　東京都知事	鈴　木　俊　一
	乙　日本放送協会会長	坂　本　朝　一
同文の協定		
昭和55年12月１日	乙　株式会社東京放送取締役社長	山　西　由　之
	乙　株式会社文化放送取締役社長	岩　本　政　敏
	乙　株式会社ニッポン放送取締役社長	石　田　達　郎
	乙　株式会社ラジオ関東取締役社長	遠　山　景　久
	乙　株式会社エフエム東京取締役社長	大　野　勝　三
	乙　日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小　林　与三次
	乙　株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅　野　賢　澄
	乙　全国朝日放送株式会社取締役社長	高　野　　信
	乙　株式会社東京12チャンネル取締役社長（現　株式会社　テレビ東京）	中　川　　順
昭和56年１月10日	乙　株式会社日本短波放送取締役社長（現　株式会社　日経ラジオ社）	安　藤　　蕃
平成２年７月30日	乙　株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾　山　克　巳
同文の協定		
平成8年1月31日	甲　東京都知事	青　島　幸　男
	乙　東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役社長	藤　森　鐵　雄
平成8年4月30日	乙　エフエムインターウェーブ株式会社取締役社長	竹　内　経　輝

資料編

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

（趣　　旨）

第１　この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」（昭和55年12月１日締結。以下「協定」という。）第６条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

（要請の依頼先）

第２　都各局等は、協定第２条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部（災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。）に対し要請依頼する。

２　災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

（放送要請手続の指示等）

第３　総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部政策部（災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。）に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

２　夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

（要請文の作成・協議）

第４　知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文（別記第１号様式）を作成する。

（放送要請の決定）

第５　放送要請は、本部長（知事）が決定する。

（要請文の伝達方法）

第６　知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

２　総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報（音声及びファクシミリ）にて各放送機関へ伝達する。

（知事等の直接放送）

第７　知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合（生放送）は、原則として、映像スタジオ（第１本庁舎５階）で行う。

（区市町村の放送要請）

第８　区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由（知事に要請依頼）するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

２　都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第２に準じることとし、要請依頼文は別記第２号様式により行うこととする。

（放送機関の対応）

第９　都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

２　各放送機関は、前記第８但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

３　各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

（都庁記者クラブ等への発表）

第10　知事本部長（災害対策本部の設置前においては、知事本部長）は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

（附　　則）

この実施細目は昭和60年９月１日（60情報庶第 96号）から施行する。

一部改正　　昭和63年４月１日（62情報庶第706号）

一部改正　　平成２年８月１日（２情報庶第240号）

一部改正　　平成４年６月１日（４情報総第 ５号）

一部改正　　平成13年８月20日（13知政報第 86号）

②アメリカン・フォーシズ・ネットワークとの協定

「災害時等における放送要請に関する協定書」

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都知事(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第２条　甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第３条　甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

（１)放送要請の理由

（２)放送を要請する事項

（３)その他必要な事項

２　依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使者等により行う。

(放送の実施)

第４条　乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

２　乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第４条第２項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本局政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。

(雑則)

第６条　この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から１０年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限６０日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、２年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により２通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本局長　秋山俊行

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・ジャパン　司令官　デヴィット・S・ウエストオーバー空軍中佐

２０１１．１０．２５

(英文略)

③新聞社及び通信社との協定

「災害時等における報道要請に関する協定」

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都知事(以下「甲」という。)が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会(以下「乙」という。)及び株式会社朝日新聞社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第２条　甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

⑴　警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
⑵　消防、水防その他の応急措置に関する事項
⑶　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
⑷　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑸　施設又は設備の応急の復旧に関する事項
⑹　保健衛生に関する事項
⑺　交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

（要請の手続）

第３条　甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

⑴　報道要請の理由
⑵　必要な報道の内容
⑶　その他の必要な事項

（報道の実施）

第４条　丙は、甲又は乙から第２条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

（車両の通行）

第５条　丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第６条　この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

（適用）

第８条　この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各１通を保有する。

平成９年９月１日	甲	東京都知事	青　島　幸　男
	乙	東京都公安委員会委員長	河　野　義　克
	丙	株式会社朝日新聞社代表取締役社長	松　下　宗　之

同内容の協定

平成９年９月１日	丙	社団法人共同通信社社長	犬　養　康　彦
	丙	株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡　辺　恒　雄
	丙	株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小　池　唯　夫
	丙	株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴　田　卓　彦
	丙	株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白　井　文　吾
	丙	株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清　原　武　彦
	丙	株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝　口　勲　夫
	丙	株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山　下　幸　秀
	丙	株式会社時事通信社代表取締役社長	村　上　正　敏
	丙	株式会社ｼﾞｬﾊﾟﾝﾀｲﾑｽﾞ代表取締役会長兼社長	小笠原　敏　晶

資料第19　災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル

（都政策企画局、本文 P91）

（番号は人事異動があれば見直しのこと）

平成 30 年改訂

東京都から AFN（American Forces Network 国防総省報道機関）への災害時の報道要請の詳細な手順は以下のとおりとする。

１　東京都から AFN への要請の事前連絡

（１）　AFN の執務時間内(午前８時～午後４時 30 分・月曜日～金曜日)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN の事務所へ電話をする。

②AFN の職員へ次の内容を通知する。(日本語)

A)　通知者氏名

B)　協定に基づく要請文を送付すること

C)　要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

（２）　AFN の勤務時間外(午後４時 30 分～午前８時・月～金曜日及び土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が、ＡＦＮ放送責任者へ電話をする。

②東京都は AFN へ次の内容を通知する。(英語)

A)　通知者氏名

B)　協定に基づく要請文を送付すること

C)　要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

２　東京都から AFN への要請文の送信

東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN へ通知した方法で送信する。

ファクシミリ送付状は別紙１とする。(英語)

要請文は別添様式１の例によるものとする。(英語)

３　東京都の要請に関する AFN の確認

東京都からの電話及び要請文受領後、AFN は、東京都報道課へ電話をし、東京都が要請を行ったこと及び要請内容を確認する。(日本語または英語)

４　報告

放送を行った場合、AFN は、東京都報道課へ放送の日時を速やかに報告する。(日本語または英語)

放送をしない場合、AFN は、この旨東京都報道課へ速やかに報告する。(日本語または英語)

連絡先一覧

AFN

電話　042-552-2511 内線 52217
(AFN 勤務時間内午前８時～午後４時 30 分(月～金曜日))

電話　042-552-2511　内線 59008（放送責任者）
(AFN 勤務時間外　午後４時 30 分～午前８時(月～金曜日)及び
土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)

ファクシミリ　042-552-2511 内線 57057(24 時間　オペレータ経由)
00579-3117-55-7057（直通）

アドレス dme.yokota.afn.mbx.afn-eagle-810@mail.mil

東京都

電話　03-5388-2210(報道課長)
090-3223-0255(24 時間　報道課長)
03-5388-2211(報道課)
03-5388-2212(報道課)

ファクシミリ　03-5388-1228(24 時間　報道課)

アドレス　S0000003@section.metro.tokyo.jp

(英文略)

資料編

資料第20　給与品事前購入分一覧表

（都福祉保健局、本文 P98）

（平成30年４月1日）

区分			数量	金額（評価額）	備考
都福祉保健局	食料品・生活必需品	クラッカー等	2,362,260食	359,716,310円	
		アルファ化米	4,317,600食	807,382,080円	
		即席めん	2,200,000食	311,256,000円	
		毛布	689,571枚	1,806,742,575円	
		ビニールゴザ・カーペット	1,029,797枚	1,117,633,831円	
		紙おむつ	370,000枚	20,261,880円	
		生理用品	720,000枚	5,443,200円	
		肌着	287,582組	180,207,531円	
		安全キャンドル	112,913本	132,407,770円	
		木炭	26,800袋	112,660,430円	
		コンロ	20,650個	49,426,580円	
		なべセット	23,998個	58,828,582円	
		やかん	7,998個	23,708,791円	
		簡易風呂・シャワー	30組	89,939,600円	
		簡易トイレ	7,885組	12,879,010円	
		折畳式リヤカー	100台	9,888,000円	
		水袋詰機	5機	44,805,000円	
		家庭用テント	964張	28,903,901円	
		ビッグテント	17張	28,191,100円	
		調製粉乳	19,375,472ｇ	42,012,500円	
		ほ乳びん	10,000本	5,528,250円	
		医薬品	254,000人分	429,713,591円	
合計				5,677,536,512円	

資料第21　島しょ町村災害時相互応援に関する協定

（都総務局、本文 P99）

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村及び小笠原村（以下「島しょ町村」という。）は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請にこたえ、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ　救援及び救助活動に必要な船艇等の提供及びあっせん

エ　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 島外避難の支援及び避難者の受入れ

(3) その他特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する町村（以下「要請町村」という。）は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 協定第１条第１号アからウまでに掲げる応援（以下「物的応援」という。）を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段

(3) 協定第１条第１号エに掲げる応援（以下「人的応援」という。）を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段

(4) 協定第１条第２号及び３号に掲げる応援（以下「その他の応援」という。）を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援実施の手続）

第３条　応援の要請を受けた町村（以下「応援町村」という。）は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

(1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間

(2) 人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間

(3) その他の応援については、応援内容及び応援の期間

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援物資の受領の通知）

第４条　要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応援町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第６条　前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

(1) 要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当ての額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償の責に任ずる。

(4) 前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については要請町村及び応援町村が協議して定める。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成5年10月18日

大　島　町
　　町　長　　清　水　長　治

利　島　村
　　村　長　　梅　田　敏　雄

新　島　村
　　村　長　　市　川　文　二

神津島村
　　村　長　　山　　下　　繁

三　宅　村
　　村　長　　桑　原　秀　雄

御蔵島村
　　村　長　　栗　本　宥　吉

八　丈　町
　　町　長　　奥山日出男

青ケ島村
　　村　長　　佐　々　木　宏

小笠原村
　　村　長　　安　藤　光　一

資料第22　東京消防庁相互応援協定の締結一覧

（東京消防庁、本文 P99）

1　消防相互応援協定　(注)○印は、消防応援協定を締結しているもの

都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者
東京都	稲城市	市長	神奈川県	横浜市	市長	埼玉県	川口市	市長
	○大島町	町長		大和市	市長			
	○新島村	村長		相模原市	市長		戸田市	市長
	○八丈町	町長		川崎市	市長		秩父広域市町村圏組合	管理者
	○利島村	村長	千葉県	市川市	市長		埼玉西部消防組合	管理者
	○神津島村	村長		松戸市	市長		朝霞地区一部事務組合	管理者
	○三宅村	村長		浦安市	市長	山梨県	大月市	市長
	○御蔵島村	村長	埼玉県	三郷市	市長		上野原市	市長
	○青ヶ島村	村長		草加八潮消防組合	管理者		東山梨行政事務組合	管理者

2　中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

県	市町村等	締結者	県	市町村等	締結者
神奈川	相模原市	市長	山梨	富士河口湖町	町長
山梨	富士吉田市	市長		西桂町	町長
	都留市	市長		上野原市	市長
	大月市	市長		富士五湖広域行政事務組合	管理者

3　東京湾消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	千葉	千葉市	市長
	横浜市	市長		市川市	市長

4　航空消防相互応援協定

大阪市消防局

5　航空機消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	宮城	仙台市	市長
	横浜市	市長	愛知	名古屋市	市長
千葉	千葉市	市長	兵庫	神戸市	市長

6　業務協定

(1) 海上保安庁東京海上保安部

(2) 国土交通省東京国際空港事務所

7　その他の消防相互応援協定

米空軍第 374 空輸団

資料第23　都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）

（都総務局、本文 P100、101）

1　都

(1)　地方公共団体

項　　目	内　　容
１都９県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、昭和52年6月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、食料、飲料水及び生活必需物資の供給、医療救護等を中心とした応援要請手続、費用の負担等について取り決めている。（平成25年７月31日改正）
21大都市災害時相互応援	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、大規模な震災が発生した場合で、被災都市のみでは十分に応急措置が実施できないときにおいて、21大都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成24年10月１日に「21大都市災害時相互応援に関する協定」を取り交わしている。
九都県市災害時相互応援	首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市において災害等が発生し、被災都県だけでは十分な応急措置ができない場合、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、平成22年４月に「九都県市災害時相互応援等に関する協定」を取り交わしている（平成26年２月改正）。
19大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市と平成25年３月に「19大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を取り交わしている。
下水道災害時における相互支援	１　関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体等と「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を定めている。（平成26年５月改正） ２　21大都市災害時相互支援（対象：区部） 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、又恒久の相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市と、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を定めている。（平成29年１月改正）

(2)　防災機関等

項　　目	内　　容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年７月に日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成４年４月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年７月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。
都医師会との協定	昭和51年８月に「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務、費用弁償等について定めている。
都歯科医師会との協定	平成11年６月に「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続、業務、費用弁済等について定めている。
都薬剤師会との協定	平成20年７月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続、業務、費用弁済等について定めている。
日本放送協会及び	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月に日本放送協会と、又昭和55年12

項　　目	内　　容
民間放送各社との協定	月１日以降、民間放送各社と「災害時等における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手続について取り決めている。
東京都獣医師会との協定	平成23年３月に東京都獣医師会と「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を締結し、災害時における愛護動物の救護活動について定めている。

２　防災機関

項　　目	内　　容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月に救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	１　災害対策用資機材等の広域運営 東京電力グループは、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 ２　復旧要員の広域運営 他電力会社、電源開発株式会社及び電力広域的運営推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えている。 ３　災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

３　民間協力

項　　目	内　　容
道路応急対策業務（東京建設業協会、日本道路建設業協会及び東京都中小建設業協会）	災害による道路の破損の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年４月以降に締結し、建設資器材及び労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。
河川応急対策業務（東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、　東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業）	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会（以上平成９年９月）、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業（以上平成９年10月）と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成９年10月に締結し、巡回・点検の実施及び方法、建設資器材及び労働力の提供を定めている。
救助救急業務（東京建設業協会）	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」（昭和57年２月）を締結し、建設資機材及び労働力の確保体制の確立を図っている。
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月にプレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品（梅干、しょう油漬、たくわん、つくだ煮及び煮豆）、調味料（みそ及びしょう油）の調達について、東京都漬物事業協同組合、東京都佃煮惣菜工業協同組合、東京都味噌工業協同組合及び東京都醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。
生活必需品関連協同組合等の協力	毛布、肌着、鍋、湯沸等生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。
都柔道接骨師会と	平成３年３月に都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締

資料編

項　　目	内　　容
の協定	結し、応急救護(柔道整復師法に規定された業務)の範囲、衛生材料の提供、費用弁償等について定めている。
東京医薬品卸業協会との協定	東京医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年２月に締結し、医薬品等の調達、費用弁償等について定めている。
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年２月に締結し、歯科用医薬品、歯科材料等の調達、費用弁償等について定めている。
日本産業･医療ガス協会との協定	日本産業・医療ガス協会と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成19年10月に締結し、酸素ガス、液体酸素等の調達、費用弁償等について定めている。
商工組合日本医療機器協会との協定	商工組合日本医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を平成18年２月に締結し、医療機器等の調達、費用弁償等について定めている。
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を平成18年２月に締結し、衛生材料等の調達、費用弁償等について定めている。
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力内容、費用負担等について定めている。
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要となる食料品(即席めん)の供給体制の確立を図っている。
関東旅客船協会との協定	各協会と「災害時における船舶による輸送等に関する協定」を締結し、災害時において被災者等の人員の輸送、救援物資等の貨物輸送、被災者等の臨時宿泊施設、費用負担等について定めている。
(一社)日本船主協会との協定	
(一社)日本外航客船協会との協定	
日本内航海運組合総連合会との協定	日本内航海運組合総連合会と「災害時における船舶による輸送等に関する協定」を締結し、災害時において救援物資等の貨物輸送、その他の船舶による応急対策業務、費用負担等について定めている。
(一社)日本埋立浚渫協会及び伊豆七島建設業協同組合との協定	(一社) 日本埋立浚渫協会及び伊豆七島建設業協同組合と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、災害時における伊豆諸島及び小笠原諸島の港湾、漁港、海岸及び空港における諸施設の応急対策業務等を定めている。
(株)セブン＆アイ･ホールディングスとの協定	(株)セブン&アイ・ホールディングスと「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」を締結し、災害時における食料品、生活必需品の他、必要な物資の調達を円滑に実施するため、物資の調達支援協力の要請に関する手続等について定めている。
日本ＴＣＧＦとの協定	日本ＴＣＧＦと「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」を締結し、災害時における食料品、生活必需品の他、必要な物資の調達を円滑に実施するため、物資の調達支援協力の要請に関する手続等について定めている。
ＮＰＯ法人コメリ災害対策センターとの協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」を締結し、災害復旧用資機材等の必要な物資の調達を円滑に実施するため、物資の調達支援協力の要請に関する手続等について定めている。

資料第24　震災時等の相互応援に関する協定・実施細目

（都総務局、本文 P101）

①「震災時等の相互応援に関する協定」

（趣　旨）

第１条　この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第５条の２、同法第８条第２項第１２号及び同法第７４条第１項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３条第４項及び同法第１７２条第４項の規定並びに同法第３２条第２項第６号及び同法第１８２条第１項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第２条　都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

２　都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ　避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2)　応急対策に必要な職員の派遣等

ア　避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ　ヘリコプターによる情報収集等

ウ　赤熱現象士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3)　施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア　傷病者の受入れのための医療機関

イ　被災者を一時収容するための施設

ウ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ　仮設住宅用地

オ　輸送路の確保及び物資拠点施設

(4)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

２　都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

（カバー都県・協力都県の設置）

第４条　都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

２　カバー都県は、被災都県を直接人的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

３　カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

（幹事都県の役割）

第５条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第４条第１項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1)　複数都県が被災した場合における、全国協定第４条第３項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

(2)　全国協定第９条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事県等との連絡調整

（幹事代理都県の設置）

第６条　幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

２　幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

（連絡員の派遣）
第７条　災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。
２　カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。
（応援要請の方法）
第８条　応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　第３条第１項各号に掲げる応援の要請内容
(3)　応援の場所及び応援場所への経路
(4)　車両、航空機、船舶の派遣場所
(5)　応援の期間
(6)　要請担当責任者氏名及び連絡先
(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項
（応援の自主出動）
第９条　カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第７条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。
２　カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
３　カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第７条第２項に準じて、自律的活動に努めるものとする。
（応援受入れ体制）
第10条　都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。
（応援経費の負担）
第11条　応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。
２　応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
３　第７条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
４　前３項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。
（ブロック間応援におけるカバー都県）
第12条　複数都県が被災し、全国協定第９条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する道県については、幹事都県（幹事代理都県を含む。以下、同じ。）が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。
２　隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事都県の調整により、被災県（全国協定第１条に規定する被災県をいう。）を応援する都県を決定するものとする。
（他の協定との関係）
第13条　この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。
（訓練の実施）
第14条　都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。
（資料の交換）
第15条　都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。
（連絡会議の設置）
第16条　都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。
（その他）
第17条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成８年６月１３日から適用する。
２　昭和５２年６月１６日に締結された協定は、これを廃止する。
附則　この協定は、平成１４年３月３１日から適用する。
２　平成８年６月１３日に締結された協定は、これを廃止する。
附則　この協定は、平成１６年２月２４日から適用する。
２　平成１４年３月３１日に締結された協定は、これを廃止する。
附則　この協定は、平成２０年２月６日から適用する。
２　平成１６年２月２４日に締結された協定は、これを廃止する。
附則　この協定は、平成２５年７月３１日から適用する。
２　平成２０年２月６日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書１０通を作成し、各都県記名押印のうえ、各１通を保有する。
平成２５年７月３１日

東京都知事	猪瀬　直樹
茨城県知事	橋本　昌
栃木県知事	福田　富一
群馬県知事	大澤　正明
埼玉県知事	上田　清司
千葉県知事	森田　健作
神奈川県知事	黒岩　祐治
山梨県知事	横内　正明
静岡県知事	川勝　平太
長野県知事	阿部　守一

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

（趣　旨）
第１条　この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
（用語の定義）
第２条　この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　被災都県　　協定第１条に規定する、被災した都県をいう。
(2)　カバー都県　　協定第４条第１項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県を いう。
(3)　協力都県　　協定第４条第３項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。
（カバー都県）
第３条　都県を４都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合（３以上の構成都県が被災した場合を除く。）、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。
２　各グループの構成都県は別表のとおりとする。
（幹事代理都県）
第４条　協定第６条第２項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。
第１順位　副幹事都県
第２順位　座長都県
第３順位　次年度幹事都県
２　前項の用語は、次の各号に定めるところによる。
(1)　副幹事都県　幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
(2)　座長都県　「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第３条に規定する、連絡会議の座長をいう。
３　幹事都県は、協定第６条第２項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。
（連絡員の派遣）
第５条　カバー都県は、協定第７条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。
２　協定第７条第１項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。
３　前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。
（連絡員の役割）
第６条　連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　被災県の被害情報の収集
(2)　他のカバー都県及び協力都県への情報提供

(3)　被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
(4)　前三号に定めるもののほか必要な事項
（応援要請の手続）
第７条　協定第８条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第４条第２項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。
２　前項の連絡を受けた被災都県は、協定第８条後段に規定する文書による応援要請について、様式１（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。
（応援の実施）
第８条　協定第８条及び第９条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式２（応援通知書）を送付するものとする。
(1)　物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
(2)　人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
(3)　施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
(4)　その他の応援については、応援内容及び応援の期間
(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項
２　協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。
（応援物資の受領通知）
第９条　要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式３（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式４（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。
（応援終了要請）
第 10 条　要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式５（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。
（応援終了報告）
第 11 条　応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式６（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。
（応援の自主出動）
第 12 条　協定第９条に規定する応援の自主出動をした場合には、第８条から第 11 条の規定を準用する。
（応援職員の派遣に要する経費負担等）
第 13 条　協定第 11 条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。
(1)　要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2)　応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。
（ブロック間応援の実施）
第 14 条　複数都県が被災した場合は、被災都県やカバー都県からの情報に基づき、協定第 12 条に規定するブロック間応援の実施について、幹事都県が決定するものとする。
２　前項の決定をした場合には、幹事都県は隣接するブロックの幹事県等に応援の要請を行うとともに、全国知事会に連絡するものとする。
（資料の交換）
第 15 条　協定第 15 条に規定する資料は、次のとおりとする。
(1)　地域防災計画
(2)　協定第２条に規定する連絡担当部署
(3)　協定第 10 条に規定する施設、場所
(4)　備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
(5)　陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
(6)　都県の支援できる項目
(7)　その他必要な資料
（連絡会議の開催）
第 16 条　協定第 16 条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

２　連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。
(1)　応援体制
(2)　各都県の備蓄体制
(3)　各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
(4)　その他必要な資料

（活動マニュアルの見直し）

第 17 条　都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付　則

この実施細目は、平成８年９月１日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成１０年５月１日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成１２年２月３日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成１４年３月３１日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成１６年２月２４日から施行する。

付　則

この実施細目の改正は、平成２５年７月３１日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第１グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第２グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第３グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※　神奈川県、長野県は２つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

資料編

資料第25　21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

（都総務局、本文 P101）

①「21 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第３条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第４条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

３　応援要請都市が、第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第６条　大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第８条　この協定を証するため、本協定書２１通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

附　則
１　この協定は、昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。
２　次に掲げる覚書は、廃止する。
（１）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年５月１３日締結）
（２）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）
附　則
１　この協定は、平成２年２月２２日から効力を生ずる。
２「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成５年１月２６日から効力を生ずる。
２「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成９年３月３１日から効力を生ずる。
附　則
１　この協定は、平成１５年４月１日から効力を生ずる。
２「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成１７年４月１日から効力を生ずる。
２「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成１８年４月１日から効力を生ずる。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成１９年４月１日から効力を生ずる。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を生ずる。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２２年４月１日から効力を生ずる。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２４年４月１日から効力を生じる。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

平成２４年　４月　１日

札幌市長　上田　文雄
仙台市長　奥山　恵美子
さいたま市長　清水　勇人
千葉市長　　熊谷　俊人
東京都知事　石原　慎太郎
川崎市長　阿部　孝夫
横浜市長　林　文子
相模原市長　加山　俊夫
新潟市長　篠田　昭
静岡市長　田辺　信宏
浜松市長　鈴木　康友
名古屋市長　河村　たかし
京都市長　門川　大作
大阪市長　橋下　徹
堺市長　竹山　修身
神戸市長　矢田　立郎
岡山市長　髙谷　茂男
広島市長　松井　一實
北九州市長　北橋　健治
福岡市長　髙島　宗一郎
熊本市長　幸山　政史

②「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

（趣旨）

第１条　この実施細目は、21 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

２　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援都市は、協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

（幹事都市）

第５条　協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

２　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

３　前２項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

（幹事都市の所掌事務）

第６条　幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

⑴　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知

⑵　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進

⑶　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

⑷　防災に関する大都市間の会議の開催等

⑸　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

⑹　被災都市から要請のあった事項

（応援都市）

第７条　応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

２　応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

（会議及び訓練の実施）

第８条　大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。

２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発行日から適用する。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表１（第５条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成 24 年度を１とする。

資料編

資料第26　九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

（都総務局、本文 P101）

①「九都県市災害時相互応援に関する協定」

制　　定　平成２２年４月１日
一部改正　平成２６年２月１３日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第１条　この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害

（２）　不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ　情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん

エ　救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

（２）医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん

（３）被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

（４）被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

（５）救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん

（６）避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置

（７）前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第３条　被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

（応援の自主出動）

第４条　災害等の発生により、被災都県市との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

２　前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

３　自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援調整都県市の設置）

第５条　九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

２　被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

（現地連絡本部の設置）

第６条　前条第１項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、原則として、第３条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。ただし、第４条第１項の規定による応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

（平常時からの取組）

第８条　九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

（１）応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

（２）通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

（３）情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

（４）訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

（５）その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（九都県市域外への応援）

第９条　九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

２　前項に規定する応援の内容等については、第２条から第７条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

（協定に関する協議）

第１０条　この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附　則

（実施期日）

この協定は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則（平成２６年２月１３日一部改正）

（実施期日）

この協定は、平成２６年２月１３日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書９通を作成し、各都県市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年２月１３日

埼玉県知事	上　田　清　司
千葉県知事	森　田　健　作
東京都知事	舛　添　要　一
神奈川県知事	黒　岩　祐　治
横浜市長	林　　文　子
川崎市長	福　田　紀　彦
千葉市長	熊　谷　俊　人
さいたま市長	清　水　勇　人
相模原市長	加　山　俊　夫

資料編

②「九都県市災害時相互応援に関する協定　実施細目」

（趣旨）

第１条　この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（応援調整都県市の設置）

第２条　協定第５条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

２　災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

（応援要請の手続）

第３条　被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

(1) 被害の概要

(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等

(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

２　被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書（様式１）を応援調整都県市に送付する。

（応援実施の手続）

第４条　応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

２　応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災した自治体との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等

(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

３ 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式２）を応援調整都県市及び被災した自治体に送付する。

（応援物資の受領通知）

第５条　被災都県市は、物的応援通知書（様式２－１）に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書（様式３）を送付する。

（応援終了の報告）

第６条　応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災した自治体に応援終了報告書（様式４）を送付する。

（連絡担当部局の設置）

第７条　各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

（応援職員の派遣に要した経費負担等）

第８条　協定第７条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

(1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第３者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。

(4) 前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

（九都県市域外への応援）

第９条　九都県市域外において大規模な災害や事故（以下、「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第２条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

2　応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
3　第１項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
(1) 複数の道府県において観測された震度６弱以上の地震による災害
(2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
(3) 前２号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
4　第１項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
5　前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
6　前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
7　前項の規定による応援調整については、協定第５条第２項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

附　則
この実施細目は、平成２２年４月１日から実施する。
附　則（平成２６年２月１３日一部改正）
（実施期日）
この実施細目は、平成２６年２月１３日から実施する。

別表

第２条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

	応援調整都県市		
被災都県市	第１順位	第２順位	第３順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市域外の自治体	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市		

※　応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※　被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

※　被災地域が九都県市域外の場合で、応援調整都県市による調整が困難なときは、第２条第２項に準じて応援調整本部を設置する。

資料第27　災害時における応急対策業務に関する協定

（都総務局・都建設局、本文 P101）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力を行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）

第５条　甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

（請　　求）

第６条　乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（協　　議）

第７条　この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が協議して定めるものとする。

（雑　　則）

第８条　この協定は、昭和 50 年４月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和 50 年４月１日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会長	戸田順之助
（同趣旨の協定　昭和 51 年４月１日）	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会長	清水忠雄
（同趣旨の協定　昭和 62 年４月１日）	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会長	渡邉　輝
（同趣旨の協定　平成８年７月 18 日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
（同趣旨の協定　平成８年７月 18 日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会長	林　貞夫
（同趣旨の協定　平成８年７月 18 日）	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江　實

資料編

資料第28　災害時における応急復旧業務に関する協定

（都建設局、本文 P101）

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。
（費用負担）
第３条　甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
（請　求）
第４条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。
（協　議）
第５条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
（雑　則）
第６条　この協定は、平成９年９月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年９月１日

甲　東京都知事　青　島　幸　男

乙　東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
会　長　川　田　利　雄

資料第29　災害時における救助・救急業務に関する協定

（東京消防庁、本文 P101）

東京消防庁(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)とは、昭和50年４月１日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第７条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第１条　この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業(以下「業務」という。)とする。

(出場の要請)

第２条　甲は、消防署長(以下「署長」という。)をして、乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)の出動を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第３条　会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

２　会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

３　業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(費用の請求及び支払)

第４条　会員は、前条第１項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第５条　第３条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第６条　甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第７条　乙は、甲が毎年１回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第８条　乙は、会員名簿を毎年１回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協　　議)

第９条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適　　用)

第10条　この協定は、昭和57年２月１日から適用する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和57年２月１日

甲　　東　京　消　防　庁
　　消防総監　　曽　根　晃　平

乙　　社団法人東京建設業協会
　　会　　長　　飛　島　　斎

資料編

資料第30　関東旅客船協会との協定・実施細目（都港湾局）

（都港湾局、本文 P101、126）

①　「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、関東旅客船協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救援者等の人員輸送業務

⑵　救援物資等の貨物輸送業務

⑶　被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

⑷　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年７月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月１日

甲　　東　京　都　　知　事　　青　島　幸　男

乙　　関東旅客船協会　　会　長　　新　村　和　雄

② 「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）

第１条　この細目は、平成８年７月１日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請の手続）

第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話又は電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

３　甲は、乙に連絡がとれない場合は乙の会員に対し直接要請を行うことができるものとする。

（業務の実施）

第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

（連絡体制）

第４条　甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては直接各船社責任者とし、別に名簿を作成する。

（費用負担の範囲）

第５条　協定第４条に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（雑　則）

第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　　東京都港区海岸１丁目１６番１号
関東旅客船協会　　会　長　　新　村　和　雄

資料編

資料第31　日本外航客船協会との協定・実施細目（都港湾局）

（都港湾局、本文 P101、126）

①　「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本外航客船協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するうえにおいて、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙の会員の船会社（以下「会員」という。）は要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救援者等人員の輸送業務

⑵　被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、本協定が円滑に行われるよう、相互連絡体制を確立するものとする。

２　甲が協力を要請するに当たって、乙に連絡がとれない場合は、会員に対し直接連絡を行うことができるものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により、会員が実施した第３条に規定する業務遂行に要した費用は甲が負担する。

（情報提供）

第６条　会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から平成９年３月３１日までとする。

ただし、期間満了１か月前までに甲乙双方からなんら意思表示がないときは、期間満了の翌日から１か年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年８月２６日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号

東京都　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京都千代田区平河町２丁目６番４号

社団法人　日本外航客船協会　会　長　　宮　岡　公　夫

「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）

第１条　この細目は、平成８年８月２６日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第８条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請の手続）

第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

２　甲の乙に対する要請は、文書、口頭、電話又は電信のいずれの方法によっても行うことができるものとする。ただし、文書以外の方法で行った場合は、後日速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び会員に通知するものとする。

２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙及び会員はその指示に従うものとする。

（連絡体制）

第４条　前条第４条に規定する連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては事務局長とする。

（費用負担の範囲）

第５条　協定第５条に規定する甲が負担する費用は、会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（雑　則）

第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
社団法人　日本外航客船協会　事務局長　　東　谷　邦　夫

資料編

資料第32　日本船主協会との協定・実施細目（都港湾局）

（都港湾局、本文 P101）

①「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、社団法人日本船主協会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、可能な限り甲が必要とする業務を乙又は乙の会員（以下「会員」という。）において実施するものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　被災者及び救援者等人員の輸送業務

⑵　救援物資等の貨物輸送業務

⑶　被災者及び救援者等の臨時宿泊施設としての業務

⑷　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙又は会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙又は会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙又は会員は、災害発生時港湾施設等に被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年１２月２７日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年１２月２７日

甲　　東　京　都　　知　事　　青　島　幸　男

乙　　社団法人　日本船主協会　　会　長　　新　谷　　功

「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）

第１条　この細目は、平成８年１２月２７日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請の手続）

第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

２　甲は、乙に対する前項の要請を口頭、電話及び電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

３　甲は、甲の要請に応じて協定第３条に規定する業務に従事する船舶の要請期間を変更する必要がある場合は、あらかじめ乙又は会員と協議するものとする。

（業務の実施）

第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び会員に通知するものとする。

２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとする。

（連絡体制）

第４条　甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては総務部長とする。

（費用負担の範囲）

第５条　協定第４条に規定する甲が負担する費用は、乙又は会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（雑　則）

第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　　港湾局長　　今　沢　時　雄

乙　　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
社団法人　日本船主協会　理事長　　増　田　信　雄

資料編

資料第33　日本内航海運組合総連合会との協定・実施細目（都港湾局）

（都港湾局、本文 P101）

①「災害時における船舶による輸送等に関する協定」

東京都を甲とし、日本内航海運組合総連合会を乙として、甲乙間において次のとおり協定する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、東京都地域防災計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　救援物資等の貨物輸送業務

⑵　その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（費用負担）

第４条　甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

（請　求）

第５条　乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（情報提供）

第６条　乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑　則）

第８条　この協定は、平成８年７月１日から適用する。

甲と乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年７月１日

甲　東　京　都　　知　事　　青　島　幸　男

乙　日本内航海運組合総連合会　会　長　　佐　藤　國　吉

「災害時における船舶による輸送等に関する協定実施細目」

（趣旨等）

第１条　この細目は、平成８年７月１日付災害時における船舶による輸送等に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき協定の実施に関する手続及びその他の必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（要請の手続）

第２条　協定第２条に規定する甲の要請は、港湾局長が行う。

２　甲は、乙に対する前項要請を口頭、電話又は電信で行った場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第３条　甲は、協定第３条に規定する業務を円滑に進めるため、現場責任者を置くものとし、乙及び乙の会員に通知するものとする。

２　現場における業務の指示は、前項の現場責任者が行うものとし、乙の会員はその指示に従うものとする。

（連絡体制）

第４条　甲と乙は、災害時に円滑な協力が図れるよう連絡体制を確立するものとする。

２　連絡責任者は、甲にあっては港湾局港営部港営課長とし、乙にあっては企画部長とする。

（費用負担の範囲）

第５条　協定第４条に規定する甲が負担する費用は、乙の会員が協定第３条に規定する業務に従事するため、業務開始以前に要した費用及び業務終了後の原状回復に要する費用を含むものとする。

（雑　則）

第６条　この実施細目は、平成９年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　東京都新宿区西新宿２丁目８番１号
東　京　都　港湾局長　今　沢　時　雄

乙　東京都千代田区平河町２丁目６番４号
日本内航海運組合総連合会　会　長　佐　藤　国　吉

資料編

資料第34　災害時における応急対策業務に関する協定（都港湾局）

（都港湾局、本文P101）

災害時における応急対策業務に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本埋立浚渫協会（以下「乙」という。）及び伊豆七島建設業協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、伊豆諸島及び小笠原諸島において甲が管理する空港、港湾及び漁港における諸施設についての被災時の応急対策業務並びに港湾区域及び漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物（以下「障害物」という。）の除去等の応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、これに必要な乙又は丙が有す建設機械、作業船、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保と動員の方法等を定め、もって災害の拡大防止と業務の円滑な運営を期することを目的とする。

（業務対象施設及び区域）

第２条　乙及び丙の業務対象施設及び区域は、伊豆諸島及び小笠原諸島で甲が管理する別表でそれぞれ対象と示す空港、港湾及び漁港において甲の管理する施設（以下「施設等」という。）及びその区域（水域を含む。）とする。

（建設資機材等の報告）

第３条 乙及び丙は、この協定の業務に従事できる乙又は丙に加盟している事業者（以下「従事候補者」という。）を別紙１により甲に報告するものとする。

２　乙又は丙は、甲から要請があった場合には、従事候補者の稼働可能な建設資機材等を把握し、直ちに甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第４条　甲は、施設等に災害が発生しその応急対策が必要と認めるとき又は災害時に障害物が発生しその除去を必要と認めるときは、乙及び丙に別紙２により従事候補者の中から業務に従事する事業者（以下「従事事業者」という。）の選定を依頼するものとする。

２　乙及び丙は、前項の依頼に基づき、従事候補者の中から従事事業者を選定し、別紙３により直ちに甲に報告するものとする。

３　甲は、前項により報告を受けた従事事業者と業務の履行に関する契約を締結するものとする。

４　業務の指示は甲が行うものとし、従事事業者はその指示に従い、業務を実施するものとする。

（業務の指示）

第５条　　業務の指示は、甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第６条　　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

２　会員は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに甲

に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　　会員は、業務完了後、業務に要した費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を精査確認し、速やかにその費用を会員に支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び会員の責に帰すことができない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙又は丙及び会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙又は丙及び会員が協議し、定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第９条　甲は、乙又は丙及び会員の業務従事者が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第１１条　この協定は平成２５年１０月１６日から適用することとし、平成２４年３月３０日付「災害時における応急対策業務に関する協定」はこの協定適用日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年１０月１６日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都　　猪　瀬　直　樹

乙　　東京都港区赤坂三丁目３番５号
社団法人　日本埋立浚渫協会
会　長　　村　重　芳　雄

丙　　東京都港区芝大門二丁目４番４号
伊豆七島建設業協同組合
理事長　　前　田　大　介

別　表

	港湾	漁　　港			空港	対象
	地方港湾	第１種	第２種	第４種	地方管理空港	
大　　島	元町、岡田、波浮	元町、岡田、野増、差木地、泉津			大島	乙及び丙
利　　島	利島					乙及び丙
新　　島	新島	若郷、羽伏			新島	乙及び丙
式 根 島	式根島	野伏、小浜				乙及び丙
神 津 島	神津島			三浦	神津島	乙及び丙
三 宅 島	三池、大久保	湯の浜、伊ヶ谷、大久保	坪田	阿古	三宅島	乙及び丙
御 蔵 島	御蔵島					乙及び丙
八 丈 島	神湊、八重根（洞輪沢）	洞輪沢、中之郷		神湊 八重根	八丈島	乙及び丙
青 ヶ 島	青ヶ島、大千代					乙及び丙
父　　島	二見			二見		乙
母　　島	沖			母島		乙
計	都営 16 港	都営 14 港	都営 1 港	都営 6 港	都営 5 空港	

資料第35　ヘリコプターの機種及び性能基準

（警視庁、本文 P111）

１　機　種

（１）　はやぶさ１・３号　　ベル式２０６Ｌ型

（２）　はやぶさ２号　　ユーロコプター式ＥＣ１３５型

（３）　はやぶさ４号　　アグスタ式Ａ１０９Ｅ型

（４）　おおとり１・５号　　ユーロコプター式ＥＣ１５５Ｂ１型

（５）　おおとり２・３・６号　　アグスタウエストランド式ＡＷ１３９型

　　おおとり４号　　アグスタベル式ＡＢ１３９型

（６）　おおとり７・８号　　ベル式４１２型

（７）　おおぞら１号　　アグスタ式ＥＨ１０１―５１０型

（８）　おおぞら２号　　シコルスキー式Ｓ－９２型

２　機種別の性能

	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	１号	２号	３号	４号	１号	２号	３号	４号	５号	６号	７号	８号	１号	２号
巡航速度	218 km/h	257 Km/h	218 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h	290 km/h	290 km/h	271 km/h	290 km/h	226 km/h	226 km/h	278 km/h	272 km/h
航続時間	2：50	3:30	2:50	3:03	4:30	5:10	5:10	5：10	4：30	5:10	3：30	3:30	6：30	4：00
有効搭載量	736 ｋｇ	1012 ｋｇ	770 ｋｇ	904 ｋｇ	1642 ｋｇ	2132 ｋｇ	2132 ｋｇ	2132 ｋｇ	1642 ｋｇ	2132 ｋｇ	1801 ｋｇ	1815 ｋｇ	4715 ｋｇ	4218 ｋｇ
座席数	7 席	8 席	7 席	8 席	１４ 席	１４ 席	１４ 席	１７ 席	１４ 席	１４ 席	１３ 席	１３ 席	３３ 席	２２ 席
離着陸面積	４５ｍ×４５ｍ													
使用燃料	航空用ジェットＡ－１													
耐風性	14.4 m/s	15.0 m/s	14.4 m/s	16.6 m/s	19.4 m/s								22.2 m/s	19.4 m/s
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	450m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○	○	○	―	○	―	○	○	○	○	○ ※1	○ ※1	―	―
救助用吊上装置	136 kg	230 kg	136 Kg	275 kg	272kg								272kg	
吊下装置（カーゴフック）	907 kg	1300 kg	907 kg	1000 kg	1600 kg	―	2200 kg	―	―	―	―	―	4500 kg	3600 kg
担架装置（リッターキット）	２人	１人	２人	1人	―	―	１人	―	―	―	―	―	８人	３人
投光機（サーチライト）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
拡声器（スピーカー）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―	―	○	○
地震判読システム搭載用装置	―	―	―	―	―	○	―	―	○	○	―	―	―	―
備　考	１　飛行速度、航続時間、搭載量、停止飛行ともに機種別の全重量を基本に算出してあるが、重量が軽くなれば効率がよくなる。 ２　性能はいずれも標準大気１５℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 ３　※１　機内用赤外線カメラ													

資料編

資料第36　東京都関係部署所属船艇一覧表

（第三管区海上保安部、本文 P112）

1　船　艇

所　　属	船　種	船　　名	総トン数	全　長（m）	喫　水（m）
東京海上保安部 （所在地） 東京都江東区青海 2-56 ☎　03-5564-2021 緊急通報用 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	3.3
		ゆりかぜ	23	20	2.3
		はやかぜ			
		ゆめかぜ			
		いそぎく	26	20	2.3
		やまぶき			
横浜海上保安部 （所在地） 横浜市中区新港 1-2-1 ☎　045-201-1673 緊急通報用 045-641-4999	ヘリ搭載型巡視船	あきつしま	6,500	150	10.0
	巡視船	いず	3,500	110	7.5
		ぶこう	1500	96	5.2
		もとぶ			
	消防船	ひりゆう	280	35	5.5
	巡視艇	はまなみ	110	35	3.4
		はまぐも			
		いそづき	64	27	2.8
		きりかぜ	23	20	2.3
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	2.3
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	2.3
		たまかぜ	26	20	2.3
下田海上保安部 （所在地）静岡県下田市 3-18-23 ☎　0558-22-0650 緊急通報用 0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	5.0
		かの	335	56	4.4
	巡視艇	いずなみ	100	32	3.3

２－（１） 航空機

所　　属	機　　種	機番号	型　　式 （略　称）
羽　田　航　空　基　地 （所在地） 東京都大田区 羽田空港１－12－１ ☎ 03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 Ｇ－Ｖ型 （ガルフＶ）
		LAJ501	
	中　型　飛　行　機	MA 722	ボンバルディア式 ＤＨＣ－８－３１５型 （ボンバル３００）
		MA 725	
	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式ＥＣ２２５ＬＰ型 （スーパーピューマ２２５）
		MH 686	アエロスパシアル式ＡＳ３３２Ｌ１型 （スーパーピューマ３３２）
巡視船「あきつしま」搭載機		MH 689	ユーロコプター式 ＥＣ２２５ＬＰ型 （スーパーピューマ２２５）
		MH 690	

２－（２） 航空機性能

区　分		巡行速度 (kt)	搭載能力			使　用 燃　料
			人	物　資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (Cm)	
固定翼	ガルフＶ	510	22	1,136	78×90×95	ジェットＡ－１
	ボンバル ３００	180	26	2,300	160×100×80	ジェットＡ－１
回転翼	スーパーピューマ ２２５	150	21	1355	129×119×168	ジェットＡ－１
	スーパーピューマ ３３２	135	19	482	135×135×160	ジェットＡ－１

＊　１　搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
＊　２　物資最大容積は、航空機に搬入可能な１個あたりの最大容積をいう。
＊　３　気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
＊　４　搭載能力の人は、乗組員を含めた人数

資料第37　避難の勧告及び指示者一覧表

（都総務局、本文 P117）

実施責任者	災害の種別	根拠法
区市町村長又は知事　（勧告・指示）	災害全般	災害対策基本法　60条
警察官　（指示）	同上	災害対策基本法　61条
		警職法　4条
海上保安官　（指示）	同上	災害対策基本法　61条
水防管理者　（指示）	洪水高潮	水防法　22条
知事又はその命を受けた職員　（指示）	洪水高潮	水防法　22条
〃　（指示）	地すべり	地すべり等防止法　25条
自衛官　（指示）	災害全般	自衛隊法　94条

資料第38　警視庁の車両及び資器材

（警視庁、本文 P128）

1　車両

機動救助車(人員)	10
機動救助車(資材)	12
災害用資材車	112
多目的災害用車	10
災害用広報車	10
水難救助車	3
山岳救助車	3
クレーン付資材車	20
災害用ショベル車	20
災害用フォークリフト車	12
災害用投光車	2
給水車	4
衛星通信車	1

2　舟艇一覧表

船種	隻数
警備艇	22

3　ヘリコプター

所属	機数
航空隊	14

4　災害用資材

救命ボート	306
船外機	149
救命索発射器	68
可搬式膨張堰	10 セット
チェンソー	289
エンジンカッター	386
携帯型簡易救助セット	1,576 セット

資料第39　ヘリコプター性能諸元

（東京消防庁、本文 P128）

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

項目 ＼ 機体名		こうのとり はくちょう	ゆりかも め	ひばり	かもめ つばめ おおたか	ちどり
機体	型式	ｴｱﾊﾞｽ ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ式 EC225LP 型	ｴｱﾊﾞｽ ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ 式 EC225LP 型	ｱｴﾛｽﾊﾟｼｱﾙ式 AS332L1 型 ｽｰﾊﾟｰﾋﾟｭｰﾏ	ｴｱﾊﾞｽ ・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰｽﾞ 式 AS365N3 型	ﾚｵﾅﾙﾄﾞ式 AW139 型
性能	巡航速度	262km/h	262km/h	252km/h	269km/h	259km/h
	航続時間	4 時間 37 分	4 時間 33 分	5 時間 54 分	4 時間 06 分	5 時間 13 分
	航続距離	946km	937km	1,105km	792km	1,061km
	搭載能力	こうのとり 2,812kg はくちょう 2,849kg	2,951kg	1,496kg	かもめ 595kg つばめ 527kg おおたか 669kg	1,020kg
	座席数 （乗務員を含む）	22 座席	23 座席	23 座席	14 座席 （おおたかは 13 席）	16 座席
	最小離着陸面積	24m×20m	24m×20m	23m×19m	17m×15m	20m×17m
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
	耐風制限	25.7m/s	25.7m/s	33.4m/s	28.3m/s	25.0m/s
	最小視程	1,500m				
	最低雲高	300m				
夜間飛行照明 （ｻｰﾁﾗｲﾄ/ﾗﾝﾃﾞｨﾝｸﾞﾗｲﾄ）		1,600W /600W×2			1,600W /450W×2	1,600W /450W×2
消火装置	胴体下部取付式	2,500L		2,000L	900L	1,800L
	バケット式	1,500L		1,500L	500L	

備　考

1　巡航速度、航続時間ともに機種別の全備重量を基準として算出してあるが、全備重量を軽くすれば、いずれも効率は良くなる。

2　性能は、高度０ｍ、地上温度１５℃の標準大気状態としており、気温が上昇すれば性能は低下する。

3　航続距離等は、予備燃料を３０分（ＥＣ２２５型：４００Ｌ、ＡＳ３３２型：３００Ｌ、ＡＳ３６５型：１５０Ｌ、ＡＷ１３９型：２５０Ｌ）として算出した。

4　搭載能力は、乗組員４名（１名あたり７０ｋｇ）、燃料１，５００Ｌ（大型機）、６００Ｌ（ちどりを除く中型機）、８００Ｌ（ちどり）で算出した。

5　はくちょうはヘリ消火装置（放水ブーム式）、かもめ、つばめはヘリ消火装置（消火弾射出式）搭載可能

資料第40　島しょ医療機関一覧

（都福祉保健局、本文 P129）

（平成29年４月１日現在）

町村名	面積 km	人口 29.1.1	一般医療機関								歯科医療機関		
			医療機関名	開設	特記	電話番号		医師数	診療科目	病床	歯科診療所名	開設	電話
大島町	91.06	8,015	大島医療センター	町立		04992-2-2345	大島町元町3-2-97	7	内・外・整・産・小・皮・精・眼・耳	19	大島ファミリー歯科	個人	04992-2-9358
			南部診療所	法人	出張	04992-4-0388	差木地字クダッチ内		内・外		岡山歯科医院	個人	04992-2-4747
										0	南部歯科	個人	04992-4-0770
											まきデンタルクリニック	個人	04992-2-4182
											増木歯科医院	個人	04992-2-0648
利島村	4.12	173	利島村診療所	国保		04992-9-0016	利島村105	1	内・外	0			
新島村	27.77	1,361	本村診療所	国保		04992-5-0083	新島本村4-10-3	3	内・外・小	8	本村診療所（歯科）	国保	04992-5-0083
			若郷診療所	国保	出張	04992-5-0185	新島村若郷1-5		内・外・小	0			
			式根島診療所	国保		04992-7-0019	式根島311-1	1	内・外・産	2	式根島診療所（歯科）	国保	04992-7-0019
神津島村	18.87	896	神津島村診療所	国保		04992-8-1121	神津島村1009-1	2	内・外・小	6	神津島村診療所（歯科）	国保	04994-2-0016
											清水歯科医院	個人	04992-8-1084
三宅村	55.50	1,681	中央診療所	国保		04994-2-0016	三宅村神着937	3	内・小・外・産・呼・消・循・耳・皮・精・眼	12	三宅島歯科診療所	国保	04994-2-0601
御蔵島村	20.58	168	御蔵島診療所	国保		04994-8-2206	御蔵島村	1	内・小・整	2			
八丈町	72.62	4,387	町立八丈病院	国保		04996-2-1188	八丈町三根2	6	内・小・外・産・消・循・精・神・整・耳・皮・眼・泌・リハ	54	坂上歯科診療所	個人	04996-7-0271
			岩渕クリニック	個人		04996-2-7117	八丈町三根306-11	1	内	0	八丈町歯科診療所	個人	04996-2-3717
											八丈島協立歯科診療所	法人	04996-2-3560
											浅沼歯科医院	個人	04996-2-3760
											伊澤歯科医院	法人	04996-2-1372
											大賀郷歯科クリニック	個人	04996-2-1354
青ヶ島村	5.98	108	青ヶ島村診療所	国保		04996-9-0123	青ヶ島村	1	内・産・外・歯	2			
小笠原村	104.41	1,490	小笠原村診療所	村立		04998-2-3800	小笠原村父島清瀬	3	内・産・外・小・精・眼・耳・整・皮	9	小笠原村診療所（歯科）	村立	04998-2-3800
											南歯科医院	個人	04998-2-3331
			母島診療所	村立		04998-3-2115	小笠原村母島元地	1	内・産・外・小・精・眼・耳・整・皮	4	母島診療所（歯科）	村立	04998-3-2115
合　計	400.91	18,279						30		118	合　計		

（注）人口は、平成29年1月1日現在の「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」による。

国保・・・国民健康保険直営診療所及び病院

（歯科）は、各診療所の診療科目としての歯科

村立・・・自治体立医療機関

＊国保診療所のうち歯科を併設している場合は、歯科医療機関の合計数から除く。

資料第41　都医師会等との協定

（都福祉保健局、本文 P131）

①　都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都医師会（以下「乙」という。）は、昭和５１年８月１７日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）、災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２ 甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

３ 乙は、前項の定めによる区市町村の医療救護活動が円滑に行われるよう、地区医師会と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第２条 乙は、災害対策基本法第６条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（医療救護班の派遣）

第３条 甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

（１）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における医療救護活動

（２）災害対策基本法第８条第２項１２号による相互応援協定若しくは同法第７４条第１項に基づく要請又は災害救助法第１４条に基づく指示があった場合等の東京都外における医療救護活動

２ 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

３ 第１項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（１）医師（必須）　１名

（２）看護師　１名

（３）その他事務補助　１名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

４ 医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（医療救護班の活動場所）

第４条 医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務等）

第５条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対するトリアージ

（２）傷病者に対する応急処置及び医療

（３）傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（４）死亡の確認及び遺体の検案への協力

（５）助産救護

（６）その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

２ 医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

３ 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

（指揮命令）

第６条 医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

（１）東京都内における医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。
（２）東京都外における医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。
２ 医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。
３ 甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前２項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

（医療救護班の移動等）

第７条 医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。
（１）東京都内における医療救護活動の場合、医療救護班自らが確保する。
（２）東京都外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。
ただし、緊急の場合又はこれにより難い場合は、甲乙協議の上、決定する。

（医薬品等の確保）

第８条 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。
（１）東京都内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。
なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
（２）東京都外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

（医療費）

第９条 次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。
２ 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。
（１）医療救護班の編成、派遣に要する経費
（２）医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償
（３）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
（４）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償
ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、（２）の近接地（職員の旅費に関する条例第２条第３項に規定する近接地を指す。）における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。
２ 医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。
なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

（協議会への参画）

第12条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に１年延長され、以降この例による。
なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。
甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年４月１日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
東京都知事 小 池 百 合 子

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地
公益社団法人東京都医師会
会 長 尾 﨑 治 夫

② 都歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と社団法人東京都歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書(平成8年2月1目)の全部を次のように改正する。

(総則)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第２条　甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師
(2) 歯科衛生士又は歯科技工士等
(3) その他の補助事務

} 若干名

(歯科医療救護班の活動場所)

第４条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
(4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第８条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
　ア　歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
　イ　歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償
　ウ　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合
(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(１)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細目）

第13条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１１年６月２８日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　　石　原　　慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目１番２０号
乙　社団法人東京都歯科医師会
代表者　会　　長　　西　村　　誠

③　都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）及び東京都地域防災計画（以下「都防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２ 甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

３ 乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条 甲は、法第５条の２、第８条第２項第１２号、第７４条第１項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第４条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（１） 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（２） 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（業務の指示）

第６条 薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

（薬剤師班の輸送）

第７条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給・輸送）

第８条 薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

２ 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

３ 医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

（調剤費）

第９条 救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（２）合同訓練時における医療救護活動の前（１）に係る経費

２ 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会への参画）

第 12 条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

（細目）

第 13 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 14 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（附則）

１ この協定は、平成２０年７月１７日から施行する。

２ 平成８年２月１日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保管する。

平成２０年７月１７日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲 東 京 都

代表者　東 京 都 知 事　石 原 慎 太 郎

東京都千代田区神田錦町一丁目２１番地

乙 社団法人 東京都薬剤師会

代表者　会 長　桑 原 辰 嘉

③　都看護協会「災害時の救護活動等についての協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都看護協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　乙は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。

３　甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、乙は、甲が社団法人東京都医師会に対し要請する医療救護班の編成に協力するほか、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア　傷病者等に対する応急救護（保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）に規定された業務の範囲）の実施

イ　傷病者等に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

ウ　甲が行う医療救護活動に係る会議への参加及び活動報告

２　乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）

第３条　甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア　協力に必要な看護師の派遣に要する経費

イ　衛生材料等の経費

（損害賠償）

第４条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年東京都条例第３８号）の例による。

（防災訓練への参加）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）

第６条　乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会に協力し、情報の共有を図りながら行うものとする。

（協　議）

第７条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は協定締結日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲乙何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成２４年１０月３０日

甲　東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎太郎

乙　公益社団法人東京都看護協会
代表者　会　長　嶋　森　好　子

資料編

資料第42　災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。
（要請事項の措置等）
第３条　乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。
（血液製剤の範囲）
第４条　甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。
　医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤
（搬送体制）
第５条　血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。
（費用弁償）
第６条　第２条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１５年７月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
　代表者　東京都知事　石原　慎太郎

東京都新宿区大久保一丁目２番１５号
乙　日本赤十字社東京都支部
　副支部長　田中　順一郎

東京都渋谷区広尾四丁目１番３１号
丙　財団法人　献血供給事業団
　理事長　青木　繁之

資料第43　災害時における応急救護活動についての協定書

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　乙は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。

３　甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア　傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定された業務の範囲）の実施

イ　傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

２　乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）

第３条　甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア　協力に必要な柔道整復師の派遣に要する経費

イ　衛生材料等の経費

（損害賠償）

第４条　甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和３８年東京都条例第３８号）の例による。

（防災訓練への参加）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）

第６条　乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、公益社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（協　議）

第７条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は協定締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成２６年３月２７日

甲　　東　京　都
　　代表者　東京都知事　　舛　添　要　一

乙　　公益社団法人東京都柔道接骨師会
　　代表者　東京都柔道接骨師会長　　工　藤　鉄　男

資料編

資料第44　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を「甲」とし、一般社団法人東京医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医薬品等の引取り）

第６条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑　則）

第11条 この協定の施行に伴い、平成１４年１０月１日付け「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

乙　東京都中央区日本橋本町二丁目１番５号
一般社団法人東京医薬品卸業協会
代表者　理　事　長　内匠屋　理

資料第45　災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文P131）

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（歯科用医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（歯科用医薬品等の引取り）

第６条　歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑　則）

第11条　この協定の施行に伴い、平成１０年６月４日付け「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　東京都文京区本郷一丁目２５番２５号
大東京歯科用品商協同組合
代表者　理 事 長　　井　上　恒　雄

資料編

資料第46　災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を「甲」とし、一般社団法人日本産業・医療ガス協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 酸素ガス及び液体酸素

(2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等

(3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第６条　医療ガス等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第７条　医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

（搬送体制の確保）

第８条　医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第９条　甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第 10 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑　則）

第 12 条　この協定の施行に伴い、平成１８年２月１３日付け「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成 19 年 10 月 1 日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　東京都港区芝五丁目３０番９号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
代表者　代表理事　　田　口　　博

資料第47　災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を「甲」とし、商工組合日本医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医療機器等

(2) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条　第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療機器等の引取り）

第６条　医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条　医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条　甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

（細　目）

第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑　則）

第11条　この協定の施行に伴い、平成１０年６月４日付け「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　石　原　慎　太　郎

乙　東京都文京区本郷三丁目３９番１５号
商工組合日本医療機器協会
代表者　理 事 長　　松　原　一　雄

資料編

資料第48　災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を「甲」とし、一般社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第２条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（衛生材料の範囲）

第４条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる衛生材料

(2) 避難所等で使用される衛生材料

(3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第５条 第２条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（衛生材料の引取り）

第６条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第７条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第８条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第９条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第11条 この協定の施行に伴い、平成１０年６月４日付け「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成18年2月13日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東　京　都
代表者　東京都知事　　石　原　慎　太　郎

乙　東京都港区浜松町1-2-3　泉浜松町ビル1階
一般社団法人 日本衛生材料工業連合会
代表者　会　　長　　高　原　慶一朗

資料第49　災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

（都福祉保健局、本文 P131）

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第１条　この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第２条　甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第３条　乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第４条　甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

２　乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

３　甲は、前２項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第５条　乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

⑴ 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

⑵ その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第６条　乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第７条　甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴ 航空機運航に係る経費

⑵ その他本業務遂行に必要な経費

２　前項第１号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

３　前項の本業務に要した時間については、１時間以下の場合は１時間とし、１時間を超えた場合は 30 分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第８条　本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第９条　甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和 38 年東京都条例第 38 号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期１か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き２年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

２　甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第 11 条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第 12 条　この協定は、平成 13 年３月１日から施行する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 13 年３月１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石 原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目 37 番４号
乙　財団法人日本救急医療財団
理　事　長　　大 塚　敏 文

資料第50　都における医薬品及び医療資器材の備蓄状況

（都福祉保健局、本文 P131）

（平成29年10月1日現在）

品　　名	数量	備　蓄　場　所	対応人員
災害用救急医療資器材 （７点 ｾｯﾄ）	105 ｾｯﾄ	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 15 ｾｯﾄ 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10 ｾｯﾄ 東京都災害拠点病院 80 ｾｯﾄ	約 52,500 人分
現場携行用 医療資器材	81 ｾｯﾄ	東京都災害拠点病院 80 ｾｯﾄ 災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 1 ｾｯﾄ	243 人分
セルフケア セット （救急箱）	254 ｾｯﾄ	都立学校 249 ｾｯﾄ 都営大江戸線災害備蓄倉庫 ５ｾｯﾄ	約 127,000 人分
単品補充用 医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	約 74,000 人分
合　　計			約 254,000 人分

資料編

資料第51　東京都災害拠点病院施設状況一覧

（都福祉保健局、本文 P132）

平成30年5月21日現在

二次保健医療圏		施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ
区中央部		日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03－3293－1711	320	○	
		三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03－3862－9111	482		
		聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03－3541－5151	520	○	
		東京都済生会中央病院	港区三田1－4－17	03－3451－8211	535	○	
		東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03－3433－1111	1,075		
		北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03－3444－6161	329		
	☆	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03－3822－2131	897	○	○
		東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03－3823－2101	815		
		順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03－3813－3111	1,026		○
		東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03－3813－6111	753	○	○
		東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03－3815－5411	1,211	○	○
		永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03－3833－8381	400		○
区南部		昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03－3784－8000	815	○	
		NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03－3448－6111	627		
	☆	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03－3762－4151	948	○	
		大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03－3775－3111	344		
		東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03－5734－8000	506		○
		東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03－3742－7301	400		○
		池上総合病院	大田区池上6-1-19	03－3752－3151	384		
区西南部		国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03－3411－0111	760	○	
		至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03－3300－0366	305		
		公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03－3429－1171	403		
		東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03－3303－7211	898		○
	★	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03－3444－1181	469	○	○
		日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03－3400－1311	708	○	○
区西部	☆	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03－3342－6111	1,015	○	
		慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03－3353－1211	1,029		
		東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03－3353－8111	1,379	○	
		東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03－5273－7711	304		
		国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03－3202－7181	781	○	○
		東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03－3364－0251	418		
		東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03－3269－8111	520		
		新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03－3382－1231	296		
		東京警察病院	中野区中野4-22-1	03－5343－5611	415		○
		荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03－3399－1101	252		
		立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03－3383－1281	340		
区西北部		東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03－3941－3211	508		
		東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03－5963－3311	343		
		日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03－3972－8111	1,025	○	
	☆	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03－3964－1211	1,078	○	○
		東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03－3964－1141	550		
		東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33－1	03－5375－1234	470		○
		練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03－3979－3611	342		
		順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03－5923－3111	400		
区東北部	☆	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03－3810－1111	450	○	
		西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	03－5647－1700	207		
		苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	03－3850－5721	221		
		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5－11－1	03－3899－1311	306		
		東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	03－3603－2111	365		
		東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03－5682－5111	314		
		平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	03－3692－2121	203		
区東部	☆	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03－3633－6151	765	○	○
		東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	03－5655－1120	200		
		江東病院	江東区大島6-8-5	03－3685－2166	286		
		順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03－5632－3111	404		
		がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	03－3520－0111	686		○
		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	03－6204－6000	309		
		東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03－5605－8811	400		
		江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	03－3673－1221	418		
		森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	03－5679－1211	275		
西多摩	☆	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428－22－3191	562	○	○
		公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	042－558－0321	305		
		公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042－551－1111	316		
南多摩	☆	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	042－665－5611	610	○	○
		東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	042－639－1111	500		○
		日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	042－371－2111	401	○	
		東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	042－338－5111	287		
		稲城市立病院	稲城市大丸1171	042－377－0931	290		
		町田市民病院	町田市旭町2-15-41	042－722－2230	447		
		南町田病院	町田市鶴間4-4-1	042－799－6161	222		
		日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	042－581－2677	300		
北多摩西部	★	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	042－526－5511	455	○	○
		立川病院	立川市錦町4-2-22	042－523－3131	450		
		東大和病院	東大和市南街1-13-12	042－562－1411	284		
北多摩南部		武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422－32－3111	611	○	○
	☆	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	多摩 042－323－5111	789	○	○
				小児 042－300－5111	561		
		杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422－47－5511	1,153	○	○
		東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03－3480－1151	581		
北多摩北部	☆	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	042－461－0052	518	○	
		佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	042－461－1535	183		
		東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	042－396－3811	344		
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	042－491－2111	560		
合計		82施設			43,933	26	23

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。
ヘリとは、ヘリコプターの臨時離発着場をいう。

資料第52　東京都災害拠点病院設置運営要綱

（都福祉保健局、本文 P132）

第１　目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者等の適切な医療を確保することを目的とする。

第２　設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

(1)　東京都

(2)　東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第３　指定

知事は、別に定める東京都災害拠点病院指定要領(平成25年5月31日付24福保医救第1468号)に基づき、災害拠点病院の指定を行う。ただし、指定を行った後において、当該病院が第５に定める基準を満たさなくなった場合、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定を取り消すことができるものとする。

第４　運営方針

災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。

２　災害拠点病院は、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。

３　災害拠点病院は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。

４　災害拠点病院の収容対象者は、原則として、区市町村が設置する医療救護所及び緊急医療救護所（以下、「医療救護所等」という。）で対応できない重症者とする。

５　災害拠点病院は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を東京都及び施設が所在する二次保健医療圏の医療対策拠点に連絡するものとする。

６　災害拠点病院は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所等に派遣するものとする。

第５　災害拠点病院の基準

災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。

また、国の「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（平成29年3月31日付医政発0331第33号）別紙の災害拠点病院指定要件を基本とし、原則として次の運営体制、施設及び設備を有するものとする。

(1) 指定基準

以下の基準を指定日までに満たしていること。

ア 災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。

(ｱ)　24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。

(ｲ)　災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。
なお、「広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。

(ｳ)　災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）を保有し、その派遣体制を有すること。
また、他医療機関のＤＭＡＴや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておくこと。

(ｴ)　原則として、２００床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。

(ｵ)　被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の整備を行っていること。

(ｶ)　整備された業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

(ｷ)　地域の災害拠点連携病院、災害医療支援病院及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

(ｸ)　ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

イ 施設及び設備

(ｱ)　施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

(a)　病棟（病室、ＩＣＵ等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時の患者の多数発生時（入院患者については通常時の２倍、外来患者については通常時の５倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること。

(b)　診療機能を有する施設は耐震耐火構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。

(c)　通常時の６割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、３日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(d)　適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備や優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

なお、井戸設備の整備に当たっては、区市町村との調整及び届出を行った上で実施すること。

(e)　病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、必要に応じて都の協力を得て、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輌を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

(ｲ)　設備

(a)　災害拠点病院の管理者（以下「施設管理者」という。）は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。

(b)　衛星電話を保有し、衛星回線インターネットを利用できる環境を整備すること。

また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。

(c)　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。

(d)　多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。

(e)　食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、３日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。

(f)　ＤＭＡＴや医療チームの派遣に必要な緊急車輌を原則として有すること。その車輌には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(2)　整備基準

指定日において、以下の事項を満たしていない場合には、速やかに整備すること。

ア　患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。

イ　被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を有すること。

ウ　トリアージ・タッグを有すること。

エ　災害対応マニュアルを有すること。

第６　災害拠点病院の組織

災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。

２　基幹災害拠点病院は、地域災害拠点中核病院の役割のほか、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。

３　地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎の代表病院として、所在する東京都二次保健医療圏内の情報連絡機能等を有するほか、福祉保健局長の求めに応じ、東京都地域災害医療コーディネーターを当該病院の職員の中から選出するものとする。

４　第２項及び第３項に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第７　施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1)　内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2)　手続き等

ア　施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱（平成10年８月21日付10衛医救第211号）、東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等施設整備費補助金交付要綱（平成5年3月15日付4衛医対

第1125号）による。
イ　設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱（昭和 61年１月17日付60衛医対第 815号）、東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領（平成10年７月１日付10衛医救第236号）、ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱（平成19年2月7日付18福保医救第691号）による。

第８　備蓄品の管理及び報告
施設管理者は、東京都の補助（都立病院にあっては、寄託）を受けて整備した資器材(以下「備蓄資器材」という。）の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第１号様式による管理台帳を備えるものとする。
２　備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。
３　施設管理者は、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業（昭和61年1月17日付60衛医対第815号）の実施に併せ、備蓄資器材の保管状況を別紙第１号様式により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第９　防災訓練等の実施
施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年１回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第２号様式により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。
２　施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第３号様式に記入するものとする。
３　施設管理者は実施した訓練の検証を行い、適宜、災害対応マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを行うこと。

第10　災害拠点病院運営協力金の交付
病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。
(1)　交付対象
災害拠点病院（国立病院を除く。）の開設者に対し、各施設ごとに交付する。
(2)　交付金額
災害拠点病院運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

第11　その他
この要綱に定めるものの他、必要な事項については福祉保健局医療政策部長が別に定める。
なお、既に指定している災害拠点病院であって、第５（１）ア（オ）又は（カ）の要件を満たしていないものについては平成３１年３月までに整備し、又は実施することを前提に、また、第５（１）ア（エ）、イ（ア）（ａ）・（ｂ）・（ｅ）の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

附　則
この要綱は、昭和６１年１月１７日から施行する。
この要綱は、平成２年３月２０日から施行する。
この要綱は、平成２年８月１日から施行する。
この要綱は、平成２年１２月２０日から施行する。
この要綱は、平成８年４月１日から施行する。
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成１６年８月１日から施行する。
この要綱は、決定の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
この要綱は、平成２４年１０月１０日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年６月１４日から施行する。

資料第53　東京都災害拠点病院標準整備品目

（都福祉保健局、本文 P132）

平成 29 年 12 月現在

品　　名		数　　量
1	救急医療資材セット （新７点セット・医薬品、診療材料等）	１セット
2	現場携行用医療資器材	１セット
3	救急医療資材セット （新７点セット・備品）	１セット
4	トリアージ・タッグ	５００枚
5	煮沸消毒用機器	５式
6	空気枕	１００個
7	毛布	１００枚
8	ベット兼担架	１０台
9	ガートル台	３０台
10	浄水セット	１セット
11	組立式簡易トイレ	５台
12	大型投光器	２台
13	非常用キャンドル	１００本
14	組立水槽	２式
15	ポータブル発電機及び付属品	５式
16	野外炊飯設備	１式
17	非常食	６００食

資料第54　災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書

（都福祉保健局、本文 P133）

東京都（以下「甲」という。）と日本赤十字社東京都支部（以下「乙」という。）との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第１条　甲は乙に対し、災害救助法（以下「法」という。）第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

(1) 医　　療
(2) 助　　産
(3) 死体の処理（一時保存を除く）

第２条　乙が行う医療、助産及び死体の処理（以下「委託業務」という。）は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第３条　委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

(1) 医　　療
　イ　診　　察
　ロ　薬剤又は治療材料の支給
　ハ　処置、手術その他の治療
　ニ　看　　護
(2) 助　　産
　イ　分娩の介助
　ロ　分娩前後の処置
　ハ　脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
　ニ　看　護
(3) 死体の処理（一時保存を除く）
　イ　死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
　ロ　検案

２　医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩したものであって、分娩の日から７日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第４条　委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第５条　委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

２　前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第６条　第３条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。
　ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第７条　甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第８条　乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第９条　本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条　前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条　本契約の有効期間は、契約の日から、満１箇年とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう１箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を所持する。

平成４年４月１日

甲　東　京　都
　　代　表　者　　東京都知事　　鈴　木　俊　一

乙　日本赤十字社東京都支部
　　代　表　者　　東京都支部長　　鈴　木　俊　一
　　上記代理人　　副支部長　　金　平　輝　子

資料編

資料第55　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

（都総務局、本文 P137）

東京都（以下「甲」という。）と日本ＴＣＧＦ（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の会員企業のうち本協定に基づく物資の調達支援協力への参加を申し出た企業（以下「参加企業」という。参加企業は別紙１のとおり。）が保有する又は調達可能な物資の供給を要請できる。

（供給協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、参加企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応する。この場合において、乙は、参加企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約により関係者に協力を強制できないなど参加企業の協力が困難な場合があることを踏まえつつ、最大限の対応に努めるものとする。

２　甲は、乙及び参加企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給協力を要請できる物資は、次に掲げるもののうち、参加企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

一　別表に掲げる物資

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第５条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙の代表窓口（参加企業のうち乙を代表して次項及び第４項に規定する情報連絡その他の甲及び参加企業との連絡調整に関する業務を担当するものをいう。以下、「代表窓口」という。）に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で代表窓口に要請を行い、事後に書面を提出することができる。

２　代表窓口は、前項の要請を受けたときは、参加企業に対し、甲の要請の内容を速やかに伝達し、当該要請に対する参加企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

３　甲は、参加企業の回答を代表窓口から受領した後、発注内容（発注先参加企業、発注物資、発注物資の数量、配達場所等）を決定して、代表窓口及び発注先参加企業に対し発注書を発行する。

４　代表窓口は、甲から前項の発注書を受領したときは、その内容を発注先参加企業以外の参加企業に対し、速やかに伝達するものとする。

５　代表窓口は、甲の要請に対し、自ら物資を供給する義務及び参加企業に物資を供給させる義務を負わないが、参加企業との情報連絡などについて真摯に対応するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の引渡しを確認の上、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第７条　参加企業が甲に供給した物資の代金及び物資の配達に要した費用は、甲が負担する。

（物資の価格）

第８条　物資の価格及び配達に要する費用は、災害が発生する直前の発注先参加企業における適正な価格とする。

（請求及び支払）

第９条　発注先参加企業は、甲に対して、供給した物資の対価等の請求を個別に直接行うものとする。

２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、発注先参加企業に支払うものとする。

（代表窓口の指定等の手続）

第１０条　乙は、本協定に基づく要請等に関する代表窓口を指定して、別紙第１号様式により甲に通知する。なお、代表窓口に変更があった場合には、変更前の代表窓口から直ちに甲に通知する。

２　本協定に定める甲から乙への連絡、要請等の通知は、原則として前項の代表窓口に行うものとする。ただし、甲から参加企業に対し、併せて通知等をすることを妨げるものではない。

３　甲は、代表窓口が事故その他の理由により連絡できない場合には、直接参加企業に要請等の連絡をすることができる。

（甲の連絡責任者）

第１１条　甲は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して乙に通知する。なお、甲は、連絡責任者に変更があった場合には直ちに乙に通知する。

（終了事由）

第１２条　本協定は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日に終了する。

一　甲又は乙が、書面をもって、終了予定日の１か月前までに相手方に通知した場合　終了予定日

二　乙が解散したとき　乙が解散した日

２　乙が解散する場合は、あらかじめ甲に対し、解散する旨を通知しなければならない。

（改正）

第１３条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第１４条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２５年３月１１日

甲　東京都

東京都知事　猪 瀬 直 樹

乙　日本 TCGF

代表幹事　　岡 田 元 也

別紙１（第２条関係）

参加企業一覧

企　業　名
アサヒグループホールディングス株式会社
味の素株式会社
イオン株式会社
イズミヤ株式会社
株式会社伊藤園
伊藤忠食品株式会社
花王株式会社
加藤産業株式会社
キユーピー株式会社
キリンホールディングス株式会社（キリン株式会社）
国分株式会社
サッポロホールディングス株式会社
サントリー食品インターナショナル株式会社
株式会社資生堂
合同会社西友
日清食品ホールディングス株式会社
株式会社日本アクセス
日本コカ・コーラ株式会社
株式会社Ｐaltac
ひかり味噌株式会社
株式会社明治
三菱食品株式会社
森永製菓株式会社
森永乳業株式会社
雪印メグミルク株式会社
ライオン株式会社
株式会社ライフコーポレーション
株式会社ローソン

別表（第４条関係）

■　災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～３日間程度）	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー 防水シート

資料編

「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」（別紙第１号様式）代表窓口の指定

年　　月　　日

東京都知事　殿

日本ＴＣＧＦ代表幹事

東京都との「災害時における物資の調達支援協力
に関する協定」における代表窓口の指定について

標題の件について、日本ＴＣＧＦは、東京都との「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」第 10 条の規定に基づき、代表窓口について下記のとおり通知いたします。

記

１　代表窓口

<table>
<tr><td>企業名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>部　署</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>役　職</td><td colspan="2"></td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話</td><td>平常時</td><td></td><td rowspan="2">FAX</td><td>平常時</td><td></td></tr>
<tr><td>災害時</td><td></td><td>災害時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">衛星
携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td></tr>
<tr><td>PC
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

以　上

「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」（別紙第１号様式）代表窓口の変更

年　　月　　日

東京都知事　殿

日本ＴＣＧＦ代表幹事

東京都との「災害時における物資の調達支援協力
に関する協定」における代表窓口の変更について

標題の件について、日本ＴＣＧＦは、東京都との「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」第 10 条の規定に基づき、代表窓口について下記のとおり通知いたします。

記

１　変更時期：　　年　　月　　日

２　変更後の代表窓口

<table>
<tr><td>企業名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>部　署</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>役　職</td><td colspan="2"></td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話</td><td>平常時</td><td></td><td rowspan="2">FAX</td><td>平常時</td><td></td></tr>
<tr><td>災害時</td><td></td><td>災害時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td><td rowspan="2">衛星
携帯
電話</td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td></tr>
<tr><td>PC
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

以　上

資料編

資料第56　災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）

（都総務局、本文 P137）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社セブン＆アイ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣、及び乙のグループ企業が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、連絡調整員を甲の指定する場所に派遣するとともに、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

２　前項の規定において、甲は、乙のグループの経営判断、乙のグループ企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙のグループ企業の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

３　甲は、乙及び乙のグループ企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

一　別表に掲げる物資

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第５条　甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第１１条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙のグループ企業に対し、甲の要請の内容を速やかに伝達し、当該要請に対する乙のグループ企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

３　甲は、乙のグループ企業の回答を乙から受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

４　乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙のグループ企業から当該物資の引渡しを受けるものとする。

（情報の共有）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第８条　乙からの連絡調整員の派遣、乙のグループ企業が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

（物資の価格及び物資の配達に要する費用）

第９条　物資の価格は、災害が発生する直前の乙のグループ企業における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙のグループ企業が負担する実費相当額とする。

（請求及び支払）

第１０条　乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

（改正）

第１２条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第１３条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２７年３月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

東京都千代田区二番町８番地８
乙　株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
代表者　代表取締役社長　村　田　紀　敏

資料編

別表（第４条関係）

■　災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～３日間程度）	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石けん、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー 防水シート

資料第57　災害時における物資の調達支援協力に関する協定書（都総務局）

（都総務局、本文 P137）

東京都（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第２条　甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する又は調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

２　甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　　甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

一　別表に掲げる物資

二　前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第５条　甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第１０条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を速やかに甲に伝達するものとする。

３　甲は、乙の回答を受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

４　乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の引渡しを確認の上、これを受領するものとする。

（費用の負担）

第７条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した経費は、甲が負担する。

（物資の価格及び運搬等に要した経費）

第８条　物資の価格は、災害が発生する直前における乙の小売価格等を基準とした適正な価格とし、物資の運搬等に要した経費は、乙が負担する実費相当額とする。

（請求及び支払）

第９条　乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の運搬等に要した経費等の請求を直接行うものとする。

２　甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第１０条　甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

（情報交換）

第１１条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（改正）

第１２条　本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第１３条　本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に１年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２９年３月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　舛　添　要　一

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
乙　ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
代表者　理事長　捧　雄　一　郎

別表（第４条関係）

■　災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品目
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料第58　東京都生活協同組合連合会との協定

（都生活文化局、本文 P137）

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」

東京都(以下「甲」という。)と東京都生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と安定供給)

第２条　災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて、乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

２　甲は、会員生協が、区市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して、同協定の締結を促進する指導・要請を行うものとする。

３　甲が乙に対し要請する応急生活物資についての細目は、別途定めるものとする。

(医療・保健活動への支援)

第３条　災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、乙は、甲が東京都医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」に沿って協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第４条　乙は、災害時において、会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策事業に協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第５条　甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して都民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第６条　乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に務め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(その他必要な支援)

第７条　この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第８条　乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第９条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡協議会の設置)

第10条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡協議会を設置する。

２　連絡協議会の開催及び運営については、甲と乙とが協議の上、別途定める。

(協議)

第11条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその１通を保有するものとする。

平成８年１月２２日

甲　　東　京　都
代表者　　東京都知事　　青　島　幸　男

乙　　東京都生活協同組合連合会
代表者　　会長理事　　野　村　振　市

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定　実施細目」

東京都(以下「甲」という。)と東京都生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」(以下「協定」という。)第２条第１項の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第１条　この実施細目に定める災害時の事項は、原則として甲が東京都災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

２　甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活協同組合連合会(以下「会員生協等」という。)が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務(以下「業務」という。)に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第４条　甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

２　乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書(第１号様式)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲は、乙に連絡がとれない場合は、乙があらかじめ定めた会員生協等に対し、文書又は電話等により直接要請を行うことができる。

３　連絡責任者は、甲にあっては業務所管局の担当課長とし、乙にあっては東京都生活協同組合連合会専務理事とし、乙に連絡がとれない場合は、あらかじめ乙が定めた会員生協等の担当理事とする。

４　乙は、連絡する順位を定めた名簿を毎年度当初、甲に提出するものとし、会員生協等の担当理事に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

５　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第６条　甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、都民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

２　乙は、会員生協等をして業務実施区域の被災状況及び生活物資の供給状況等を把握させ、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸送)

第７条　業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて乙及び会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

２　甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第８条　甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第９条　乙は、業務終了後速やかに業務内容を、「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第２号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第１０条　第３条及び第７条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第１１条　乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第１２条　第３条及び第７条の規定に基づく業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第１３条　甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和３８年東京都条例第３８号)」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協　議)

第１４条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１７年 ６月１７日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　　石 原　慎太郎

東京都中野区中央５－４１－１８東京都生協連会館
乙　東京都生活協同組合連合会
代表者　会 長 理 事　　浅 井　康 男

＜別　表＞

災害時における応急生活物資〔供給想定品目〕一覧

◆　最優先供給品目（災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資）

品　　名
・容器入り水、飲料
・パン（菓子パン、調理パン、食パン）
・牛乳（ＬＬその他）
・果物（バナナ等）
・レトルト食品（ごはん、おかず類）

◆　状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品　　名		品　　名	
◎	缶詰（イージーオープン）	△	飲料用ポリタンク
◎	ハム、ソーセージ	△	カセット式ガスコンロ及びボンベ
◎	インスタントラーメン	◎	紙コップ、紙皿
◎	バター、ジャム	◎	トイレットペーパー
◎	緑茶、コーヒー、紅茶	◎	洗剤、石けん
	米		紙おむつ
	粉ミルク		生理用品
	電池		濡れティッシュ
	懐中電灯	◎	ゴミ袋
△	ローソク	△	運動靴
△	マッチ、簡易ライター		かとり線香（夏）
	軍手		使い捨てカイロ（冬）
△	ポリバケツ	◎	ラップ、ホイル、ビニール袋

（注）◎印＝比較的大量に供給可能な品目、△印＝取扱量が少ない品目

◆　上記に規定する応急生活物資以外のその他の物資（被害状況により甲が特に必要と認めた物資）

（第１号様式）

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年　　月　　日

様

東京都知事　　（印）

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第５条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　協力要請業務

事　　項	内　　容
要請業務	
実施日時	
実施場所	
連絡先	
備考	

２　供給要請物資等

品　　目	仕　　様	数　量	備考

※　災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

（第２号様式）

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年　　月　　日

東京都知事　　様

東京都生活協同組合連合会
会長理事　　（印）

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第９条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　協力業務

事　　項	内　　容
要　請　業　務	
実　施　日　時	
実　施　場　所	
業　務　従　事　者	
使　用　車　両	
備　　考	

２　供給物資等

品　　目	仕　　様	数　量	備考

※　災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

資料編

資料第59　都備蓄倉庫一覧

（都福祉保健局、本文 P137）

（平成 30 年８月１日現在）

倉　庫　名		所　在　地	規　模
直営倉庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 ㎡
	北烏山	世田谷区北烏山 7-1,8-1	540 ㎡
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 ㎡
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 ㎡
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1	1,096 ㎡
	白鬚東	墨田区堤通 2-8-14 ほか	9,724 ㎡
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-2	3,497 ㎡
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 ㎡
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 ㎡
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 ㎡
兼用倉庫	立川地域防災センター	立川市緑町 3233-2	1,686 ㎡
	多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	3,741 ㎡
	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 ㎡
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 ㎡
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 ㎡
	ﾃﾚｺﾑｾﾝﾀｰ備蓄倉庫	江東区青海 2-38	2,907 ㎡
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 ㎡
	三宅支庁	三宅村三宅字伊豆	150 ㎡
	八丈島支庁	八丈町大賀郷	40 ㎡
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	107.1 ㎡
計		２０か所	33,012.1 ㎡

資料第60　食料等の備蓄状況

（都福祉保健局、本文 P137）

（都：平成 30 年４月１日現在）
（区市町村：平成 29 年４月１日現在）

①　主食の備蓄状況

品　　目	都	区	市　町　村	合　　計
クラッカー等	236 万食	507 万食	163 万食	906 万食
アルファ化米	431 万食	459 万食	341 万食	1,231 万食
即　席　め　ん	220 万食			220 万食
そ　の　他		153 万食	54 万食	207 万食
計	887 万食	1,119 万食	558 万食	2,564 万食

②　調製粉乳の備蓄状況　（平成 30 年４月１日現在）

品　　目	都
調　製　粉　乳	19,375,472 g
ほ　乳　び　ん	10,000 本

③　生活必需品等の備蓄状況

（都：平成 30 年４月１日現在）
（区市町村：平成 29 年４月１日現在）

品　　目	都	区	市　町　村	合　計
毛　　布	690 千枚	1,676 千枚	507 千枚	2,873 千枚
敷　　物	1,030 千枚	1,134 千枚	411 千枚	2,575 千枚
紙　お　む　つ	370 千枚	1,406 千枚	869 千枚	2,645 千枚
生　理　用　品	720 千枚	3,574 千枚	1,405 千枚	5,699 千枚
コ　ン　ロ	21 千個			21 千個
木　　炭	27 千袋			27 千袋
肌　　着	287 千組	366 千組	128 千組	781 千組
簡　易　ト　イ　レ	8 千個	41 千個	8 千個	57 千個
鍋　・　や　か　ん	32 千個			32 千個
簡　易　風　呂	30 個			30 個

資料第61　災害時における食料品調達業務に関する協定

（都福祉保健局、本文 P137）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本即席食品工業協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、都民生活の早期安定を図るため、都民生活に必要となる食料品を甲が乙から受ける供給に関して、この協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における食料品の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は災害時における食料品の確保を図るため、食料品を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　甲は乙に対し食料品の数量及び輸送先を定めて要請し、当該場所において甲又は区市町村職員責任者が数量を確認のうえこれを引き取るものとする。

（協　力）

第３条　乙は、甲から要請を受けた時は、食料品の供給に可能な限り協力するものとする。

（食料品の種類）

第４条　甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける食料品は、即席めん（スナックめん）とする。

（要請方法）

第５条　甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は電話等の方法により要請し、文書は事後行うものとする。

（運　搬）

第６条　食料品の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第７条　この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が食料品の供給・運搬終了後、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期限）

第８条　協定期間は平成12年６月19日から平成13年３月31日までとする。ただし、双方から申出のない場合には、更に１年間延長され、以降、この例によるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１２年６月１９日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都福祉局長
神　藤　信　之

東京都台東区浅草橋五丁目５番５号
乙　社団法人　日本即席食品工業協会
代表者　理事長
井　田　　毅

資料第62　食塩調達経路図

（都福祉保健局、本文 P137）

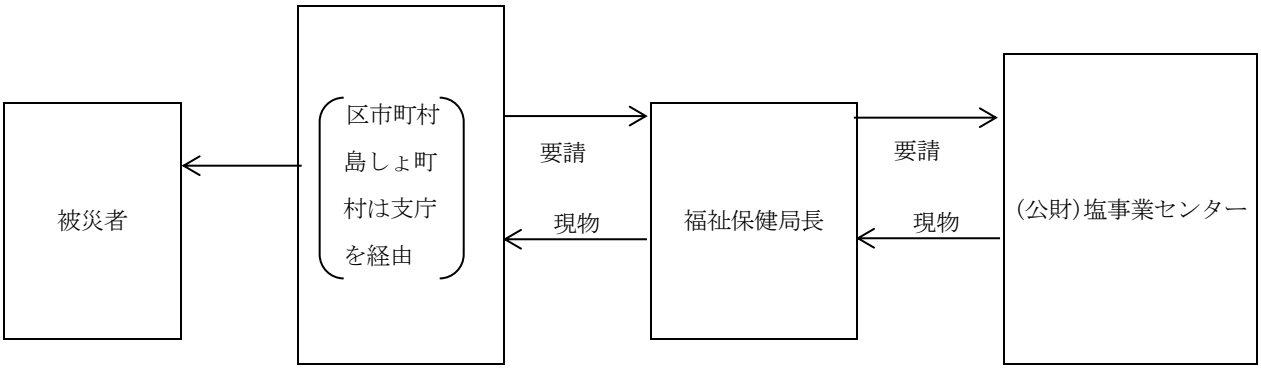

名 称	所　在　地	電 話
(公財) 塩事業センター	品川区大井１－４７－１ＮＴビル	０３ (５７４３) ７７１１

資料編

資料第63　調製粉乳等備蓄等一覧

（都福祉保健局、本文 P137）

（平成30年４月１日現在）

１　保管量

（１）　調製粉乳　１９，３７５，４７２ｇ(内、アレルギー児ミルク５９２，４００ｇ)

（２）　哺乳瓶　　１０，０００本

２　内訳

委託先、商品、数量、保管場所

（１）調製粉乳

委託業者	商品 名称	商品 対象児	商品 内容量	数量	総量	梱包	保管場所
森永乳業（株）	森永ドライミルク はぐくみ 810g缶		810g	7,352缶	5,955,120g	919ケース（1ケース8缶）	鴻池運輸㈱ 関東中央支店 西多摩営業所 東京都西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田182
	乳たんぱく質 消化調製粉末 ニューＭＡ－１　800g缶	ミルクアレルギー用	800g	216缶	172,800g	27ケース（1ケース8缶）	
	乳たんぱく質 消化調製粉末 ＭＡ－ｍｉ　800g缶	ミルクアレルゲン除去食品	800g	208缶	166,400g	26ケース（1ケース8缶）	
	無乳糖調製粉末 ノンラクト　300g缶	乳糖不耐症 ガラクトース血症用	300g	564缶	169,200g	47ケース（1ケース12缶）	
（株）明治	明治ほほえみらくらくキューブ		1,296g	4,987箱	6,463,152g	1,246ケースと3箱（１ケース4箱）	㈱明治 坂戸工場倉庫 埼玉県坂戸市千代田5-3-1
雪印ビーンスターク㈱	ビーンスターク すこやか		300g	21,216缶	6,364,800g	1,768ケース（1ケース12缶）	雪印ビーンスターク㈱ 群馬工場 群馬県邑楽郡大泉町吉田1201
	ビーンスターク ペプディエット	アレルギー児用	350g	240缶	84,000g	20ケース（1ケース12缶）	
調製粉乳合計					19,375,472g		
うちアレルギー児ミルク合計					592,400g		

（２）哺乳瓶

委託業者	商品名	保管数量	梱包	保管場所
ピジョン(株)	ほ乳びんプラスチック製 200ml・1乳首付（環境ホルモン対応）	5,000本	3パレットと11梱と4箱（1パレット24梱、1梱12箱、1箱5本）	鈴与㈱東日本物流センター 埼玉県比企郡川島町かわじま2-3プロロジスパーク川島2
	ほ乳びんプラスチック製 240ml・1乳首付（環境ホルモン対応）	5,000本	3パレットと11梱と4箱（1パレット24梱、1梱12箱、1箱5本）	
哺乳瓶合計		10,000本		

資料第64　米穀の調達先一覧表

（都産業労働局、本文 P137）

（平成 29 年 11 月末現在）

区　分	調　達　先　（　予　定　）		即　　時　　調　　達	
	住　所　・　名　称	電　話	数　量	
米穀	千代田区霞が関１－２－１ 農林水産省生産局農産部貿易業務課（米穀業務班）	(6744)1390	※平成 22 年 10 月から政府米の販売等業務は受託事業体（包括的な民間委託）へ変更したため、備蓄米を保管する制度は廃止となった。	※東京都は、区市町村の要請を受けて、福祉保健局を経由し都内等 10 社の大型精米工場にて精米し調達する。

注）　米穀については、昭和６０年１２月１１日付け６０生文価米第３４７号「東京都米穀関係災害対策実施要綱」により、災害時において調達する基準量は、１食あたり精米で１８０ｇとなっている。とう精歩留まりが約９０％であるため、玄米の調達量は２００ｇである。外米は除く。

資料編

資料第65　米穀等の調達経路

（都産業労働局、本文 P137）

【知事が米穀調達可能な場合は、１－１の手順による。】

１－１　知事又は区市町村長が米穀販売事業者から米穀(精米・玄米)を調達する手順

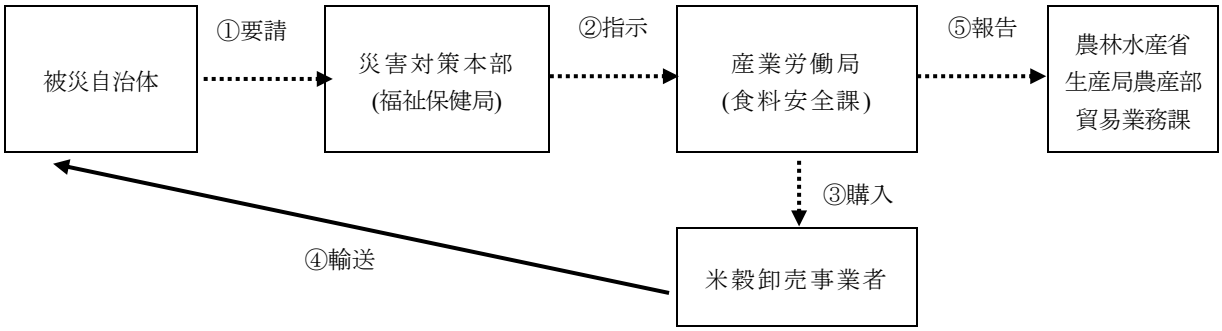

※　区市町村長での米穀の調達に不足がある場合、知事は、区市町村長の要請に基づき、米穀卸売事業者から調達する。

【知事の米穀調達に不足がある場合は、１－２の手順による。】

１－２　東京都が国の受託事業体が保管する政府米(玄米)を売却要請する調達手順

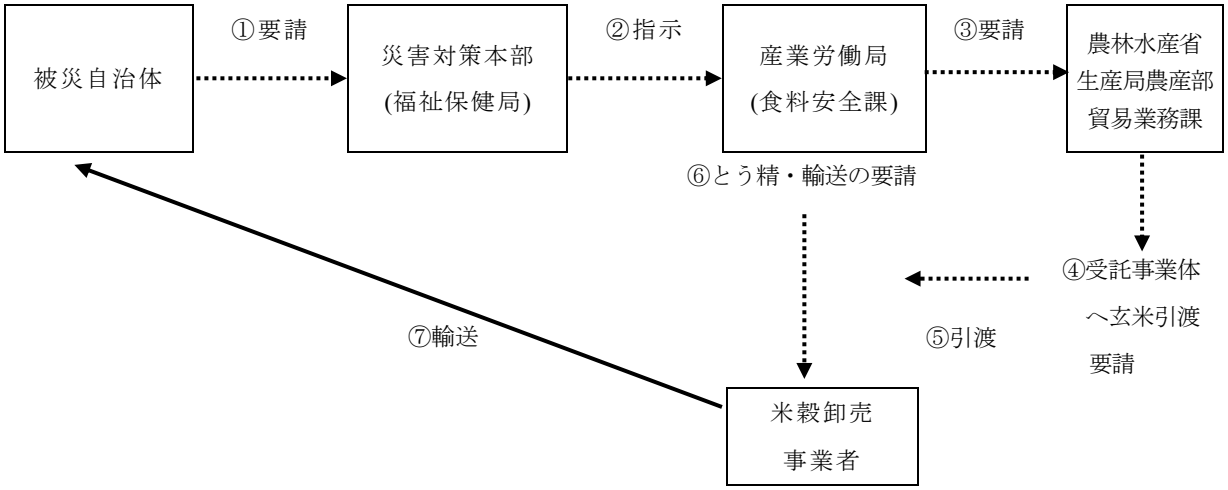

※１　国への要請が必要な場合、知事又は、区市町村長は、農林水産省の売却要請を受けた受託事業体から購入する。

※２　区市町村長が米穀を購入する場合には、知事は、区市町村長に対して、売却を受ける米穀販売事業者名、数量等、必要な事項を指示する。

【参考】

２　区市町村長が米穀販売事業者から米穀を調達する手順

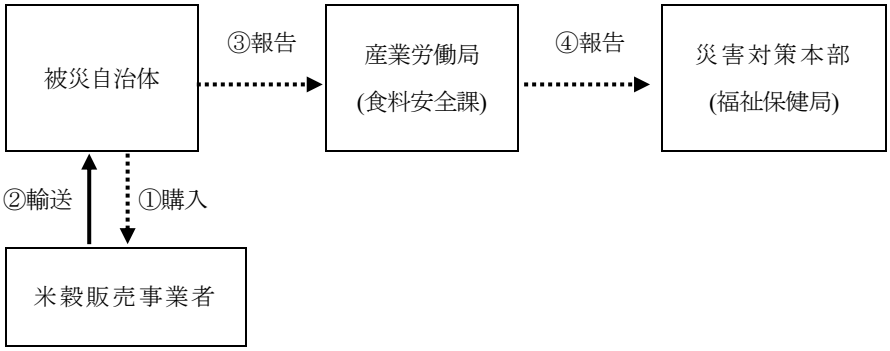

※　区市町村長は、当該地域の米穀販売事業者から必要な精米を購入する。

資料編

資料第66　米穀卸売事業者等名簿一覧表

（都産業労働局、本文 P137）

(平成30年4月1日現在)

区分	米穀販売事業者名・所在地	災害時担当役職	電　話 ＦＡＸ	精米工場名・所在地	電　話 緊急連絡先
1	東京山手食糧販売協同組合 杉並区桃井２－２－１ 山手荻窪ビル２階	理事	3301-8031 3301-8047	川越精米工場 川越市石田本郷 1040－１	0492-24-0581
2	三多摩食糧卸協同組合 立川市柴崎町３－16－24	仕入部長	042-527-1318 042-524-9374	サンショクライスセンター 武蔵村山市伊那平 1－88－3	042-560-0511
3	木徳神糧株式会社 千代田区神田小川町２－８ 木徳神糧小川町ビル	仕入事業部	3233-5146 3233-5152	桶川精米工場 桶川市川田谷字楽上 1117 本牧精米工場 横浜市中央区かもめ町 42	048-786-3358 045-621-5844
4	全農パールライス株式会社 千代田区内神田１－１－12 コープビル２階	管理部管理課	3518-0581 3291-2338	八王子精米工場 八王子市北野町 587-1	042-645-5431
5	株式会社神明東京本部 中央区日本橋小網町 16－15	東京本部米穀本部農産部次長	3666-5840 3666-5601	東京工場 川口市領家５－５－24	048-222-8011
6	株式会社ニュー・ノザワ・フーズ 東村山市野口町３－10－１	課長	042-393-2316 042-394-6421	ﾆｭｰ・ﾉｻﾞﾜ・ﾌｰｽﾞ 精米センター 東村山市野口町３－10－１	042-393-2316
7	株式会社ヤマタネ 江東区越中島 1-2-21 ヤマタネビル２階	米穀部長	3820-9270 3820-9277	東京精米工場 江東区新木場 4-2-14 岩槻精米工場 さいたま市岩槻区大字掛 573	3521-0888 048-758-4471
8	東光食品株式会社 川崎市川崎区東扇島 23-4	米穀部商品課長	044-287-1084 044-287-1280	東扇島精米センター 川崎市川崎区東扇島 23-４	044-287-1098
9	株式会社イクタツ 江戸川区松江３―16－６ イクタツビル	米穀本部 部長代理	3651-5040 5607-1919	イクタツ千葉ライスステーション 千葉市花見川区犢橋町 1634-1	043-258-8861
10	株式会社カーギルジャパン 千代田区丸の内３－１－１ 国際ビル４階	米穀チームリーダー	5224-5739 5224-5734	つくば精米センター 茨城県つくば市上岩崎 1776-2	029-840-1111

資料第67　副食品及び調味料の調達（予定）一覧表

（都産業労働局・都福祉保健局、本文 P137）

品 名	調　　達　　先（予 定）	
	住　所　・　名　称	電 話
漬　　物	江東区三好１丁目１番２号 渡辺ビル２階 東京都漬物事業協同組合	(5875)8253
つくだ煮 煮　　豆	台東区東上野３-１-10 井門東上野ビル 全国調理食品工業協同組合	(6807)7576
味　　噌	中央区日本橋浜町２－16－５東味ビル 東京都味噌工業協同組合	(3669)5391
	中央区新川１－26－19 全中・全味ビル 全国味噌工業協同組合連合会	(3551)7161
醤　　油	中央区日本橋小網町３－11 日本醤油協会	(3666)3286
食　　塩	品川区大井１－４７－1NT ビル (財)塩事業センター	(5743)7711

資料編

資料第68　東海汽船所有船舶一覧

（東海汽船、本文 P141）

（平成29年12月現在）

船名	総屯数	航行区域	輸送定員	輸送貨物
さるびあ丸	4,965 t	限定近海	（沿海定員） 1,546 人	9.8m×6.5m 130 型コンテナ 30 個
橘丸	5,681 t	限定近海	（沿海定員） 865 人	9.8m×8.6m 130 型コンテナ 34 個
セブンアイランド愛 （ジェット船）	279.56 t	限定沿海	255 人	―
セブンアイランド虹 （ジェット船）	281.14 t	限定沿海	255 人	―
セブンアイランド友 （ジェット船）	164 t	限定沿海	255 人	―
セブンアイランド大漁 （ジェット船）	165 t	限定沿海	255 人	―

資料第69　船舶の運航基準

（東海汽船、本文 P144）

<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>東海汽船</td><td>

基準運航の中止条件は、次のとおりである。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>大島航路</td><td>三宅島
航路</td><td>八丈島
航路</td><td>湾内周遊航路</td></tr>
<tr><td rowspan="2">さるびあ丸
橘丸</td><td>風速</td><td>20m/s</td><td>20m/s</td><td>20m/s</td><td>18m/s</td></tr>
<tr><td>波高</td><td>４m</td><td>４m</td><td>４m</td><td>３m</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="3">就航船舶</th><th rowspan="3">航路</th><th colspan="7">基　準　航　行　中　止</th></tr>
<tr><th colspan="2">減速・基準航路変更等</th><th colspan="2">反転・避泊・入港地変更</th><th>当直体制の強化</th><th>目的地航行継続中止</th><th>翼走の中止</th></tr>
<tr><th>風　速</th><th>波　高</th><th>風　速</th><th>波　高</th><th>視　程</th><th>視　程</th><th>視　程</th></tr>
<tr><td>セブンアイランド愛
セブンアイランド虹
セブンアイランド友
セブンアイランド大漁</td><td>東京／大島／神津島</td><td>15m/s
以上</td><td>2.5m
以上</td><td>18m/s
以上</td><td>3.0m
以上</td><td>4,500m
以下</td><td>800m
以下</td><td>1,000m
以下</td></tr>
</table>

視程　　1,000m

</td></tr>
</table>

資料編

資料第70　災害時における動物保護体制（48時間から72時間後までの応急体制）

（都福祉保健局、本文 P175）

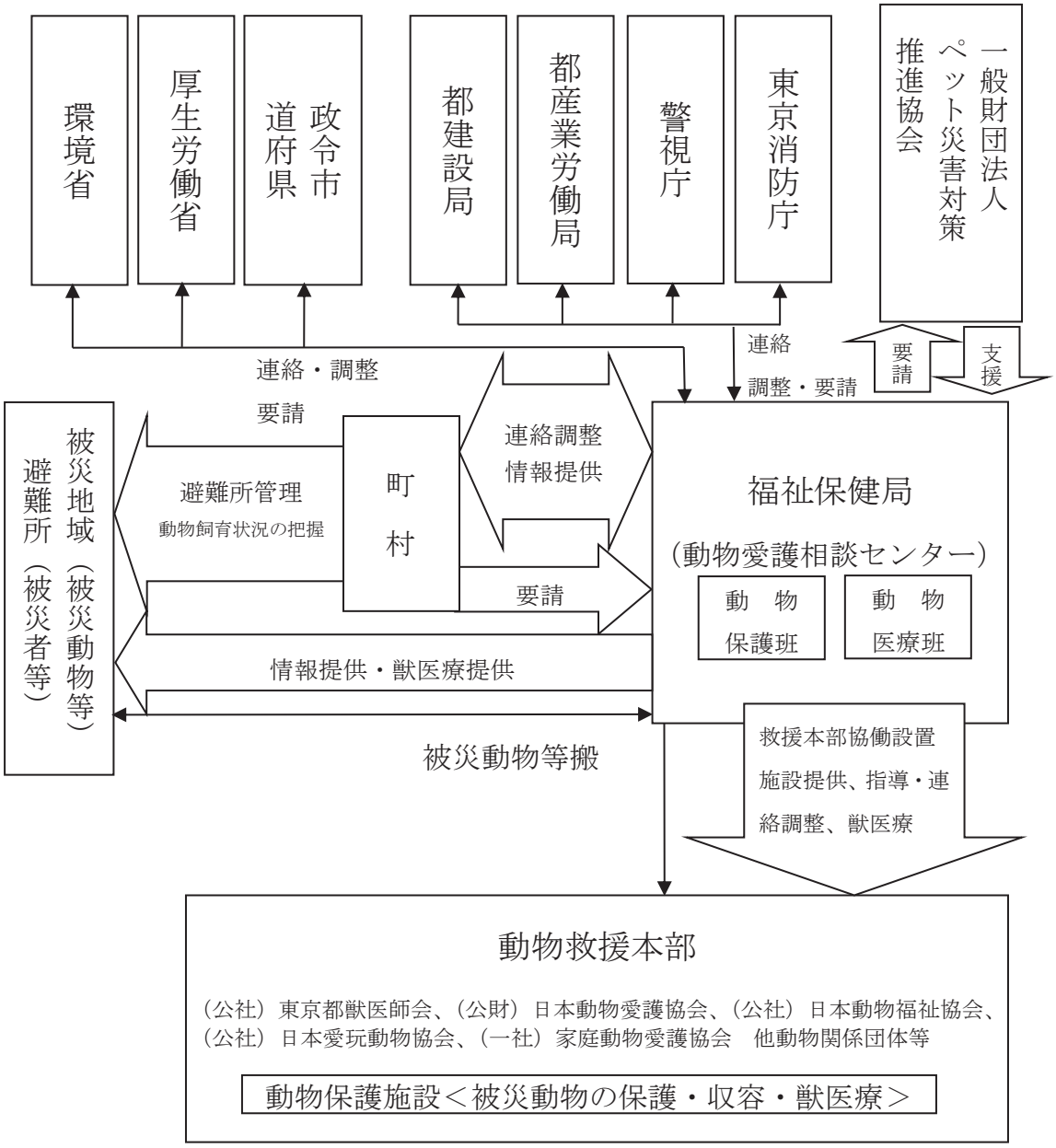

資料第71　災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書

（都福祉保健局、本文 P175）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会（以下「乙」という。）とは、東京都域において大規模な災害が発生した場合に、被災した愛護動物の救護を図り、もって都民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画等に基づき、災害時において甲及び乙が協力して実施する愛護動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第２条　活動の対象となる動物は、被災地域内の犬、ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動内容）

第３条　活動の内容は、次に掲げる事項とする。

一　動物救援本部の設置及び運営管理に関すること。

二　被災動物の救護及び応急処置に関すること。

三　その他必要な災害応急業務に関すること。

（活動要請等の手続）

第４条　甲は、活動の要請が必要であると認めるとき、又は被災区市町村からの活動の要請を受け、必要と認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

２　前項に定める甲の活動要請は、次に掲げる事項を記載した別記様式１によるものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

一　要請理由

二　要請内容

三　活動の場所

四　活動の期日又は期間

五　その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定による活動の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に別記様式２により通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに別記様式３により乙に通知するものとする。

（活動の履行）

第５条　乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

２　甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（平常時の対応等）

第６条　甲は、災害時に区市町村で行われる活動について、区市町村と乙の会員とが相互協力のもと円滑に活動を実施できるよう平常時から必要な調整を行うものとする。

２　乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時において乙の会員が区市町村と円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

３　甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時から定期的な連絡会を開催する。

（負担）

第７条　乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

（資材等の調達・搬送）

第８条　甲は、乙の実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、必要な措置を講じるものとする。

（損害補償）

第９条　第４条の規定に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）又は災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３８年東京都条例第３８号）の規定に準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償を行うものとする。

一　当該損害が当該乙の会員の故意又は重大な過失により生じた場合

二　当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場　　合

三　当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合

２　第４条に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

（活動の終了）

第１０条　乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

２　乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した別記様式４により、甲に報告するものとする。

一　活動の具体的内容

二　活動の実施期間

三　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（合同訓練）

第１１条　乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（連絡体制）

第１２条　この協定の運用等に関しての連絡窓口は、甲にあっては東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課、乙にあっては社団法人東京都獣医師会事務局とする。

２　甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

（細目）

第１３条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第１４条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第１５条　この協定の期間は、協定書締結日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は１年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年３月１５日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都知事　　石　原　　慎　太　郎

乙　東京都港区南青山一丁目１番１号

社団法人東京都獣医師会会長

村　中　　志　朗

資料第72　災害弔慰金等の支給

（都福祉保健局、日赤東京都支部、本文 P176）

ア　福祉保健局

内容
１．災害弔慰金 （１）実施主体　区市町村 （２）対象災害　自然災害 ①　１区市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 ②　都内において住居が５世帯以上滅失した区市町村が３以上ある場合の災害 ③　都内において災害救助法が適用された区市町村が１以上ある場合の災害 ④　災害救助法が適用された区市町村を区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害 （３）受給遺族　配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ※死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。 ※兄弟姉妹は、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。 （４）支給額　①　生計維持者が死亡した場合　５００万円 ②　その他の者が死亡した場合　２５０万円 （５）費用負担　国　１／２ 都道府県　１／４ 区市町村　１／４ ２．災害障害見舞金 （１）実施主体　１に同じ （２）対象災害　１に同じ （３）受給者　（２）により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 （４）支給額　①　生計維持者　２５０万円 ②　その他の者　１２５万円 （５）費用負担　１に同じ

イ　日赤東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支　給　内　容	備　　考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	住宅の全半壊・全半焼	毛布、緊急セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各１とする。
		床上浸水	毛布、緊急セット、バスタオル	
		避難所へ１晩以上避難	毛布、緊急セット、安眠セット	

資料編

資料第73　災害援護資金、住宅資金等の貸付

（都福祉保健局、本文 P176）

内容

災害援護資金

１　国制度

（１）実施主体　　区市町村

（２）対象災害　　都道府県内で災害救助法が適用された区市町村が１以上ある災害

（３）受給者　　（２）により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

（４）貸付限度額　　３５０万円

被害の種類及び程度	限度額
①　世帯主の１か月以上の負傷	１５０万円
②　家財等の損害	
ア　家財の１／３以上の損害	１５０万円
イ　住居の半壊	１７０万円（２５０万円）
ウ　住居の全壊	２５０万円（３５０万円）
エ　住居全体の滅失	３５０万円
③　①と②が重複した場合	
ア　①と②アの重複	２５０万円
イ　①と②イの重複	２７０万円（３５０万円）
ウ　①と②ウの重複	３５０万円

※被災した住居を再建する際、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合は（）内の額

（５）所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、１，２７０万円とする。

（６）利率　　年３％（据置期間中は無利子）

（７）据置期間　　３年（特別の場合５年）

（８）償還期間　　１０年（据置期間を含む）

（９）償還方法　　年賦又は半年賦

（１０）貸付原資負担　国　　２／３

　　都道府県　１／３

２　都制度

（１）実施主体　　１に同じ

（２）対象災害　　１に同じ

　　※ただし、福祉保健局長が必要と認めた場合に限る。

（３）受給者　　１に同じ

（４）貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
①　世帯主の１か月以上の負傷 ②　家財の１／３以上の損害 ③　住居の半壊 ④　住居の全壊 ⑤　住居全体の滅失	１５０万円

（５）所得制限　　１に同じ

（６）利率　　年１％（据置期間中は無利子）

（７）据置期間　　１に同じ

（８）償還期間　　１に同じ

（９）償還方法　　１に同じ

（１０）貸付原資負担　都　１０／１０

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金（都福祉保健局）	低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金（災害援護資金）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	①「生活福祉資金貸付制度要綱（平成２年８月14日厚生省社発第398号）」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。 ②実施主体等 (1)実施主体 東京都社会福祉協議会 (2)窓口 地区社会福祉協議会または民生委員	１世帯　150万円	①据置期間 貸付の日から１年以内（特別の場合２年以内） ②償還期間 据置期間経過後７年以内 ③貸付利率 年３％（据置期間中無利子） ④保証人 連帯保証人１人以上 ア原則として、借受人と同一区市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者 ⑤償還方法 年賦、半年賦または月賦 ⑥申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、地区社会福祉協議会または民生委員に申し込む。

資料編

資料第74　被災者生活再建支援金の支給

（都福祉保健局、本文 P176）

内容

被災者生活再建支援制度

（１）根拠法令

被災者生活再建支援法

（２）実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）

（３）対象災害

自然災害

①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した区市町村

②　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村

③　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④　①又は②の区市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

⑤　①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

（４）制度の対象となる被災世帯

上記の災害により

①　住宅が「全壊」した世帯

②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（５）支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 （４）①に該当	解体 （４）②に該当	長期避難 （４）③に該当	大規模半壊 （４）④に該当
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

資料第75　激甚法に定める事業及び関係局

（都総務局、本文 P182）

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第３条	1　公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2　公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3　公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4　公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5　生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更生施設、宿泊所、医療保護施設、宿所提供施設
	6　児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7　老人福祉施設災害復旧事業		
	8　身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9　精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10　女性保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第19条	11　伝染病予防事業	福祉保健局	
	12　伝染病予防施設災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13　堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設(貯木場等) 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第３条 及び 第10条	14　湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第５条 及び 第６条	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第８条	18　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19　共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		

資料編

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第13条	21　中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22　事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23　中小企業者に対する資金の融通に関する特例		
第16条	24　公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25　私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第20条	26　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27　水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第24条	30　公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

用語集・索引

用 語 集

ＧＮＳＳ

グローバル・ナビゲーション・サテライト・システムの略で、人工衛星を使って、地球表面の各位置を測る仕組み。これにより、山体の膨張収縮を観測することができる。

安山岩

珪酸(SiO2)含有量が 53～62%の火山岩。斜長石、輝石、角閃石等の鉱物からなり、黒雲母を含むこともあり、灰色又は暗色。硬くて耐火力が強く、建築用石材や墓石に使う。浅間山、桜島等の日本の成層火山の大部分は安山岩からなる（アンデス山中の火山岩につけられた andesite に由来する命名)。

エプロン

空港内で飛行機を駐機させるコンクリートで舗装されたスペースのこと。空港ビルに隣接するとともに、誘導路を通して滑走路にも繋がっている。

応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

応急給水槽

地震等の災害時に備え、都民の居住場所からおおむね２㎞の範囲内に、給水拠点（浄水場、給水所等）の無い空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

火口

噴火口ともいい、地下のマグマ及び火山ガスが地表に放出される場所で、通常は円形に近いくぼんだ地形をしている。

火砕サージ

火砕流の中で、主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、砂嵐（横なぐりに吹き付ける突風）のような現象を起こす。

火砕流

大小の固体噴出物（岩塊及び火山灰）及び気体（空気及び火山ガス）が一体となり、高温を保ったまま高速で山体を流下する現象。速度は 10m/秒～100m/秒に達するため、発生してからでは、避難することは困難

火山ガス

火山から発生する気体で、通常大部分が水蒸気。二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガス等の有害物質が含まれることもある。

火山性地震

火山体又はその周辺に発生し、震源の深さが 10km よりも浅いもの。地下の比較的浅いところで、マグマ及び火山ガスが移動し、又は体積が変化したことにより地殻が破壊されて起きる地震

火山性微動

マグマ及び熱水の移動等、火山活動に関連して発生する連続した地面の震動。火山性地震より、さらに噴火活動と密接な関連がある。

火山泥流

岩石及び土砂が水と混合して一体となり、火山の斜面を流下する現象。高温の噴出物が雪及び氷を溶かして発生する場合や、火口湖底で噴火が起こり火口湖が決壊して発生する場合等がある。また、噴火により山腹に堆積した火山灰等が、その後の大雨により泥流となることもある。

火山灰

噴火の際に放出される細粒の噴出物。粒子の直径が約 2㎜ 以下のもの。直径約 2㎜～6㎝ を火山礫（れき）、6㎝ 以上を噴石という。

火山ハザードマップ

各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描写したもの。

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知連絡会は、文部省の測地学審議会が昭和 48 年に建議した「火山噴火予知計画」を受けて、関係機関の研究及び業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総合的判断等を行うため、昭和 49 年に設置された。委員は学識経験者及び関係機関の専門家から構成されており、気象庁が事務局を担当している。気象庁では、火山噴火予知連絡会が行った火山活動に関する総合的な評価等を防災に役立てるため、その結果をとりまとめて発表している。

活火山

「おおむね１万年以内に噴火した火山」及び「現在噴気活動が認められる火山」のこと。日本全国の活火山の数は、平成 30 年６月現在 111 となっている。

カルデラ

火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山性凹地のこと。一般に、直径２㎞ を超えるものをカルデラと呼び、直径２㎞ 未満を火口とする。カルデラはその成り立ちにより、爆発カルデラ、侵食カルデラ及び陥没カルデラに大別される。

給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね２㎞程度の距離内に１か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止又は制限されるが、公安委員会等で確認を受けた緊急車両は、優先して通行することができる。

空振

爆発的噴火によって発生する空気の振動のこと。ガラス戸、戸障子等の震動として感じられ、時にはガラスを割ることもある。人間が聞こえない低周波の音波まで観測できる「空振計」と呼ばれる測器で観測する。

激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、一般の災害復旧事業補助、災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

検視及び検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況及び死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

玄武岩

珪酸(Si02)含有量が 45～52%の火山岩。暗灰色又は黒色の緻密(ちみつ)な岩石で、斑晶は斜長石、橄欖(かんらん)石、輝石等。柱状節理をもつものが多い。最も多量に存在する火山岩で、名は兵庫県の玄武洞に由来。バサルト。

降灰

火山灰、火山砂及び火山礫が降下する現象のことをいう。

後方医療施設

後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で、被災を免れて傷病者の受け入れを行う医療機関をいう。

災害救助基金

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とする場合がある。そのため、都道府県は、災害救助法第 37 条に基づき、その財源に充てるための基金を積み立てている。

災害拠点病院

通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携の下に重症者の医療を行う病院をいう。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者

障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業し、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

震動観測

火山、火山の周辺に発生する火山性地震、火山性微動等を観測すること。

スコリア

多孔質で比重が小さく、黒や暗褐色等の暗い色をした噴出物のこと。

図上訓練

防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレーイング方式などにより訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調

整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

ストロンボリ式噴火

比較的短い周期で火口からマグマ片及び火山弾を放出する型の噴火のこと。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。

赤熱現象

地下から高温の火山ガス等が噴出する際に、周辺の地表面が熱せられて赤く見える現象のこと。

大規模災害

一度災害が発生し、ライフライン、鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。

地殻変動観測

地下のマグマ活動等により火山体及びその周辺の地殻が傾斜変化、膨張及び収縮する。火山体周辺に傾斜計又は GNSS を設置し、それらによって地殻の動きを観測することにより、地下の活動を把握する。

地磁気観測

火山体内部のマグマ等が活動すると、火山近傍の地磁気の値が変化する。地磁気の変化を観測し、火山内部の熱的状態等を把握する。

低周波地震

地震波の低周波成分が卓越し、相対的に高周波部分が発達していない地震。地震波の周期が長いのが特徴。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度及び重症度に応じて適切な処置並びに搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

福祉避難所

区市町村が、自宅又は避難所における生活が困難で、医療、介護等のサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設、地域センター等が指定される。

ハワイ式噴火

火山の噴火形式の一つ。溶岩流出型に近い弱い爆発性の噴火。ハワイのキラウェア火山の噴火が典型的。火口内に流動性の溶岩が溶岩湖を形成してゆるやかに沸騰し、弱い爆発で火山弾等を空中に放出、活動が盛んになると溶岩噴泉が見られ、溶岩があふれ出す。溶岩は割れ目状火口から噴出することが多い。

爆発

噴火の一形式で爆発的噴火の略。地下の高温、高圧源での内圧が増大して起こり、音響とともにガス、水蒸気、岩石等を放出し、空振を伴う現象。ときに火口及び山体を破壊することもある。気象庁では、噴火に伴い発生した地震及び空振の大きさなどを基に、爆発的噴火であったかどうかを判断している。

避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれ

のある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。

避難場所

大地震時に発生する延焼火災及びその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

プリニー式噴火

大量の軽石及び火山灰が火山ガスとともに連続的に噴き上げられる大規模な噴火で、高度 10km 以上に達する噴煙柱が特徴的である。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要になる。

噴気

火口及び山腹の岩石の割れ目等の隙間（噴気孔）から噴出している水蒸気、火山ガス、あるいはそれらが噴出している状態

噴煙

噴火の際に放出された細粒物質、水蒸気、火山ガス等が煙状に濃縮したもの。

噴火

火口から火山灰等の固形物及び溶岩を火口外へ放出する現象

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲及び必要な防災対応を踏まえて１から５までの５段階に区分したもの。住民、登山者、入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」又は「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけている。噴火警戒レベルは噴火予報又は噴火警報によって伝達するほか、気象庁のホームページに掲載している。

噴火警報･予報

気象庁は、平成 19 年 12 月 1 日より噴火災害軽減のため噴火警報及び噴火予報の発表を開始した。噴火警報及び噴火予報は、火山毎に警戒等を必要とする区市町村を明示して発表する。このうち噴火警報は、居住地域及び火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。噴火警戒レベルは噴火警報及び噴火予報で発表する。

噴火シナリオ

過去の噴火履歴及び火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象及び噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹

噴石

噴火の際に噴出される溶岩又は火山体を構成する岩石の破片

防災市民組織

地域の初期消火活動、救護活動、避難場所への安全な移動等、地域の防災活動を担う組織で、町会、自治会等を主体に結成されている。広義では、自主防災組織ともいう。

マグマ

岩石が地下で高温高圧のために融解状態になっているもの。

マグマ水蒸気爆発

高温のマグマが地表や地下にある水、又は海水と接触し、急速に多量の水蒸気ガスを発生させることにより起こる爆発的噴火

マグマ爆発

マグマの中に含まれている揮発性物質が（主に圧力の減少によって）気化して起こる爆発。

湧水

地中から水が自然にわき出ること。また、その水。

溶岩流

火口から噴出した溶岩が地表を流れ下るもの。また、それが固結して生じた岩体

鳴動

火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響のこと。特に火山活動に関連して起き、震動を伴うこともある。

ライフライン

電気、ガス、水道、下水道、通信等の生活に不可欠な物資、情報等の補給機能を総称していう。阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造密集地域での延焼、ライフラインの機能停止等の大規模な災害が発生した。

流紋岩

珪酸(Si02)含有量が 70%を超える火山岩。二酸化ケイ素に富み（重量比約 70 パーセント以上)、淡色。石英、カリ長石等の斑晶を主とし、ときに黒雲母、輝石等を含む。ガラス質の石基には流理が目立つ。溶岩、火砕流、岩脈等として産する。

索　　引

B

BCP 46,193,321,323

D

DIS 118,119,120,121

G

GNSS 33,191,234,235

N

NPO 47,266,335

あ

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク 257

い

遺体の捜索 158,161,162,163
一時収容施設 40
医療救護所 129,130,131,132,161,163,302
303,309,311,321
医療資器材 131,132,303,317,319,322,324
飲料水の供給 94,135

お

応急仮設住宅 32,94,158,168,170,171,265
応急給水 15,16,58,119,135,212
応急給水槽 119
応急教育 15,16,59,158,172,173
応急住宅 124,168,198
応急対策本部 66,67,69,199

か

海岸保全事業 37
海難救助 18,128
隔離消毒班 133
火口周辺規制 69,73,81,83,84,85
火砕流 11,12,13,29,30,82,84,117,187,188,233
火山観測 33,34,72,77,117,191,200,235
火山噴火緊急減災対策砂防計画 38
火山噴火予知連絡会 3,5
ガス施設 21,145,210
火葬 161,166,167,168,267,276
活火山 5,10,12,27,28,30,31,69,72,73,74,75,
81,83,84,85,185,187
学校危機管理マニュアル 172
活動火山対策特別措置法 27,72
カルデラ 7,8,9,10,11,13,14,80,81,85,
228,229,231,233
環境衛生指導班 121,133,134,136
観光客 29
乾パン 137

き

九都県市 101,264,276,277,278,280
義援金 20,57,95,179,180
義援品 20
危機管理監 53,54,61,62,65,66,67
危険物流出 18,88
気象業務法 72,79,148,215
気象情報 18,201
気象予警報 20
救護所 20,127,128,129,130,131,132,161,163,
302,303,305,307,309,311,321
救助物資 15,16,21,22,57,58,64,100,102
給水拠点 135

協力命令 96
緊急交通路..... 21
緊急通行車両.....56,111,112,113,114,142,258,339
緊急通報システム..... 122,196
緊急道路障害物除去 265
緊急輸送路..... 32,270,276

く

空港施設 39,157,210

け

警備 15,55,90,110,111,112,206,207,299
激甚災害 181,182
激甚法..... 182,363
下水道施設..... 58,205,213,214
血液製剤 22,131,264,310
健康相談 120,121,123,133,134,197
検視・検案.....161,163,164,165,166,305
建築基準法..... 8
現地災害対策本部.....54,59,61,65,151,216

こ

広域火葬 167
降灰除去 158,160,221,222
降灰予報 45,76,79,158,160,192,201,202,221
公共土木施設..... 17,156,363,364
語学ボランティア 48

さ

災害救助法の適用.....4,55,68,92,136,137,176,303
災害拠点病院.....129,132,319,320,321,322,323,324
災害情報提供システム..... 90
災害即応対策本部..... 65,66,69,70
災害対策基本法 .. 3,66,88,102,108,111,112,116,255,
256,264,267,276,298,302,307,309,311,358
災害対策職員住宅..... 63,213,319
災害弔慰金 176,359
災害派遣 15,19,55,59,99,105,106,107,108,124
197,206,321
災害派遣要請..... 105
災害復旧工事..... 20
災害復興 15,16, 225
砂防事業 32,38
砂防施設 35,38,157

し

自衛消防組織..... 193
自衛消防隊 123,193,194,196
事業継続計画.....46,193,323
指定公共機関.....19,53,55,61,71,86,182,203
指定地方行政機関.....16,53,55,61,71,86,94,199,203
指定地方公共機関.....22,53,55,61,71,86,131,203
し尿処理..... 267,271
車両の確保 140
従事命令 96,97,141
情報監視態勢..... 69,70
情報連絡態勢.....68,69,70,86,204
初動態勢 53,110,127,213

す

水門 265
スコリア 11,228,229

せ

生活相談 176
生活必需品等の供給 124,136
赤十字ボランティア 20,49,121
船舶の確保 140

そ

総合防災訓練.....41,42,123,197

た

耐震診断 118
立川地域防災センター..... 63,319,344

ち

地域危険度..... 321
治山施設 17
地方隊長 53,54,55,61,62, 64
調製粉乳 124,137,139,197,260,345,348
調味料.....137,138,265,329,334,353

て

泥流 11,35,38,115,156,157,160,187,188
鉄道施設 21,22,190,210
電気施設 145,210

と

島外避難 3,29,31,35,117,131,140,261
東京 DMAT 128,209
東京都災害情報システム 118,119,120,121
東京都災害対策本部 53,54,199,253,254,339
東京都防災会議 3,15,28
東京都防災行政無線 86,203,212,244,245,246
247,249
東京都防災センター .....54,62,63,67,106 ,249
東京ボランティア・市民活動センター..... 48
透析患者 123,197
動物救護 19,121,175,208
登録ボランティア 48
特別財政援助 181
土石流.....29,30,35,38,117,187,188
トリアージ..... 131,302,322,324

に

日赤奉仕団..... 102,139
入山規制 69,73,81,82,84,85

は

排水場..... 58
ハザードマップ .....18 ,45,187,188,192,322

ひ

被害想定 188
被災者生活再建支援金..... 176,362
被災宅地危険度判定士..... 49
非常配備態勢..... 54,65,249
非常無線通信 16,87, 204
備蓄食料 136,139
備蓄倉庫.....137,319,344
避難勧告 18,28,115,117,118,122,196
避難訓練 42,172
避難行動 29,44,46,80,81,82,84,85,
122,123,125,192,196,197
避難指示 115,117,118
避難準備 29,69,73,80,81,82,84,85,115,116,118
122,196
避難所管理運営マニュアル 119
避難所の開設 59,120,121,125,208
避難体制 3,27,28,31,
避難場所 .....29,42,45,89 ,151,169,216,276
避難路.....118,123,196

ふ

福祉避難所 118,119,120,121,123,125,197
副食品.....137,265,353
富士山ハザードマップ検討委員会..... 188
噴火警戒レベル 10,12, 29,43,66,69,70,72,73
74,75,80,82,84,85,116,117,205
噴火警報 ...29,33,43,45,69,70,72,73,74,75,76,79,80,
81,82,84,85,91,115,116,143,144,192,200,201
噴火予報 69,70,72,73,74,75,79,81,83,84,85,192

へ

米穀 137,138,139,349,350,351,352

ほ

保安施設 17
保安林..... 17
防疫 15,16,22,32,57,64,108,113,132,133,134
208,261,267,272,276
防疫活動 133,134
防災教育 15,16,32,43
防災行政無線.....8,62,86,87,116, 148,151,203
204,212,216,244,245,246,247,248,249
防災訓練.....3,15,16,28 ,31,41,42,45,46,47,123,172
191,192,193,194,197,309,311,323
防災市民組織.....15,16,27,41,45,46,47,77,102,120,
122,123,190,192,193,194,196,197,201
防災知識.....18,41,43,122,191,196
防災ボランティア 46,48,193
放送要請 56,90,91,255,256,257,259,265
報道要請 91,255,258,259
保健衛生 15,16,32,57,113,258
保健活動班..... 123,133,134,197
ボランティアコーディネーター 48
ポンプ所 214

ま

マグマ水蒸気爆発.....10,11,13,233

み

水再生センター 214
身元確認班 166,168

め

メンタルヘルスケア 124,197

や

夜間防災連絡室 249,256

ゆ

輸送拠点.....58,136,138
輸送船舶..... 140

よ

要配慮者 29,32,45,46,119,120,122,123,124,125
192,196,197,198,208

ら

ライフライン施設..... 145

わ

割れ目噴火 3,7,8,11,80,231

平成６年７月　第１次修正
平成30年12月　第４次修正

印刷物規格表第２類
印刷番号（30）55

東京都地域防災計画
火山編　本冊

編集・発行　東京都防災会議
（東京都防災会議事務局）
東京都総務局総合防災部
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　０３（５３２１）１１１１（代）　内線25-017

印　　刷　株式会社 プライムステーション
〒160-0005　東京都新宿区愛住町１９－１６
電話　０３（３３５８）２２０１

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。